各都道府県知事 殿

消防庁長官(公印省略)

緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱等の改正について(通知)

「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」(平成27年3月31日消防広第74号) (以下「要請要綱」という。)、「緊急消防援助隊の運用に関する要綱」(平成16年3月26日 消防震第19号)(以下「運用要綱」という。)及び「緊急消防援助隊活動費負担金交付要綱」 (平成16年4月9日消防震第23号)(以下「負担金交付要綱」という。)について、下記の とおり改正しました。

貴職におかれましては、改正内容を御理解の上、その運用に十分配慮されるとともに、貴 都道府県内の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対しても、この旨周 知されるようお願いします。

なお、本通知は消防組織法第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申 し添えます。

記

1 残留する航空隊の取扱いに関する事項(要請要綱第12条)

残留する航空隊の取扱いについては、要請要綱、南海トラフ地震における緊急消防援助隊アクションプラン(平成28年3月29日消防広第69号)及び首都直下地震における緊急消防援助隊アクションプラン(平成29年3月29日消防広第90号)に、残留航空小隊や残留ヘリコプターと規定されており文言が混在していること、各地域ブロックに残留する航空隊は緊急消防援助隊(以下「緊援隊」という。)として取扱わないと整理することから、「残留する運航可能な航空隊を1隊以上確保する」という文言に統一した。(各アクションプランについては、今後改正することとする。)

2 ドローン等の活用 (要請要綱第18条、運用要綱第30条)

無償使用制度により各消防本部に配備している「情報収集活動用ドローン」及び「映像伝送装置」について、令和3年度内に配備方針(目標)である47都道府県全てに配備される予定であることから、これらの積極的な活用を要請要綱及び運用要綱に明記した。

3 部隊移動の対象を拡大(要請要綱第19条) 特別な資機材を有しない小隊であっても、被害状況等に応じて小隊単位で部隊移動が可能 となるよう変更した。 4 受援市町村の長による増隊要請のための連絡(要請要綱第23条)

これまで要請要綱には、受援都道府県の知事による増隊要請は規定されていたが、受援市町村の長による増隊要請の連絡については規定されていなかったことから明記した。

5 要請要綱別表の変更

(1) A表とE表を統合

災害区分に応じた出動準備から迅速出動に係る措置要求の内容まで同一の表で把握できるように変更した。なお、この統合に伴い出動準備及び迅速出動に係る措置要求の内容の変更はない。

(2) C表とD表の変更

佐賀県防災へリコプターの運航開始に伴い別表C表とD表を変更した。

- 6 要請要綱別記様式の変更、追加及び削除
- (1) これまでの災害を通じての都道府県の要望や消防庁としての改善点を踏まえ、ニーズの高い車両や資機材を記入する欄を設ける等変更した。
- (2) 出動準備の解除の連絡について、これまで消防庁から出動準備を依頼している登録都道 府県及び登録市町村の消防本部に対して電話による連絡のみであったことから、新たに出 動準備の解除の様式を追加した。
- (3) 別記様式5-2 (消防本部ごとの出動状況) は、緊援隊の派遣中に後方支援本部から毎日報告される部隊集計表(「緊急消防援助隊の隊数及び人員数の計上について」令和2年3月3日付け消防広第32号) と内容が重複していることから廃止することとした。

なお、負担金交付要綱における交付申請時に負担金交付要綱別記様式第2に代えて別記様式5-2を添付することができるとしていたが、部隊集計表を添付することで代えることができるものとする。

7 負担金交付要綱別記様式の変更

負担金交付要綱の別記様式の押印の表記を削除し、押印の代替措置として真正性の確認を 行うため担当者や責任者を明確にするよう変更した。併せて、様式中の平成の元号を削除す る。また、一部の別記様式で対象経費の詳細な積算を含めた報告が行われている現状を踏ま え、詳細項目を記載できるように構成を変更した。

添付資料

- 別添1 緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱
- 別添2 緊急消防援助隊の運用に関する要綱
- 別添3 緊急消防援助隊活動費負担金交付要綱
- 参考1 緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱 (新旧対照表)
- 参考2 緊急消防援助隊の運用に関する要綱(新旧対照表)
- 参考3 緊急消防援助隊活動費負担金交付要綱(新旧対照表)
- 参考4 緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱における別記様式の記入例

【問い合わせ先】消防庁広域応援室 鈴木補佐・入澤係長・古波・田中

TEL: 03-5253-7527 FAX: 03-5253-7537

E-mail a5. tanaka@soumu.go.jp

緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱

平成 27 年 3 月 31 日 消防 広 第 74 号 改正 平成 28 年 3 月 30 日 消防 広 第 80 号 改正 平成 29 年 3 月 28 日 消防 広 第 93 号 改正 平成 31 年 3 月 8 日 消防 広 第 35 号 改正 令和 2 年 7 月 17 日 消防 広 第 190 号 改正 令和 3 年 3 月 22 日 消防 広 第 89 号

目次

- 第1章 総則
- 第2章 応援等の要請
- 第3章 出動の求め又は指示等
- 第4章 受援体制
- 第5章 部隊移動及び増隊要請
- 第6章 応援等の引揚げの決定
- 第7章 大規模地震発生時における迅速出動基準
- 第8章 防災関係機関との連携
- 第9章 応援等実施計画及び受援計画
- 第10章 応援に要した経費の負担区分
- 第11章 その他

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、消防組織法(昭和22年法律第226号。以下「法」という。)、緊急消防援助隊に関する政令(平成15年政令第379号。以下「援助隊政令」という。)及び緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画(平成16年消防震第9号。以下「基本計画」という。)に定めるもののほか、緊急消防援助隊の応援等の要請、出動の求め又は指示その他の緊急消防援助隊に関する都道府県及び市町村の対応について、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

- 第2条 この要綱において使用する用語は、法及び基本計画において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 政令市等とは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項に規定する指定 都市及び東京都の特別区をいう。
 - (2) 被災地消防本部とは、被災地を管轄する消防本部をいう。
 - (3) 指揮本部とは、被災地消防本部の指揮本部をいう。

- (4) 指揮者とは、被災地の市町村長又は当該市町村長の委任を受けた消防長をいう。
- (5) 航空指揮本部とは、被災地(被災地の周辺地域を含む。)における航空機を用いた消防活動の拠点(以下「活動拠点へリベース」という。)の指揮本部をいう。
- (6) 応援等とは、法第44条第1項の消防の応援等をいう。
- (7) 受援都道府県とは、緊急消防援助隊による応援等を受ける又は受けた被災地の属する都道 府県をいう。
- (8) 受援市町村とは、緊急消防援助隊による応援等を受ける又は受けた市町村をいう。
- (9) 応援都道府県とは、緊急消防援助隊を出動させる又は出動させた都道府県をいう。
- (10) 応援市町村とは、緊急消防援助隊を出動させる又は出動させた市町村をいう。
- (11) 代表消防機関代行とは、代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合にその 任務を代行する消防機関をいう。
- (12) 登録市町村とは、緊急消防援助隊として登録された小隊等が属する市町村(東京都の特別 区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合を含む。)をいう。
- (13) 登録都道府県とは、緊急消防援助隊として登録された航空消防隊の属する都道府県をいう。
- (14) 航空隊とは、法第30条第3項に規定する都道府県の航空消防隊又は航空機を用いた消防活動を行う消防本部の消防隊をいう。
- (15) 消防庁へリコプターとは、法第 50 条の規定に基づき、都道府県又は市町村が無償使用しているヘリコプター(以下「消防庁ヘリ」という。)をいう。
- (16) 進出拠点とは、緊急消防援助隊が被災地に進出するための目標とする拠点(一時的に集結する場所を含む。)をいう。
- (17) 迅速出動とは、法第 44 条の規定に基づき、あらかじめ消防庁長官(以下「長官」という。) と都道府県知事及び市町村長の間で一定条件付きの緊急消防援助隊の出動等に関する措置要求等の準備行為を行っておき、災害等の規模が該当条件を満たした場合に当該措置要求等を行い、これに応じて出動することをいう。
- (18) 震央管轄都道府県とは、地震が発生した場合の、当該地震の震央が存する都道府県をいう。
- (19) 震央管轄消防本部とは、地震が発生した場合の、当該地震の震央が存する市町村を管轄する消防本部をいう。
- (20) 最大震度都道府県とは、地震が発生した場合の、最大震度を計測した都道府県をいう。
- (21) 部隊移動とは、法第44条の規定に基づく長官の措置の求め又は指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が市町村(東京都の特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合は、一の市町村とみなす。以下この号において同じ。)若しくは都道府県をまたいで別の被災地に出動すること、又は法第44条の3の規定に基づく都道府県知事の指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が市町村をまたいで当該都道府県内の別の被災地に出動することをいう。

第2章 応援等の要請

(都道府県知事による緊急消防援助隊の応援等の要請)

第3条 被災地の属する都道府県の知事は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況及び

当該都道府県内の消防力を考慮して緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断した場合は、法第44条第1項の規定に基づき、長官に対して、緊急消防援助隊の応援等の要請を行うものとする。

- 2 被災地の属する都道府県の知事は、災害による死者数その他の詳細な災害の状況が迅速に把握できない場合であっても、甚大な被害に拡大することが見込まれ、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断したときは、法第 44 条第1項の規定に基づき、長官に対して、緊急消防援助隊の応援等の要請を行うものとする。
- 3 前二項の要請は電話(災害時優先通信、消防防災無線、地域衛星通信ネットワーク、都道府 県防災行政無線、衛星携帯電話その他災害時に有効な通信を行える手段を含む。以下同じ。)に より直ちに行うものとし、以下に掲げる事項が明らかになり次第電話により報告するものとす る。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による報告は、これ らを把握した段階で、ファクシミリ(これと併せて電子メールによっても可能とする。以下同 じ。)により速やかに行うものとする(別記様式1-1)。
 - (1) 災害の概況
 - (2) 出動を希望する区域及び活動内容
 - (3) 緊急消防援助隊の活動のために必要な事項
- 4 被災地の属する都道府県の知事は、自衛隊法(昭和 29 年法律第 165 号)第 83 条の規定に基づく自衛隊の災害派遣要請を行うに当たって、同時に緊急消防援助隊の応援等の必要性について検討するものとする。
- 5 被災地の属する都道府県の知事は、被災地及びその周辺地域に原子力施設、石油コンビナートその他の緊急消防援助隊の活動に重大な支障を生ずるおそれのある施設が存在するときは、当該施設における災害の状況及び緊急消防援助隊の活動上必要な事項について情報収集を行い、第1項及び第2項の要請と併せて報告するよう努めるものとする。この場合において、当該報告を受けた長官は、当該都道府県に出動する指揮支援部隊長に対して情報提供するものとする。

(応援等の要請のための市町村長の連絡)

- 第4条 被災地の市町村長は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況及び当該被災地の 市町村の消防力を考慮して、大規模な消防の応援等が必要であると判断した場合は、都道府県 知事に対して、当該応援等が必要である旨を直ちに電話により連絡するものとし、前条第3項 各号に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡するものとする。詳細な災害の状況及び 応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階で、ファ クシミリにより速やかに行うものとする(別記様式1-2)。
- 2 被災地の市町村長は、前項に規定する連絡を行った場合において、特に必要があると認めるときは、その旨及び当該市町村の災害の状況を長官に直ちに電話により連絡することができるものとする。
- 3 被災地の市町村長は、都道府県知事に対して第1項の連絡ができない場合には、その旨を長 官に直ちに電話により連絡することができるものとし、前条第3項各号に掲げる事項が明らか になり次第電話により連絡することができるものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要 な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階で、ファクシミリによ

- り速やかに行うことができるものとする(別記様式1-2)。
- 4 前条第5項の規定は、前3項の連絡に準用する。

第3章 出動の求め又は指示等

(出動可能隊数の報告及び出動準備)

- 第5条 消防庁は、大規模災害若しくは特殊災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において災害等の状況を考慮して必要と認めるときは、出動の可能性があると考えられる都道府県及び当該都道府県に属する登録市町村の消防本部に対して、緊急消防援助隊の出動可能隊数報告及び出動準備を依頼(消防本部にあっては、都道府県を経由して行う。)するものとする(別記様式2-1)。
- 2 消防庁から出動可能隊数報告及び出動準備の依頼を受けた消防本部は、都道府県及び代表消防機関に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するとともに、出動準備を行うものとする(別記様式2-2)。この場合において、当該都道府県は、当該都道府県内の出動可能隊数を取りまとめ、消防庁に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するものとする(別記様式2-2)。
- 3 登録都道府県の航空消防隊及び登録市町村の消防本部は、別表A-1及び別表A-2に定める災害が発生した場合は、同表に定めるところにより出動準備を行うものとする。この場合において、消防庁は、都道府県及び当該都道府県に属する登録市町村の消防本部に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数報告及び出動準備を依頼(消防本部にあっては、都道府県を経由して行う。)するものとする(別記様式2-1)。
- 4 前項の出動可能隊数報告及び出動準備の依頼を受けた登録市町村の消防本部は、都道府県及び代表消防機関に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するものとし、当該報告を受けた都道府県は、当該都道府県内の出動可能隊数を取りまとめ、消防庁に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するものとする(別記様式2-2)。
- 5 都道府県は、消防庁から出動可能隊数報告の求めがない場合であっても、災害の状況を考慮 して必要と判断したときは、当該都道府県内の出動可能隊数を調査し、消防庁に対して報告す るものとする(別記様式2-2)。
- 6 消防庁は、災害の状況、被災地消防本部及び消防団の消防力並びに当該被災地の属する都道 府県内の消防応援を考慮して緊急消防援助隊の応援等が不要と判断した場合は、第2条及び第 3項の規定に基づき出動準備を行っている都道府県及び当該都道府県に属する登録市町村の消 防本部に対して、書面等により出動準備の解除を連絡(消防本部にあっては、都道府県を経由 して行う。)するものとする(別記様式2-3)。

(長官による出動の求め、指示等)

第6条 長官は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況、被災地消防本部及び消防団の 消防力並びに当該被災地の属する都道府県内の消防応援を考慮して緊急消防援助隊の応援等が 必要と判断した場合は、法第44条及び基本計画に基づき、緊急消防援助隊の出動の求め又は指 示を行うものとする(別記様式3-1)。

- 2 前項の求め又は指示を行う場合において、長官は、原則として、応援先市町村を指定するものとする。ただし、被災地が複数に及び、出動の求め又は指示を行う段階では応援先市町村を指定することが困難な場合は、応援先都道府県を指定するものとし、その後、第14条に規定する消防応援活動調整本部(以下「調整本部」という。)と調整の上、応援先市町村を指定するものとする。
- 3 長官は、前項の指定を行う場合、原則として、都道府県大隊又は部隊(指揮支援部隊及び航空部隊を除く。)を単位とし、指揮支援隊の属する消防本部が含まれる都道府県大隊については、当該指揮支援隊の応援先市町村と同一の市町村を指定するものとする。ただし、水上小隊、航空小隊及び航空後方支援小隊については、調整本部と調整の上、応援先市町村を指定するものとする。
- 4 長官は、複数の都道府県において大規模災害又は特殊災害が発生した場合その他多くの緊急 消防援助隊の出動が必要と判断する災害が発生した場合は、災害発生都道府県に対応する全て の指揮支援隊、第一次出動都道府県大隊、出動準備都道府県大隊、第11条に規定する第一次出 動航空小隊及び出動準備航空小隊を第一次出動の求め又は指示の対象とし、応援先都道府県を 指定して出動の求め又は指示を行うものとする。ただし、アクションプランが適用された場合 は、当該アクションプランに定めるところによるものとする。
- 5 長官は、第1項の緊急消防援助隊の出動の求めを行った場合において、時間経過とともに災害の情勢が明らかになり、基本計画第4章1(1)の規定を踏まえ、必要と認めるときは、従前の求めによる出動を指示によるものに変更する。この場合において、長官は、受援都道府県の知事及び当該受援都道府県に属する受援市町村の長並びに応援都道府県の知事及び当該応援都道府県に属する緊急消防援助隊を出動させた市町村長に対して、速やかに通知(市町村長にあっては、都道府県知事を経由して行う。)するものとする。

(応援等決定通知)

第7条 長官は、法第44条の規定に基づき必要な措置をとることを求め又は指示した場合は、受援都道府県の知事及び当該受援都道府県に属する受援市町村の長に対してその旨を通知(市町村長にあっては、都道府県知事を経由して行う。)するものとする(別記様式3-2)。

(都道府県知事による出動の求め又は指示)

第8条 長官から緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を受けた応援都道府県の知事は、登録市 町村の長に対して、直ちに緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行うものとする。

(緊急消防援助隊の出動)

- 第9条 長官から緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を受けた登録都道府県の知事及び登録市 町村の長は、速やかに緊急消防援助隊を出動させるものとする。
- 2 緊急消防援助隊を出動させた消防本部は、都道府県及び代表消防機関に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動隊数を報告するものとし(別記様式2-2)、当該報告を受けた都道府県は、 当該都道府県内の出動隊数を取りまとめ、消防庁に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動隊 数を報告するものとする(別記様式2-2)。

3 前項の報告を受けた消防庁は、受援都道府県及び当該受援都道府県内における被災地消防本部に対して通知(消防本部にあっては、都道府県を経由して行う。)するものとする(別記様式3-3)。

(指揮支援部隊の基本的な出動計画)

- 第10条 指揮支援部隊の基本的な出動計画は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 統括指揮支援隊は、別表Bに定める災害発生都道府県に応じた統括指揮支援隊指定順位第 1位の消防本部が出動することとする。ただし、被災等により当該消防本部が出動できない 場合は、統括指揮支援隊指定順位第2位の消防本部が出動する。
- (2) 指揮支援隊は、別表Bに定める災害発生都道府県に応じた消防本部のうち必要な隊が出動する。
- (3) 航空指揮支援隊は、活動拠点ヘリベースにおいて多数の航空小隊の活動管理が必要な場合、 原則として耐空検査等により自隊のヘリコプターが運休中の航空隊の中から、活動拠点ヘリ ベースに迅速に到着可能な隊が出動する。

(航空小隊の基本的な出動計画)

- 第11条 航空小隊の基本的な出動計画は、次に掲げるとおりとし、あらかじめ任務を指定しておくものとする。
 - (1) 原則として第一次的に応援出動する航空小隊を第一次出動航空小隊とし、別表Cに定める 災害発生都道府県に応じて必要な隊が出動することとする。
- (2) 原則として第一次出動航空小隊のほか、速やかに応援出動の準備を行う航空小隊を出動準備航空小隊とし、別表Dに定める災害発生都道府県に応じて必要な隊が出動の準備を行うこととする。
- 2 航空小隊の任務は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 統括指揮支援隊輸送航空小隊及び指揮支援隊輸送航空小隊は、統括指揮支援隊及び指揮支援隊の輸送を任務とする。
- (2)情報収集航空小隊は、ヘリコプター衛星通信システム(以下「ヘリサット」という。)又は ヘリコプターテレビ電送システムを活用した情報収集及び映像配信を任務とする。
- (3) 救助・救急・輸送航空小隊は、救助用資機材及び救急用資機材を活用した救助・救急活動 又は統括指揮支援隊及び指揮支援隊以外の人員、物資等の輸送を任務とする。
- (4) 消火航空小隊は、ヘリコプター消火用タンク等を活用した空中消火を任務とする。
- 3 次に掲げる任務に対して、消防庁へリを優先的に使用するものとする。
- (1) ヘリサットを活用した情報収集及び映像配信
- (2) 第15条に規定する現地派遣職員の輸送

(航空小隊の出動に関する留意事項)

第12条 航空小隊は、原則として、前条により指定された任務を行うものとする。ただし、災害 の種別、規模、受援都道府県からの要請内容等により、消防庁は任務指定の変更を行うものと する。

- 2 航空小隊の出動順位は、原則として、被災地又は航空小隊の進出拠点からの直近順とし、当該航空小隊の装備品等を考慮し、出動の求め又は指示を行うものとする。
- 3 指揮支援隊輸送航空小隊及び情報収集航空小隊の両任務を指定されている航空小隊は、兼務 するものとする。
- 4 指揮支援隊輸送航空小隊及び救助・救急・輸送航空小隊又は消火航空小隊の両任務を指定されている航空小隊は、指揮支援隊の輸送任務を優先するものとする。
- 5 航空小隊は、複数の任務が遂行可能な体制で出動するよう努めるものとする。
- 6 各地域ブロックに、原則として、残留する運航可能な航空隊を1隊以上確保するものとする。
- 7 航空指揮支援隊の輸送は、各任務の指定状況を踏まえ、消防庁が別に指定するものとする。
- 8 航空隊は、前各項により難い場合は、消防庁と調整するものとする。

(航空後方支援小隊の基本的な出動計画)

第13条 航空後方支援小隊は、活動拠点へリベース等において輸送・補給活動等が必要な場合 に、原則として、耐空検査等により自隊のヘリコプターが運休中の航空隊の中から出動するこ ととする。

第4章 受援体制

(消防応援活動調整本部の設置)

第14条 受援都道府県の知事は、被災地での緊急消防援助隊等の迅速かつ的確な活動等に資する ため、被災地が2以上ある場合において緊急消防援助隊が出動したときは、直ちに法第44条の 2の規定に基づく調整本部を設置するものとする。

なお、被災地が1の場合であっても、受援都道府県の知事が必要と認めるときは、調整本部 と同様の組織を設置することができるものとする。

- 2 調整本部(調整本部と同様の組織を含む。以下同じ。)は、都道府県災害対策本部と緊密な連携を図る必要があることから、原則として、都道府県災害対策本部及び政府現地対策本部(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第25条第6項若しくは第28条の3第8項の規定に基づく非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部をいい、これらが設置された場合に限る。)に近接した場所に設置するものとする。
- 3 調整本部は、自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関と緊密な連携を図ることができる場所に設置するものとする。
- 4 調整本部の本部員は、次の例を参考に、第40条に規定する都道府県緊急消防援助隊受援計画 (以下「受援計画」という。)に定めておくものとする。
- (1) 法第44条の2第5項第1号の「部内の職員」については、当該都道府県の消防防災主管課等の職員及び航空消防隊員
- (2) 法第44条の2第5項第2号の「消防本部」については、当該都道府県内の代表消防機関又 は代表消防機関代行
- (3) 法第44条の2第5項第3号の「災害発生市町村の長の指名する職員」については、被災地 消防本部の職員

- (4) 法第44条の2第5項第4号の「緊急消防援助隊の隊員のうちから都道府県知事が任命する者」については、当該都道府県に出動した指揮支援部隊長
- 5 調整本部は、都道府県災害対策本部及び政府現地対策本部で決められた方針の下で、次に掲 げる事務をつかさどるものとする。
- (1)被害状況、都道府県が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。
- (2) 被災地消防本部、消防団、当該都道府県内消防応援隊及び緊急消防援助隊の活動調整に関すること。
- (3) 緊急消防援助隊の都道府県内での部隊移動に関すること。
- (4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との連絡調整に関すること。
- (5) 当該都道府県内で活動する緊急消防援助隊の安全管理体制に関すること。
- (6) 第16条に規定する航空運用調整班との連絡調整に関すること。
- (7) 都道府県災害対策本部に設置された災害医療本部との連絡調整に関すること。
- (8) その他必要な事項に関すること。
- 6 調整本部長は、法第44条の2第8項の規定に基づき、国の職員その他の者を調整本部の会議 に出席させる必要があると認め、その要請を行った場合は、消防庁に対してその旨を連絡する ものとする。
- 7 調整本部は、受援都道府県名を冠称し、「○○都道府県消防応援活動調整本部」と呼称する。
- 8 受援都道府県の知事は、調整本部を設置した場合は、設置日時、設置場所、構成員及び連絡 先について、長官に対して速やかに報告するものとする。
- 9 受援都道府県の知事は、緊急消防援助隊の活動終了に伴い調整本部を廃止した場合は、長官に対して、速やかにその旨を報告するものとする。

(消防庁職員の現地派遣)

- 第15条 長官は、緊急消防援助隊の出動が決定し、災害の状況に応じ必要と判断した場合は、調整本部又は都道府県災害対策本部に消防庁職員(以下「現地派遣職員」という。)を派遣するものとする。
- 2 長官は、災害の状況に応じ必要と判断した場合は、指揮支援本部、市町村災害対策本部又は 航空指揮支援本部に現地派遣職員を派遣するものとする。
- 3 長官は、被災地における消防の広報活動が必要と判断した場合は、災害現場等に現地派遣職員を派遣するものとする。
- 4 現地派遣職員は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
- (1)被害情報の収集及び消防庁への情報提供に関すること。
- (2) 都道府県災害対策本部又は市町村災害対策本部に対する、災害対策活動の支援に関すること。
- (3) 緊急消防援助隊の増隊、部隊移動等、緊急消防援助隊の活動調整に係る消防庁との連絡調整に関すること。
- (4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との連絡調整に関すること。
- (5) 報道機関への対応に関すること。
- (6)被害状況や活動状況に係る動画及び静止画の収集及び共有に関すること。

(航空運用調整班の設置)

第 16 条 受援都道府県の知事は、航空小隊と関係機関の航空機との活動調整を図るため、都道府 県災害対策本部に、航空運用調整班を設置するものとする。

(進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等)

- 第17条 進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等については、原則として、次のとおりとする。
 - (1) 進出拠点

消防庁は、災害の状況、道路の状況、都道府県大隊又は部隊の特性、規模等を考慮し、調整本部(調整本部が設置されない場合は被災地)と調整の上、進出拠点を決定し、応援都道府県(又は応援都道府県の後方支援本部)に対して連絡するものとする。

(2) 宿営場所

消防庁は、災害の状況、緊急消防援助隊の規模等を考慮し、調整本部(調整本部が設置されない場合は被災地)と調整の上、宿営場所を決定し、応援都道府県(又は応援都道府県の後方支援本部)に対して連絡するものとする。

(情報共有等)

- 第 18 条 消防庁は、調整本部、指揮支援本部、指揮者、航空指揮支援本部、ヘリベース指揮者、 都道府県大隊本部及び後方支援本部に対して、緊急消防援助隊連絡体制(別記様式7)により 情報連絡体制等の明確化を図るものとする。
- 2 消防庁、調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部、都道府県大 隊本部、後方支援本部及び緊急消防援助隊は、緊急消防援助隊動態情報システム、支援情報共 有ツール、ヘリコプター動態管理システム、情報収集活動用ドローン、映像伝送装置等を積極 的に活用し、緊急消防援助隊の活動等について必要な情報共有を図るとともに、被害状況や活 動状況について動画及び静止画による共有に努めるものとする。

第5章 部隊移動及び増隊要請

(部隊移動の基本)

- 第19条 部隊移動は、緊急消防援助隊の隊員の負担軽減及び安全管理上の観点を考慮し、原則として、新たな緊急消防援助隊の投入によりがたい、次に掲げる場合に行うものとする。
- (1) 地理的要因により、新たな緊急消防援助隊の投入には時間を要し、人命救助のためそのいとまがない場合
- (2) 市街地が連たんした複数市町村が被災するなど、市町村境界をまたぎ、多数の災害が発生している場合
- (3) 緊急消防援助隊が不足し、新たな緊急消防援助隊の投入が不可能な場合
- 2 前項の部隊移動については、都道府県大隊又は部隊単位を原則とする。ただし、被害状況、 部隊の規模、車両、資機材の特殊性等を踏まえ、中隊又は小隊単位で部隊移動を行うことが効 率的かつ効果的な場合は、この限りではない。

(長官による部隊移動の求め又は指示)

- 第20条 長官による部隊移動の求め又は指示の手続は、次のとおりとする。
 - (1) 長官は、移動先、規模及び必要性を明示して、緊急消防援助隊行動市町村の属する都道府 県の知事(以下「緊急消防援助隊行動都道府県知事」という。)及び緊急消防援助隊行動都道 府県知事を経由して、緊急消防援助隊行動市町村の長に対して、部隊移動に関する意見を求 めるものとする(別記様式6-1)。
 - (2) 前号により意見を求められた緊急消防援助隊行動市町村の長は、緊急消防援助隊行動都道府県知事を経由して、長官に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする(別記様式 6-2)。
 - (3) 第1号により意見を求められた緊急消防援助隊行動都道府県知事は、当該都道府県内の被害状況、緊急消防援助隊及び都道府県内消防応援隊の活動状況を考慮し、前号の緊急消防援助隊行動市町村の長の意見を付して、長官に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする(別記様式6-2)。
 - (4) 長官は、前号の意見を踏まえ、緊急消防援助隊が都道府県に属する場合にあっては当該都道府県の知事に対して、市町村に属する場合にあっては当該市町村が属する都道府県の知事を経由して当該市町村の長に対して、部隊移動の求め又は指示を行うものとする(別記様式6-3)。
 - (5) 長官は、部隊移動の求め又は指示を行った場合は、緊急消防援助隊行動都道府県知事及び 緊急消防援助隊行動都道府県知事を経由して、緊急消防援助隊行動市町村の長に対して、そ の旨を通知するものとする(別記様式6-4)。
 - (6) 長官は、部隊移動の求め又は指示を行った場合は、部隊移動先の都道府県の知事及び当該 都道府県知事を経由して、部隊移動先の市町村の長に対して、その旨を通知するものとする (別記様式6-5)。

(受援都道府県の知事による部隊移動の指示)

- 第21条 受援都道府県の知事による部隊移動の指示の手続は、次のとおりとする。
 - (1) 受援都道府県の知事は、移動先、規模及び必要性を明示して、調整本部に対して部隊移動 に関する意見を求めるものとする。
 - (2) 前号により意見を求められた調整本部は、緊急消防援助隊行動市町村の意見等を把握するよう努めるとともに、当該都道府県内の被害状況、緊急消防援助隊及び都道府県内消防応援隊の活動状況を考慮し、受援都道府県の知事に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする。
- (3) 受援都道府県の知事は、前号の意見を踏まえ、指揮支援本部長を経由して、都道府県大隊 及び部隊の長に対して、部隊移動の指示を行うものとする(別記様式6-6)。
- (4) 受援都道府県の知事は、部隊移動の指示を行った場合は、緊急消防援助隊行動市町村の長及び移動先の市町村の長に対して、速やかにその旨を通知するものとする(別記様式6-7)。
- (5) 受援都道府県の知事は、部隊移動の指示を行った場合は、長官に対して速やかにその旨を 通知するものとする(別記様式6-8)。

- (6) 前号の通知を受けた長官は、部隊移動の指示を受けた緊急消防援助隊が、都道府県に属する場合にあっては当該都道府県の知事に対して、市町村に属する場合にあっては当該市町村の属する都道府県の知事を経由して当該市町村の長に対して、速やかにその旨を通知するものとする(別記様式6-9)。
- (7) 調整本部は、部隊移動の指示の内容を適切に記録しておくものとする。
- (8)調整本部は、部隊移動を行う場合は、都道府県災害対策本部に対して、移動先、規模、経路等を連絡し、道路啓開、先導等の所要の措置を要請するものとする。

(受援都道府県の知事による増隊要請)

第22条 受援都道府県の知事は、緊急消防援助隊の活動状況を踏まえ、人員又は装備等の観点から緊急消防援助隊を増隊する必要があると判断した場合には、長官に増隊の要請を行うものとする(別記様式1-1)。

(受援市町村の長による増隊要請のための連絡)

第23条 受援市町村の長は、緊急消防援助隊の活動状況を踏まえ、人員又は装備等の観点から緊急消防援助隊を増隊する必要があると判断した場合には、都道府県の知事に増隊が必要である旨を連絡するものとする(別記様式1-2)。

第6章 応援等の引揚げの決定

(活動終了に関する市町村長の連絡)

第24条 受援市町村の長は、指揮支援本部長からの活動報告、現地合同調整所における調整結果等を総合的に勘案し、当該市町村の区域内における緊急消防援助隊の活動終了を判断するものとし、当該市町村が属する都道府県の知事へ直ちに電話によりその旨を連絡するものとする。

(都道府県知事による緊急消防援助隊の引揚げの決定)

第25条 前条の連絡を受けた受援都道府県の知事は、政府現地対策本部等と調整の上、当該都道府県内からの緊急消防援助隊の引揚げを決定する。この場合において、長官、受援市町村の長及び当該都道府県に出動した指揮支援部隊長に対して直ちに電話によりその旨を通知するものとし、書面による通知をファクシミリにより速やかに行うものとする(別記様式4-1)。

(指揮支援部隊長による部隊への引揚げ決定連絡)

- 第26条 前条の通知を受けた指揮支援部隊長は、指揮支援本部長及び航空指揮支援本部長に対して、直ちに緊急消防援助隊の引揚げ決定を連絡する。
- 2 前項の連絡を受けた指揮支援本部長は、活動を管理している都道府県大隊長、統合機動部隊 長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援 部隊長に対して、直ちに緊急消防援助隊の引揚げ決定を連絡する。
- 3 前項の連絡を受けた都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊 長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、被災地における活動を終了す

るとともに、指揮支援本部長に対して次に掲げる事項を報告し、指揮支援本部長の了承を得て 引揚げるものとする。

- (1)活動概要(場所、時間、隊数等)
- (2)活動中の異常の有無
- (3) 隊員の負傷の有無
- (4) 車両、資機材等の損傷の有無
- (5) その他必要な事項
- 4 前項の報告を受けた指揮支援本部長は、指揮者及び指揮支援部隊長に対してその旨を報告し、 指揮支援部隊長の了承を得て引揚げるものとする。当該報告を受けた指揮支援部隊長は、消防 庁及び調整本部長に対して、指揮支援本部長からの本項の報告及び指揮支援本部長の引揚げに ついて報告するものとする。
- 5 第1項の連絡を受けた航空指揮支援本部長は、活動を管理している航空部隊の各小隊長に対して、直ちに緊急消防援助隊の引揚げ決定を連絡する。
- 6 前項の連絡を受けた航空部隊の各小隊長は、被災地における活動を終了するとともに、航空 指揮支援本部長に対して次に掲げる事項を報告し、航空指揮支援本部長の了承を得て引揚げる ものとする。
- (1)活動概要(場所、時間、隊員数等)
- (2)活動中の異常の有無
- (3) 隊員の負傷の有無
- (4) 航空機、車両、資機材等の損傷の有無
- (5) その他必要な事項
- 7 前項の報告を受けた航空指揮支援本部長は、ヘリベース指揮者及び指揮支援部隊長に対して その旨を報告し、指揮支援部隊長の了承を得て引揚げるものとする。当該報告を受けた指揮支 援部隊長は、消防庁及び調整本部長に対して、航空指揮支援本部長からの本項の報告及び航空 指揮本部長の引揚げについて報告するものとする。
- 8 指揮支援部隊長は、活動を管理する全ての緊急消防援助隊の活動が終了した場合は、長官及び受援都道府県の知事に対してその旨を報告し、受援都道府県の知事の了承を得て引揚げるものとする。

(長官による応援都道府県の知事への引揚げ決定通知)

第27条 第25条の通知を受けた長官は、引揚げ決定を受けた緊急消防援助隊が、都道府県に属する場合にあっては当該都道府県の知事に対して、市町村に属する場合にあっては当該市町村が属する都道府県の知事を経由して当該市町村の長に対して、書面による通知をファクシミリにより速やかに行うものとする(別記様式4-2)。

(帰署(所)報告)

- 第28条 緊急消防援助隊として出動した小隊等の属する消防本部は、当該小隊等の最終帰署(所) 後、応援都道府県及び後方支援本部に対して、速やかにその旨を報告するものとする。
- 2 応援都道府県は、当該都道府県及び当該都道府県内の消防本部に属する小隊等の最終帰署(所)

後、消防庁に対して、速やかにその旨を報告するものとする。

(活動結果報告)

第 29 条 応援都道府県は、当該都道府県内の緊急消防援助隊として出動した小隊等の最終帰署 (所)後、速やかに都道府県内の消防本部の意見等を取りまとめるとともに、当該都道府県の 代表消防機関と連携して、緊急消防援助隊活動報告書(別記様式5)を作成し、消防庁及び受 援都道府県に対して、報告するものとする。

第7章 大規模地震発生時における迅速出動基準

(迅速出動の適用条件)

- 第30条 迅速出動の対象となる災害は地震とし、最大震度6弱(政令市等は5強)以上の地震が 発生した場合に適用するものとする。ただし、次に掲げる場合は適用しない。
 - (1) 基本計画第4章4に基づき定められたアクションプランを適用する場合
 - (2) 発生した地震の震央が海域の場合

(迅速出動に係る措置要求等の内容)

- 第31条 迅速出動に係る措置要求等の内容は、別表A-1及び別表A-2のとおりとし、登録都道府県の知事及び登録市町村の長は、地震発生と同時に行われる長官からの出動の求め又は指示に基づき、第34条に規定する出動先へ、速やかに緊急消防援助隊を出動させるものとする。この場合において、被災等により緊急消防援助隊の全部又は一部が出動することができない場合、当該都道府県の知事は、長官に対して、速やかにその旨を報告するものとする。
- 2 前項の場合において、後方支援本部は、統括指揮支援隊、指揮支援隊、都道府県大隊及び統合機動部隊が出動する前に消防庁に対して、電話により出動の要否を確認するものとする。
- 3 消防庁は、迅速出動の適用となる地震発生後、別表A-1及び別表A-2に基づき、登録都 道府県及び登録市町村に対して、速やかに迅速出動の適用である旨を電話により連絡するとと もに、その後、様式(別記様式3-1又は3-4)を送付するものとする。
- 4 長官は、災害の状況等により必要があると判断した場合、速やかに応援規模の増強等の措置を講ずるものとする。

(迅速出動に係る応援等決定通知)

第32条 長官は、迅速出動の適用となる地震発生後、震央管轄都道府県の知事に対して、速やかに迅速出動の適用である旨を電話により連絡するとともに、その後、出動の求め又は指示を行った旨を通知するものとする(別記様式3-2)。

(迅速出動の中止)

第33条 長官は、災害の状況等により、明らかに人的、住家被害等がないと判断した場合は、速やかに迅速出動の中止を連絡するものとする。

(迅速出動適用時の出動先)

- 第34条 迅速出動適用時の緊急消防援助隊の出動先(進出拠点を兼ねる。)は、原則として、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 指揮支援部隊
 - ア 統括指揮支援隊

震央管轄都道府県の都道府県庁舎

イ 指揮支援隊

消防庁又は指揮支援部隊長が連絡する消防本部の庁舎(消防本部を置かない町村にあっては、町村役場。以下同じ。)

(2) 統合機動部隊及び都道府県大隊

震央管轄消防本部の庁舎

(3) 航空小隊

震央管轄都道府県又は震央管轄消防本部の航空隊基地等

(迅速出動適用時の出動先の変更等)

- 第35条 震央管轄都道府県の知事は、迅速出動の適用となる地震が発生した場合、速やかに被害 状況等を確認し、長官に報告するものとする。
- 2 長官は、迅速出動により出動した緊急消防援助隊の出動途上において、被害状況等により、 出動先の変更、応援規模の縮小等の必要があると判断した場合は、震央管轄都道府県の調整本 部と調整の上、指揮支援部隊長、指揮支援隊長、統合機動部隊長、都道府県大隊長及び応援都 道府県に対して連絡するものとする。

(迅速出動適用時の出動可能隊数等の報告)

- 第36条 応援都道府県は、迅速出動により、当該都道府県内の緊急消防援助隊が出動準備を行う場合は、消防庁に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するものとする(別記様式2-2)。
- 2 応援都道府県は、迅速出動により、当該都道府県内から緊急消防援助隊が出動した場合は、 消防庁に対して、当該出動した緊急消防援助隊の隊数を報告するものとする(別記様式2-2)。

第8章 防災関係機関との連携

(防災関係機関等との連絡調整等)

第37条 長官は、緊急消防援助隊の出動等に関し、必要と認める防災関係機関、関係公共機関等 との連絡調整を行うものとする。

(調整本部等における防災関係機関との連携)

第38条 調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部及び後方支援本部は、緊急消防援助隊の活動が効果的に行われるように、緊急消防援助隊の活動に関して必要な交通、輸送、通信、燃料、物資等に関する防災関係機関と緊密な連携を図るものとする。

2 調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部及び航空指揮本部は、緊急消防援助 隊の活動に関して必要な関係機関との連絡調整について、必要に応じて、都道府県災害対策本 部及び市町村災害対策本部に依頼するものとする。

第9章 応援等実施計画及び受援計画

(応援等実施計画)

- 第39条 都道府県知事は、当該都道府県内の緊急消防援助隊の登録状況等を踏まえて、緊急消防援助隊が参集し、被災地に出動するための応援等実施計画を策定するものとする。
- 2 応援等実施計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 都道府県大隊の編成、出動体制及び集結場所に関すること。
- (2) 統合機動部隊の編成、出動体制及び集結場所に関すること。
- (3) エネルギー・産業基盤災害即応部隊の編成、出動体制及び集結場所に関すること。
- (4) NBC災害即応部隊の編成及び出動体制に関すること。
- (5) 土砂・風水害機動支援部隊の編成、出動体制及び集結場所に関すること。
- (6) 航空部隊の編成及び出動体制に関すること。
- (7)情報連絡体制に関すること。
- (8) その他必要な事項に関すること。
- 3 都道府県知事は、応援等実施計画の策定及び変更に当たっては、代表消防機関の長と調整を 行うものとし、当該代表消防機関の長は、登録市町村の消防長の意見を集約するものとする。
- 4 都道府県知事は、応援等実施計画を策定又は変更した場合は、長官に対して当該計画を報告するとともに、当該都道府県が第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊に該当する 都道府県の知事に対して策定又は変更した旨を連絡するものとする。

(受援計画)

- 第40条 都道府県知事は、当該都道府県内の市町村が被災し、緊急消防援助隊の応援等を受ける場合の受援計画を策定するものとする。
- 2 受援計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 調整本部の運営体制及び早期設置に関すること。
- (2) 緊急消防援助隊の早期受入れに係る関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) 進出拠点、当該拠点への連絡員の派遣及び連絡体制に関すること。
- (4) 宿営場所その他緊急消防援助隊の活動に必要な拠点の確保に関すること。
- (5) 救助活動拠点施設(南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)に規定する救助活動のための拠点施設をいう。)の運用に関すること。
- (6) 緊急消防援助隊の活動に必要な情報の提供に関すること。
- (7) 燃料補給、物資補給等の後方支援体制に関すること。
- (8) 航空運用調整班、空港・基地施設管制との調整、無線運用、安全管理、ヘリコプターの離着 陸場、燃料補給等の航空機の受援に関すること。
- (9) その他必要な事項に関すること。

- 3 都道府県知事は、受援計画の策定及び変更に当たっては、代表消防機関の長と調整を行うものとし、当該代表消防機関の長は、当該都道府県内の消防長の意見を集約するものとする。
- 4 都道府県知事は、受援計画の策定及び変更に当たっては、地域防災計画の内容と整合を図るものとする。
- 5 都道府県知事は、受援計画を策定又は変更した場合は、長官に対して当該計画を報告すると ともに、当該都道府県に対応する第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊の都道府 県の知事並びに当該都道府県に対応する統括指揮支援隊及び指揮支援隊の属する消防本部の長 に対して策定又は変更した旨を連絡するものとする。

(都道府県知事の事務の委任等)

第41条 地方自治法第153条に基づき、調整本部又は部隊移動に係る都道府県知事の権限に属する事務を、その補助機関である職員に委任等する場合は、受援計画にその旨を明記するものとする。

第10章 応援に要した経費の負担

(長官の求めにより出動した場合における応援経費の負担)

- 第42条 法第44条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、長官の出動の求めを受けて出動 した緊急消防援助隊の活動により増加し、又は新たに必要となる消防に要する費用は、次の各 号に掲げる経費の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。
 - (1) 受援市町村において負担する経費 法第49条第1項に規定する経費及び援助隊政令第5条 各号に掲げる経費
- (2) 応援都道府県又は応援市町村(以下「応援都道府県等」という。)において負担する経費 緊急消防援助隊の活動により生じた公務災害補償に要する経費
- 2 前項各号に掲げる経費以外の経費は、原則として受援市町村及び応援都道府県等双方の協議 により当該経費の負担を決定するものとし、当該協議を円滑に行うための経費負担に関する原 則的な考え方については、消防庁が別に定める。

(長官の指示により出動した場合における応援経費の負担)

- 第43条 法第44条第5項の規定に基づき、長官の指示を受けて出動した緊急消防援助隊の活動により増加し、又は新たに必要となる消防に要する費用は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。
- (1)消防庁において負担する経費 法第49条第1項に規定する経費及び援助隊政令第5条各号 に掲げる経費
- (2) 応援都道府県等において負担する経費 緊急消防援助隊の活動により生じた公務災害補償 に要する経費
- 2 前項各号に掲げる経費以外の経費は、原則として受援市町村及び応援都道府県等双方の協議 により当該経費の負担を決定するものとし、当該協議を円滑に行うための経費負担に関する原 則的な考え方については、消防庁が別に定める。

第11章 その他

(都道府県の訓練)

第44条 都道府県は、都道府県防災訓練、緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練等において、関係機関と合同で調整本部の設置運営訓練を行うなど、緊急消防援助隊の応受援体制の強化を図るものとする。

(都道府県の即応体制等の強化)

- 第45条 都道府県は、都道府県知事、危機管理担当幹部等に常時連絡可能な体制を確保するとと もに、都道府県知事が不在時の職務の代理者を事前指定するなど、状況に応じた判断及び決定 を適切にできる体制を確保するものとする。
- 2 都道府県は、調整本部の運営にあたる責任者等については庁舎近傍に居住させるなど、緊急 参集できる体制を整備するものとする。

(その他)

第46条 この要綱に定めるもののほか、緊急消防援助隊に関し必要な細目は、消防庁が別に定める。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成 28 年 3 月 30 日消防広第 80 号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成 29 年 3 月 28 日消防広第 93 号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月8日消防広第35号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年7月17日消防広第190号)

この要綱は、令和2年8月1日から施行する。

附 則(令和3年3月22日消防広第89号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表A-1 (震度6弱(政令市等については震度5強)以上の地震等が発生した場合の出動準備及び迅速出動)

下表の区分に応じ、災害発生都道府県に対応する隊が、出動準備(第5条関係)及び迅速出動(第31条関係)の措置を講ずるものとする。なお、基本計画第4章4に基づき定められたアクションプランを適用する場合は、本別表を適用せず、当該アクションプランに基づき措置を講ずるものとする。

		指揮支	援部隊		都道府県大隊及	び統合機動部隊		航空	小隊
E . A		統括指揮支援隊	指揮支援隊	第 1 <i>グ</i> 都道府		出動 都道府	準備 県大隊	第 1 次出動	出動準備
区分		がい10101+人1次内が	161千人1次1水	統合機動部隊	都道府県大隊	統合機動部隊	都道府県大隊	航空小隊	航空小隊
		別表Bにより対応する 指定順位第1位の隊	別表Bにより対応する 全隊	基本計画別表第2によ	り対応する都道府県	基本計画別表第3に。	より対応する都道府県	別表 C により対応する 全隊	別表Dにより対応する 全隊
I	震央が海域	出動	準備	出動	準備	出動	準備	出動	準備
最大震度7の地震の震央管轄 都道府県 _{※1} に対する措置	震央が陸域		:出動 iを含む。)	迅速		出動	準備	出動準備及び長輩 必要な隊が	官の要請に基づき 迅速出動※2
п	震央が海域	出動	準備	出動	準備			出動	準備
最大震度 6強(東京都特別区 は 6弱)の地震の震央管轄都 道府県 _{※1} に対する措置	震央が陸域	迅速出動 (出動準備を含む。)	出動準備	迅速出動 (出動準備を含む。)	出動準備			出動準備及び長1 必要な隊が	官の要請に基づき 迅速出動※2
Ⅲ-ア	震央が海域	出動準備		出動準備				出動準備	
最大震度 6 弱(東京都特別区 は5強、政令市は5強又は6 弱)の地震の震央管轄都道府 県※1に対する措置	震央が陸域	出動準備及び 長官の要請に基づき 必要な隊が迅速出動 ※2		出動準備及び 長官の要請に基づき 必要な隊が迅速出動 ※2				出動準備及び 長官の要請に基づき 必要な隊が迅速出動 ※2	
Ш-1	大津波警報が発 表された都道府 県に対する措置	出動準備		出動準備				出動準備	
IV	噴火警報 (居住 区域) が発表さ れた都道府県に 対する措置	出動準備						出動準備 (統括指揮支援隊輸送 航空小隊及び情報収集 航空小隊に限る。)	

^{※1} 地震の震央が海域の場合は、「震央管轄都道府県」を「最大震度都道府県」に読み替える。

^{※2} 災害の状況を踏まえ、出動準備をしている隊の中から必要な隊を出動させる。

別表 A - 2 (複数の都道府県において震度 6 弱 (政令市等については震度 5 強)以上の地震等が発生した場合の出動準備及び迅速出動)

下表の区分に応じ、災害発生都道府県に対応する隊が、出動準備(第5条関係)及び迅速出動(第31条関係)の措置を講ずるものとする。なお、基本計画第4章4に基づき定められたアクションプランを適用する場合は、本別表を適用せず、当該アクションプランに基づき措置を講ずるものとする。

		指揮支	援部隊		都道府県大隊及	び統合機動部隊		航空	小隊
- A		統括指揮支援隊	指揮支援隊	第 1 岁 都道府			準備 県大隊	第 1 次出動	出動準備
区分		机1口1日1半又1及1外	1日1半又1反1次	統合機動部隊	都道府県大隊	統合機動部隊	都道府県大隊	航空小隊	航空小隊
		別表Bにより対応する 指定順位第1位の隊	別表Bにより対応する 全隊	基本計画別表第2により対応する都道府県		基本計画別表第3により対応する都道府県		別表Cにより対応する 全隊	別表Dにより対応する 全隊
I	震央が海域	出動	準備	出動準備		出動準備		出動	準備
最大震度7の地震の震央管轄 都道府県 _{※1} に対する措置	震央が陸域		:出動 を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)			出動 を含む。)	出動準備及び長官の要請に 必要な隊が迅速出動※	
п	震央が海域	出動	準備	出動準備		出動	準備	出動	準備
最大震度 6 強(東京都特別区 は 6 弱)の地震の震央管轄都 道府県 _{※1} に対する措置	震央が陸域		出 動 を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	出動準備	迅速出動 ^(出動準備を含む。)	出動準備		官の要請に基づき 迅速出動※2
Ⅲ-ア	震央が海域	出動	準備	出動準備		出動準備		出動	準備
最大震度 6 弱(東京都特別区 は5強、政令市は5強又は6 弱)の地震の震央管轄都道府 県※1に対する措置	震央が陸域		官の要請に基づき 迅速出動※2	出動準備及び 長官の要請に基づき 必要な隊が迅速出動 ※2		出動準備及び 長官の要請に基づき 必要な隊が迅速出動 ※ 2			官の要請に基づき 迅速出動※2
Ш−イ	大津波警報が発 表された都道府 県に対する措置	出動	準備	出動準備		出動準備		出動準備	

^{※1} 地震の震央が海域の場合は、「震央管轄都道府県」を「最大震度都道府県」に読み替える。

^{※2} 災害の状況を踏まえ、出動準備をしている隊の中から必要な隊を出動させる。

別表B (統括指揮支援隊及び指揮支援隊)

別表B	(統括指揮	支援隊及び指	指支援隊)				(第10条関係)
《《中水上	統括指揮支援隊の	の属する消防本部					
災害発生 都道府県	統括指揮支援隊 指定順位第1位	統括指揮支援隊 指定順位第2位		指揮支	接隊の属する消	防本部	
北海道	札幌市消防局	仙台市消防局	札幌市消防局	仙台市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	新潟市消防局
青森県	仙台市消防局	札幌市消防局	札幌市消防局	仙台市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	新潟市消防局
岩手県	仙台市消防局	札幌市消防局	札幌市消防局	仙台市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	新潟市消防局
宮城県	仙台市消防局	東京消防庁	仙台市消防局	さいたま市消防局	千葉市消防局	東京消防庁	新潟市消防局
秋田県	仙台市消防局	札幌市消防局	札幌市消防局	仙台市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	新潟市消防局
山形県	仙台市消防局	東京消防庁	仙台市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	川崎市消防局	新潟市消防局
福島県	仙台市消防局	東京消防庁	仙台市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	川崎市消防局	新潟市消防局
茨城県	東京消防庁	横浜市消防局	さいたま市消防局	千葉市消防局	東京消防庁	横浜市消防局	川崎市消防局
栃木県	東京消防庁	横浜市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	横浜市消防局	川崎市消防局	相模原市消防局
群馬県	東京消防庁	横浜市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	横浜市消防局	川崎市消防局	相模原市消防局
埼玉県	東京消防庁	横浜市消防局	さいたま市消防局	千葉市消防局	東京消防庁	横浜市消防局	川崎市消防局
千葉県	東京消防庁	横浜市消防局	さいたま市消防局	千葉市消防局	東京消防庁	横浜市消防局	川崎市消防局
東京都	東京消防庁	横浜市消防局	さいたま市消防局	千葉市消防局	東京消防庁	横浜市消防局	川崎市消防局
神奈川県	横浜市消防局	東京消防庁	さいたま市消防局	東京消防庁	横浜市消防局	川崎市消防局	相模原市消防局
新潟県	仙台市消防局	東京消防庁	仙台市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	川崎市消防局	新潟市消防局
富山県	名古屋市消防局	京都市消防局	新潟市消防局	浜松市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局
石川県	名古屋市消防局	京都市消防局	新潟市消防局	浜松市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局
福井県	京都市消防局	名古屋市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	堺市消防局	神戸市消防局
山梨県	東京消防庁	横浜市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	横浜市消防局	相模原市消防局	静岡市消防局
長野県	東京消防庁	横浜市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	横浜市消防局	新潟市消防局	静岡市消防局
岐阜県	名古屋市消防局	京都市消防局	浜松市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	神戸市消防局
静岡県	横浜市消防局	名古屋市消防局	横浜市消防局	相模原市消防局	静岡市消防局	浜松市消防局	名古屋市消防局
愛知県	名古屋市消防局	京都市消防局	静岡市消防局	浜松市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局
三重県	名古屋市消防局	京都市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	堺市消防局	神戸市消防局
滋賀県	京都市消防局	大阪市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	堺市消防局	神戸市消防局
京都府	京都市消防局	大阪市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	堺市消防局	神戸市消防局
大阪府	大阪市消防局	京都市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	堺市消防局	神戸市消防局
兵庫県	大阪市消防局	京都市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	堺市消防局	神戸市消防局	岡山市消防局
奈良県	京都市消防局	大阪市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	堺市消防局	神戸市消防局
和歌山県	大阪市消防局	京都市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	堺市消防局	神戸市消防局
鳥取県	大阪市消防局	京都市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	神戸市消防局	岡山市消防局	広島市消防局
島根県	広島市消防局	大阪市消防局	大阪市消防局	神戸市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	北九州市消防局
岡山県	広島市消防局	大阪市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	神戸市消防局	岡山市消防局	広島市消防局
広島県	広島市消防局	福岡市消防局	神戸市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局
山口県	広島市消防局	福岡市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局	熊本市消防局
徳島県	大阪市消防局	京都市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	堺市消防局	神戸市消防局	岡山市消防局
香川県	広島市消防局	大阪市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	神戸市消防局	岡山市消防局	広島市消防局
愛媛県	広島市消防局	福岡市消防局	神戸市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局
高知県	広島市消防局	大阪市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	神戸市消防局	岡山市消防局	広島市消防局
福岡県	福岡市消防局	広島市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局	熊本市消防局
佐賀県	福岡市消防局	広島市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局	熊本市消防局
長崎県	福岡市消防局	広島市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局	熊本市消防局
熊本県	福岡市消防局	広島市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局	熊本市消防局
大分県	福岡市消防局	広島市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局	熊本市消防局
宮崎県	福岡市消防局	広島市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局	熊本市消防局
鹿児島県	福岡市消防局	広島市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局	熊本市消防局
沖縄県	福岡市消防局	広島市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局	熊本市消防局
	I.	L	1	l .			1

[※]統括指揮支援隊指定順位第1位及び第2位の消防本部について、統括指揮支援隊として出動しない場合は、指揮支援隊として出動する。

	<u></u>	動航空	/J、hw/								第11条関係)
災害発生					第一次	出動航空	· 小隊				
都道府県	統括指揮支援隊 輸送航空小隊	情報収集	航空小隊			救	助·救急·輸	送航空小隊	 第		
北海道		青森県	宮城県	岩手県	仙台市	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	新潟県
青森県	仙台市	岩手県	宮城県	北海道	札幌市	秋田県	山形県	福島県	栃木県	新潟県	
岩手県	仙台市	青森県	宮城県	北海道	札幌市	秋田県	山形県	福島県	栃木県	新潟県	
宮城県		岩手県	山形県	青森県	秋田県	福島県	茨城県	栃木県	埼玉県	千葉市	新潟県
秋田県	仙台市	岩手県	宮城県	北海道	札幌市	青森県	山形県	福島県	栃木県	新潟県	
山形県	仙台市	岩手県	宮城県	青森県	秋田県	福島県	栃木県	茨城県	埼玉県	新潟県	
福島県	仙台市	宮城県	栃木県	岩手県	山形県	茨城県	埼玉県	東京	川崎市	新潟県	
茨城県	東京	栃木県	埼玉県	宮城県	福島県	千葉市	横浜市	川崎市	山梨県	静岡県	
栃木県	東京	茨城県	埼玉県	宮城県	福島県	千葉市	横浜市	川崎市	山梨県	静岡県	
群馬県	東京	栃木県	埼玉県	茨城県	千葉市	横浜市	川崎市	新潟県	山梨県	長野県	
埼玉県	東京	茨城県	栃木県	福島県	千葉市	横浜市	川崎市	山梨県	長野県	静岡市	
千葉県	東京	茨城県	埼玉県	栃木県	横浜市	川崎市	山梨県	長野県	静岡県	静岡市	
東京都		埼玉県	山梨県	茨城県	栃木県	千葉市	横浜市	川崎市	長野県	静岡県	静岡市
神奈川県		埼玉県	山梨県	茨城県	栃木県	千葉市	東京	長野県	静岡県	静岡市	名古屋市
新潟県	仙台市	埼玉県	富山県	宮城県	山形県	福島県	栃木県	東京	横浜市	長野県	
富山県	名古屋市	埼玉県	新潟県	東京	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	京都市	
石川県	名古屋市	埼玉県	富山県	福井県	長野県	岐阜県	浜松市	愛知県	滋賀県	京都市	
福井県	京都市	富山県	滋賀県	石川県	岐阜県	愛知県	名古屋市	三重県	大阪市	神戸市	
山梨県	東京	埼玉県	静岡県	栃木県	横浜市	川崎市	長野県	岐阜県	静岡市	浜松市	
長野県	東京	埼玉県	山梨県	横浜市	新潟県	富山県	岐阜県	静岡市	浜松市	名古屋市	
岐阜県	名古屋市	愛知県	京都市	富山県	石川県	福井県	長野県	浜松市	三重県	滋賀県	
静岡県	横浜市	埼玉県	山梨県	千葉市	東京	川崎市	長野県	岐阜県	愛知県	名古屋市	
愛知県		滋賀県	京都市	富山県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	静岡市	浜松市	三重県
三重県	名古屋市	愛知県	京都市	滋賀県	福井県	岐阜県	大阪市	神戸市	奈良県	和歌山県	
滋賀県	京都市	愛知県	兵庫県	福井県	岐阜県	名古屋市	三重県	大阪市	神戸市	奈良県	
京都府		滋賀県	兵庫県	福井県	愛知県	名古屋市	三重県	大阪市	神戸市	奈良県	鳥取県
大阪府		京都市	兵庫県	愛知県	名古屋市	三重県	滋賀県	神戸市	奈良県	和歌山県	徳島県
兵庫県	大阪市	京都市	岡山市	三重県	滋賀県	奈良県	和歌山県	鳥取県	岡山県	徳島県	
奈良県	京都市	滋賀県	和歌山県	愛知県	名古屋市	三重県	大阪市	兵庫県	神戸市	徳島県	
和歌山県	大阪市	徳島県	高知県	三重県	滋賀県	京都市	兵庫県	神戸市	奈良県	岡山市	
鳥取県	大阪市	京都市	島根県	兵庫県	神戸市	岡山県	岡山市	広島県	広島市	香川県	
島根県	広島市	京都市	鳥取県	兵庫県	神戸市	岡山県	岡山市	広島県	山口県	愛媛県	
岡山県	広島市	京都市	広島県	兵庫県	神戸市	鳥取県	島根県	徳島県	香川県	愛媛県	
広島県		岡山県	高知県	鳥取県	島根県	岡山市	山口県	香川県	愛媛県	福岡市	北九州市
山口県	広島市	愛媛県	高知県	島根県	岡山県	岡山市	広島県	福岡市	北九州市	大分県	
徳島県	大阪市	愛媛県	高知県	兵庫県	神戸市	和歌山県	岡山県	岡山市	広島市	香川県	
香川県	広島市	徳島県	高知県	大阪市	兵庫県	神戸市	岡山県	岡山市	広島県	愛媛県	
愛媛県	広島市	広島県	高知県	岡山県	岡山市	山口県	徳島県	香川県	北九州市	大分県	
高知県	広島市	徳島県	愛媛県	兵庫県	神戸市	岡山県	岡山市	広島県	山口県	香川県	
福岡県		高知県	大分県	岡山市	広島市	山口県	愛媛県	佐賀県	長崎県	熊本県	宮崎県
佐賀県	福岡市	高知県	長崎県	広島市	山口県	愛媛県	北九州市	熊本県	大分県	宮崎県	
長崎県	福岡市	高知県	大分県	広島市	山口県	北九州市	佐賀県	熊本県	宮崎県	鹿児島県	
熊本県	福岡市	高知県	大分県	広島市	山口県	北九州市	佐賀県	長崎県	宮崎県	鹿児島県	
大分県	福岡市	愛媛県	高知県	広島市	山口県	北九州市	佐賀県	長崎県	熊本県	宮崎県	
宮崎県	福岡市	高知県	鹿児島県	広島市	愛媛県	北九州市	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	
鹿児島県	福岡市	高知県	宮崎県	広島市	愛媛県	北九州市	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	
沖縄県	福岡市	高知県	鹿児島県	愛媛県	北九州市	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	

[※] 東京:東京消防庁を示す。

[※] 消防庁へリを使用している航空隊:宮城県、東京、埼玉県、京都市、高知県

注1 網掛けについては、統括指揮支援隊輸送航空小隊又は指揮支援隊輸送航空小隊を示す。

災害発生 都道府県					出	亅動準備	航空小	隊				
北海道	埼玉県	千葉市	東京	横浜市	川崎市	富山県	石川県	山梨県	長野県	静岡県	静岡市	浜松市
青森県	茨城県	埼玉県	千葉市	東京	横浜市	川崎市	富山県	石川県	山梨県	長野県	静岡県	静岡市
岩手県	茨城県	埼玉県	千葉市	東京	横浜市	川崎市	富山県	石川県	山梨県	長野県	静岡県	静岡市
宮城県	北海道	札幌市	東京	横浜市	川崎市	富山県	石川県	山梨県	長野県	静岡県	静岡市	浜松市
秋田県	茨城県	埼玉県	千葉市	東京	横浜市	川崎市	富山県	石川県	山梨県	長野県	静岡県	静岡市
山形県	北海道	札幌市	千葉市	東京	横浜市	川崎市	富山県	石川県	山梨県	長野県	静岡県	静岡市
福島県	札幌市	青森県	秋田県	千葉市	横浜市	富山県	石川県	山梨県	長野県	静岡県	静岡市	浜松市
茨城県	仙台市	山形県	新潟県	富山県	石川県	長野県	岐阜県	静岡市	浜松市	愛知県	名古屋市	大阪市
栃木県	仙台市	山形県	新潟県	富山県	石川県	長野県	岐阜県	静岡市	浜松市	愛知県	名古屋市	大阪市
群馬県	宮城県	仙台市	山形県	福島県	富山県	岐阜県	静岡県	静岡市	浜松市	愛知県	名古屋市	大阪市
埼玉県	宮城県	仙台市	山形県	新潟県	富山県	石川県	岐阜県	静岡県	浜松市	愛知県	名古屋市	大阪市
千葉県	宮城県	仙台市	山形県	福島県	新潟県	岐阜県	浜松市	愛知県	名古屋市	三重県	滋賀県	大阪市
東京都	宮城県	仙台市	山形県	福島県	新潟県	富山県	岐阜県	浜松市	愛知県	名古屋市	三重県	大阪市
神奈川県	宮城県	仙台市	福島県	新潟県	富山県	福井県	岐阜県	浜松市	愛知県	三重県	滋賀県	大阪市
新潟県	札幌市	秋田県	茨城県	千葉市	川崎市	石川県	福井県	山梨県	岐阜県	静岡県	静岡市	浜松市
富山県	千葉市	横浜市	川崎市	静岡県	静岡市	浜松市	愛知県	三重県	滋賀県	大阪市	兵庫県	神戸市
石川県	東京	新潟県	山梨県	静岡県	静岡市	三重県	大阪市	兵庫県	神戸市	奈良県	和歌山県	鳥取県
福井県	埼玉県	東京	新潟県	山梨県	長野県	静岡県	静岡市	浜松市	兵庫県	奈良県	鳥取県	岡山市
山梨県	福島県	茨城県	千葉市	新潟県	富山県	石川県	福井県	愛知県	名古屋市	三重県	京都市	大阪市
長野県	茨城県	栃木県	千葉市	川崎市	石川県	福井県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都市	大阪市
岐阜県	埼玉県	東京	横浜市	川崎市	山梨県	静岡県	静岡市	大阪市	兵庫県	神戸市	奈良県	和歌山県
静岡県	茨城県	栃木県	新潟県	富山県	石川県	福井県	三重県	滋賀県	京都市	大阪市	神戸市	奈良県
愛知県	埼玉県	千葉市	東京	横浜市	川崎市	石川県	福井県	大阪市	兵庫県	神戸市	奈良県	和歌山與
三重県	埼玉県	東京	富山県	石川県	山梨県	長野県	静岡県	静岡市	浜松市	兵庫県	岡山市	徳島県
滋賀県	埼玉県	東京	富山県	石川県	山梨県	長野県	静岡県	静岡市	浜松市	和歌山県	鳥取県	徳島県
京都府	東京	石川県	岐阜県	静岡県	静岡市	浜松市	和歌山県	岡山県	岡山市	徳島県	香川県	高知県
大阪府	東京	石川県	福井県	岐阜県	静岡県	静岡市	浜松市	鳥取県	岡山県	岡山市	香川県	高知県
兵庫県	東京	石川県	福井県	岐阜県	浜松市	愛知県	名古屋市	島根県	広島県	広島市	香川県	高知県
奈良県	東京	石川県	福井県	岐阜県	静岡県	静岡市	浜松市	鳥取県	岡山県	岡山市	香川県	高知県
和歌山県	東京	石川県	福井県	岐阜県	静岡県	静岡市	浜松市	愛知県	名古屋市	鳥取県	岡山県	香川県
鳥取県	東京	福井県	名古屋市	滋賀県	奈良県	山口県	徳島県	愛媛県	高知県	福岡市	北九州市	佐賀県
島根県	東京	三重県	大阪市	奈良県	徳島県	香川県	高知県	福岡市	北九州市	佐賀県	熊本県	大分県
岡山県	東京	名古屋市	三重県	滋賀県	大阪市	奈良県	和歌山県	山口県	高知県	福岡市	北九州市	熊本県
広島県	東京	滋賀県	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	奈良県	和歌山県	徳島県	長崎県	熊本県	大分県
山口県	東京	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	鳥取県	徳島県	香川県	長崎県	熊本県	宮崎県	鹿児島県
徳島県	東京	名古屋市	三重県	滋賀県	京都市	奈良県	鳥取県	島根県	広島県	福岡市	北九州市	佐賀県
香川県	東京	名古屋市	三重県	滋賀県	京都市	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	福岡市	北九州市	佐賀県
愛媛県	東京	滋賀県	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	和歌山県	鳥取県	島根県	福岡市	熊本県	宮崎県
高知県	東京	滋賀県	京都市	大阪市	和歌山県	鳥取県	島根県	福岡市	北九州市	大分県	熊本県	宮崎県
福岡県	東京	滋賀県	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	鳥取県	島根県	岡山県	徳島県	香川県	鹿児島県
佐賀県	東京	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	鳥取県	島根県	岡山県	岡山市	広島県	香川県	鹿児島県
長崎県	東京	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	鳥取県	島根県	岡山県	岡山市	徳島県	香川県	愛媛県
熊本県	東京	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	鳥取県	島根県	岡山県	岡山市	徳島県	香川県	愛媛県
大分県	東京	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	鳥取県	島根県	岡山県	岡山市	徳島県	香川県	鹿児島県
宮崎県	東京	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	和歌山県	島根県	岡山県	岡山市	広島県	徳島県	香川県
鹿児島県	東京	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	和歌山県	島根県	岡山県	岡山市	広島県	徳島県	香川県

[※] 東京:東京消防庁を示す。 ※ 消防庁へリを使用している航空隊:宮城県、東京、埼玉県、京都市、高知県

注1 網掛けについては、統括指揮支援隊輸送航空小隊又は指揮支援隊輸送航空小隊を示す。

※応援等の要請は電話により直ちに行うこと。また、本様式による要請は、下記事項を把握した段階で速やかに行うこと。

別記様式1-1

(第3条、第22条関係)

緊急消防援助隊の応援等要請

※いずれかに●	応援	等の要請	青	増隊	要請	(第		報)
送信時間	00	年	月	日	時		分	

消防庁長官 殿

(被災地の属する都道府県の知事)

消防組織法第44条第1項の規定に基づき、〇〇年 月 日 時 分に電話により 行った緊急消防援助隊の応援等の要請について、詳細の災害の状況等を報告します。

災害発生日時	00	•	月	日	時	分頃	
災害発生場所		都) 府!	道 杲				市区 町村
応援等要請日時	00	年	月	日	時	分	
災害の状況							
活動を要望する地域							
要望する活動							

必要な都道府県大隊

対 象 _{※いずれかに} ●	出動可能な全隊	一部の指定した隊 _{※下記に指定する隊}
編成に係る 連絡事項		
必要な隊、資機材		

·必要な部隊 ※必要な隊(部隊)に●を付ける。必要(部)隊数が分かる場合は、隊数を記入。

	部隊名	連絡事項
	統括指揮支援隊	
指揮支援部隊	指揮支援隊	
	航空指揮支援隊	
航空部隊	航空小隊	
加生训练	航空後方支援小隊	
エネルギー	-•産業基盤災害即応部隊	
N	BC災害即応部隊	
土砂・	風水害機動支援部隊	

く連絡責任者>

担当課室	氏 名	
NTT回線電話	NTT回線FAX	
地域衛星電話	地域衛星FAX	

※応援等の要請は電話により直ちに行うこと。また、本様式による要請は、下記事項を把握した段階で速 やかに行うこと。

別記様式1-2

(第4条、第23条関係)

応援等要請のための連絡事項

※いずれかに●	ļ	応援等	の要請		増隊要	請	第		段)
送信時間	00	0	年	月	日	時		分	

(消防庁長官又は都道府県知事) 殿

(被災地の市町村長)

緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第4条の規定に基づき、次のとおり詳細な災害の状況及び大規模な消防の応援等に関する事項を連絡します。

災害発生日時	00	年	月	日	時	分頃	
災害発生場所		都道 府県	Ī				市区町村
応援等要請日時	00	年	月	日	時	分	
災 害 の 状 況							
活動を要望する地域							
要望する活動							

必要な都道府県大隊

対 象 ※いずれかに●	出動可能な全隊	一部の指定した隊 _{※下記に指定する隊}
編成に係る 連絡事項		
必要な隊、資機材		

•必要な**部隊** ※必要な隊(部隊)に●を付ける。必要(部)隊数が分かる場合は、隊数を記入。

部隊名			連絡事項
	統括指揮支援隊		
指揮支援部隊	指揮支援隊		
	航空指揮支援隊		
航空部隊	航空小隊		
加生的体	航空後方支援小隊		
エネルギー	エネルギー・産業基盤災害即応部隊		
NBC災害即応部隊		I I I	
土砂•	風水害機動支援部隊	i !	

く連絡責任者>

担当課室	氏 名	
NTT回線電話	NTT回線FAX	
地域衛星電話	地域衛星FAX	

別記様式2-1 (第5条関係)

出動可能隊数報告及び出動準備依頼

				送	信時間	0	年	月	日	時	分
都道府	県消防	防災主	管部長)殿							
消	ß	方	長	反							
送付先:											

消防庁広域応援室長

緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行う可能性がありますので、貴都道府県内の 出動可能隊数を至急調査し、別記様式2-2にて**30分以内**に報告願います。

また、緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行った場合、迅速に出動できるように出動準備をお願いします。

災害発生日時	00	年	月	日	時	分頃	
災害発生場所		都道 府県					市区 町村
災 害 名							
依頼日時 (出動可能隊数報告、出動準備)	00	年	月	日	時	分	
災害の状況							
原子力施設・石油コンビナートの有無	原子力施設等			石油コンビス	ナート等		

- 都道府県大隊(統合機動部隊を含む。)

対 象 ※いずれかに●	出動可能な全隊	一部の指定した隊※下記に指定する隊
編成に係る 連絡事項		
	【隊の指定情報】	

・部隊 ※出動準備を依頼する隊(●の付いた隊)

部隊名			連絡事項
	統括指揮支援隊		
指揮支援部隊	指揮支援隊		
	航空指揮支援隊※1		
航空部隊	航空小隊※1		
机至即体	航空後方支援小隊※1		
エネルギ-	エネルギー・産業基盤災害即応部隊		
NBC災害即応部隊			
土砂・	·風水害機動支援部隊		

※1 航空小隊が出動不能な場合、航空指揮支援隊及び航空後方支援小隊の出動可能隊数を報告すること

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応	広域応援班					
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX 03-5253-7552					
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036				

出動可能隊数・出動隊数の報告(新道府県大隊 用)

※ 都道府県大隊及び統合機動部隊以外は、別記様式2-2(部隊用)で報告すること

	☆ 印度内示	ストの及び削り	1及到 ロリタン	<u> አን</u> ዮነሪ	少、刀叮员以作	1,2		(#K□ y ⊘u		
		可能隊	核数報 告	С	00	年	月		日	時	分
		出動隊	核数報告	С	00	年	月		日	時	分
消	都道府県消防防災主管部長 消防庁広域応援室長 又は 代表消防機関消防長 殿										
	(都道府県消防防災主管部長 又は 消防長)										
<i>ነ</i> ፖ (次の災害に対して、出動可能な(出動した)隊数及び人数を報告します。										
	災害名	<u> </u>	5) O (C / PA	- 30.70	<u> </u>	C TIX	<u> 1067°</u>				
	700										
	最も早く出動で	きる時間※1		可能	隊数報告時に	記入			時		分頃
	出動時			出動	隊数報告時に	記入			時		分
% 1	都道府県大隊長(又は統合機	動部隊長)が属する	る消防本部か	ら最も	早く出動でき	る時間	(出動した時間)を	記入		
×	()内には、統合機動部	隊の出動可能	隊数 VはH	计重量	を数を内数	で記載	試すること				
	隊の種別	可能隊数	人数		出動隊		人数		———特列	<u></u> 珠車両	 内訳
	指揮隊	()	()	()	()			
	消火小隊	()	(<u> </u>	<u> </u>)	(j			
	救助小隊	()	(]	()	()	水陸両用	バギー:	台
	救急小隊	()	(()	()			
	後方支援小隊	()	()	()	()			
	通信支援小隊	()	()	()	()			
特殊	震災対応特殊車両小隊	()	()	()	()	重機:台	ì	
装備	その他の特殊装備小隊	[]	()	()	()	中型水陸	両用車	: 台
小隊		()	()	()	()			
【出	動体制、その他特殊な数	長備品の情報 】									
	高機能救命ボート: 艇 、救命ボート(船外機有): 艇 、救命ボート(手こぎ): 艇 、水上オートバイ 台										
	合 計])	[J			
(参え	(参考)都道府県大隊-統合機動部隊 隊 人										
<i< td=""><td>連絡責任者></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></i<>	連絡責任者>										

担当課室	氏 名	
NTT回線電話	NTT回線FAX	
地域衛星電話	地域衛星FAX	

出動可能隊数・出動隊数の報告

※ 都道府県大隊及び統合機動部隊は、別記様式2-2(都道府県大隊・統合機動部隊用)で報告すること

可能隊数報告	00	年	月	日	時	分
出動隊数報告	00	年	月	В	時	分

都道府県消防防災主管部長

消防庁広域応援室長 又は 代表消防機関消防長

巛宇夕

(都道府県消防防災主管部長 又は 消防長)

次の災害に対して、出動可能な(出動した)隊数及び人数を報告します。

	火音石									
		1			1	1	ı			
	隊の種別	可能隊数	人数	最も早く 出動できる 時間※2	出動隊数	人数	出動時間 ※2	備 考(内訳)		
指揮支援	統括指揮支援隊			: 頃			:			
	指揮支援隊			: 頃			:			
部 隊	航空指揮支援隊※1			: 頃			:	〈航空隊名、同時出動可否〉		
航空	航空後方支援小隊※1			: 頃			:			
工部隊	航空小隊※1			: 頃			:	<機体愛称>		
土	指揮隊									
砂	救助小隊							水陸両用バギー: 台		
風	特殊装備小隊			: 頃				重機: 台		
水害	特殊装備小隊						:	中型水陸両用車: 台		
機	後方支援小隊									
動										
支	【その他特殊な装備品の情報									
援部	高機能救命ボート: 艇	、 救命ボー	ート(船外	機有): 艇、	救命ボー	ト(手こぎ):	艇 、	水上オートバイ 台		
隊	合 計									
	指揮隊									
				: 頃						
				. 嗅			·			
	合 計									

- ※1 航空小隊が出動不能な場合、航空指揮支援隊及び航空後方支援小隊の出動可能隊数を報告すること 航空指揮支援隊及び航空後方支援小隊の報告は、両隊同時出動が可能か、どちらか1隊が出動可能なのか備考に記載すること※2 指揮支援部隊及び航空部隊以外の出動時間は、当該部隊の指揮隊長が属する消防本部から最も早く出動できる時間(出動した時間)を記入

く連絡青仟者>

> 注仰貝は17		
担当課室	氏 名	
NTT回線電話	NTT回線FAX	
地域衛星電話	地域衛星FAX	

別記様式2-3 (第5条関係)

出動準備の解除連絡

都道府県消防防災主管部長

NTT回線電話

地域衛星電話

03-5253-7527

048-500-90-49013

送信時間 〇〇 年 月 日 時 分

03-5253-7552

048 - 500 - 90 - 49036

NTT回線FAX

地域衛星FAX

/H	P	וע	又	J						
送付先:										
								23	╵┍╸┍╸	·™⇔⊨
									肖防庁広域応	
貴所	属の緊急	急消防损	援助隊に	ついて	、次のと	:おり出	動準備を	解除しま	したので通知	します。
出動準	備の解	除日時	0	0	年		月	日		分
			【統括指	揮支援	隊】					
			【指揮支	援隊】						
			【航空指	揮支援	隊】					
			【都道府	景大隊]					
出動準	備を解除	余する隊								
			【航空小	√7 2. ¶						
			【机全力	'冰」						
問い合	わせ先	消防	宁災害 対	策本部	広域	応援班				

्रार	\C\\\	J 7	/J J/X ·	מאו נפי	(U) L	Ч <i>Ђ</i> /.	, 0 /	<u> </u>	<i>~</i>	<u> </u>	101	<u> </u>
				送信	時間	0	年]	<u> </u>	 時	分
都道府県市町村	-	}	殿									
送付先:												
												_
15 A L 15	口野女地	∠ 1741- ±3	ᄑᄜᄱᄼ	\ 1. = 1. + .	* * + +	T+F: — I		_		消	防庁長官	⊒'
次のとお			麦助隊0.									
災害発		時		00	年	道		<u>日</u>		時	分頃	市区
	生場	肵				·県 						町村
災	書 名											
災害の	の状態	兄										
原子力施設•石油	コンビナートの	有無	原子	力施設等	Ť			石油	コンビナ	·—卜等	等	
出動	区分	'	求	め	指	示	(求&	か・指示の	の根拠:消	防組織	微法第44条第	項)
アクションプラン	ノスは運用	計画	適	用(•)	非適	用
求め又は	指示日	一時		00	年	月		日		時	分	
道府県大阪	隊(統合)	機動	部隊を	含む。)								
	いずれかに			<u>ローン/</u> か可能な1	 全隊			-	一部の指	定し	た隊 _{※下記に}	 指定する隊
	こ係る										,	7,1,1,1,1,1,1,1,1,1,1,1,1,1,1,1,1,1,1,1
	事項											
【隊の指定情	有辛拉 』											
						ı						
応打	爰先				市区町村		進出	拠点				
隊 ※対象	となる隊(
					連絡	8事項、	応援	先等				
	統括指揮	軍支担	援隊									
指揮支援部隊	指揮支持	爰隊										
	航空指挥	軍支担	援隊			応援先	<u> </u>		進出挑	心点		
6± ctr 女7.7¥	航空小隊											
航空部隊	航空後プ	方支持	援小隊									
エネルギ-	一產業基	基盤	災害即応	芯部隊		1						
N	BC災害	即点	芯部隊									
土砂												

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域	応援班	
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

緊急消防援助隊の応援等決定通知

送信時間	00	年	 日	時	分	

受援都道府県の知事 受援市町村の長

殿

消防庁長官

次のとおり緊急消防援助隊の出動を求め又は指示しましたので、連絡します。

災	. 1	<u> </u>	名									
出	動	区	分	求め		指示	(求	め∙指示の根	拠:消防組	織法	第44条第	項)
迅	速	出	動	適用(Α	_		区分)		非適用	
アクション	ンプラン	又は選	運用計画	適用()		非適用	
求め	又は	指示	日時	00		年	月	日	時		分	
求める	又は	指示	した隊	另	刂添	(別記様	式3-	-1又は3	-4)のd	とお	IJ	
連	絡	事	項									

貴都道府県内における被災地消防本部に対してこの旨連絡し、連携して受援体制を整えてください。

[受援体制チェックシート]

チェック欄

П

- ① 消防応援活動調整本部の設置時間、設置場所、本部長の職・氏名、本部員の構成、担当者の職・氏名、連絡先(直通)を確認し、消防庁に報告したか。
- 統括指揮支援隊及び指揮支援隊を受け入れるヘリコプター離着陸場、当該離着陸場② から消防応援活動調整本部、指揮支援本部までの移動手段等について、消防庁と調整したか。
- ③ 緊急消防援助隊の隊数や進出方向等を踏まえ、進出拠点(候補地)を確認し、消防庁と調整したか。また、当該拠点へ職員派遣等について対応したか。
- ④ <u>緊急消防援助隊の隊数や活動場所等を踏まえ、宿営場所(候補地)を確認し、消防庁</u> と調整したか。また、当該拠点へ職員の派遣等について対応したか。

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域に	芯援班	
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

別記様式3-3 (第9条関係)

緊急消防援助隊の出動隊数通知

送信時間	00	年	月	日	時	分	

受援都道府県の消防防災主管部長 被災地消防本部の長

殿

消防庁広域応援室長

チェック欄

次のとおり緊急消防援助隊が出動しましたので、連絡します。

災	扫	Ī	名								
田	動	<u>×</u>	分	求め			指示	(3	ጰめ∙指示の根	拠:消防組織	法第44条第 項)
迅	速	出	動	適用	(Α	_		区分)	非適用
アクションフ	プラン	又は運	用計画	適用	()	非適用
求め又	は	指示	日時	0	0		年	月	日	時	分
出動	b L	、た	隊				別添(別	削記林		のとおり	
連	絡	事	項								

貴都道府県内における被災地消防本部に対してこの旨連絡し、連携して受援体制を整えてください。

「受援体制チェッ	ックシート]	
文1友14111丁二)	ノフンードー	

- ① <u>消防応援活動調整本部の設置時間、設置場所、本部長の職・氏名、本部員の構成、</u> 担当者の職・氏名、連絡先(直通)を確認し、消防庁に報告したか。
- 統括指揮支援隊及び指揮支援隊を受け入れるヘリコプター離着陸場、当該離着陸場から消防応援活動調整本部、指揮支援本部までの移動手段等について、消防庁と調整したか。
- ③ <u>緊急消防援助隊の隊数や進出方向等を踏まえ、進出拠点(候補地)を確認し、消防庁</u> と調整したか。また、当該拠点へ職員派遣等について対応したか。
- ④ <u>緊急消防援助隊の隊数や活動場所等を踏まえ、宿営場所(候補地)を確認し、消防庁</u> <u>と調整したか。また、当該拠点へ職員の派遣等について対応したか。</u>

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域	応援班	
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

別記様式3-4 (第31条関係)

緊急消防援助隊の出動の求め又は指示(迅速)

送信時間	00	年	月	日	時	分
------	----	---	---	---	---	---

都道府 市 町	県知 村	事 長	}	设				
送付先:								
		·			·			

消防庁長官

地震の規模が、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第30条に規定する 出動基準に該当したので、消防組織法第44条の規定に基づき、次のとおり緊急消防援 助隊の迅速出動を求め又は指示します。

震央管轄都道府県					
出動区分	求め	指示			
山劉区万	別表 A - 1 区分				
求め又は指示日時	当該地震が発生した日時				
求め又は指示した隊	下表のとおり				
出 動 先	第34条に定めるとおり				

	指揮支援部隊		都道府	県大隊	航空小隊	
区分	統括 指揮支援隊	指揮支援隊	第1次出動 都道府県大隊	出動準備 都道府県大隊	第1次出動 航空小隊	出動準備 航空小隊
※対象区分に●	(別表Bにより 対応する指定 順位第1位)	(別表Bにより 対応する全 隊)	(基本計画別表第 2により対応する都 道府県)	(基本計画別表第 3により対応する都 道府県)	(別表Cにより 対応する全 隊)	(別表Dにより 対応する全 隊)
I 最大震度7	迅速	出動	迅速出動			清に基づき ・・ ・迅速出動 】
п			迅速出動			
最大震度6強 (東京都特別区 は6弱)	迅速出動		(統合機動部隊 のみが対象)			
皿-ア	長官の要請に 基づき必要な 隊が迅速出 動		長官の要請に基づ き必要な隊が迅速 出動(統合機動部 隊のみが対象)		長官の要請に 基づき必要な 隊が迅速出 動	
最大震度6弱(東京都特別区は5 強、政令市は5 強又は6弱)	【出動する隊】		【出動する隊】		【出動する隊】	

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班						
NTT回線電話	03-5253-7527 NTT回線FAX 03-5253-7552						
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036				

別記様式3-4 (第31条関係)

緊急消防援助隊の出動の求め又は指示(迅速)

			送信	時間〇	0	年	月	日	時	分
都道府 市 町	県知事 村 長	} 殿								
送付先:										

消防庁長官

地震の規模が、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第30条に規定する 出動基準に該当したので、消防組織法第44条の規定に基づき、次のとおり緊急消防援 助隊の迅速出動を求め又は指示します。

震央管轄都道府県					
出動区分		求め			指示
山助区方	別表 A	- 2	区分		
求め又は指示日時		当該地	震が発	生した日時	
求め又は指示した隊	下表のとおり				
出 動 先	第34条に定めるとおり				

	指揮支	援部隊	都道府	県大隊	航空	小隊			
区分	統括 指揮支援隊	指揮支援隊	第1次出動 都道府県大隊	出動準備 都道府県大隊	第1次出動 航空小隊	出動準備 航空小隊			
※対象区分に●	(別表Bにより 対応する指定 順位第1位)	(別表Bにより 対応する全 隊)	(基本計画別表第 2により対応する都 道府県)	(基本計画別表第 3により対応する都 道府県)	(別表Cにより 対応する全 隊)	(別表Dにより 対応する全 隊)			
I 最大震度7	迅速	出動	迅速出動		大日の			言の要請に基づき 要な隊が迅速出動	
п						7.远还田勤			
最大震度6強 (東京都特別区 は6弱)	迅速	出動		出動 隊のみが対象)	【出動する隊	1			
Ⅲ−ア		情に基づき が迅速出動	長官の要請に基づき 必要な隊が迅速出動 (統合機動部隊のみが対象)						
最大震度6弱(東京都特別区は5 強、政令市は5 強又は6弱)	【出動する隊	1	【出動する隊】						

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班						
NTT回線電話	03-5253-7527 NTT回線FAX 03-5253-7552						
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036				

別記様式4-1 (第25条関係)

緊急消防援助隊の引揚げ決定通知

送信時間	0	年	月	日	時	分

消防庁長官 受援市町村の長 指揮支援部隊長

殿

(受援都道府県の知事)

次のとおり緊急消防援助隊の引揚げを決定しましたので通知します。

引揚げ決定日時	00	年	月	B	時	分
被災地引揚げ日時	00	年	月	日	時	分
引揚げ決定した隊						
連絡事項						

<連絡責任者>

担当課室	氏	名	
NTT回線電話	NTT回	線FAX	
地域衛星電話	地域衛.	星FAX	

別記様式4-2 (第27条関係)

緊急消防援助隊の引揚げ決定通知

				送信	時間	0	年	月	日	時	分	
	道府県 町村の	}	殿									
送付先:												

消防庁長官

貴所属の緊急消防援助隊について、次のとおり引揚げを決定しましたので通知します。

引揚	げき	央定	日時	00	年	月	日	時	分
被災地引揚げ日時			〕日時	00	年	月	日	時	分
引揚	げ決	定し	た隊		別添(別	∥記様式4−	-1)のとおり	J	
\ <u>+</u>	U.KT	=	+=						
連	絡	事	項						

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班						
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552				
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036				

別記様式5 (第29条関係)

緊急消防援助隊活動報告書

報告日	
災害名	
都道府県	

1 出動状況(航空部隊を除く)

1 出場状況(加工市場を添く)									
部隊名	都道府! (下段は統合								
	月日	時 分	月	日	時 彡	4	月日	時 分	
出動日時 _{※1}			•		•	-	•••		
集結場所									
進出拠点到着日時									
進出拠点									
活動開始日時									
活動終了日時									
被災地引揚げ日時									
宿営場所									

^{※1} 出動日時:都道府県大隊又は部隊の指揮隊長が属する消防本部を出動した日時

2 航空部隊出動状況

航空隊名 (隊区分、機体愛称)														
	月	日		诗	分	月	日	E	寺 :	分	月	日	時	分
出動日時														
活動開始日時														
活動終了日時														
被災地引揚げ日時														
宿営場所			•	•	•		•		•	•		•		

別記様式5 (第29条関係)

3 救助活動状況【陸上】

	1-7311		<u></u>				
		救出E			救出場所 _{※2}	 救助人数	備 考※3
	月	日	時	分	///		(合同で救助した消防機関等)
1						人	
2						人	
3						人	
4						人	
5						人	
·	•		•		計	,	

- ※2 救出場所:住所、活動サイト、活動地区(〇〇地区)等を記載
- ※3 備考:県内応援隊、〇〇県大隊と合同で救出等記入

4 救助活動状況【航空】

1 12											
	救出日時				救出場所 _{※4}	 救助人数	備考				
	月	日	時	分	秋四- 列升※4	水均八致	VRI 75				
1						人					
2						人					
3						人					
4						人					
5						人					
					計	人					

^{※4} 救出場所:住所、活動サイト、活動地区(○○地区)等を記載

5 救急出動状況

	110·	-	
	搬送件数	不搬送件数	計
陸上	件	件	件
航空	件	件	件

6 救急搬送状況

	死亡	重傷	中等症	軽傷	その他(不明含む)	計
陸上	人	人	人	人	人	人
航空	人	人	人	人	人	人

7 隊員の傷病状況

	消防本部名	概要	日報
1			参照
2			参照

8 車両・資機材の損傷状況

<u> </u>	5 中间 负版的 5 层侧 7 加							
	消防本部名	概要	日報					
1			参照					
2			参照					
3			参照					
4			参照					
5			参照					

別記様式6-1 (第20条関係)

部隊移動に関する意見(照会)

送信時間 〇〇 年 月 日 時	分
-----------------	---

緊急消防援助隊行動都道府県知事 緊急消防援助隊行動市町村の長

殿

消防庁長官

貴都道府県内で活動している緊急消防援助隊の部隊移動について、消防組織法 第44条第8項の規定に基づき、意見を求めます。

	所属する都道府県(市町村)		
	隊種別		
部隊移動の 対 象	特記事項		
現在の出	動 先	都道 府県	市区 町村
部隊移	動 先	都道 府県	市区 町村

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域	応援班	
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

別記様式6-2 (第20条関係)

部隊移動に関する意見(回答)

送信時間	00	年	月	日	時	分	

消防庁長官 殿

(緊急消防援助隊行動都道府県知事 又は 緊急消防援助隊行動市町村の長)							
	消防組織法第44条第8項の規定に基づき求められた部隊移動に関する意見について、 てのとおり回答します。						
□ 了承し							
		部隊移動に	関する意見				
		,					
	所属する都道府県(市町村)						
部隊移動の		隊種別					
対 象		特記事項					
現在の出	動先		都道 府県	市区 町村			
部隊移動	動 先		都道 府県	市区 町村			
<連絡責任者>	<u> </u>						
担当課室			氏 名				
NTT回線電話			NTT回線FAX				
地域衛星電話			地域衛星FAX				

別記様式6-3 (第20条関係)

緊急消防援助隊の部隊移動の求め又は指示

⊅1₹7 €	ו רפו נועע		ויתלויום	<i>y</i> = <i>n</i>		<i>~</i>	-10-1 <u>1</u>	<u>,1,</u>
		送信	言時間 〇〇	年	月	日	 時	分
応援都道府 応援市 <u>町村</u>		殿						
送付先:							W 64 -	
							消防厅	宁長官
貴所属の	緊急消防援	援助隊について	、次のとおり	部隊移	動を求め	又は指	示します。	
部隊移	動区分	求め	指示	(求め・	指示の根拠	∷消防組絹	歲法第44条第	項)
求め又は	指示日時	00	年	月	E	3	時	分
•都道府県:	大隊(統合	機動部隊を含む	(،ن					
		全 隊			一部の	の指定し	た隊 _{※下記に}	-指定する隊
対	象	【隊の指定情報]		·			
※いずオ	a 4x1= •							
≫ι ν9 7	しかし							
連絡	事項							
• 部隊 ※対	象となる隊に	:						
	部隊				連	絡事項		
	統括指揮支	援隊						
指揮支援部隊	指揮支援隊	•						
	航空指揮支	援隊						
射 航空部隊	航空小隊							
加生和冰	航空後方支	援小隊						
エネルギー	 産業基盤	災害即応部隊						
NI	BC災害即區	芯部隊						
土砂・	風水害機動	支援部隊						
			•					
		<u> </u>		サルス				
現在の	出 動 先			都道 府県				区 ·村
		l						
☆ 7 7 2. 4	夕 新 <i>什</i>			▼ 都道			市	区
部隊和	多動先			府県			町	村
問い合わせ	先 消防	宁災害対策本部	広域応援	— <u>—</u> —				

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域	消防庁災害対策本部 広域応援班					
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552				
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036				

別記様式6-4 (第20条関係)

緊急消防援助隊の部隊移動通知

送信時間	00	年	月	日	時	分	
		•		• •	•	• •	

緊急消防援助隊行動都道府県知事 緊急消防援助隊行動市町村の長

殿

消防庁長官

貴都道府県内又は貴市町村内で活動している緊急消防援助隊について、次のとおり部 隊移動を求め又は指示しましたので通知します。

部隊	移	動〔	区 分		求め	指示	(求め・指示の根拠:消防組織法第44条第				項)
求めご	又は	指示	日時		00	年	月		日	時	分
求め又は指示した隊 別添(別記様式6-3)のとおり											
連	絡	事	項								

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域	応援班	
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

別記様式6-5 (第20条関係)

緊急消防援助隊の部隊移動通知

	送信時間	00	年	月	日	時	分	
--	------	----	---	---	---	---	---	--

部隊移動先の都道府県の知事 部隊移動先の市町村の長

消防庁長官

○○都道府県内で活動している緊急消防援助隊について、次のとおり部隊移動を求め 又は指示しましたので通知します。

部隊移動区分	求め	指示	(求め・指え	示の根拠∶消防約	且織法第44条第	項)
求め又は指示日時	00	年	月	日	時	分
求め又は指示した隊		別添(別]記様式6-	-3)のとおり	J	
連絡事項						

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域	応援班	
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

別記様式6-6 (第21条関係)

緊急消防援助隊の部隊移動の指示

送信時間	00	年	月	日	時	分	
------	----	---	---	---	---	---	--

	:大隊長又は 爰本部長 紹						
					_(受援	都道府県の)知事)
次のとお	り部隊移動	を指示します。					
部隊移	動区分	指示	(指示の根	拠:消防組	l織法第44 绵	€の3第1項	[)
指示	日 時	00	年	月	日	時	分
・都道府県∶	大隊(統合	機動部隊を含	t.)				
	4	全隊			一部の指定	こした隊※下記	に指定する隊
対	象	【隊の指定情報					
※いずね	れかに●						
連絡	事項						
●部隊 ※対	†象となる隊1	=					
	部	隊名			連絡事項	頁	
	統括指揮支						
指揮支援部隊	指揮支援隊						
	航空指揮支	援隊					
航空部隊	航空小隊						
_ 1 18	航空後方支						
		災害即応部隊					
	BC災害即/ 風水害機動						
<u> </u>	<u> </u>						
現在の	出動先			都道 府県			5区 1村
部隊和	多動先			都道 府県			5区 J村
<連絡責任	者>						
担当課室	<u> </u>			氏 名			

NTT回線FAX

地域衛星FAX

NTT回線電話

地域衛星電話

別記様式6-7 (第21条関係)

緊急消防援助隊の部隊移動通知

	送信時間	00	年	月	日	時	分
緊急消防援助隊行動市町村の長 部隊移動先の市町村の長	} 殿						
					(受援	都道府県	県の知事)

本都道府県OO市で活動している緊急消防援助隊について、次のとおり $\times \times$ 市へ 部隊移動を指示しましたので通知します。

部隊移動区分	指示 (指示の根拠:消防組織法第44条の3第1項)				[)	
指示日時	00	年	月	B	時	分
指示した隊	別添(別記様式6-6)のとおり					
連絡事項						

く連絡責任者>

担当課室	氏 名	
NTT回線電話	NTT回線FAX	
地域衛星電話	地域衛星FAX	

別記様式6-8 (第21条関係)

緊急消防援助隊の部隊移動通知

送信時間	00	年	月	日	時	分
------	----	---	---	---	---	---

消防庁長官 殿

(受援都道府県の知事)

本都道府県内で活動している緊急消防援助隊について、次のとおり部隊移動を指示しましたので通知します。

部隊移動区分	指示	(指示の根	処:消防組紀	職法第44 第	€の3第1項	[)
指示日時	0	年	月	日	時	分
指示した隊	別添(別記様式6-6)のとおり					
連絡事項						

<連絡責任者>

担当課室	氏	名	
NTT回線電話	NTT回	線FAX	
地域衛星電話	地域衛	星FAX	

別記様式6-9 (第21条関係)

緊急消防援助隊の部隊移動通知

				送信時間	00	年	月	日	時	分	
応援都道府県 応援市町村の	の知事)長	}	殿								
送付先:											

消防庁長官

貴所属の緊急消防援助隊について、次のとおり受援都道府県知事により部隊移動の指示が行われましたので通知します。

部隊移動区分	指示	(指示の根	処:消防組	織法第44第	€の3第1項)
指 示 日 時	00	年	月	日	時	分
指示した隊	別添(別記様式6-6)のとおり					
連絡事項						

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域	応援班	
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

〇〇都道府県 〇〇災害に係る緊急消防援助隊連絡体制

〇〇 年 月 日 時 分現在

消防庁 災害対策本部(広域応援班 陸上・航空)

Sell to Mout, Mb /		~~ ~~ ~~		
NTT回線	TEL	03-5253-7527	FAX	03-5253-7552
消防防災無線	TEL	90-49013	FAX	90-49036
地域衛星回線	TEL	048-500-90-49013	FAX	048-500-90-49036
メールアドレス	kinentai0119@soumu.go.ip			.go.jp

〇〇都道府県

災害対策本部 恕	置場所
----------	-----

火百八米个印	,	改巨物/// ·		
NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	氏名		TEL	
航空運用調整班	所属		職·氏名	
那 主 理 用 調 全 斑	TEL		FAX	

〇〇市町村 災害対策本部

設置場所:

<u> </u>	_	BA III W 171 1		
NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	氏.名		TEL	

緊急消防援助隊 陸上

〇〇都道府県大隊

	大阪	所属		TEL	
		氏名			•
	統合機動	所属		TEL	
	部隊長	氏名			
	後方支援本部	所属			
		TEL		FAX	
		メールアドレス			-

〇〇都道府県大隊

	J O HPAE/III /N. J Char			
大隊長	所属		TEL	
人隊女	氏名			
統合機動	所属		TEL	
部隊長	氏名			
	所属			
後方支援本部	TEL		FAX	
	メールアドレス			

調整太部 設置場所

ᄤᆂᄽᄜ		改臣物ガ .		
NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	氏名		TEL	
統括指揮支援隊長	所属		TEL	
机括扫焊文援隊長	氏名			

指揮本部 設置場所:

NTT回線	TEL	FAX	
消防防災無線	TEL	FAX	
地域衛星回線	TEL	FAX	
メールアドレス			
本部長	氏名	TEL	

〇〇都道府県大隊

	しつ 部進州 永八隊				
大隊長	所属		TEL		
人隊長	氏名				
統合機動	所属		TEL		
部隊長	氏名			-	
	所属				
後方支援本部	TEL		FAX		
	メールアドレス				

〇〇都道府県大隊

		\		
	大隊長	所属	TEL	
	人修女	氏名		
	統合機動	所属	TEL	
	部隊長	氏名		
	後方支援本部	所属		
		TEL	FAX	
		メールアドレス		
	部隊長	氏名 所属 TEL		

現地派追 爾貝		
派遣場所	職·氏名	TEL

政府現地対策本部 設置場所

40 117 70 TO 17 17	C-T-MP	LX III .		
NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	職・氏名		TEL	

1117年又该个	- Ph	改旦物川.		
NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無綱	泉 TEL		FAX	
地域衛星回線	泉 TEL		FAX	
メールアドレス	ζ			
指揮支援本部	長 所属		TEL	
(指揮支援隊長	氏名			

航空

ヽリベース ((HB)	設置場所

. ,,,,,,		
ITT回線	FAX	
5防災無線	FAX	
域衛星回線 7	FAX	
ルアドレス		
B指揮者	TEL	
B拍押伯職	· · ·	
指揮支援本部長 戸	TEL	
指揮支援隊長)		
空後方支	TEL	
援隊長 B	·	
指揮支援隊長)		

ノオリートへっ	<u>-人(FE</u>	3) 設直場所:		
FB指揮者	所属		TEL	
「口相押伯	職·氏名			
	所属		TEL	
	氏名			

緊急消防援助隊の運用に関する要綱

平成 16 年 3 月 26 日 消防震第 19 号 改正 平成 17 年 3 月 30 日 消防震第 14 号 改正 平成 18 年 2 月 14 日 消防応第 15 号 改正 平成 20 年 7 月 2 日 消防応第 109 号 改正 平成 20 年 8 月 27 日 消防応第 152 号 改正 平成 26 年 3 月 26 日 消防広第 75 号 改正 平成 27 年 3 月 31 日 消防広第 74 号 改正 平成 28 年 3 月 30 日 消防広第 74 号 改正 平成 29 年 3 月 28 日 消防広第 80 号 改正 平成 29 年 3 月 28 日 消防広第 93 号 改正 平成 31 年 3 月 8 日 消防広第 35 号 改正 平成 31 年 3 月 8 日 消防広第 35 号 改正 令和 2 年 7 月 17 日 消防広第 190 号 改正 令和 3 年 3 月 22 日 消防広第 89 号

目次

- 第1章 総則
- 第2章 編成及び装備等の基準
- 第3章 出動
- 第4章 指揮活動
- 第5章 防災関係機関との連携
- 第6章 指揮支援実施計画及び受援計画
- 第7章 その他

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、消防組織法(昭和22年法律第226号。以下「法」という。)、緊急消防援助隊に関する政令(平成15年政令第379号)及び緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画(平成16年消防震第9号。以下「基本計画」という。)に定めるもののほか、出動、指揮活動その他の緊急消防援助隊及び被災地の消防本部の対応について、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、法及び基本計画において使用する用語の例によるほ

- か、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 被災地消防本部とは、被災地を管轄する消防本部をいう。
- (2) 指揮本部とは、被災地消防本部の指揮本部をいう。
- (3) 指揮者とは、被災地の市町村長又は当該市町村長の委任を受けた消防長をいう。
- (4) 航空指揮本部とは、被災地(被災地の周辺地域を含む。) における航空機を用いた消防活動 の拠点(以下「活動拠点ヘリベース」という。) の指揮本部をいう。
- (5) 応援等とは、法第44条第1項の消防の応援等をいう。
- (6) 受援都道府県とは、緊急消防援助隊による応援等を受ける又は受けた被災地の属する都道 府県をいう。
- (7) 応援都道府県とは、緊急消防援助隊を出動させる又は出動させた都道府県をいう。
- (8) 代表消防機関代行とは、代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合にその 任務を代行する消防機関をいう。
- (9)登録市町村とは、緊急消防援助隊として登録された小隊等が属する市町村(東京都の特別 区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合を含む。)をいう。
- (10) 登録都道府県とは、緊急消防援助隊として登録された航空消防隊の属する都道府県をいう。
- (11) 航空隊とは、法第30条第3項に規定する都道府県の航空消防隊又は航空機を用いた消防活動を行う消防本部の消防隊をいう。
- (12) C災害とは、毒性物質若しくはこれと同等の毒性を有する物質の発散又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。
- (13) B災害とは、生物剤若しくは毒素の発散又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。
- (14) N災害とは、放射性物質若しくは放射線の異常な水準の放出又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。
- (15) 進出拠点とは、緊急消防援助隊が被災地に進出するための目標とする拠点(一時的に集結する場所を含む。)をいう。
- (16) 部隊移動とは、法第 44 条の規定に基づく消防庁長官(以下「長官」という。)の措置の求め又は指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が市町村(東京都の特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合は、一の市町村とみなす。以下この号において同じ。)若しくは都道府県をまたいで別の被災地に出動すること、又は法第 44 条の3 の規定に基づく都道府県知事の指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が市町村をまたいで当該都道府県内の別の被災地に出動することをいう。

第2章 編成及び装備等の基準

(都道府県大隊の編成)

第3条 都道府県大隊の編成は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱(平成27年消防広第74号。以下「要請要綱」という。) 第38条に規定する緊急消防援助隊都道府県応援等実施計画(以下「応援等実施計画」という。) に定めておくものとする。

- (1) 都道府県大隊指揮隊は、原則として、代表消防機関(代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合は、代表消防機関代行。以下同じ。) の指揮隊をもって編成するものとする。
- (2) 大隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「(○○都道府県) 大隊」と呼称する。
- (3) 中隊は、都道府県内の緊急消防援助隊登録状況に応じて、複数の消防本部からなるブロックごと、消防本部ごと、消火、救助、救急等の任務ごと等に編成するものとし、「(第○) 中隊」、「(○○消防本部) 中隊」、「(消火) 中隊」等と呼称する。

なお、各中隊長は、都道府県大隊長が指定するものとする。

- (4) 小隊は、車両若しくは消防艇又は付加された任務ごとに編成するものとし、「(○○) 小隊」 と呼称する。
- (5) C災害、B災害及びN災害に対応する中隊は、毒劇物等対応小隊等特別の装備を保有し、 かつ特別な教育訓練を受けた小隊により編成するものとする。
- (6) 水上中隊は、船艇特性等を考慮し、別に編成することができるものとする。

(指揮支援部隊の編成)

- 第4条 指揮支援部隊の編成は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、第38条 に規定する指揮支援実施計画に定めておくものとする。
 - (1) 統括指揮支援隊及び指揮支援隊は、東京都特別区又は地方自治法(昭和22年法律第67号) 第252条の19第1項に規定する指定都市を管轄する消防本部の職員をもって編成するもの とする。
 - (2) 航空指揮支援隊は、航空隊員をもって編成するものとする。
 - (3) 統括指揮支援隊、指揮支援隊及び航空指揮支援隊は、それぞれ「○○消防本部統括指揮支援隊」、「○○消防本部指揮支援隊」、「○○消防本部(○○都道府県) 航空指揮支援隊」と呼称する。

(統合機動部隊の編成)

- 第5条 統合機動部隊の編成は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、応援等 実施計画に定めておくものとする。
 - (1)統合機動部隊指揮隊は、原則として、代表消防機関の指揮隊をもって編成するものとする。
 - (2) 統合機動部隊は、原則として、統合機動部隊指揮隊、消火小隊3隊程度、救助小隊3隊程度、救急小隊3隊程度、後方支援小隊及び通信支援小隊をもって編成するものとする。
 - (3) 統合機動部隊は、迅速な集結及び出動が可能な小隊の中から、応援先都道府県に応じて、 事前に指定しておくものとする。

 - (5) 統合機動部隊長は都道府県大隊長を兼ねることができるものとする。

(エネルギー・産業基盤災害即応部隊 (ドラゴンハイパー・コマンドユニット) の編成)

- 第6条 エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、応援等実施計画に定めておくものとする。
 - (1) エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊は、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長の属する消防本部の指揮隊をもって編成するものとする。
- (2) エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊、特殊 災害中隊(大容量送水ポンプ車、大型放水砲搭載ホース延長車、大型化学車、大型高所放水 車及び泡原液搬送車を備えたもの)、消火中隊(化学消防ポンプ自動車を備えたもの)を中心 として編成するものとし、地域の実情に応じて、特殊装備小隊、後方支援小隊、通信支援小 隊及び水上小隊を加えるものとする。
- (3) エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「(○○都道府県) エネルギー・産業基盤災害即応部隊」と呼称する。

(NBC災害即応部隊の編成)

- 第7条 NBC災害即応部隊は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、応援等 実施計画に定めておくものとする。
 - (1) NBC災害即応部隊指揮隊は、NBC災害即応部隊長の属する消防本部の指揮隊をもって 編成するものとする。
 - (2) NBC災害即応部隊は、NBC災害即応部隊指揮隊、毒劇物等対応小隊を中心として編成 するものとし、地域の実情に応じて、後方支援小隊等を加えるものとする。
 - (3) NBC災害即応部隊は、消防本部ごとに編成するものとし、「(○○消防本部) NBC災害 即応部隊」と呼称する。

(十砂・風水害機動支援部隊の編成)

- 第8条 土砂・風水害機動支援部隊は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、 応援等実施計画に定めておくものとする。
 - (1) 土砂・風水害機動支援部隊指揮隊は、土砂・風水害機動支援部隊長の属する消防本部の指揮隊をもって編成するものとする。
 - (2) 土砂・風水害機動支援部隊は、土砂・風水害機動支援部隊指揮隊、救助小隊(津波・大規模 風水害対策車及び救助工作車を備えたもの)、特殊装備小隊(重機及び重機搬送車、水陸両用 車及び搬送車を備えたもの)、後方支援小隊を中心として編成するものとし、地域の実情に応 じて、必要な小隊を加えるものとする。
 - (3) 土砂・風水害機動支援部隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「(○○都道府県) 土砂・ 風水害機動支援部隊」と呼称する。

(特殊災害小隊の装備等の基準)

第9条 基本計画第2章第4節8に定める特殊災害小隊の装備等の基準は、おおむね次のとおりとする。

(1) 毒劇物等対応小隊

- ア 毒劇物等対応小隊は、一般の毒劇物災害、C災害、B災害又はN災害に対応するための 特別な教育訓練を受けた隊員5人以上で編成されるものであること。
- イ 毒劇物等対応小隊は、ウの資機材を搬送することのできる車両を備えること。
- ウ 毒劇物等対応小隊は、一般の毒劇物災害、C災害及びB災害又はN災害に対応した次に 掲げる資機材を備えること。
- (ア) 一般の毒劇物災害対応小隊 呼吸保護用器具、防毒マスク及び化学防護服(又は陽圧式化学防護服)
- (イ) C災害及びB災害対応小隊

陽圧式化学防護服、化学防護服、携帯型生物剤検知装置、有毒ガス検知管、化学剤検知紙、携帯型化学剤検知機、除染シャワー、除染剤散布器及び防毒マスク

(ウ) N災害対応小隊

簡易型防護服、呼吸保護具、個人警報線量計、空間線量計、表面汚染計、除染設備、中性子線測定器及び放射線防護服又は陽圧式化学防護服

- (2) 大規模危険物火災等対応小隊
 - ア 大規模危険物火災等対応小隊は、石油コンビナート施設等の大規模危険物施設での火災 等に対応することのできる隊員2人以上で編成されるものであること。
 - イ 大規模危険物火災等対応小隊は、大型化学車、大型高所放水車、泡原液搬送車、屈折放 水塔車、耐熱装甲型救助活動車、大容量送水ポンプ車又は大型放水砲搭載ホース延長車を 備えること。
 - ウ 大規模危険物火災等対応小隊は、大規模危険物火災等に対応する耐熱防護服を備えること。
- (3) 密閉空間火災等対応小隊
 - ア 密閉空間火災等対応小隊は、地下街等の密閉空間で発生した消火困難な火災等に対応することのできる隊員2人以上で編成されるものであること。
 - イ 密閉空間火災等対応小隊は、高発泡車を備えること。
 - ウ 密閉空間火災等対応小隊は、呼吸保護用器具及び排煙用資機材を備えること。

(特殊装備小隊の装備等の基準)

- 第10条 基本計画第2章第4節9に定める特殊装備小隊の装備等の基準は、おおむね次のとおりとする。
 - (1) 水難救助小隊
 - ア 水難救助小隊は、潜水業務を行うことのできる隊員等 5 人以上で編成されるものである こと。
 - イ 水難救助小隊は、ウの資機材を安全に積載することができる構造を備えた車両又は船舶 を備えること。
 - ウ 水難救助小隊は、潜水器具一式、水中投光器その他水難救助活動に必要な資機材を備えること。

- (2) 遠距離大量送水小隊
 - ア 遠距離大量送水小隊は、遠距離大量送水システム及びそれを搬送可能な車両並びに必要な隊員で構成されるものであること。
 - イ アの遠距離大量送水システムは、自然水利を利用して、1キロメートル以上の離れた場所に毎分3,000 リットル以上の水又は海水を送水することができるものであること。
- (3)消防活動二輪小隊
 - ア 消防活動二輪小隊は、オフロード走行が可能な仕様の自動二輪車及び隊員で構成されるものであること。
 - イ 消防活動二輪小隊は、消火器及び可搬式消火器具、簡易救助器具又は応急手当資機材の いずれかを備えること。
- (4) 震災対応特殊車両小隊

震災対応特殊車両小隊は、地震災害等における救助活動に必要な重機その他の設備又は資機材を備えた車両及び必要な隊員で構成されるものであること。

(5) その他の特殊な装備を用いて消防活動を行う小隊

その他の特殊な装備を用いて消防活動を行う小隊は、次に掲げるいずれかの車両又は資機 材及び必要な隊員で構成されるものであること。

- アはしご車
- イ 照明車
- ウ 空気ボンベ充填車
- エ 無人消火ロボット
- オ その他長官が緊急消防援助隊の活動に必要と認めた特殊な装備を備えた消防車両

第3章 出動

(指揮本部の設置)

- 第11条 被災地消防本部は、緊急消防援助隊の出動が決定した場合は、被災地での緊急消防援助 隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、指揮本部を設置するものとする。
- 2 指揮本部は、被災地における消防の指揮に関することのほか、次に掲げる事務をつかさどる ものとする。
- (1)被害情報の収集に関すること。
- (2)被害状況並びに被災地消防本部及び消防団の活動に係る記録に関すること。
- (3) 緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。
- (4) その他緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。
- 3 指揮本部は、市町村が行う災害対策及び自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関と の活動調整を図るため、市町村災害対策本部と緊密に連携を図るものとし、当該市町村災害対 策本部に職員を派遣するものとする。

(航空指揮本部の設置)

- 第12条 被災地の属する都道府県内の航空隊は、緊急消防援助隊の出動が決定した場合は、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、航空指揮本部を設置するものとする。
- 2 航空指揮本部は、被災地における航空に係る消防の指揮に関することのほか、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
- (1)被害情報の収集に関すること。
- (2)被害状況及び受援都道府県内の航空隊の活動に係る記録に関すること。
- (3) 航空に係る緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。
- (4) その他航空に係る緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。

(後方支援本部の設置)

- 第13条 応援都道府県に属する代表消防機関は、円滑な後方支援体制を確立するため、当該代表 消防機関に後方支援本部を設置するものとする。ただし、都道府県に属する緊急消防援助隊の みが出動した場合等においては、この限りでない。
- 2 後方支援本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
- (1) 緊急消防援助隊の出動、活動等に関する連絡調整に関すること。
- (2)後方支援体制の確立に関すること。
- (3) 関係機関との連絡調整に関すること。
- (4) 緊急消防援助隊の交替に関すること。
- (5)物資等の搬送計画に関すること。
- (6) 緊急消防援助隊を出動させた消防本部に対する、情報提供に関すること。
- (7)消防庁に対する被災状況や緊急消防援助隊の活動に係る動画及び静止画の提供に関すること。
- (8) 緊急消防援助隊の隊数及び人員数の集計に関すること。
- (9) その他緊急消防援助隊の活動支援に必要な事項に関すること。

(都道府県大隊の出動)

第14条 都道府県大隊長は、当該都道府県大隊が迅速に被災地に到着するために必要と判断した場合は、ブロック単位での出動又は車両特性に応じた中隊編成による出動を指示するなど、必要な措置を講じるものとする。

(指揮支援部隊の出動)

第15条 統括指揮支援隊、指揮支援隊及び航空指揮支援隊は、原則として、航空小隊による輸送により出動するものとする。

(統合機動部隊の出動等)

第 16 条 統合機動部隊は、長官の出動の求め又は指示後、おおむね1時間以内に迅速に出動し、 次に掲げる任務を行うものとする。

- (1)被災地までの道路状況、給油可能施設等の情報の収集に関すること。
- (2)被害状況、活動場所、任務、必要な大隊規模等の情報の収集に関すること。
- (3) 都道府県大隊が後続する場合の(1)及び(2)に規定する情報の提供に関すること。
- (4)被災地消防本部との連絡調整に関すること。
- (5) 被災地における通信の確保に関すること。
- (6) 初期の消火、救助及び救急活動に関すること。
- (7) 航空消防活動の支援に関すること。
- (8) 宿営場所の設営に関すること。
- (9)被害状況、部隊の活動等の記録(動画及び静止画によるものを含む。)に関すること。
- 2 統合機動部隊を構成する小隊等は、後続する都道府県大隊が被災地に到着後は当該都道府県 大隊に帰属し、都道府県大隊長の指揮の下、都道府県大隊を構成する小隊等として活動するも のとする。

(エネルギー・産業基盤災害即応部隊の出動)

第17条 エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、石油コンビナート等における特殊災害が発生 した場合において、当該部隊が属する都道府県の大隊と別に出動するものとする。

(NBC災害即応部隊の出動)

第18条 NBC災害即応部隊は、長官が別に定める運用計画に基づき、NBC災害等が発生した場合において、長官の出動の指示後、当該部隊が属する都道府県の大隊と別に迅速に出動するものとする。

(土砂・風水害機動支援部隊の出動等)

第19条 土砂・風水害機動支援部隊は、当該部隊が属する都道府県の大隊の出動を伴わず、単独で出動するものとし、被災地消防本部、消防団、都道府県内消防応援隊及び他の都道府県大隊と連携して活動するものとする。

(航空部隊の出動)

- 第20条 航空小隊は、航空機により、原則として、進出拠点となる活動拠点へリベースに出動 するものとする。
- 2 航空後方支援小隊は、原則として、自隊の保有する車両により出動するものとする。

(集結場所、進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等)

- 第21条 集結場所、進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等については、原則として、次のとおりとする。
 - (1) 集結場所

代表消防機関は、応援等実施計画に定めるところにより、災害の状況、大隊又は部隊の特性、規模等を考慮し、応援先市町村又は応援先都道府県に応じて、都道府県大隊、統合機動

部隊、エネルギー・産業基盤災害即応部隊及び土砂・風水害機動支援部隊の集結場所及び集結時刻を決定し、登録市町村の消防本部に対して連絡するものとする。

なお、災害の状況等により受援都道府県内の場所を集結場所とする場合は、当該受援都道 府県の消防応援活動調整本部(以下「調整本部」という。)と調整するものとする。ただし、 アクションプランが適用された場合は、当該アクションプランに定めるところによるものと する(以下、第2号及び第3号について同じ。)。

(2) 進出拠点

消防庁は、災害の状況、道路の状況、大隊又は部隊の特性、規模等を考慮し、調整本部(調整本部が設置されない場合は被災地)と調整の上、進出拠点を決定し、応援都道府県(又は応援都道府県の後方支援本部)に対して連絡するものとする。

(3) 宿営場所

消防庁は、災害の状況、緊急消防援助隊の規模等を考慮し、調整本部(調整本部が設置されない場合は被災地)と調整の上、宿営場所を決定し、応援都道府県(又は応援都道府県の後方支援本部)に対して連絡するものとする。

(4) 出動ルート

都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即 応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、応援先都道府県又は進出拠点に応じて出動ル ートを決定し、消防庁、調整本部及び後方支援本部に対して報告するものとする。

なお、道路の状況等により、出動途上において出動ルート及び進出拠点を変更する必要が ある場合は、消防庁、調整本部及び後方支援本部に対してその旨を報告するものとする。

(進出拠点到着後の大隊長及び部隊長の任務)

- 第22条 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害 即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、進出拠点到着後、調整本部に対して、速やか に当該都道府県大隊名又は部隊名、規模、資機材等について報告するものとする。
- 2 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応 部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、出動途上等における応援先市町村の指定の有無に かかわらず、調整本部に対して応援先市町村を確認するものとする。
- 3 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、進出拠点が高速道路のインターチェンジ等の場合は、当該都道府県大隊長又は部隊長のみが先行して第1項及び第2項の任務を実施し、無線等により当該都道府県大隊又は部隊に必要な指示を行うなど、進出拠点を速やかに通過するための措置を講ずるものとする。

(被災地到着後の大隊長及び部隊長の任務)

第23条 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害 即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、被災地到着後、指揮者及び第25条に規定する 緊急消防援助隊指揮支援本部の本部長(以下「指揮支援本部長」という。)に対して、速やかに 当該都道府県大隊名又は部隊名、規模、資機材等について報告するとともに、次に掲げる事項について確認するものとする。

- (1)被害状況
- (2) 活動方針
- (3)活動地域及び任務
- (4) 安全管理に関する体制
- (5) 使用無線系統
- (6) 地理及び水利の状況
- (7) その他活動上必要な事項
- 2 統合機動部隊長は、確認した事項について、後続の都道府県大隊及び後方支援本部に対して 報告するものとする。

第4章 指揮活動

(指揮体制)

- 第24条 指揮支援部隊長は、被災地における緊急消防援助隊の活動に関し、指揮支援部隊を統括 し、当該被災地に係る都道府県災害対策本部長又は調整本部長を補佐し、及びその指揮の下で、 被災地における緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。
- 2 指揮支援隊長は、指揮支援本部長として、指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、被災地に おける陸上(水上を含む。以下同じ。)に係る緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。
- 3 航空指揮支援隊長は、ヘリベース指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における航空に係る緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。
- 4 都道府県大隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の 下で、当該都道府県大隊の活動の指揮を行うものとする。
- 5 統合機動部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の 下で、当該統合機動部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 6 エネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該エネルギー・産業基盤災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 7 NBC災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の 管理の下で、当該NBC災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 8 土砂・風水害機動支援部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本 部長の管理の下で、当該土砂・風水害機動支援部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 9 中隊長は、都道府県大隊長又は部隊長(指揮支援部隊長を除く。)の指揮の下で、小隊長以下 の指揮を行うものとする。

(緊急消防援助隊指揮支援本部の設置)

第 25 条 指揮支援部隊長は、被災地ごとに緊急消防援助隊指揮支援本部(以下「指揮支援本部」

という。) を設置するものとする。

- 2 指揮支援部隊長は、次に掲げる順位により、指揮支援本部長を指名するものとする。
- (1) 第1順位 指揮支援隊長
- (2) 第2順位 都道府県大隊長
- (3) 第3順位 統合機動部隊長
- (4) 第4順位 代表消防機関又は代表消防機関代行に属する中隊長
- 3 指揮支援本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
- (1)被害状況、市町村が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。
- (2) 被災地消防本部、消防団、都道府県内消防応援隊及び緊急消防援助隊の陸上に係る活動調整に関すること。
- (3) 陸上に係る緊急消防援助隊の安全管理に関すること。
- (4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との活動調整に関すること。
- (5) 指揮本部又は市町村災害対策本部への隊員の派遣に関すること。
- (6) 調整本部に対する報告に関すること。
- (7)被害状況及び緊急消防援助隊の活動に係る記録に関すること。
- (8) その他必要な事項に関すること。
- 4 指揮支援本部は、指揮本部及び市町村災害対策本部と緊密な連携を図ることができる場所に 設置するものとする。この場合において、指揮支援本部長は、前項の事務を実施するために必 要と認める場合は、指揮本部又は市町村災害対策本部へ隊員を派遣するものとする。
- 5 指揮支援本部長は、同一の災害現場において複数の統合機動部隊又は都道府県大隊が活動する場合、必要に応じて、これらの複数の隊との間で中心となって調整し、指揮支援本部長へ報告等を行う統括統合機動部隊長又は統括都道府県大隊長を指名するものとする。
- 6 指揮支援本部長は、市町村災害対策本部と緊密に連携を図るとともに、当該市町村災害対策 本部の会議に参画し、市町村が行う災害対策及び自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係 機関との活動調整を行うものとする。
- 7 指揮支援本部長は、指揮本部及び都道府県内消防応援隊と緊密に連携するものとする。
- 8 指揮支援本部は、受援市町村名を冠称し、「〇〇市町村緊急消防援助隊指揮支援本部」と呼称 する。

(緊急消防援助隊航空指揮支援本部の設置)

- 第 26 条 指揮支援部隊長は、活動拠点へリベースに緊急消防援助隊航空指揮支援本部(以下「航空指揮支援本部」という。)を設置するものとする。
- 2 指揮支援部隊長は、航空指揮支援隊長を航空指揮支援本部長に指名するものとする。
- 3 航空指揮支援本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
- (1) 受援都道府県内の航空隊及び航空に係る緊急消防援助隊の活動調整に関すること。
- (2) 航空に係る緊急消防援助隊の安全管理に関すること。
- (3) 調整本部に対する報告に関すること。
- (4)被害状況及び緊急消防援助隊の活動に係る記録に関すること。

- (5) その他必要な事項に関すること。
- 4 航空指揮支援本部は、航空指揮本部と同一の場所に設置するものとする。この場合において、 航空指揮支援本部長は、前項の事務を実施するために必要と認める場合は、調整本部又は航空 運用調整班等へ隊員を派遣するものとする。
- 5 航空指揮支援本部長は、航空指揮本部と緊密に連携するものとする。
- 6 航空指揮支援本部は、受援都道府県名を冠称し、「○○都道府県緊急消防援助隊航空指揮支援 本部」と呼称する。
- 7 航空指揮支援本部長は、航空指揮支援隊及び航空小隊に対する輸送・補給活動等が必要な場合には、指揮支援部隊長に対し、航空後方支援小隊又は後方支援小隊を活動拠点へリベース等に派遣するよう要請するものとする。

(消防庁職員の現地派遣)

- 第27条 長官は、緊急消防援助隊の出動が決定し、災害の状況に応じ必要と判断した場合は、調整本部又は都道府県災害対策本部に消防庁職員(以下「現地派遣職員」という。)を派遣するものとする。
- 2 長官は、災害の状況に応じ必要と判断した場合は、指揮支援本部、市町村災害対策本部又は 航空指揮支援本部に現地派遣職員を派遣するものとする。
- 3 長官は、被災地における消防の広報活動が必要と判断した場合は、災害現場等に現地派遣職員を派遣するものとする。
- 4 現地派遣職員は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
- (1)被害情報の収集及び消防庁への情報提供に関すること。
- (2) 都道府県災害対策本部又は市町村災害対策本部に対する、災害対策活動の支援に関すること。
- (3) 緊急消防援助隊の増隊、部隊移動等、緊急消防援助隊の活動調整に係る消防庁との連絡調整に関すること。
- (4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との連絡調整に関すること。
- (5) 報道機関への対応に関すること。
- (6)被害状況や活動状況に係る動画及び静止画の収集及び共有に関すること。

(都道府県大隊本部の設置)

- 第28条 都道府県大隊長は、災害現場付近の活動上適当な場所に都道府県大隊本部を設置するものとする。この場合において、都道府県大隊長を本部長とする。
- 2 都道府県大隊本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
- (1) 都道府県大隊の活動管理に関すること。
- (2) 隊員の安全管理に関すること。
- (3) 都道府県大隊の後方支援に関すること。
- (4)被害状況及び都道府県大隊の活動に係る記録(動画及び静止画によるものを含む。)に関すること。

- (5)被災地消防本部、消防団及び都道府県内消防応援隊との活動調整に関すること。
- (6) 指揮支援本部に対する報告に関すること。
- (7) 他の都道府県大隊等との調整に関すること。
- (8) その他必要な事項に関すること。
- 3 都道府県大隊本部は、応援都道府県名を冠称し、「○○都道府県大隊本部」と呼称する。

(現地合同調整所の設置)

- 第29条 指揮者は、災害現場において、自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関間における情報共有及び活動調整等を行うため、必要に応じて、現地合同調整所を設置するものとする。
- 2 指揮支援本部長は、必要に応じて、現地合同調整所の設置について指揮者に進言するものとする。
- 3 現地合同調整所が設置された場合、指揮支援本部長は、都道府県大隊長、統合機動部隊長、 エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長、土砂・風水害機動支援部隊長、 代表消防機関又は代表消防機関代行に属する中隊長の中から必要な者を現地合同調整所の会議 に参画させるものとする。
- 4 前項において参画した者は、現地合同調整所において、活動エリア・内容・手順、情報通信 手段等について、自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関間の情報共有及び活動調整、 必要に応じた関係機関間の相互協力を行う。

(情報共有等)

- 第30条 消防庁は、調整本部、指揮支援本部、指揮者、航空指揮支援本部、ヘリベース指揮者、 都道府県大隊本部及び後方支援本部に対して、緊急消防援助隊連絡体制(別記様式1)により 情報連絡体制等の明確化を図るものとする。
- 2 消防庁、調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部、都道府県大 隊本部、後方支援本部及び緊急消防援助隊は、緊急消防援助隊動態情報システム、支援情報共 有ツール、ヘリコプター動態管理システム、情報収集活動用ドローン、映像伝送装置等を積極 的に活用し、緊急消防援助隊の活動等について必要な情報共有を図るとともに、被害状況や活 動状況について動画及び静止画による共有に努めるものとする。

(活動報告等)

- 第31条 指揮支援部隊長は、被害状況、被災地消防本部及び消防団、都道府県内消防応援隊並び に緊急消防援助隊の活動状況その他必要な事項について、消防庁及び調整本部長に対して適宜 報告するものとする。
- 2 指揮支援本部長は、被害状況、被災地消防本部及び消防団、都道府県内消防応援隊並びに陸上に係る緊急消防援助隊の活動状況その他必要な事項について、指揮者及び調整本部に対して 適宜報告するものとする。
- 3 航空指揮支援本部長は、被害状況、受援都道府県内の航空隊及び航空に係る緊急消防援助隊

- の活動状況その他必要な事項について、ヘリベース指揮者及び調整本部に対して適宜報告する ものとする。
- 4 都道府県大隊長は、被害状況、当該都道府県大隊の活動状況その他必要な事項について、指揮支援本部長に対して適宜報告するものとする。
- 5 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、活動規模、活動結果、活動予定その他必要な事項を記載した活動日報(別記様式2)を作成し、指揮支援本部長に対して報告するものとする。ただし、第16条第2項の規定に基づき、統合機動部隊を編成する小隊等が後続する都道府県大隊に帰属し、都道府県大隊を編成する小隊として活動を開始する翌日からは統合機動部隊長の報告は不要とするものとする。
- 6 指揮支援本部長は、活動日報(別記様式2)を作成するとともに、前項の活動日報を取りま とめ、指揮支援部隊長に対して報告するものとする。
- 7 航空小隊長及び航空後方支援小隊長は、活動日報(別記様式2)を作成し、航空指揮支援本 部長に対して報告するものとする。
- 8 航空指揮支援本部長は、活動日報(別記様式2)を作成するとともに、前項の活動日報を取りまとめ、指揮支援部隊長に対して報告するものとする。
- 9 指揮支援部隊長は、活動日報(別記様式2)を作成するとともに、第6項及び第8項の活動 日報を取りまとめ、長官に対して報告するものとする。

(通信連絡体制等)

- 第 32 条 緊急消防援助隊に係る通信連絡体制は、原則として、次のとおり行うものとする。
 - (1)消防庁、調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部及び関係機関相互の通信連絡は、有線回線、衛星携帯電話、消防防災無線、防災行政無線、地域衛星通信ネットワーク、防災相互通信用無線(以下「防災相互波」という。)その他無線を使用する。
 - (2) 調整本部、指揮支援本部、指揮本部及び都道府県大隊本部相互の無線通信は、統制波1を 使用する。
 - (3) 指揮支援部隊長は、被災地が複数に及び、指揮系統を複数に分離する必要がある場合は、 統制波2又は統制波3のいずれかから、緊急消防援助隊の配備状況及び活動状況に応じて使 用波を指定する。
 - (4) 指揮支援部隊長は、陸上隊と航空隊の間の情報共有を図るため、必要がある場合は、統制 波2又は統制波3のいずれかから、緊急消防援助隊の配備状況及び活動状況に応じて使用波 を指定するとともに、衛星携帯電話等を活用する。
 - (5) 指揮支援本部長は、さらに指揮系統を複数に分離する必要がある場合は、指揮支援部隊長と協議し、指定波以外の統制波を指定することができる。
 - (6) 都道府県大隊本部、当該都道府県大隊に属する中隊及び統合機動部隊相互の無線通信は、 別表のとおり、隊の属する都道府県ごとに指定された主運用波を使用する。
 - (7) 同一中隊に属する小隊相互、同一統合機動部隊に属する隊相互、同一エネルギー・産業基盤災害即応部隊に属する隊相互、同一NBC災害即応部隊に属する隊相互及び同一土砂・風

水害機動支援部隊に属する隊相互の無線通信は、別表のとおり、隊の属する都道府県ごとに指定された主運用波を使用する。

- (8) 指揮支援本部長は、同一の主運用波を使用する大隊、部隊又は都道府県内応援隊が近接して活動している場合等においては、指揮支援部隊長と協議し、指定波以外の主運用波を指定することができる。
- (9) 航空指揮支援本部、航空指揮本部及び航空部隊に属する小隊相互の無線通信は、航空波を 使用する。
- (10) 都道府県大隊等に属する小隊の隊員相互の無線通信は、署活動用無線機を使用する。署活動用無線機の使用に係る事前手続や運用上遵守すべき事項については、消防庁が別で定める。
- (11) 無線通信の呼出応答においては、必ず呼出名称を使用する。
- 2 統制波の運用に際し輻輳が確認された場合は、原則として、次のとおり運用するものとする。
- (1)無線統制は、指揮支援部隊長の指示により行う。
- (2)無線統制が実施された場合、調整本部又は指揮支援本部以外での運用は、次に掲げる場合 を除き、調整本部又は指揮支援本部からの送信に対する応答のみとする。
 - ア 応援要請を行う場合
 - イ 隊員、消防車両等の重大な事故が発生した場合
 - ウ 新たな災害が発生した場合
 - エ 調整本部又は指揮支援本部からの特命事項について報告する場合
- 3 指揮支援部隊長は、防災相互波の使用に関し、関係機関と調整を行うものとする。

第5章 防災関係機関との連携

(防災関係機関等との連絡調整等)

第33条 長官は、緊急消防援助隊の出動等に関し、必要と認める防災関係機関、関係公共機関等 との連絡調整を行うものとする。

(実動関係機関との連携)

第34条 緊急消防援助隊は、被災地への出動及び被災地での活動に関して、自衛隊、警察、海上 保安庁、TEC-FORCE (国土交通省が派遣する緊急災害対策派遣隊をいう。)等と連携す るものとする。

なお、被災地での活動に当たっては、防災相互波等の共通の通信手段を活用し、情報共有に 努めるものとする。

(医師等との連携)

第35条 緊急消防援助隊は、被災地において救命医療活動を行う医師、DMAT、ドクターヘリ (救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法(平成19年法律第103 号)に規定する救急医療用ヘリコプターをいう。)等と連携して活動するものとする。 (調整本部等における防災関係機関との連携)

- 第36条 調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部及び後方支援本部は、緊急消防援助隊の活動が効果的に行われるように、緊急消防援助隊の活動に関して必要な交通、輸送、通信、燃料、物資等に関する防災関係機関と緊密な連携を図るものとする。
- 2 調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部及び航空指揮本部は、緊急消防援助 隊の活動に関して必要な関係機関との連絡調整について、必要に応じて、都道府県災害対策本 部及び市町村災害対策本部に依頼するものとする。

(消防機関との連携)

第37条 緊急消防援助隊は、効果的な活動を実施するため、道路、住家位置等の情報提供を受けるなど、被災地消防本部、消防団及び都道府県内消防応援隊と緊密に連携するものとする。

第6章 指揮支援実施計画及び受援計画

(指揮支援実施計画)

- 第38条 統括指揮支援隊及び指揮支援隊の属する消防本部の長は、統括指揮支援隊及び指揮支援 隊の活動を円滑に行うための指揮支援実施計画を策定するものとする。
- 2 指揮支援実施計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 統括指揮支援隊及び指揮支援隊の編成及び出動体制に関すること。
- (2) 指揮支援の基本的事項に関すること。
- (3) 関係機関との活動調整に関すること。
- (4) 現地合同調整所への参画に関すること。
- (5)情報連絡体制に関すること。
- (6) 通信支援小隊との連携に関すること。
- (7) その他必要な事項に関すること。
- 3 統括指揮支援隊及び指揮支援隊の属する消防本部の長は、指揮支援実施計画を策定又は変更 した場合は、長官及び当該消防本部が属する都道府県の知事に対して報告するとともに、当該 統括指揮支援隊及び指揮支援隊が出動対象となる都道府県の知事に対して情報提供するものと する。
- 4 航空指揮支援隊の属する消防本部の長及び航空指揮支援隊の属する都道府県の知事は、航空 指揮支援隊の活動を円滑に行うための航空指揮支援実施計画を策定するものとする。
- 5 航空指揮支援実施計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 航空指揮支援隊の編成及び出動体制に関すること。
- (2) 航空指揮支援の基本的事項に関すること。
- (3)情報連絡体制に関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。
- 6 航空指揮支援隊の属する消防本部の長及び航空指揮支援隊の属する都道府県の知事は、航空 指揮支援実施計画を策定又は変更した場合は、長官に対して報告するとともに、航空指揮支援

隊が消防本部に属する場合においては、当該消防本部が属する都道府県の知事に対して報告する。

(消防本部の受援計画)

- 第39条 消防本部の長は、当該消防本部が管轄する市町村が被災し、緊急消防援助隊の応援等を 受ける場合の受援計画を策定するものとする。
- 2 受援計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 指揮本部の運営体制及び早期設置に関すること。
- (2) 緊急消防援助隊の早期受入れに係る関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) 進出拠点、当該拠点への連絡員の派遣及び連絡体制に関すること。
- (4) 宿営場所その他緊急消防援助隊の活動に必要な拠点の確保に関すること。
- (5) 救助活動拠点施設(南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)に規定する救助活動のための拠点施設をいう。)の運用に関すること。
- (6) 緊急消防援助隊の活動に必要な情報の提供に関すること。
- (7) 燃料補給、物資補給等の後方支援体制に関すること。
- (8) ヘリコプターの離着陸場等の航空機の受入れに関すること。
- (9) その他必要な事項に関すること。
- 3 消防本部の長は、受援計画の策定及び変更に当たっては、都道府県の受援計画及び地域防災 計画の内容と整合を図るものとする。
- 4 消防本部の長は、受援計画を策定又は変更した場合は、都道府県知事に報告する。

第7章 その他

(消防本部等の訓練)

第40条 登録市町村の消防本部及び登録都道府県の航空消防隊は、平常時から緊急消防援助隊の 連携活動能力の向上に必要な訓練を行うなど、緊急消防援助隊の応受援体制の強化を図るもの とする。

(緊急消防援助隊登録証及び緊急消防援助隊旗)

- 第41条 長官は、緊急消防援助隊を登録した消防本部及び都道府県航空消防隊に対して、緊急消防援助隊登録証及び緊急消防援助隊旗を交付するものとする。
- 2 緊急消防援助隊旗の制式については、長官が別に定める。

(その他)

第42条 この要綱に定めるもののほか、緊急消防援助隊に関し必要な細目は、消防庁が別に定める。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成 28 年 3 月 30 日消防広第 80 号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

ただし、第22条第1項第2号から第7号まで(第4号を除く。)及び同条第2項の規定は、平成28年6月1日から施行する。

附 則(平成29年3月28日消防広第93号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月8日消防広第35号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年7月17日消防広第190号)

この要綱は、令和2年8月1日から施行する。

附 則(令和3年3月22日消防広第89号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表(主運用波の割当て)

(第32条関係)

周波数名	割当都道府県				
主運用波 1	青森県、栃木県、静岡県、京都府、広島県、佐賀県				
主運用波 2	宮城県、千葉県、長野県、大阪府、愛媛県、長崎県、沖縄県				
主運用波3	山形県、埼玉県、愛知県、兵庫県、山口県、鹿児島県				
主運用波 4	北海道、福島県、東京都、岐阜県、和歌山県、鳥取県、福岡県				
主運用波 5	秋田県、茨城県、富山県、山梨県、滋賀県、徳島県、大分県				
主運用波 6	神奈川県、新潟県、福井県、奈良県、島根県、香川県、宮崎県				
主運用波 7	岩手県、群馬県、石川県、三重県、岡山県、高知県、熊本県				

〇〇都道府県 〇〇災害に係る緊急消防援助隊連絡体制

〇〇 年 月 日 時 分現在

消防庁

災害対策本部(広域応援班 陸上·航空)

NTT回線	TEL	03-5253-7527	FAX	03-5253-7552		
消防防災無線	TEL	90-49013	FAX	90-49036		
地域衛星回線	TEL	048-500-90-49013	FAX	048-500-90-49036		
メールアドレス	kinentai0119@soumu.go.jp					

〇〇都道府県

(水) 电分类		設置場所
沙事对带	本無	設古場所

<u> </u>	,			
NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	氏名		TEL	
航空運用調整班	所属		職·氏名	
加至連用調金班	TEL		FAX	

〇〇市町村

災害対策本部

NTT回線	TEL	FAX	
消防防災無線	TEL	FAX	
地域衛星回線	TEL	FAX	
メールアドレス			
本部長	氏名	TEL	

設置場所:

緊急消防援助隊 陸上

〇〇都道府県大隊

	大隊長	所属	TEL	
		氏名		
	統合機動	所属	TEL	
	部隊長	氏名		•
		所属		
	後方支援本部	TEL	FAX	
		メールアドレス		

〇〇都道府県大隊

大隊長	所属		TEL	
人隊長	氏名			
統合機動	所属		TEL	
部隊長	氏名			
	所属			
後方支援本部	TEL		FAX	
	メールアドレス	_		

調整本部 設置場所:

ᄤᆂᄽᅃ		以巨物川・		
NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	氏名		TEL	
統括指揮支援隊長	所属		TEL	
机拍拍挥叉扳隊交	氏名			
		*		

指揮本部 設置場所:

NTT回線	TEL	FAX	
消防防災無線	TEL	FAX	
地域衛星回線	TEL	FAX	
メールアドレス		•	
本部長	氏名	TEL	

〇〇都道府県大隊

大隊長	所属	TEL	
人隊女	氏名		
統合機動	所属	TEL	
部隊長	氏名		
	所属		
後方支援本部	TEL	FAX	
	メールアドレス		

〇〇都道府県大隊

	しし即坦州界	マスト		
	大隊長	所属	TEL	
		氏名		
	統合機動	所属	TEL	
	部隊長	氏名		
		所属		
	後方支援本部	TEL	FAX	
		メールアドレス		•

現地派清職員

職·氏名	TEL				
	職・氏名				

政府現地対策本部 設置場所:

NTT回線	TEL	FAX	
消防防災無線	TEL	FAX	
地域衛星回線	TEL	FAX	
メールアドレス			
本部長	職·氏名	TEL	

指揮支援本部 設置場所:

カナヘルケー	•	IX III .		
NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
指揮支援本部長	所属		TEL	
(指揮支援隊長)	氏名			

航空

ヘリベース(HB) 設置場所:

ヘッヘース(日	IB)	改 但 場 所 :		
NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
HB指揮者	所属		TEL	
口口扫押伯	職·氏名			
航空指揮支援本部長	所属		TEL	
(航空指揮支援隊長)	氏名			
航空後方支	所属		TEL	
援隊長	氏名		•	

フォワードペース(FB) 設置場所

フォンートハー		2) 改旦物別		
口作提来	所属		TEL	
FB指揮者	職・氏名			
	所属		TEL	
	氏名			

緊急消防援助隊活動報告(日報)

消防庁長官 殿

(指揮支援部隊長、指揮支援本部長、航空指揮支援本部長、各部隊長又は大隊長等)

\$	设告日時	00			年	月	日	()	時	分	現在	
	災害名											
;	舌動場所	府県	市区町									
		種	別	時	間	活動	場所		活動機関	を含む)		
;	舌動内容											
	隊員の負傷			有・無			車両・	·資機材 <i>0</i>)損傷			有 • 無
上記負傷、損傷 の内容												
	隊種別		隊数		隊員数		隊種別			隐	 \$数	隊員数
	指揮支援			隊		人		特殊災害小隊			····· 隊	
出動	指揮隊	ζ		隊				特殊装備小隊			隊	
隊 の	消火小	············ 隊		隊		人	その他の小隊		隊	隊		人
状 況	救助小	隊		隊		人	航空指揮支援隊		爰隊	隊		人
沈	救急小	隊		隊		人	航空後方支援小隊		小隊		隊	人
	通信支援	小隊		隊		人		合計			隊	人
救	災害種別		火災		救助			救急				合計
助・	件数			件			件			件		
搬	救助•搬送人数			人			人			人		
送人	総計(指揮支援			件			件			件		\forall
員	隊が入力)		1	人			人			人		
7	富営場所	名称					所在地					
翌	活動時間			時		分	~		時			分
日 の	活動場所											
活	活動規模	隊	数			隊	隊員	員数	人			
活動予定	活動内容											
	消防本部					氏 名						
報告者	TEL					1		1				

緊急消防援助隊活動報告(日報)

(第31条関係)

消防庁長官 殿

(航空小隊長)

																		_			
災害名	応援 都道府県										ヘリ	ヘリベース						残時間	時間	分	
却件本体	所属				氏名	!					活動人員			パイロッ	۲	名		整備士	名	隊員	名
報告者等	TEL				年	月	日()	時	分現る	在	/109	別人貝		その他		名				āt	名
										H	出動種別作	+数			搬送	人員数					
日付	出動番号	機体名称	離陸時間	離陸場所	出動場所 (空域)	着陸時間	出動搭乗 岩陸場所 人員数								ŧ	前送	── 活動概要 (火災:散水回数・散水量を記載) (救助:救助方法を記載)				
					12.00				火災 救助		救急	情報収集	輸送等	救助	救助 救急		隊員以外	(物資輸送:物資名、数量を記載)			
																隊員	1898				
合計																					
備考																					

緊急消防援助隊活動費負担金交付要綱

平成16年 4月 9日消防震第 23号 改正 平成24年11月28日消防広第133号 改正 平成26年 3月26日消防広第 73号 改正 平成30年11月 7日消防広第303号 改正 令和 3年 3月22日消防広第 89号

(通則)

第1条 緊急消防援助隊活動費負担金(以下「負担金」という。)の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、同法施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)、消防組織法(昭和22年法律第226号)、緊急消防援助隊に関する政令(平成15年政令第379号。以下「援助隊政令」という。)及び総務省所管補助金等交付規則(平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号。以下「交付規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この負担金は、消防庁長官の指示(以下「長官の指示」という。)を受けて出動した緊急消防援助隊の活動により増加し、又は新たに必要となる消防に要する費用を国が負担することにより、緊急消防援助隊の的確かつ迅速な出動及び活動を確保し、もって災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

(負担金の対象経費)

- 第3条 この負担金の交付の対象となる経費は、長官の指示を受けて出動した緊急消防援助隊の活動により増加し、又は新たに必要となる消防に要する費用のうち、援助隊政令第5条各号に掲げる経費であり、次の各号に掲げるところによるものとする。
 - (1) 緊急消防援助隊の隊員の手当 長官の指示を受けて出動した緊急消防援助隊の隊員に対して、当 該隊員の属する地方公共団体の条例に基づき、当該出動及び活動について支給された次のアから オの手当
 - ア 特殊勤務手当
 - イ 時間外勤務手当
 - ウ 管理職員特別勤務手当
 - 工 夜間勤務手当
 - 才 休日勤務手当
 - (2) 緊急消防援助隊の隊員の旅費 長官の指示を受けて出動した緊急消防援助隊の隊員に対して、当 該隊員の属する地方公共団体の条例に基づき、当該出動及び活動について支給された次のアから

ウの旅費

- ア 鉄道賃・航空賃等
- イ 日当
- ウ 宿泊費、食卓料
- (3) 緊急消防援助隊の活動のために使用した当該緊急消防援助隊の施設(消防用自動車、ヘリコプター、消防艇、資機材等をいう。以下同じ。)に係る修繕料(隊員の故意又は重大な過失によるものを除く。)及び役務費(点検費、運搬費など)
- (4) 緊急消防援助隊の活動のために使用した当該緊急消防援助隊の施設が当該活動のために使用したことにより滅失した場合における当該滅失した施設に代わるべきもの(同等の機能を有するものに限る。以下「代替施設」という。)の購入費(隊員の故意又は重大な過失によるものを除く。)
- (5) 緊急消防援助隊の活動のために要した燃料費
- (6) 緊急消防援助隊の活動のために要した消耗品費
- (7) 緊急消防援助隊の活動のために要した賃借料(宿泊施設の賃借料については、第2号の旅費(宿泊費)が支給されている場合には、重複しないものに限る。)
- (8) 緊急消防援助隊の活動のために要したその他の物件費(出動から帰署までの間に緊急消防援助隊の活動に要した経費をいう。ただし、食糧費については、第2号の旅費(日当、宿泊費、食卓料)が支給されている場合には、重複しないものに限る。)

(負担金の額)

第4条 負担金の額は、交付対象経費の全部に相当する額とする。

(対象者)

第5条 この負担金の交付を受けることができる地方公共団体は、消防組織法第44条第5項に基づく指示を受けて出動した緊急消防援助隊の隊員及び施設の属する地方公共団体又は当該緊急消防援助隊の要請を受けてその活動に協力した地方公共団体(当該緊急消防援助隊が消防の応援等のため出動した災害発生市町村(特別区を含む。)又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第1項の一部事務組合若しくは広域連合を除く。)とする。

(交付申請)

- 第6条 負担金の交付を受けようとする地方公共団体(以下「交付団体」という。)は、交付申請書を都 道府県知事を経由し、消防庁長官に提出しなければならない。
- 2 交付申請書の様式及び当該交付申請書に添付すべき書類は次のとおりとする。
 - (1) 交付申請書の様式は別記様式第1によるものとする。
 - (2) 交付申請書の提出部数は、都道府県にあっては1部、市町村にあっては2部(消防庁用正本1部、 都道府県用副本1部) とする。
 - (3) 当該交付申請書に添付すべき書類は、別表のとおりとする。ただし、別に定める場合にあっては、 既に提出されたものとみなし、添付することを要しない。
- 3 都道府県知事は、第1項の交付申請書を受理したときは内容を審査し、別記様式第5による負担金

交付調書に必要事項を記載のうえ、当該調書の写しを1部添付して消防庁長官に提出しなければならない。

(負担金交付調書)

第7条 都道府県知事は、前条第3項の負担金交付調書を負担金の額の確定等の記録のために保管しなければならない。

(交付の決定等)

- 第8条 消防庁長官は、第6条の規定により交付申請書の提出があった場合には、法令及び予算の定めるところに従い、負担金の交付を適当と認めるときは、負担金の交付を決定するとともに交付団体に対して交付決定の通知をする。
- 2 交付団体が市町村である場合にあっては、総務大臣は都道府県の支出負担行為担当官(消防主管部長)に対し、支出負担行為計画の示達を行うものとする。
- 3 消防庁長官は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(変更の承認等)

- 第9条 交付団体は、負担金の交付の対象となる事業(以下「交付事業」という。)の内容を変更しようとするときは、あらかじめ別記様式第6により申請し、消防庁長官の承認を受けなければならない。
- 2 消防庁長官は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、負担金の合計金額が増加しない範囲で各費目の金額の軽微な変更を行う場合には、同項に基づく承認を要しないものとする。
- 4 交付団体は、交付事業を中止し、又は廃止する場合においては、別記様式第7により申請し、消防庁 長官の承認を受けなければならない。
- 5 交付団体は、交付事業が交付申請書に記載した交付事業完了の予定日より遅延する場合において、 当該年度内に完了しないとき又は交付事業の遂行が困難となったときは消防庁長官に、その他のとき は都道府県知事(都道府県が交付団体である場合は、消防庁長官。以下第6項、第7項、第10条第1 項、第11条第1項から第3項まで、第12条第1項、第14条、第15条第1項及び第4項、第18条第 2項及び第3項において同じ。)に、別記様式第8により速やかに報告してその指示を求めるものとす る。
- 6 都道府県知事は交付事業の完了により当該交付団体に相当の収益が生ずると認められた場合において適正化法第7条第2項の規定に基づき、負担金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した負担金の全部又は一部に相当する金額を国に納付すべきことを命ずることができる。
- 7 都道府県知事は、第1項又は第4項の規定に基づき、変更等があったとき及び前項に照らし必要があると認めるときは、第7条の負担金交付調書の都道府県知事保管分に必要事項を記録しなければならない。

(申請の取下げ)

- 第10条 適正化法第9条第1項の規定に基づく申請の取下げをすることができる期限は、交付決定の日から起算して30日以内とし、都道府県知事に申し出るものとする。
- 2 前項の申し出があったときは、都道府県知事は速やかに消防庁長官に報告しなければならない。

(交付事業の遂行)

- 第11条 交付団体は、適正化法第3条の趣旨に従い、負担金の公正かつ効率的使用と交付事業の誠実な 執行に努めるとともに、同法第12条並びに規則第6条の規定に基づき、交付事業の遂行の状況に関し、 都道府県知事に必要に応じ報告しなければならない。
- 2 都道府県知事は、適正化法第 13 条第 1 項の規定に基づき、交付団体が負担金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って交付事業を遂行していないと認めるときは、その者に対し、これらに従って遂行すべきことを命ずることができる。
- 3 都道府県知事は、適正化法第13条第2項の規定に基づき、交付団体が前項の命令に違反したときは、 その者に対し交付事業の遂行の一時停止を命ずることができる。
- 4 都道府県知事は、前2項の命令に当たっては、適正化法第24条の規定に留意するとともに、必要に 応じ消防庁長官に報告を行い、指示を求めることができる。

(実績報告)

- 第 12 条 交付団体は、交付事業を完了し、又は廃止した場合には、適正化法第 14 条の規定に基づき実績報告書を別記様式第 9 により都道府県知事に正本 1 部を提出しなければならない。
- 2 前項の報告書には、別表に掲げる書類を添付すること。
 ただし、既提出書類とその内容が全く同一の書類については、添付することを要しない。

(実績報告書の提出期限)

第 13 条 実績報告書の提出期限については、適正化法第 14 条前段の場合にあっては、交付事業完了の 日又は廃止の承認を受けた日から起算して1月以内又はその翌年度の4月5日のいずれか早い日とし、 適正化法第 14 条後段の場合にあっては、翌年度の4月30日とする。

(是正のための措置)

第 14 条 都道府県知事は、適正化法第 16 条の規定に基づき、交付事業の成果が負担金の交付の決定の 内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該交付事業につき、これに適合させるため の措置をとるべきことを交付団体に命ずることができる。

(負担金の額の確定)

第15条 都道府県知事は、実績報告書の提出があった場合には、当該報告書等の書類の審査及び必要に 応じて現地調査等を行い、当該報告書に係る交付事業の実施結果が負担金の交付の決定の内容(第9条 第1項及び第2項に基づく承認をした場合は、その承認された内容)及びこれらに付した条件に適合す ると認めたときは、交付すべき負担金の額を確定し、交付団体に別記様式第10により通知するものと する。

- 2 都道府県知事は前項の負担金を確定し交付団体に確定通知を行うときは、第7条に定める負担金交付調書の都道府県知事保管分に記録し、別記様式第11により、消防庁長官に速やかに報告するものとし、都道府県の支出官(出納長)は総務大臣から精算のための支払計画の示達を受けるものとする。
- 3 負担金の額の確定の通知は、実績報告書の受理後20日以内に行うものとする。
- 4 都道府県知事は確定を行った後、別記様式第12の実績報告検収調書に記入し、負担金交付調書と共 に保管しなければならない。
- 5 都道府県知事は、当該都道府県における最終の負担金の額を確定し報告する際には、実績報告検収 調書の写しを消防庁長官に送付するものとする。

(負担金の返還の期限)

第 16 条 負担金の返還の期限については、適正化法第 18 条第 1 項の場合にあっては、負担金の交付の 決定の取消の通知の日から 20 日以内とし、適正化法第 18 条第 2 項の場合にあっては、負担金の額の 確定の通知の日から 20 日以内とする。

ただし、当該負担金の返還のための予算措置につき、当該団体の議会の議決を必要とする場合で、かつ本文の期限により難い場合には、負担金の額の確定の通知の日から90日以内で消防庁長官が別に定める日以内とすることができる。

(財産の処分の制限)

- 第 17 条 適正化法施行令第 13 条の規定に基づき処分の制限を受ける財産は、負担金対象施設のうち、 単価 50 万円以上のものとし、同第 14 条第 1 項第 2 号の規定に基づく財産の処分を制限する期間は、 交付規則第 8 条によるものとする。
- 2 交付事業により取得した財産の管理者は、交付事業により取得した負担金対象施設を適正化法第 22 条の規定に反して使用しようとする場合又は前項に規定する期間内に廃棄しようとする場合には、都 道府県知事を経由し、消防庁長官の承認を受けなければならない。
- 3 前項の承認を受けて当該施設を処分したことにより収入があった場合には、その収入の一部を国に 納付させることができるものとする。

(交付事業及び交付事業により取得した財産の承継等)

- 第18条 当該年度の交付事業のほか、前年度の交付事業の事業者(当該年度若しくは前年度の交付事業により取得した財産の管理者を含む。)の変更については、都道府県知事を経由して消防庁長官に届け出なければならない。
- 2 当該年度若しくは前年度の交付事業により取得した財産の配置又は設置場所の変更については、消防庁長官の承認を受け、前々年度以前の交付事業により取得した財産の配置又は設置場所の変更及び前条に定める以外の財産の処分については当該財産を取得してから5年の間は理由を付して都道府県知事に届け出なければならない。
- 3 都道府県知事は前条及び前2項の処分等があった場合には第7条の交付金交付調書の都道府県知事 保管分に記録しなければならない。

(交付事業の検査等)

- 第19条 交付事業は、交付団体の定める財務規則等に基づく検収等に合格のうえ完了するものとし、第 3条第4号の経費に係る代替施設の購入については、交付団体は財産台帳に記録するとともに、仕様書 等関係書類を必要に応じ保管しなければならない。
- 2 総務大臣又は都道府県知事は、適正化法第23条の規定に基づき負担金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは職員をして検査等をさせることができる。
- 3 前項の職員は、その身分を示す証票(別記様式第 13)を携帯し、関係者の要求があるときは、これ を提示しなければならない。

(その他)

第20条 第3条第4号の経費に係る代替施設の購入に当たって、滅失した施設と同等の機能以上のものを付加するときは、交付事業に係る部分と交付事業にならない部分の経費の区分を明確にするとともに、その内容を明記した書類を第12条に定める実績報告書に添付するものとする。

附 則

この要綱は平成16年4月9日から施行する。

附 則(平成24年11月28日消防広133号) この要綱は平成24年11月28日から施行する。

附 則(平成26年3月26日消防広第73号) この要綱は平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年11月7日消防広第303号) この要綱は平成30年11月7日から施行する。

附 則(令和3年3月22日消防広第89号) この要綱は令和3年4月1日から施行する。

別表 添付書類一覧表

	交付申請書に添付する書類	実績報告書に添付する書類
第3条第1号 (特殊勤務手当、時間 外勤務手当) 第3条第2号 (旅費)	・支出の根拠となる条例、規則の関 係箇所の写し ・別記様式第2	・支出の根拠となる条例、規則の関係箇所の写し・支出の根拠となる時間外勤務命令簿等及び旅行命令簿の写し
第3条第3号 (修繕料、役務費)	・別記様式第3-1 ・見積書又はそれに代わる書類	契約書又は請書の写し納品書の写し
第3条第4号 (代替施設の購入費)	・別記様式第3-2 ・車両等を損傷した時の状況のわかる書類(てん末書) ・損傷した車両等の写真又はそれに代わる書類 ・損傷した車両等の仕様書及び購入時の契約書の写し又はそれらに代わる書類 ・購入しようとする車両等の仕様書	契約書の写し・納品書の写し検収調書の写し自動車検査証等の写し施設とその配置場所を明示する写真
第3条第5号 (燃料費)	・別記様式第4-1	・支出命令書、精算書等、そ の支出を証明する書類の写 し
第3条第6号 (消耗品費)	・別記様式第4-2	・支出命令書、精算書等、そ の支出を証明する書類の写 し
第3条第7号(賃借料)	・別記様式第4-3	・支出命令書、精算書等、そ の支出を証明する書類の写 し
第3条第8号 (その他の物件費)	・別記様式第4-4	・支出命令書、精算書等、そ の支出を証明する書類の写 し

注 その他消防庁長官が必要と認めるものについては別途通知する。

番号年月

消防庁長官 殿

交付団体の名称 その長の職、氏名

年度緊急消防援助隊活動費負担金(災害名)の交付申請書

標記負担金の交付を受けたいので、緊急消防援助隊活動費負担金交付要綱第6条の規定 に基づき、次のとおり申請する。

1 出動した災害

災害名							
出動先市町	丁村						
出動指示を	受けた年月日	4	年	月	日		
	出動した日時	4	年	月	日	時	分
出動した 期間等	帰署(所)した日時	4	丰	月	日	時	分
	期間				日間		

- 2 交付事業の内容 (別紙)
- 3 負担金交付申請額
- 4 交付事業完了の予定日
- 5 添付書類

問合わせ先

本件責任者役職・氏名: 本件担当者役職・氏名:

TEL:

Mail:

交付事業の内容 (単位:円)

費目 内容 第3条第1号経費(手当) 人分 うちア(特殊勤務手当) 人分	額
うちア(特殊勤務手当) 人分	
イ(時間外勤務手当) 人分	
ウ(管理職員特別勤務手当) 人分	
工(夜間勤務手当) 人分	
オ(休日勤務手当) 人分	
第3条第2号経費(旅費) 人分	
うちア(鉄道賃・航空賃等) 人分	
イ(日当) 人分	
ウ(宿泊費、食卓料) 人分	
第3条第3号経費(修繕料、役務費)	
第3条第4号経費(代替施設の購入費)	
第3条第5号経費(燃料費)	
第3条第6号経費(消耗品費)	
第3条第7号経費(賃借料)	
第3条第8号経費(その他の物件費)	
うち 食糧費	
うちその他	
合 計	

申請上の留意事項

- ア 災害名には、消防組織法に基づき出動を指示された災害の名称を記入すること。
- イ 出動先市町村は、出動した先の市町村名を記入すること。複数ある場合には、コンマで区切って、全て記入すること。例えば、「○○県○○市及び△△町、□□府××市」等の記載例によること。
- ウ 出動した日時及び帰署(所)した日時は、最初に出動した隊が消防本部を出発した日時及び最後に帰還した隊が消防本部に到着した日時を記入すること。
- エ 別紙の交付事業の内容については、要綱第3条各号に掲げられた費目ごとに、その内容と金額を記入すること。
 - ・第1号経費 内容の欄には、何人分の手当かを記入すること。ア〜オには、各手当ごとの内訳を記入すること(金額の欄について、アからオの計が、第1号経費の金額と一致すること)。手当について、支給された隊員ごとの内訳について、別記様式第2に記入すること。
 - ・第2号経費 内容の欄には、何人分の旅費かを記入すること。ア〜ウには、各旅費ごとの内訳を記入すること(金額の欄について、アからウの計が、第2号経費の金額と一致すること)。旅費について、支給された隊員ごとの内訳について、別記様式第2に記入すること。
 - ・第3号経費 内容の欄には、修繕料、役務費について、その概要を記入すること。例えば、「消防ポンプ自動車1台の修繕料」等の記載例によること。その積算等について別記様式第3に記入すること。
 - ・第4号経費 内容の欄には、購入費について、その概要を記入すること。例えば、「消防ポンプ自動車1台」等の記載例によること。その積算等について別記様式第3に記入すること。
 - ・第5号経費 内容の欄には、燃料費について、その概要を記入すること。例えば、「車両用ガソリン」等の記載例によること。その積算等について別記様式第4に記入すること。
 - ・第6号経費 内容の欄には、消耗品費について、その概要を記入すること。例えば、「泡消火薬剤」 等の記載例によること。その積算等について別記様式第4に記入すること。
 - ・第7号経費 内容の欄には、賃借料について、その概要を記入すること。例えば、「車両の賃借料」 等の記載例によること。その積算等について別記様式第4に記入すること。
 - ・第8号経費 内容の欄には、その他の物件費について、その概要を記入すること。例えば、「食糧費ほか」等の記載例によること。うち食糧費の項の内容の欄には、「軽食、飲料水等」等の記載例によること。うちその他の項の内容の欄には、「通信費」等の記載例によること。その積算等について別記様式第4に記入すること。
- オ 「交付事業完了の予定日」については、要綱第3条各号に掲げる経費に係る事業について、財務規 則等に基づく検収等の完了する予定日のうち最も遅い日を記入すること。

1. 緊急消防援助隊出動状況表

	府県名	Н.																																		-	年	月	日	坊
			出數	日時	集結	日時	進出拠点	到着日時	活動開	州始日時	活動終	了日時	引揚	プロ時	帰署(月	折)日時		応援先都	道府県等		, ,	区分	-	1 1	_	-		44.1	小区分 株災害小能		特殊装備		_			E.				
	消防本部	次隊	出動日	出動時刻	集結日	集結完了時刻	進出拠点到着日	到着時刻	活動開始日	活動開始時刻	活動終了日	活動終了時刻	引 揚 げ 日	引揚げ時刻	帰署(所)日	帰署(所)時刻	都道府県	市区町村	都道府県	市区町村	都道府県大隊	統合機動部隊	ネルギー・産業基盤災害即応節隊	指揮隊	肖 牧助小隊	牧 教 急小隊	後方支援小隊	· 商富友爱小家	大規模危険物火災等対応小隊 密閉空間火災等対応小隊	遠距離大量送水小隊	特 消防活動二輪小隊 震災対応特殊車両小隊	小雅教助小隊	その他の特殊装備小隊	水上小隊	出動隊員数		出動車両区分	出動車両コード		備考
Ī																							_						109											
4																									_									-						_
+																									-				+											_
$^{+}$																					+	$\dagger \dagger$		++	+	+		+		+			+	╁		+				-
_																						Ш																		_
+		\vdash																			-	\vdash		+	+			+	++				_	-		-				_
+		\forall							1												-	+		H	+	+	\vdash	+	++		\vdash	+	+	1	\vdash	+				-
J								L														廿		廿		T	<u></u>	Ť	$\pm \dagger$	T		$\perp \uparrow$	⇟	L	ШŤ	1				_
I																						П		П																
+		\vdash			<u> </u>			<u> </u>	1		<u> </u>							1			+	\vdash	+	\vdash	\perp	+	\vdash	+	+	+	\vdash	\sqcup	+	1	\vdash	+				_
+		\vdash																			+	+		++	+	+		+	++	+			+	╁		+				_
+																					+	$\dagger \dagger$		H	+			+					-	+		+				-
t																																								_
I																																								
+																					+	\sqcup			+			-		-			-	-		+				_
+																					+	++		+	+	+		+	++	+			+	╫		+				-
\dagger																																								-
																																								_
4																					_				_			_		-			_	-		_				_
+																					+	++		++	+			+		-			-	-		+				_
+																					+	+		++	+	+		+	++	+			+	+		+				-
Ť																						H		Ħ					tt							T				-
+		\vdash																			+	\sqcup		\perp	4	+		+		+			4	╄		+				_
+																					+	+	-	++	+	+			+	+			+	-						_
t																					+	+		++	+	+		+		+			+	+		+				-
1																												_												_
+		\vdash																			+	+	_	++	+	+		+	++	+			+	+		+				_
+		+																			+	+		+	+	+	\vdash	+	++			+	-	+		+				-
t								L														$\Box \dagger$		口		T	<u></u>	Ť	$\pm \dagger$	T		$\perp \uparrow$	⇟	İ		1				_
Ţ																						П		П								П								
1		\vdash						<u> </u>	1			-						1			1	\sqcup	\perp	\sqcup	\perp	+	\sqcup	+	+	\bot		\sqcup	\downarrow	1	\sqcup	+				_
+		\vdash					-		-									-			+	+	+	+	+	+	H	+	++	+	\vdash	\vdash	+	┢	\vdash	+				_
+		\vdash																1			$^{+}$	H	+	$^{+}$	\dagger	+	\vdash	+	++	+		+1	+	H	H	+				-
1																					İ	Ш		Ш	Ī	I		I					▆	İ						_
Ţ																					I	П		П	I			I				П		Γ						_
+		+																			-	++		+	\perp		\vdash	-	++			+	-	1		-				_
+		+					1	1	1			-									+	++		+	+	+	\vdash	+	++	+	\vdash	+	+	+	\vdash	+				-
+		H					 	1	+		 							l -			+	+	+	++	+	+		+	++	+	\vdash	+		+					+	_

2. 地方公共団体への協力要請状況

協力要請先 (地方公共団体名)					
協力要請日		年	月	日	
協力要請内容					

3. 隊員ごとの手当及び旅費の支給状況

3. 隊	員ごとの手当及			,	,	1	1	Ì
		番号	1	2	3	4	5	
手当等	<u> </u>	氏名						計
特殊								
勤務 手当								
	小							
	125/100	支給額						
	150/100	支給額						
	135/100	支給額						
	160/100	支給額						
時間 外	175/100	支給額						
勤務	振替25/100	支給額						
手当	振替50/100	支給額						
		支給額						
		支給額						
	小詞	†						
	管理職特別勤	務手当						
夜間勤]務手当25/100	支給額						
休日勤]務手当135/100	支給額						
	手当計							
	鉄道賃•船	 抗空賃等						
	日主							
旅費	宿泊							
	食卓							
	旅費計							
	合計							
	出動日数	<u></u>	-					
						1	1	

申請上の留意事項

- ア 1の「緊急消防援助隊出動状況表」については、緊急消防援助隊運用要綱に規定する活動報告内容 と合致すること。
- イ 2 は緊急消防援助隊の活動に協力するよう要請した相手先(地方公共団体)、協力要請日及び協力 要請内容を記入すること。
- ウ 3の「隊員ごとの手当及び旅費の支給状況」では、隊員ごとに、手当、旅費の支給状況を記入する こと。
 - ・ 特殊勤務手当とは、NBC災害等特殊災害への対応に係る手当や緊急消防援助隊としての出動 手当など、条例に基づき支給されたものをいう。
 - ・ 手当については、特殊勤務手当、時間外勤務手当、管理職員特別勤務手当、夜間手当、休日勤務 手当ごとに、それぞれ交付団体の条例に基づき支給された金額を記入すること。
 - ・ 時間外勤務手当については、緊急消防援助隊の活動(出動前の車両の点検等の準備を含む。)に 係るものに限定し申請すること。
 - ・ 時間外勤務にあたる時間帯にて休憩(食事時間・仮眠時間など)を取っている場合は、その時間 は申請から除くこと。
- エ 旅費については、鉄道賃・航空賃等、日当、宿泊費、食卓料ごとに、それぞれ、交付団体の条例に 基づき支給された金額を記入すること。鉄道賃・航空賃等については、交替要員等が鉄道、航空機等 を利用した場合の経費であり、車両等に同乗して出動する場合には、必要ないこと。宿泊費について は、宿泊施設を交付団体が借り上げる場合には、必要ないこと。日当及び食卓料については、食糧費 が別途支出されている場合には、それらと区別されるものであること。
- オ 出動日数については、隊員ごとに、旅費の積算の基礎となった日数を記入すること。

緊急消防援助隊の施設に係る修繕料、役務費及び代替施設の購入費

合計

1 第3条第3号経費(修繕料及び役務費)

添付文書 番号	施設	必要とする理由		積算	
番号	лых	20女とする 在 国	単価	数量	金額(税込)
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					

記載上の注意

9

10

- 1について、修繕料及び役務費(点検費、運搬費等)の対象となった「施設」の名称、「必要とする理由」、「金額」、「積算」について、それぞれ記入すること。
- 修繕料、代替施設の購入費は、地方公共団体が支給しなければならない場合の経費であり、隊員の故意又は重大な過失によるものについては、 含まれないものであること。

緊急消防援助隊の施設に係る修繕料、役務費及び代替施設の購入費

合計 2 第3条第4号経費(代替施設の購入費)

2 350353	外3 未分子が世質(八分) おおい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい												
添付文書	滅失した施設		滅失した日時及び状況	滅失した施設の購入年	月日及び購入金額	購入しよう	とする代替施	設の見積額					
番号	例大した地収	滅失した日時	滅失した状況	滅失した施設の購入年月日	減失した施設の購入金額	単価	数量	金額(税込)					
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													

[○] 修繕料、代替施設の購入費は、地方公共団体が支給しなければならない場合の経費であり、隊員の故意又は重大な過失によるものについては、含まれないものであること。

緊急消防援助隊の活動に要した燃料費、消耗品費、賃借料等

費目	金額	積算等
第3条第5号経費 (燃料費)		下表のとおり

記載上の注意

○ 車両用のガソリン、航空燃料、その他に分けて、その積算を記入すること。

○ 単門用の	J/47 JV	, mu	411 C *>	1010/07/17	C. C. 1949	P C HL) () OC	<u>_</u> 0									
計		0リットル			0円	計		0リットル		0円	計		0リットル			0円
添付書類 番号	用途	品名	単価	数量	金額 (税込)	添付書類 番号	用途	単価	数量	金額 (税込)	添付書類 番号	用途	品名	単価	数量	金額 (税込)
1-1	車両用					2-1	航空				3-1	その他				
1-2	車両用					2-2	航空				3-2	その他				
1-3	車両用					2-3	航空				3-3	その他				
1-4	車両用					2-4	航空				3-4	その他				
1-5	車両用					2-5	航空				3-5	その他				
1-6	車両用					2-6	航空				3-6	その他				
1-7	車両用					2-7	航空				3-7	その他				
1-8	車両用					2-8	航空				3-8	その他				
1-9	車両用					2-9	航空				3-9	その他				
1-10	車両用					2-10	航空				3-10	その他				
1-11	車両用					2-11	航空				3-11	その他				
1-12	車両用					2-12	航空				3-12	その他				
1-13	車両用					2-13	航空				3-13	その他				
1-14	車両用					2-14	航空				3-14	その他				
1-15	車両用					2-15	航空				3-15	その他				
1-16	車両用					2-16	航空				3-16	その他				
1-17	車両用					2-17	航空				3-17	その他				
1-18	車両用					2-18	航空				3-18	その他				
1-19	車両用					2-19	航空				3-19	その他				
1-20	車両用					2-20	航空				3-20	その他				

緊急消防援助隊の活動に要した燃料費、消耗品費、賃借料等

費目	金額	積算等
第3条第6号経費 (消耗品費)		下表のとおり

記載上の注意

○ 消耗品の種類ごとに添付書類と突合する形で金額等を記入すること。

	合計			0円
添付書類 番号	品名	単価	数量	金額 (税込)
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

緊急消防援助隊の活動に要した燃料費、消耗品費、賃借料等

費目	金額	積算等
第3条第7号経費 (賃借料)		下表のとおり

記載上の注意

○ 賃借した施設の種類ごとに、賃借した施設、契約の相手方、積算について記入すること。

			合計			0円
添付書類 番号	区分	賃借した施設	契約相手	単価	数量	金額 (税込)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

緊急消防援助隊の活動に要した燃料費、消耗品費、賃借料等

費目	金額	積算等
第3条第8号経費 (その他の物件費)		下表のとおり

記載上の注意

○「食糧費」と「その他」に分けて、それぞれの種類ごとに添付書類と突合する形で金額等を記入すること。

		合計			0円
添付書類 番号	区分	品名	単価	数量	金額 (税込)
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

別記様式第5

負担金交付調書 (年度)

都道府県名 (単位:円)

都道府県	各種	地方公共					負担金額					交付決	交付決定	変更内容	変更等承					確定額					確定	確定	処分制
名	コード 番号	団体名	第1号 手当	第2号 旅費	第3号 修繕料、 役務費	第4号 代替施設の 購入費	第5号 燃料費	第6号 消耗品費	第7号 貨借料	第8号 その他物件費	合計	定番号	年月日	変更内容 廃止理由	変更等承 認年月日	第1号 手当	第2号 旅費	第3号 修繕料、 役務費	第4号 代替施設の 購入費	第5号 燃料費	第6号 消耗品費	第7号 貨借料	第8号 その他物件費	合計	番号	年月日	限期間

⁽注) 1 処分制限期間については、緊急消防液助除活動費負担金交付要網第3条第4号の経費に係る代替施設を購入した場合に記入すること。 本書書は1部を活防庁長官に交付申請書を提出する際に提出し、1部を都道府県知事が保管し、変更系認等必要事項の記録、補助金の額の確定の記録、財産処分等の配配試を提用するものである。

消防庁長官 殿

交付団体の名称 その長の職、氏名

年度緊急消防援助隊活動費負担金(災害名)交付事業 に係る事業内容の変更承認申請書

年 月 日付け消防指第 号により交付決定された 年度緊急 消防援助隊活動費負担金(災害名)交付事業に係る事業の内容を変更したいので、緊急 消防援助隊活動費負担金交付要綱第9条第1項の規定に基づき、次のとおり申請する。

- 1 交付事業の内容を変更しようとする理由
- 2 変更しようとする交付事業の内容(別紙)
- 3 変更しようとする交付事業完了の予定日変更後の完了予定日当初申請時の完了予定日
- 4 添付書類(交付申請書に添付した書類のうち変更事項に係る書類(別記様式第2~第4及び関連書類。別表「添付書類一覧表」参照。)を添付すること。)

問合わせ先

本件責任者役職・氏名: 本件担当者役職・氏名:

TEL:

Mail:

(単位:円)

変更しよりとする父刊事業の内谷				(単位:円)
費目	内	容	金	額
第3条第1号経費(手当)		人分 人分		
うちア(特殊勤務手当)		人分		
イ(時間外勤務手当)		人分 人分		
		人分 人分		
ウ(管理職員特別勤務手当)		人分		
エ(夜間勤務手当)		人分 人分		
才(休日勤務手当)				
第3条第2号経費(旅費)		人分 人分		
うち ア(鉄道賃・航空賃等)		人分		
イ(日当)		<u>人分</u> 人分		
		人分 人分		
ウ(宿泊費、食卓料)		人分		
第3条第3号経費(修繕料、役務費)				
第3条第4号経費(代替施設の購入費)				
第3条第5号経費(燃料費)				
第3条第6号経費(消耗品費)				
第3条第7号経費(賃借料)				
第3条第8号経費(その他の物件費)				
うち 食糧費				
うちその他				
습 計				
	l			

記載上の注意

- ア 別紙(変更しようとする交付事業の内容)については、変更前の部分を下段に表示し、変更 後の部分を上段に表示することとし、二段書きとすること。なお。合計欄には、変更前に係る 全体の数値を下段に表示し、変更後に係る全体の数値を上段に表示すること。
- イ 添付書類のうち、別記様式第2~第4に変更がある場合には、それぞれ、変更があった箇所 及び合計欄について、変更前の部分を下段に表示し、変更後の部分を上段に表示すること とし、二段書きとすること。

消防庁長官 殿

交付団体の名称 その長の職、氏名

年度緊急消防援助隊活動費負担金 (災害名) 交付事業

年 月 日付け消防指第 号により交付決定された 年度緊急 消防援助隊活動費負担金(災害名)交付事業に係る事業を 中止 廃止 したいので、緊急消防

援助隊活動費負担金交付要綱第9条第4項の規定に基づき、次のとおり申請する。

1 交付事業を 中止 しようとする理由 廃止

記載上の注意

第3条第3号の経費に係る修繕等又は同条第4号の経費に係る代替施設の購入を中止 又は廃止しようとする場合に、本様式により申請することとし、その理由及び内容を記入 すること。

問合わせ先

本件責任者役職・氏名: 本件担当者役職・氏名:

TEL: Mail:

(消防庁長官) 殿 都道府県知事

> 交付団体の名称 その長の職、氏名

年度緊急消防援助隊活動費負担金(災害名)交付事業 の遅延報告について

年 月 日付け消防指第 号により交付決定された 年度緊急 消防援助隊活動費負担金(災害名)交付事業について

「事業が予定の期間内に完了し難くなった」 事業が年度内に完了し難くなった 、事業の遂行が困難になった

ので、緊急消防援助隊活動費負担金交付要

綱第9条第5項の規定に基づき報告する。

1 予定の期間まで 1 に完了しない理由(交付事業の遂行が困難となった場合を含む。) 年度内

- 2 交付事業の施行の経過
- 3 交付事業の完了予定日変更後の完了予定日当初申請時の完了予定日

問合わせ先

本件責任者役職・氏名: 本件担当者役職・氏名:

TEL:

Mail:

> 交付団体の名称 その長の職、氏名

年度緊急消防援助隊活動費負担金(災害名)交付事業 実績報告書

年 月 日付け 第 号で申請し、 年 月 日付け消防指第 号により交付決定された平成 年度緊急消防援助隊活動費負担金(災害名) 交付事業につき、

完 了 廃 止 会計年度が終了 したので、緊急消防援助隊活動費負担金交付要綱第12条の規定に基

1 交付事業の実績内容(別紙1及び2)

づき、次のとおり報告する。

2 確定を受けようとする負担金の額

円

- 3 交付事業完了日
- 4 交付事業が年度内に完了しない場合における翌年度以降の交付事業の遂行に関する計画
- 5 添付書類

問合わせ先

本件責任者役職・氏名: 本件担当者役職・氏名:

TEL:

Mail:

スドサポッス順(CVI)				(井 江・ 1)
費目	金	額	変更の有無	摘要
第3条第1号経費(手当)				
うちア(特殊勤務手当)				
イ(時間外勤務手当)				
ウ(管理職員特別勤務手当)				
エ(夜間勤務手当)				
オ(休日勤務手当)				
第3条第2号経費(旅費)				
うちア(鉄道賃・航空賃等)				
イ(日当)				
ウ(宿泊費、食卓料)				
第3条第3号経費(修繕料、役務費)				
第3条第4号経費(代替施設の購入費)				
第3条第5号経費(燃料費)				
第3条第6号経費(消耗品費)				
第3条第7号経費(賃借料)				
第3条第8号経費(その他の物件費)				
うち 食糧費				
うちその他				
合 計				

文刊事未り天順(ての2)				(中四:11)
費目	内	容	金	額
第3条第1号経費(手当)		人分		
370不37177配頁(丁コ)		人分		
うち ア(特殊勤務手当) -		人分		
797 (NAKAMA) 1 -17		人分		
イ(時間外勤務手当)		人分		
1 (W) (PJZ 1 39/32) 1 = 7		人分		
 ウ(管理職員特別勤務手当)		人分		
7 (872-1902) 1071-1071		人分		
エ(夜間勤務手当)		人分		
(KIRI3900) 1 =1/		人分		
 オ(休日勤務手当) -		人分		
A (PN 日 304万 】 コ /		人分		
 第3条第2号経費(旅費)		人分		
第3末第27 柱質 (派員)		人分		
 うち ア(鉄道賃・航空賃等) -		人分		
りり / (欧坦貝・加仝貝寺)		人分		
イ(日当)		人分		
7(月ヨ)		人分		
力(宏)的建一条 内(S)		人分		
ウ(宿泊費、食卓料) -		人分		
第3条第3号経費(修繕料、役務費)				
第3条第4号経費(代替施設の購入費)				
第3条第5号経費(燃料費)				
第3条第6号経費(消耗品費)				
第3条第7号経費(賃借料)				
第3条第8号経費(その他の物件費) -				
うち食糧費				
うちその他				
合 計				
			ı	

申請上の留意事項

- ア 記載方法は、別記様式第1の別紙(交付事業の内容)の記載例によること。別紙1 (交付事業の実績(その1))については、費目ごとの金額を記入の上、「変更の有無」欄には、要綱第9条第3項に規定する軽微な変更の有無を記入し、軽微な変更がある場合は、その理由を「摘要」欄に記入し、変更内容について、別紙2(交付事業の実績(その2))に記入すること。
- イ 別紙2 (交付事業の実績(その2))の記載方法は、別記様式第6の別紙(変更しようとする交付事業の内容)の記載例によること。また、変更内容に係る別記様式第2~第4及び関連資料を添付すること。

番号年月

殿

消防庁長官

都道府県知事

年度緊急消防援助隊活動費負担金(災害名) 確定通知書

年 月 日付け第 号により報告された 年度緊空消防援助隊活動費負担金(災害名)交付事業に係る負担金の額は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第15条の規定に基づき、金 円に確定したので通知する。

問合わせ先

本件責任者役職・氏名: 本件担当者役職・氏名:

 $T \to L$:

Mail:

番号年月

消防庁長官 殿

都道府県知事

年度緊急消防援助隊活動費負担金(災害名) の確定について(報告)

標記負担金について、今回次のとおり負担金の額を確定しましたので、緊急消防援助隊活動費負担金交付要綱第15条に基づき報告します。

1 確定状況(第 回)

(単位:円)

交付決定額	前回までの	今回確定額	確定総額	確定減額	残 額
(A)	確定額 B	©	B+C		A-B-C

2 今回確定内訳

(単位:円)

団体名	交付決定額	確定額	確定減額
合計			

3 別添 実績報告検収調書(最終回のみ)

問合わせ先

本件責任者役職・氏名:本件責任者役職・氏名:

 $T \to L$:

Mail:

実績報告検収調書(年度)

					添付書類													
地方	交(寸	交付事業	1	号	2	号	3	号		4	号		5号	6 号	7	7号	8号
	対 邹	象	終了	根拠と なる条	支出の 根拠と なる時 間外勤	支出の 根拠と なる 頻、規	支出の 根拠と なる旅 行命令	契約書 又は	納品書 の写	契約書の写・	検収調 書の写	自動車 検査証 等の写	施設と その配 置場所 を明示	領収書 の写 又は	領収書 の写 又は	契約書 の写	領収書 の写	領収書 の写 又は
団体名	費	3	年月日	則の関 係箇所 の写	務命令 簿等の	則の関 係箇所 の写	簿の写	請書の写		納品書の写			する写真	それに 代わる 書類	それに 代わる 書 類			それに 代わる 書類

(記載上の注意)

- 1 地方公共団体名については、負担金交付調書の記載順に記入する。
- 2 交付対象費目は、負担金が交付される費目について、要綱第3条各号のいずれかの費目であるか記入すること。例えば、「1号、2号、3号、5号、6号、8号」等の記載例によること。
- 3 添付書類の欄は、交付事業に関する必要な書類が添付されているかを点検するものであり、添付されている場合には○印を、添付されていない場合には×印を附すること。

表

面

第 号

年 月 日発行

官職氏 名

年 月 日生

9 cm

 \downarrow

1

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)第 23 条第 2 項の規定による検査員の証

6.5cm

年 月 日まで有効

総務大臣

(都道府県知事)

問合せ先

本件責任者役職・氏名:

本件担当者役職・氏名:

TEL: Mail:

備考 用紙は厚質白紙とする。

真

面

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭和30年法律第179号) 抜すい

第23条 各省各庁の長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため

必要があるときは、補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対して報告をさせ、又は 当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若し くは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の職員はその身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるとき は、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第26条 (略)

- 2 国は、政令で定めるところにより、補助金等の交付に関する事務 の一部を都道府県が行うこととすることができる。
- () 内は都道府県知事が発行する場合

「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」新旧対照表

(赤字傍線部分は変更部分)

	<u> </u>
新	旧
緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱	緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱
平成 27 年 3 月 31 日 消防広第 74 号 改正 平成 28 年 3 月 30 日 消防広第 80 号 改正 平成 29 年 3 月 28 日 消防広第 93 号 改正 平成 31 年 3 月 8 日 消防広第 35 号 改正 令和 2 年 7 月 17 日 消防広第 190 号 改正 令和 3 年 3 月 22 日 消防広第 89 号	平成 27 年 3 月 31 日 消防広第 74 号 改正 平成 28 年 3 月 30 日 消防広第 80 号 改正 平成 29 年 3 月 28 日 消防広第 93 号 改正 平成 31 年 3 月 8 日 消防広第 35 号 改正 令和 2 年 7 月 17 日 消防広第 190 号 (新設)
国次 第1章 総則 第2章 応援等の要請 第3章 出動の求め又は指示等 第4章 受援体制 第5章 部隊移動及び増隊要請 第6章 応援等の引揚げの決定 第7章 大規模地震発生時における迅速出動基準 第8章 防災関係機関との連携 第9章 応援等実施計画及び受援計画 第10章 応援に要した経費の負担区分 第11章 その他	第1章 総則 第2章 応援等の要請 第3章 出動の求め又は指示等 第4章 受援体制 第5章 部隊移動及び増隊要請 第6章 応援等の引揚げの決定 第7章 大規模地震発生時における迅速出動基準 第8章 防災関係機関との連携 第9章 応援等実施計画及び受援計画 第10章 応援に要した経費の負担区分 第11章 その他

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、消防組織法(昭和22年法律第226号。以下「法」とい「第1条 この要綱は、消防組織法(昭和22年法律第226号。以下「法」とい う。)、緊急消防援助隊に関する政令(平成 15 年政令第 379 号。以下「援助」 隊政令」という。)及び緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本 的な事項に関する計画(平成 16 年消防震第9号。以下「基本計画」とい う。) に定めるもののほか、緊急消防援助隊の応援等の要請、出動の求め又 は指示その他の緊急消防援助隊に関する都道府県及び市町村の対応につ いて、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

- る用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定め るところによる。
- (1)政令市等とは、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 19 第| (1)政令市等とは、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 19 第 1項に規定する指定都市及び東京都の特別区をいう。
- (2)被災地消防本部とは、被災地を管轄する消防本部をいう。
- (3) 指揮本部とは、被災地消防本部の指揮本部をいう。
- (4)指揮者とは、被災地の市町村長又は当該市町村長の委任を受けた消防 | (4)指揮者とは、被災地の市町村長又は当該市町村長の委任を受けた消防 長をいう。
- (5) 航空指揮本部とは、被災地(被災地の周辺地域を含む。) における航空 (5) 航空指揮本部とは、被災地(被災地の周辺地域を含む。) における航空 機を用いた消防活動の拠点(以下「活動拠点へリベース」という。)の指 揮本部をいう。
- (6) 応援等とは、法第44条第1項の消防の応援等をいう。
- (7)受援都道府県とは、緊急消防援助隊による応援等を受ける又は受けた」(7)受援都道府県とは、緊急消防援助隊による応援等を受ける又は受けた

第1章 総則

(目的)

う。)、緊急消防援助隊に関する政令(平成 15 年政令第 379 号。以下「援助」 隊政令」という。)及び緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本 的な事項に関する計画(平成 16 年消防震第9号。以下「基本計画」とい う。) に定めるもののほか、緊急消防援助隊の応援等の要請、出動の求め又 は指示その他の緊急消防援助隊に関する都道府県及び市町村の対応につ いて、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

- 第2条 この要綱において使用する用語は、法及び基本計画において使用す1第2条 この要綱において使用する用語は、法及び基本計画において使用す る用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定め るところによる。
 - 1項に規定する指定都市及び東京都の特別区をいう。
 - (2) 被災地消防本部とは、被災地を管轄する消防本部をいう。
 - (3) 指揮本部とは、被災地消防本部の指揮本部をいう。
 - 長をいう。
 - 機を用いた消防活動の拠点(以下「活動拠点へリベース」という。)の指 揮本部をいう。
 - (6) 応援等とは、法第44条第1項の消防の応援等をいう。

被災地の属する都道府県をいう。

- (8) 受援市町村とは、緊急消防援助隊による応援等を受ける又は受けた市 町村をいう。
- (9) 応援都道府県とは、緊急消防援助隊を出動させる又は出動させた都道 府県をいう。
- (10) 応援市町村とは、緊急消防援助隊を出動させる又は出動させた市町村 をいう。
- (11) 代表消防機関代行とは、代表消防機関が被災等によりその任務を遂行 できない場合にその任務を代行する消防機関をいう。
- (12) 登録市町村とは、緊急消防援助隊として登録された小隊等が属する市 (12) 登録市町村とは、緊急消防援助隊として登録された小隊等が属する市 町村(東京都の特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合 を含む。) をいう。
- (13) 登録都道府県とは、竪急消防援助隊として登録された航空消防隊の属 する都道府県をいう。
- (14) 航空隊とは、法第 30 条第3項に規定する都道府県の航空消防隊又は 航空機を用いた消防活動を行う消防本部の消防隊をいう。
- (15) 消防庁へリコプターとは、法第50条の規定に基づき、都道府県又は 市町村が無償使用しているヘリコプター(以下「消防庁ヘリ」という。) をいう。
- (16) 進出拠点とは、緊急消防援助隊が被災地に進出するための目標とする 拠点(一時的に集結する場所を含む。)をいう。
- (17) 迅速出動とは、法第44条の規定に基づき、あらかじめ消防庁長官(以 下「長官」という。)と都道府県知事及び市町村長の間で一定条件付きの 緊急消防援助隊の出動等に関する措置要求等の準備行為を行っておき、 災害等の規模が該当条件を満たした場合に当該措置要求等を行い、これ に応じて出動することをいう。
- (18) 震央管轄都道府県とは、地震が発生した場合の、当該地震の震央が存し

被災地の属する都道府県をいう。

- (8) 受援市町村とは、緊急消防援助隊による応援等を受ける又は受けた市 町村をいう。
- (9) 応援都道府県とは、緊急消防援助隊を出動させる又は出動させた都道 府県をいう。
- (10) 応援市町村とは、緊急消防援助隊を出動させる又は出動させた市町村 をいう。
- (11) 代表消防機関代行とは、代表消防機関が被災等によりその任務を遂行 できない場合にその任務を代行する消防機関をいう。
- 町村(東京都の特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合 を含む。) をいう。
- (13) 登録都道府県とは、緊急消防援助隊として登録された航空消防隊の属 する都道府県をいう。
- (14) 航空隊とは、法第 30 条第3項に規定する都道府県の航空消防隊又は 航空機を用いた消防活動を行う消防本部の消防隊をいう。
- (15) 消防庁ヘリコプターとは、法第50条の規定に基づき、都道府県又は 市町村が無償使用しているヘリコプター(以下「消防庁ヘリ」という。) をいう。
- (16) 進出拠点とは、緊急消防援助隊が被災地に進出するための目標とする 拠点(一時的に集結する場所を含む。)をいう。
- (17) 迅速出動とは、法第44条の規定に基づき、あらかじめ消防庁長官(以 下「長官」という。)と都道府県知事及び市町村長の間で一定条件付きの 緊急消防援助隊の出動等に関する措置要求等の準備行為を行っておき、 災害等の規模が該当条件を満たした場合に当該措置要求等を行い、これ に応じて出動することをいう。
- (18) 震央管轄都道府県とは、地震が発生した場合の、当該地震の震央が存

する都道府県をいう。

- (19) 震央管轄消防本部とは、地震が発生した場合の、当該地震の震央が存し する市町村を管轄する消防本部をいう。
- (20) 最大震度都道府県とは、地震が発生した場合の、最大震度を計測した 都道府県をいう。
- (21) 部隊移動とは、法第44条の規定に基づく長官の措置の求め又は指示 により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が市町村(東 京都の特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合は、一の 市町村とみなす。以下この号において同じ。)若しくは都道府県をまたい で別の被災地に出動すること、又は法第44条の3の規定に基づく都道 府県知事の指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助 隊が市町村をまたいで当該都道府県内の別の被災地に出動することをい う。

第2章 応援等の要請

(都道府県知事による緊急消防援助隊の応援等の要請)

- 第3条 被災地の属する都道府県の知事は、大規模災害又は特殊災害が発生1第3条 被災地の属する都道府県の知事は、大規模災害又は特殊災害が発生 し、災害の状況及び当該都道府県内の消防力を考慮して緊急消防援助隊の 応援等が必要な非常事態であると判断した場合は、法第44条第1項の規 定に基づき、長官に対して、緊急消防援助隊の応援等の要請を行うものと する。
- 2 被災地の属する都道府県の知事は、災害による死者数その他の詳細な災 2 被災地の属する都道府県の知事は、災害による死者数その他の詳細な災 害の状況が迅速に把握できない場合であっても、甚大な被害に拡大するこ とが見込まれ、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断し たときは、法第44条第1項の規定に基づき、長官に対して、緊急消防援助 隊の応援等の要請を行うものとする。

する都道府県をいう。

- (19) 震央管轄消防本部とは、地震が発生した場合の、当該地震の震央が存 する市町村を管轄する消防本部をいう。
- (20) 最大震度都道府県とは、地震が発生した場合の、最大震度を計測した 都道府県をいう。
- (21) 部隊移動とは、法第 44 条の規定に基づく長官の措置の求め又は指示 により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が市町村(東 京都の特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合は、一の 市町村とみなす。以下この号において同じ。)若しくは都道府県をまたい で別の被災地に出動すること、又は法第44条の3の規定に基づく都道 府県知事の指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助 隊が市町村をまたいで当該都道府県内の別の被災地に出動することをい う。

第2章 応援等の要請

(都道府県知事による緊急消防援助隊の応援等の要請)

- し、災害の状況及び当該都道府県内の消防力を考慮して緊急消防援助隊の 応援等が必要な非常事態であると判断した場合は、法第44条第1項の規 定に基づき、長官に対して、緊急消防援助隊の応援等の要請を行うものと する。
- 害の状況が迅速に把握できない場合であっても、甚大な被害に拡大するこ とが見込まれ、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断し たときは、法第44条第1項の規定に基づき、長官に対して、緊急消防援助 隊の応援等の要請を行うものとする。

- ットワーク、都道府県防災行政無線、衛星携帯電話その他災害時に有効な 通信を行える手段を含む。以下同じ。) により直ちに行うものとし、以下に 掲げる事項が明らかになり次第電話により報告するものとする。詳細な災 害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による報告 は、これらを把握した段階で、ファクシミリ(これと併せて電子メールに よっても可能とする。以下同じ。)により速やかに行うものとする(別記様 式1-1)。
 - (1) 災害の概況
 - (2) 出動を希望する区域及び活動内容
 - (3) 緊急消防援助隊の活動のために必要な事項
- 第83条の規定に基づく自衛隊の災害派遣要請を行うに当たって、同時に 緊急消防援助隊の応援等の必要性について検討するものとする。
- 5 被災地の属する都道府県の知事は、被災地及びその周辺地域に原子力施 5 被災地の属する都道府県の知事は、被災地及びその周辺地域に原子力施 設、石油コンビナートその他の緊急消防援助隊の活動に重大な支障を生ず るおそれのある施設が存在するときは、当該施設における災害の状況及び 緊急消防援助隊の活動上必要な事項について情報収集を行い、第1項及び 第2項の要請と併せて報告するよう努めるものとする。この場合におい て、当該報告を受けた長官は、当該都道府県に出動する指揮支援部隊長に 対して情報提供するものとする。

(応援等の要請のための市町村長の連絡)

第4条 被災地の市町村長は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状1第4条 被災地の市町村長は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状 況及び当該被災地の市町村の消防力を考慮して、大規模な消防の応援等が | 必要であると判断した場合は、都道府県知事に対して、当該応援等が必要 である旨を直ちに電話により連絡するものとし、前条第3項各号に掲げる

- 3 前二項の要請は電話(災害時優先通信、消防防災無線、地域衛星通信ネ 3 前二項の要請は電話(災害時優先通信、消防防災無線、地域衛星通信ネ ットワーク、都道府県防災行政無線、衛星携帯電話その他災害時に有効な 通信を行える手段を含む。以下同じ。) により直ちに行うものとし、以下に 掲げる事項が明らかになり次第電話により報告するものとする。詳細な災 害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による報告 は、これらを把握した段階で、ファクシミリ(これと併せて電子メールに よっても可能とする。以下同じ。)により速やかに行うものとする(別記様 式1-1)。
 - (1) 災害の概況
 - (2) 出動を希望する区域及び活動内容
 - (3) 緊急消防援助隊の活動のために必要な事項
- 4 被災地の属する都道府県の知事は、自衛隊法(昭和29年法律第165号) 4 被災地の属する都道府県の知事は、自衛隊法(昭和29年法律第165号) 第83条の規定に基づく自衛隊の災害派遣要請を行うに当たって、同時に 緊急消防援助隊の応援等の必要性について検討するものとする。
 - 設、石油コンビナートその他の緊急消防援助隊の活動に重大な支障を生ず るおそれのある施設が存在するときは、当該施設における災害の状況及び 緊急消防援助隊の活動上必要な事項について情報収集を行い、第1項及び 第2項の要請と併せて報告するよう努めるものとする。この場合におい て、当該報告を受けた長官は、当該都道府県に出動する指揮支援部隊長に 対して情報提供するものとする。

(応援等の要請のための市町村長等の連絡)

況及び当該被災地の市町村の消防力を考慮して、大規模な消防の応援等が 必要であると判断した場合は、都道府県知事に対して、当該応援等が必要 である旨を直ちに電話により連絡するものとし、前条第3項各号に掲げる

事項が明らかになり次第電話により連絡するものとする。詳細な災害の状 況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これ | らを把握した段階で、ファクシミリにより速やかに行うものとする(別記) 様式1-2)。

- 2 被災地の市町村長は、前項に規定する連絡を行った場合において、特に 2 被災地の市町村長は、前項に規定する連絡を行った場合において、特に 必要があると認めるときは、その旨及び当該市町村の災害の状況を長官に 直ちに電話により連絡することができるものとする。
- 3 被災地の市町村長は、都道府県知事に対して第1項の連絡ができない場 3 被災地の市町村長は、都道府県知事に対して第1項の連絡ができない場 合には、その旨を長官に直ちに電話により連絡することができるものと し、前条第3項各号に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡する ことができるものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種 別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階で、ファク シミリにより速やかに行うことができるものとする(別記様式1-2)。
- 4 前条第5項の規定は、前3項の連絡に準用する。

第3章 出動の求め又は指示等

(出動可能隊数の報告及び出動準備)

- それがある場合において災害等の状況を考慮して必要と認めるときは、出 動の可能性があると考えられる都道府県及び当該都道府県に属する登録 市町村の消防本部に対して、緊急消防援助隊の出動可能隊数報告及び出動 準備を依頼(消防本部にあっては、都道府県を経由して行う。) するものと する (別記様式2-1)。
- 2 消防庁から出動可能隊数報告及び出動準備の依頼を受けた消防本部は、 都道府県及び代表消防機関に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能 隊数を報告するとともに、出動準備を行うものとする(別記様式2−2)。

事項が明らかになり次第電話により連絡するものとする。詳細な災害の状 況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これ らを把握した段階で、ファクシミリにより速やかに行うものとする(別記 様式1-2)。

- 必要があると認めるときは、その旨及び当該市町村の災害の状況を長官に 直ちに電話により連絡することができるものとする。
- 合には、その旨を長官に直ちに電話により連絡することができるものと し、前条第3項各号に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡する ことができるものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種 別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階で、ファク シミリにより速やかに行うことができるものとする(別記様式1-2)。
- 4 前条第5項の規定は、前3項の連絡に準用する。

第3章 出動の求め又は指示等

(出動可能隊数の報告及び出動準備)

- 第5条 消防庁は、大規模災害若しくは特殊災害が発生し、又は発生するお 第5条 消防庁は、大規模災害若しくは特殊災害が発生し、又は発生するお それがある場合において災害等の状況を考慮して必要と認めるときは、出 動の可能性があると考えられる都道府県及び当該都道府県に属する登録 市町村の消防本部に対して、緊急消防援助隊の出動可能隊数報告及び出動 準備を依頼(消防本部にあっては、都道府県を経由して行う。) するものと する (別記様式2-1)。
 - 2 消防庁から出動可能隊数報告及び出動準備の依頼を受けた消防本部は、 都道府県及び代表消防機関に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能 隊数を報告するとともに、出動準備を行うものとする(別記様式2−2)。

この場合において、当該都道府県は、当該都道府県内の出動可能隊数を取 りまとめ、消防庁に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報 告するものとする(別記様式2-2)。

- び別表A-2に定める災害が発生した場合は、同表に定めるところにより 出動準備を行うものとする。この場合において、消防庁は、都道府県及び 当該都道府県に属する登録市町村の消防本部に対して、速やかに緊急消防 援助隊の出動可能隊数報告及び出動準備を依頼(消防本部にあっては、都 道府県を経由して行う。) するものとする (別記様式2-1)。
- 防本部は、都道府県及び代表消防機関に対して、速やかに緊急消防援助隊| の出動可能隊数を報告するものとし、当該報告を受けた都道府県は、当該 都道府県内の出動可能隊数を取りまとめ、消防庁に対して、速やかに緊急 消防援助隊の出動可能隊数を報告するものとする(別記様式2-2)。
- 5 都道府県は、消防庁から出動可能隊数報告の求めがない場合であって 5 都道府県は、消防庁から出動可能隊数報告の求めがない場合であって も、災害の状況を考慮して必要と判断したときは、当該都道府県内の出動 可能隊数を調査し、消防庁に対して報告するものとする(別記様式2-2)
- 6 消防庁は、災害の状況、被災地消防本部及び消防団の消防力並びに当該 6 消防庁は、<mark>別表A-1及び別表A-2に定める災害発生後、</mark>災害の状況、 被災地の属する都道府県内の消防応援を考慮して緊急消防援助隊の応援 等が不要と判断した場合は、第2項及び第3項の規定に基づき出動準備を 行っている都道府県及び当該都道府県に属する登録市町村の消防本部に 対して、書面等により出動準備の解除を連絡(消防本部にあっては、都道 府県を経由して行う。) するものとする (別記様式2-3)。

(長官による出動の求め、指示等)

この場合において、当該都道府県は、当該都道府県内の出動可能隊数を取 りまとめ、消防庁に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報 告するものとする(別記様式2-2)。

- 3 登録都道府県の航空消防隊及び登録市町村の消防本部は、別表A-1及 3 登録都道府県の航空消防隊及び登録市町村の消防本部は、別表A-1及 び別表A-2に定める災害が発生した場合は、同表に定めるところにより 出動準備を行うものとする。この場合において、消防庁は、都道府県及び 当該都道府県に属する登録市町村の消防本部に対して、速やかに緊急消防 援助隊の出動可能隊数報告及び出動準備を依頼(消防本部にあっては、都 道府県を経由して行う。) するものとする (別記様式2-1)。
- 4 前項の出動可能隊数報告及び出動準備の依頼を受けた登録市町村の消 4 前項の出動可能隊数報告及び出動準備の依頼を受けた登録市町村の消 防本部は、都道府県及び代表消防機関に対して、凍やかに緊急消防援助隊 の出動可能隊数を報告するものとし、当該報告を受けた都道府県は、当該 都道府県内の出動可能隊数を取りまとめ、消防庁に対して、凍やかに緊急 消防援助隊の出動可能隊数を報告するものとする(別記様式2-2)。
 - も、災害の状況を考慮して必要と判断したときは、当該都道府県内の出動 可能隊数を調査し、消防庁に対して報告するものとする(別記様式2-2)
 - 被災地消防本部及び消防団の消防力並びに当該被災地の属する都道府県 内の消防応援を考慮して緊急消防援助隊の応援等が不要と判断した場合 は、第3項の規定に基づき出動準備を行っている登録都道府県及び登録市 町村の消防本部に対して、出動準備の解除を連絡(消防本部にあっては、 都道府県を経由して行う。) するものとする。

(長官による出動の求め、指示等)

第6条 長官は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況、被災地消 第6条 長官は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況、被災地消

防本部及び消防団の消防力並びに当該被災地の属する都道府県内の消防 応援を考慮して緊急消防援助隊の応援等が必要と判断した場合は、法第44 条及び基本計画に基づき、緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行うも のとする(別記様式3-1)。

- 2 前項の求め又は指示を行う場合において、長官は、原則として、応援先 2 前項の求め又は指示を行う場合において、長官は、原則として、応援先 市町村を指定するものとする。ただし、被災地が複数に及び、出動の求め 又は指示を行う段階では応援先市町村を指定することが困難な場合は、応 援先都道府県を指定するものとし、その後、第14条に規定する消防応援活 動調整本部(以下「調整本部」という。)と調整の上、応援先市町村を指定 するものとする。
- 3 長官は、前項の指定を行う場合、原則として、都道府県大隊又は部隊(指13 長官は、前項の指定を行う場合、原則として、都道府県大隊又は部隊(指 揮支援部隊及び航空部隊を除く。) を単位とし、指揮支援隊の属する消防本 部が含まれる都道府県大隊については、当該指揮支援隊の応援先市町村と 同一の市町村を指定するものとする。ただし、水上小隊、航空小隊及び航 空後方支援小隊については、調整本部と調整の上、応援先市町村を指定す るものとする。
- 合その他多くの緊急消防援助隊の出動が必要と判断する災害が発生した 場合は、災害発生都道府県に対応する全ての指揮支援隊、第一次出動都道 府県大隊、出動準備都道府県大隊、第11条に規定する第一次出動航空小隊 及び出動準備航空小隊を第一次出動の求め又は指示の対象とし、応援先都 道府県を指定して出動の求め又は指示を行うものとする。ただし、アクシ ョンプランが適用された場合は、当該アクションプランに定めるところに よるものとする。
- 5 長官は、第1項の緊急消防援助隊の出動の求めを行った場合において、 時間経過とともに災害の情勢が明らかになり、基本計画第4章1(1)の 規定を踏まえ、必要と認めるときは、従前の求めによる出動を指示による

防本部及び消防団の消防力並びに当該被災地の属する都道府県内の消防 応援を考慮して緊急消防援助隊の応援等が必要と判断した場合は、法第44 条及び基本計画に基づき、緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行うも のとする(別記様式3-1)

- 市町村を指定するものとする。ただし、被災地が複数に及び、出動の求め 又は指示を行う段階では応援先市町村を指定することが困難な場合は、応 援先都道府県を指定するものとし、その後、第14条に規定する消防応援活 動調整本部(以下「調整本部」という。)と調整の上、応援先市町村を指定 するものとする。
- 揮支援部隊及び航空部隊を除く。) を単位とし、指揮支援隊の属する消防本 部が含まれる都道府県大隊については、当該指揮支援隊の応援先市町村と 同一の市町村を指定するものとする。ただし、水上小隊、航空小隊及び航 空後方支援小隊については、調整本部と調整の上、応援先市町村を指定す るものとする。
- 4 長官は、複数の都道府県において大規模災害又は特殊災害が発生した場 4 長官は、複数の都道府県において大規模災害又は特殊災害が発生した場 合その他多くの緊急消防援助隊の出動が必要と判断する災害が発生した 場合は、災害発生都道府県に対応する全ての指揮支援隊、第一次出動都道 府県大隊、出動準備都道府県大隊、第11条に規定する第一次出動航空小隊 及び出動準備航空小隊を第一次出動の求め又は指示の対象とし、応援先都 道府県を指定して出動の求め又は指示を行うものとする。ただし、アクシ ョンプランが適用された場合は、当該アクションプランに定めるところに よるものとする。
 - 5 長官は、第1項の緊急消防援助隊の出動の求めを行った場合において、 時間経過とともに災害の情勢が明らかになり、基本計画第4章1(1)の 規定を踏まえ、必要と認めるときは、従前の求めによる出動を指示による

ものに変更する。この場合において、長官は、受援都道府県の知事及び当 該受援都道府県に属する受援市町村の長並びに応援都道府県の知事及び 当該応援都道府県に属する緊急消防援助隊を出動させた市町村長に対し て、速やかに通知(市町村長にあっては、都道府県知事を経由して行う。) するものとする。

(応援等決定通知)

第7条 長官は、法第44条の規定に基づき必要な措置をとることを求め又|第7条 長官は、法第44条の規定に基づき必要な措置をとることを求め又 は指示した場合は、受援都道府県の知事及び当該受援都道府県に属する受 援市町村の長に対してその旨を通知(市町村長にあっては、都道府県知事 を経由して行う。) するものとする (別記様式3-2)。

(都道府県知事による出動の求め又は指示)

第8条 長官から緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を受けた応援都道|第8条 長官から緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を受けた応援都道 府県の知事は、登録市町村の長に対して、直ちに緊急消防援助隊の出動の 求め又は指示を行うものとする。

(緊急消防援助隊の出動)

- 第9条 長官から緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を受けた登録都道|第9条 長官から緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を受けた登録都道 府県の知事及び登録市町村の長は、速やかに緊急消防援助隊を出動させる ものとする。
- 2 緊急消防援助隊を出動させた消防本部は、都道府県及び代表消防機関に 2 緊急消防援助隊を出動させた消防本部は、都道府県及び代表消防機関に 対して、速やかに緊急消防援助隊の出動隊数を報告するものとし(別記様 式2-2)、当該報告を受けた都道府県は、当該都道府県内の出動隊数を取 りまとめ、消防庁に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動隊数を報告す るものとする(別記様式2-2)。
- 3 前項の報告を受けた消防庁は、受援都道府県及び当該受援都道府県内に 3 前項の報告を受けた消防庁は、受援都道府県及び当該受援都道府県内に

ものに変更する。この場合において、長官は、受援都道府県の知事及び当 該受援都道府県に属する被災地の市町村長並びに応援都道府県の知事及 び当該応援都道府県に属する緊急消防援助隊を出動させた市町村長に対 して、速やかに通知(市町村長にあっては、都道府県知事を経由して行う。) するものとする。

(応援等決定通知)

は指示した場合は、受援都道府県の知事及び当該受援都道府県に属する被 災地の市町村長に対してその旨を通知(市町村長にあっては、都道府県知 事を経由して行う。) するものとする (別記様式3-2)。

(都道府県知事による出動の求め又は指示)

府県の知事は、登録市町村の長に対して、直ちに緊急消防援助隊の出動の 求め又は指示を行うものとする。

(緊急消防援助隊の出動)

- 府県の知事及び登録市町村の長は、速やかに緊急消防援助隊を出動させる ものとする。
- 対して、速やかに緊急消防援助隊の出動隊数を報告するものとし(別記様 式2-2)、当該報告を受けた都道府県は、当該都道府県内の出動隊数を取 りまとめ、消防庁に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動隊数を報告す るものとする(別記様式2-2)。

おける被災地消防本部に対して通知(消防本部にあっては、都道府県を経 由して行う。) するものとする (別記様式3-3)。

(指揮支援部隊の基本的な出動計画)

- 第10条 指揮支援部隊の基本的な出動計画は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 統括指揮支援隊は、別表Bに定める災害発生都道府県に応じた統括指 揮支援隊指定順位第1位の消防本部が出動することとする。 ただし、被 災等により当該消防本部が出動できない場合は、統括指揮支援隊指定順 位第2位の消防本部が出動する。
- (2) 指揮支援隊は、別表Bに定める災害発生都道府県に応じた消防本部の (2) 指揮支援隊は、別表Bに定める災害発生都道府県に応じた消防本部の うち必要な隊が出動する。
- (3) 航空指揮支援隊は、活動拠点へリベースにおいて多数の航空小隊の活 動管理が必要な場合、原則として耐空検査等により自隊のヘリコプター が運休中の航空隊の中から、活動拠点へリベースに迅速に到着可能な隊 が出動する。

(航空小隊の基本的な出動計画)

- じめ任務を指定しておくものとする。
- (1) 原則として第一次的に応援出動する航空小隊を第一次出動航空小隊と| し、別表でに定める災害発生都道府県に応じて必要な隊が出動すること とする。
- (2) 原則として第一次出動航空小隊のほか、速やかに応援出動の準備を行 う航空小隊を出動準備航空小隊とし、別表Dに定める災害発生都道府県 に応じて必要な隊が出動の準備を行うこととする。
- 2 航空小隊の任務は、次に掲げるとおりとする。

おける被災地消防本部に対して通知(消防本部にあっては、都道府県を経 由して行う。) するものとする (別記様式3-3)。

(指揮支援部隊の基本的な出動計画)

- 第10条 指揮支援部隊の基本的な出動計画は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 統括指揮支援隊は、別表Bに定める災害発生都道府県に応じた統括指 揮支援隊指定順位第1位の消防本部が出動することとする。ただし、被 災等により当該消防本部が出動できない場合は、統括指揮支援隊指定順 位第2位の消防本部が出動する。
- うち必要な隊が出動する。
- (3) 航空指揮支援隊は、活動拠点ヘリベースにおいて多数の航空小隊の活 動管理が必要な場合、原則として耐空検査等により自隊のヘリコプター が運休中の航空隊の中から、活動拠点へリベースに迅速に到着可能な隊 が出動する。

(航空小隊の基本的な出動計画)

- 第 11 条 航空小隊の基本的な出動計画は、次に掲げるとおりとし、あらか 第 11 条 航空小隊の基本的な出動計画は、次に掲げるとおりとし、あらか じめ任務を指定しておくものとする。
 - (1) 原則として第一次的に応援出動する航空小隊を第一次出動航空小隊と し、別表Cに定める災害発生都道府県に応じて必要な隊が出動すること とする。
 - (2) 原則として第一次出動航空小隊のほか、速やかに応援出動の準備を行 う航空小隊を出動準備航空小隊とし、別表Dに定める災害発生都道府県 に応じて必要な隊が出動の準備を行うこととする。
 - 2 航空小隊の任務は、次に掲げるとおりとする。
- (1)統括指揮支援隊輸送航空小隊及び指揮支援隊輸送航空小隊は、統括指|(1)統括指揮支援隊輸送航空小隊及び指揮支援隊輸送航空小隊は、統括指

揮支援隊及び指揮支援隊の輸送を任務とする。

- (2)情報収集航空小隊は、ヘリコプター衛星通信システム(以下「ヘリサ」 ット」という。) 又はヘリコプターテレビ電送システムを活用した情報収 集及び映像配信を任務とする。
- (3) 救助・救急・輸送航空小隊は、救助用資機材及び救急用資機材を活用 した救助・救急活動又は統括指揮支援隊及び指揮支援隊以外の人員、物 資等の輸送を任務とする。
- (4)消火航空小隊は、ヘリコプター消火用タンク等を活用した空中消火を| 任務とする。
- 3 次に掲げる任務に対して、消防庁へりを優先的に使用するものとする。
- (1) ヘリサットを活用した情報収集及び映像配信
- (2) 第15条に規定する現地派遣職員の輸送

(航空小隊の出動に関する留意事項)

- 第 12 条 航空小隊は、原則として、前条により指定された任務を行うもの 第 12 条 航空小隊は、原則として、前条により指定された任務を行うもの とする。ただし、災害の種別、規模、受援都道府県からの要請内容等によ り、消防庁は任務指定の変更を行うものとする。
- 2 航空小隊の出動順位は、原則として、被災地又は航空小隊の進出拠点か 2 航空小隊の出動順位は、原則として、被災地又は航空小隊の進出拠点か らの直近順とし、当該航空小隊の装備品等を考慮し、出動の求め又は指示 を行うものとする。
- 3 指揮支援隊輸送航空小隊及び情報収集航空小隊の両任務を指定されて|3 指揮支援隊輸送航空小隊及び情報収集航空小隊の両任務を指定されて いる航空小隊は、兼務するものとする。
- 4 指揮支援隊輸送航空小隊及び救助・救急・輸送航空小隊又は消火航空小 4 指揮支援隊輸送航空小隊及び救助・救急・輸送航空小隊又は消火航空小 隊の両任務を指定されている航空小隊は、指揮支援隊の輸送任務を優先す るものとする。
- 5 航空小隊は、複数の任務が遂行可能な体制で出動するよう努めるものと 5 航空小隊は、複数の任務が遂行可能な体制で出動するよう努めるものと する。

揮支援隊及び指揮支援隊の輸送を任務とする。

- (2)情報収集航空小隊は、ヘリコプター衛星通信システム(以下「ヘリサ ット」という。) 又はヘリコプターテレビ電送システムを活用した情報収 集及び映像配信を任務とする。
- (3) 救助・救急・輸送航空小隊は、救助用資機材及び救急用資機材を活用 した救助・救急活動又は統括指揮支援隊及び指揮支援隊以外の人員、物 資等の輸送を任務とする。
- (4)消火航空小隊は、ヘリコプター消火用タンク等を活用した空中消火を 任務とする。
- 3 次に掲げる任務に対して、消防庁へりを優先的に使用するものとする。
- (1) ヘリサットを活用した情報収集及び映像配信
- (2) 第15条に規定する現地派遣職員の輸送

(航空小隊の出動に関する留意事項)

- とする。ただし、災害の種別、規模、受援都道府県からの要請内容等によ り、消防庁は任務指定の変更を行うものとする。
- らの直近順とし、当該航空小隊の装備品等を考慮し、出動の求め又は指示 を行うものとする。
- いる航空小隊は、兼務するものとする。
- 隊の両任務を指定されている航空小隊は、指揮支援隊の輸送任務を優先す るものとする。
- する。

- 6 各地域ブロックに、原則として、残留する<mark>運航可能な</mark>航空隊を1隊以上 6 各地域ブロックに、原則として、残留する航空小隊を1隊以上確保する 確保するものとする。
- 定するものとする。
- 8 航空隊は、前各項により難い場合は、消防庁と調整するものとする。

(航空後方支援小隊の基本的な出動計画)

第13条 航空後方支援小隊は、活動拠点ヘリベース等において輸送・補給 活動等が必要な場合に、原則として、耐空検査等により自隊のヘリコプ ターが運休中の航空隊の中から出動することとする。

第4章 受援体制

(消防応援活動調整本部の設置)

第 14 条 受援都道府県の知事は、被災地での緊急消防援助隊等の迅速かつ 第 14 条 受援都道府県の知事は、被災地での緊急消防援助隊等の迅速かつ 的確な活動等に資するため、被災地が2以上ある場合において緊急消防援 助隊が出動したときは、直ちに法第44条の2の規定に基づく調整本部を 設置するものとする。

なお、被災地が1の場合であっても、受援都道府県の知事が必要と認め るときは、調整本部と同様の組織を設置することができるものとする。

- 2 調整本部(調整本部と同様の組織を含む。以下同じ。)は、都道府県災害 2 調整本部(調整本部と同様の組織を含む。以下同じ。)は、都道府県災害 対策本部と緊密な連携を図る必要があることから、原則として、都道府県 災害対策本部及び政府現地対策本部(災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号) 第 25 条第6項若しくは第 28 条の3 第8項の規定に基づく非常災 害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部をいい、これらが設置された場 合に限る。)に近接した場所に設置するものとする。
- 3 調整本部は、自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関と緊密な「3 調整本部は、自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関と緊密な

- ものとする。
- 7 航空指揮支援隊の輸送は、各任務の指定状況を踏まえ、消防庁が別に指 7 航空指揮支援隊の輸送は、各任務の指定状況を踏まえ、消防庁が別に指 定するものとする。
 - 8 航空隊は、前各項により難い場合は、消防庁と調整するものとする。

(航空後方支援小隊の基本的な出動計画)

|第13条||航空後方支援小隊は、活動拠点へリベース等において輸送・補給 活動等が必要な場合に、原則として、耐空検査等により自隊のヘリコプ ターが運休中の航空隊の中から出動することとする。

第4章 受援体制

(消防応援活動調整本部の設置)

的確な活動等に資するため、被災地が2以上ある場合において緊急消防援 助隊が出動したときは、直ちに法第44条の2の規定に基づく調整本部を 設置するものとする。

なお、被災地が1の場合であっても、受援都道府県の知事が必要と認め るときは、調整本部と同様の組織を設置することができるものとする。

- 対策本部と緊密な連携を図る必要があることから、原則として、都道府県 災害対策本部及び政府現地対策本部(災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号) 第 25 条第6項若しくは第 28 条の3第8項の規定に基づく非常災 害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部をいい、これらが設置された場 合に限る。) に近接した場所に設置するものとする。

連携を図ることができる場所に設置するものとする。

- 4 調整本部の本部員は、次の例を参考に、第 40 条に規定する都道府県緊 4 調整本部の本部員は、次の例を参考に、第 39 条に規定する都道府県緊 急消防援助隊受援計画(以下「受援計画」という。)に定めておくものとす る。
- (1) 法第44条の2第5項第1号の「部内の職員」については、当該都道府 県の消防防災主管課等の職員及び航空消防隊員
- (2) 法第44条の2第5項第2号の「消防本部」については、当該都道府県 内の代表消防機関又は代表消防機関代行
- (3) 法第44条の2第5項第3号の「災害発生市町村の長の指名する職員」 については、被災地消防本部の職員
- (4) 法第44条の2第5項第4号の「緊急消防援助隊の隊員のうちから都」 道府県知事が任命する者」については、当該都道府県に出動した指揮支 援部隊長
- 5 調整本部は、都道府県災害対策本部及び政府現地対策本部で決められた 5 調整本部は、都道府県災害対策本部及び政府現地対策本部で決められた 方針の下で、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
- (1)被害状況、都道府県が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関 すること。
- (2)被災地消防本部、消防団、当該都道府県内消防応援隊及び緊急消防援 助隊の活動調整に関すること。
- (3) 緊急消防援助隊の都道府県内での部隊移動に関すること。
- (4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との連絡調整に関す ること。
- (5) 当該都道府県内で活動する緊急消防援助隊の安全管理体制に関するこ と。
- (6) 第16条に規定する航空運用調整班との連絡調整に関すること。
- (7) 都道府県災害対策本部に設置された災害医療本部との連絡調整に関す ること。

連携を図ることができる場所に設置するものとする。

- 急消防援助隊受援計画(以下「受援計画」という。)に定めておくものとす る。
- (1) 法第44条の2第5項第1号の「部内の職員」については、当該都道府 県の消防防災主管課等の職員及び航空消防隊員
- (2) 法第44条の2第5項第2号の「消防本部」については、当該都道府県 内の代表消防機関又は代表消防機関代行
- (3) 法第44条の2第5項第3号の「災害発生市町村の長の指名する職員」 については、被災地消防本部の職員
- (4) 法第44条の2第5項第4号の「緊急消防援助隊の隊員のうちから都 道府県知事が任命する者」については、当該都道府県に出動した指揮支 援部隊長
- 方針の下で、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
- (1)被害状況、都道府県が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関 すること。
- (2)被災地消防本部、消防団、当該都道府県内消防応援隊及び緊急消防援 助隊の活動調整に関すること。
- (3) 緊急消防援助隊の都道府県内での部隊移動に関すること。
- (4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との連絡調整に関す ること。
- (5) 当該都道府県内で活動する緊急消防援助隊の安全管理体制に関するこ
- (6) 第16条に規定する航空運用調整班との連絡調整に関すること。
- (7) 都道府県災害対策本部に設置された災害医療本部との連絡調整に関す ること。

- (8) その他必要な事項に関すること。
- 6 調整本部長は、法第44条の2第8項の規定に基づき、国の職員その他l6 調整本部長は、法第44条の2第8項の規定に基づき、国の職員その他l の者を調整本部の会議に出席させる必要があると認め、その要請を行った

 | 場合は、消防庁に対してその旨を連絡するものとする。
- 7 調整本部は、受援都道府県名を冠称し、「○○都道府県消防応援活動調整 7 本部」と呼称する。
- 8 受援都道府県の知事は、調整本部を設置した場合は、設置日時、設置場 8 受援都道府県の知事は、調整本部を設置した場合は、設置日時、設置場 所、構成員及び連絡先について、長官に対して速やかに報告するものとす。
- 止した場合は、長官に対して、速やかにその旨を報告するものとする。

(消防庁職員の現地派遣)

- 第 15 条 長官は、緊急消防援助隊の出動が決定し、災害の状況に応じ必要 第 15 条 長官は、緊急消防援助隊の出動が決定し、災害の状況に応じ必要 と判断した場合は、調整本部又は都道府県災害対策本部に消防庁職員(以 下「現地派遣職員」という。)を派遣するものとする。
- 2 長官は、災害の状況に応じ必要と判断した場合は、指揮支援本部、市町 2 長官は、災害の状況に応じ必要と判断した場合は、指揮支援本部、市町 村災害対策本部又は航空指揮支援本部に現地派遣職員を派遣するものと する。
- 3 長官は、被災地における消防の広報活動が必要と判断した場合は、災害 3 長官は、被災地における消防の広報活動が必要と判断した場合は、災害 現場等に現地派遣職員を派遣するものとする。
- 4 現地派遣職員は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
- (1)被害情報の収集及び消防庁への情報提供に関すること。
- (2) 都道府県災害対策本部又は市町村災害対策本部に対する、災害対策活 動の支援に関すること。
- (3) 緊急消防援助隊の増隊、部隊移動等、緊急消防援助隊の活動調整に係 | る消防庁との連絡調整に関すること。

- (8) その他必要な事項に関すること。
- の者を調整本部の会議に出席させる必要があると認め、その要請を行った 場合は、消防庁に対してその旨を連絡するものとする。
- 調整本部は、受援都道府県名を冠称し、「○○都道府県消防応援活動調整 本部」と呼称する。
- 所、構成員及び連絡先について、長官に対して速やかに報告するものとす
- 9 受援都道府県の知事は、緊急消防援助隊の活動終了に伴い調整本部を廃 9 受援都道府県の知事は、緊急消防援助隊の活動終了に伴い調整本部を廃 止した場合は、長官に対して、速やかにその旨を報告するものとする。

(消防庁職員の現地派遣)

- と判断した場合は、調整本部又は都道府県災害対策本部に消防庁職員(以 下「現地派遣職員」という。)を派遣するものとする。
- 村災害対策本部又は航空指揮支援本部に現地派遣職員を派遣するものと する。
- 現場等に現地派遣職員を派遣するものとする。
- 4 現地派遣職員は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
- (1)被害情報の収集及び消防庁への情報提供に関すること。
- (2) 都道府県災害対策本部又は市町村災害対策本部に対する、災害対策活 動の支援に関すること。
- (3) 緊急消防援助隊の増隊、部隊移動等、緊急消防援助隊の活動調整に係 る消防庁との連絡調整に関すること。

- (4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との連絡調整に関す ること。
- (5) 報道機関への対応に関すること。
- (6)被害状況や活動状況に係る動画及び静止画の収集及び共有に関するこ と。

(航空運用調整班の設置)

第 16 条 受援都道府県の知事は、航空小隊と関係機関の航空機との活動調 第 16 条 受援都道府県の知事は、航空小隊と関係機関の航空機との活動調 整を図るため、都道府県災害対策本部に、航空運用調整班を設置するもの とする。

(進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等)

- 第17条 進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等については、原則として、次1第17条 進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等については、原則として、次 のとおりとする。
- (1) 進出拠点

消防庁は、災害の状況、道路の状況、都道府県大隊又は部隊の特性、 規模等を考慮し、調整本部(調整本部が設置されない場合は被災地)と 調整の上、進出拠点を決定し、応援都道府県(又は応援都道府県の後方 支援本部)に対して連絡するものとする。

(2) 宿営場所

消防庁は、災害の状況、緊急消防援助隊の規模等を考慮し、調整本部 (調整本部が設置されない場合は被災地) と調整の上、宿営場所を決定 し、応援都道府県(又は応援都道府県の後方支援本部)に対して連絡す るものとする。

(情報共有等)

第 18 条 消防庁は、調整本部、指揮支援本部、指揮者、航空指揮支援本部、 | 第 18 条 消防庁は、調整本部、指揮支援本部、指揮者、航空指揮支援本部、

- (4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との連絡調整に関す ること。
- (5) 報道機関への対応に関すること。
- (6)被害状況や活動状況に係る動画及び静止画の収集及び共有に関するこ と。

(航空運用調整班の設置)

整を図るため、都道府県災害対策本部に、航空運用調整班を設置するもの とする。

(進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等)

- のとおりとする。
- (1) 進出拠点

消防庁は、災害の状況、道路の状況、都道府県大隊又は部隊の特性、 規模等を考慮し、調整本部(調整本部が設置されない場合は被災地)と 調整の上、進出拠点を決定し、応援都道府県(又は応援都道府県の後方 支援本部)に対して連絡するものとする。

(2) 宿営場所

消防庁は、災害の状況、緊急消防援助隊の規模等を考慮し、調整本部 (調整本部が設置されない場合は被災地) と調整の上、宿営場所を決定 し、応援都道府県(又は応援都道府県の後方支援本部)に対して連絡す るものとする。

(情報共有等)

- ヘリベース指揮者、都道府県大隊本部及び後方支援本部に対して、緊急消 防援助隊連絡体制(別記様式7)により情報連絡体制等の明確化を図るも のとする。
- 2 消防庁、調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空 2 消防庁、調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空 指揮本部、都道府県大隊本部、後方支援本部及び緊急消防援助隊は、緊急 消防援助隊動態情報システム、支援情報共有ツール、ヘリコプター動態管 理システム、情報収集活動用ドローン、映像伝送装置等を積極的に活用し、 緊急消防援助隊の活動等について必要な情報共有を図るとともに、被害状 况や活動状況について動画及び静止画による共有に努めるものとする。

第5章 部隊移動及び増隊要請

(部隊移動の基本)

- 観点を考慮し、原則として、新たな緊急消防援助隊の投入によりがたい、 次に掲げる場合に行うものとする。
- (1) 地理的要因により、新たな緊急消防援助隊の投入には時間を要し、人 命救助のためそのいとまがない場合
- (2) 市街地が連たんした複数市町村が被災するなど、市町村境界をまたぎ、 多数の災害が発生している場合
- (3) 緊急消防援助隊が不足し、新たな緊急消防援助隊の投入が不可能な場
- 2 前項の部隊移動については、都道府県大隊又は部隊単位を原則とする。 ただし、被害状況、部隊の規模、車両、資機材の特殊性等を踏まえ、中隊 又は小隊単位で部隊移動を行うことが効率的かつ効果的な場合は、この限 りではない。

- ヘリベース指揮者、都道府県大隊本部及び後方支援本部に対して、緊急消 防援助隊連絡体制(別記様式7)により情報連絡体制等の明確化を図るも のとする。
- 指揮本部、都道府県大隊本部、後方支援本部及び緊急消防援助隊は、緊急 消防援助隊動態情報システム、支援情報共有ツール、ヘリコプター動態管 理システム等を積極的に活用し、緊急消防援助隊の活動等について必要な 情報共有を図るものとする。特に、緊急消防援助隊動態情報システム及び 支援情報共有ツールを活用し、被害状況や活動状況を撮影した動画及び静 止画の共有に努めるものとする。

第5章 部隊移動及び増隊要請

(部隊移動の基本)

- 第 19 条 部隊移動は、緊急消防援助隊の隊員の負担軽減及び安全管理上の 第 19 条 部隊移動は、緊急消防援助隊の隊員の負担軽減及び安全管理上の 観点を考慮し、原則として、新たな緊急消防援助隊の投入によりがたい、 次に掲げる場合に行うものとする。
 - (1) 地理的要因により、新たな緊急消防援助隊の投入には時間を要し、人 命救助のためそのいとまがない場合
 - (2) 市街地が連たんした複数市町村が被災するなど、市町村境界をまたぎ、 多数の災害が発生している場合
 - (3) 緊急消防援助隊が不足し、新たな緊急消防援助隊の投入が不可能な場
 - 2 前項の部隊移動については、都道府県大隊又は部隊単位を原則とする。 ただし、水上小隊、航空小隊、特別の資機材を有している中隊の部隊移動 を行う場合等、被害状況を考慮し特別の事情がある場合は、この限りでは ない。

(長官による部隊移動の求め又は指示)

- 第 20 条 長官による部隊移動の求め又は指示の手続は、次のとおりとする。| 第 20 条 長官による部隊移動の求め又は指示の手続は、次のとおりとする。
- (1)長官は、移動先、規模及び必要性を明示して、緊急消防援助隊行動市 (1)長官は、移動先、規模及び必要性を明示して、緊急消防援助隊行動市 町村の属する都道府県の知事(以下「緊急消防援助隊行動都道府県知事」 という。)及び緊急消防援助隊行動都道府県知事を経由して、緊急消防援 助隊行動市町村の長に対して、部隊移動に関する意見を求めるものとす る (別記様式6-1)。
- (2) 前号により意見を求められた緊急消防援助隊行動市町村の長は、緊急 消防援助隊行動都道府県知事を経由して、長官に対して部隊移動に関す る意見を回答するものとする(別記様式6-2)。
- (3) 第1号により意見を求められた緊急消防援助隊行動都道府県知事は、 当該都道府県内の被害状況、緊急消防援助隊及び都道府県内消防応援隊 の活動状況を考慮し、前号の緊急消防援助隊行動市町村の長の意見を付 して、長官に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする(別記) 様式6-2)。
- (4) 長官は、前号の意見を踏まえ、緊急消防援助隊が都道府県に属する場 合にあっては当該都道府県の知事に対して、市町村に属する場合にあっ ては当該市町村が属する都道府県の知事を経由して当該市町村の長に対 して、部隊移動の求め又は指示を行うものとする(別記様式6-3)。
- (5)長官は、部隊移動の求め又は指示を行った場合は、緊急消防援助隊行 動都道府県知事及び緊急消防援助隊行動都道府県知事を経由して、緊急 消防援助隊行動市町村の長に対して、その旨を通知するものとする(別) 記様式6-4)。
- (6)長官は、部隊移動の求め又は指示を行った場合は、部隊移動先の都道 府県の知事及び当該都道府県知事を経由して、部隊移動先の市町村の長 に対して、その旨を通知するものとする(別記様式6-5)。

(長官による部隊移動の求め又は指示)

- - 町村の属する都道府県の知事(以下「緊急消防援助隊行動都道府県知事」 という。)及び緊急消防援助隊行動都道府県知事を経由して、緊急消防援 助隊行動市町村の長に対して、部隊移動に関する意見を求めるものとす る (別記様式6-1)。
- (2) 前号により意見を求められた緊急消防援助隊行動市町村の長は、緊急 消防援助隊行動都道府県知事を経由して、長官に対して部隊移動に関す る意見を回答するものとする(別記様式6-2)。
- (3) 第1号により意見を求められた緊急消防援助隊行動都道府県知事は、 当該都道府県内の被害状況、緊急消防援助隊及び都道府県内消防応援隊 の活動状況を考慮し、前号の緊急消防援助隊行動市町村の長の意見を付 して、長官に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする(別記 様式6-2)。
- (4) 長官は、前号の意見を踏まえ、緊急消防援助隊が都道府県に属する場 合にあっては当該都道府県の知事に対して、市町村に属する場合にあっ ては当該市町村が属する都道府県の知事を経由して当該市町村の長に対 して、部隊移動の求め又は指示を行うものとする(別記様式6-3)。
- (5) 長官は、部隊移動の求め又は指示を行った場合は、緊急消防援助隊行 動都道府県知事及び緊急消防援助隊行動都道府県知事を経由して、緊急 消防援助隊行動市町村の長に対して、その旨を通知するものとする(別 記様式6-4)。
- (6) 長官は、部隊移動の求め又は指示を行った場合は、部隊移動先の都道 府県の知事及び当該都道府県知事を経由して、部隊移動先の市町村の長 に対して、その旨を通知するものとする(別記様式6-5)。

(受援都道府県の知事による部隊移動の指示)

- とする。
- (1) 受援都道府県の知事は、移動先、規模及び必要性を明示して、調整本 部に対して部隊移動に関する意見を求めるものとする。
- (2) 前号により意見を求められた調整本部は、緊急消防援助隊行動市町村 の意見等を把握するよう努めるとともに、当該都道府県内の被害状況、 緊急消防援助隊及び都道府県内消防応援隊の活動状況を考慮し、受援都 道府県の知事に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする。
- (3) 受援都道府県の知事は、前号の意見を踏まえ、指揮支援本部長を経由 して、都道府県大隊及び部隊の長に対して、部隊移動の指示を行うもの とする (別記様式6-6)。
- (4) 受援都道府県の知事は、部隊移動の指示を行った場合は、緊急消防援 助隊行動市町村の長及び移動先の市町村の長に対して、速やかにその旨 を通知するものとする(別記様式6-7)。
- (5) 受援都道府県の知事は、部隊移動の指示を行った場合は、長官に対し て速やかにその旨を通知するものとする(別記様式6-8)。
- (6) 前号の通知を受けた長官は、部隊移動の指示を受けた緊急消防援助隊 が、都道府県に属する場合にあっては当該都道府県の知事に対して、市 町村に属する場合にあっては当該市町村の属する都道府県の知事を経由 して当該市町村の長に対して、速やかにその旨を通知するものとする(別) 記様式6-9)。
- (7) 調整本部は、部隊移動の指示の内容を適切に記録しておくものとする。
- (8) 調整本部は、部隊移動を行う場合は、都道府県災害対策本部に対して、 移動先、規模、経路等を連絡し、道路啓開、先導等の所要の措置を要請 するものとする。

(受援都道府県の知事による部隊移動の指示)

- 第 21 条 受援都道府県の知事による部隊移動の指示の手続は、次のとおり 第 21 条 受援都道府県の知事による部隊移動の指示の手続は、次のとおり とする。
 - (1) 受援都道府県の知事は、移動先、規模及び必要性を明示して、調整本 部に対して部隊移動に関する意見を求めるものとする。
 - (2) 前号により意見を求められた調整本部は、緊急消防援助隊行動市町村 の意見等を把握するよう努めるとともに、当該都道府県内の被害状況、 緊急消防援助隊及び都道府県内消防応援隊の活動状況を考慮し、受援都 道府県の知事に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする。
 - (3) 受援都道府県の知事は、前号の意見を踏まえ、指揮支援本部長を経由 して、都道府県大隊及び部隊の長に対して、部隊移動の指示を行うもの とする(別記様式6-6)。
 - (4) 受援都道府県の知事は、部隊移動の指示を行った場合は、移動先の市 町村の長に対して、速やかにその旨を通知するものとする(別記様式6) $-7)_{0}$
 - (5) 受援都道府県の知事は、部隊移動の指示を行った場合は、長官に対し て速やかにその旨を通知するものとする(別記様式6-8)。
 - (6) 前号の通知を受けた長官は、部隊移動の指示を受けた緊急消防援助隊 が、都道府県に属する場合にあっては当該都道府県の知事に対して、市 町村に属する場合にあっては当該市町村の属する都道府県の知事を経由 して当該市町村の長に対して、速やかにその旨を通知するものとする(別 記様式6-9)。
 - (7) 調整本部は、部隊移動の指示の内容を適切に記録しておくものとする。
 - (8) 調整本部は、部隊移動を行う場合は、都道府県災害対策本部に対して、 移動先、規模、経路等を連絡し、道路啓開、先導等の所要の措置を要請 するものとする。

(受援都道府県の知事による増隊要請)

員又は装備等の観点から緊急消防援助隊を増隊する必要があると判断し た場合には、長官に増隊の要請を行うものとする(別記様式1-1)。

(受援市町村の長による増隊要請のための連絡)

第 23 条 受援市町村の長は、緊急消防援助隊の活動状況を踏まえ、人員又 は装備等の観点から緊急消防援助隊を増隊する必要があると判断した場 合には、都道府県の知事に増隊が必要である旨を連絡するものとする(別 記様式1-2)。

|第6章 応援等の引揚げの決定

(活動終了に関する市町村長の連絡)

第 24 条 受援市町村の長は、指揮支援本部長からの活動報告、現地合同調l第 23 条 被災地の市町村長は、指揮支援本部長からの活動報告、現地合同 整所における調整結果等を総合的に勘案し、当該市町村の区域内における 緊急消防援助隊の活動終了を判断するものとし、当該市町村が属する都道 府県の知事へ直ちに電話によりその旨を連絡するものとする。

(都道府県知事による緊急消防援助隊の引揚げの決定)

第 25 条 前条の連絡を受けた受援都道府県の知事は、政府現地対策本部等 <mark>第 24 条</mark> 前条の連絡を受けた受援都道府県の知事は、政府現地対策本部等 と調整の上、当該都道府県内からの緊急消防援助隊の引揚げを決定する。 この場合において、長官、受援市町村の長及び当該都道府県に出動した指 揮支援部隊長に対して直ちに電話によりその旨を通知するものとし、書面 による通知をファクシミリにより速やかに行うものとする(別記様式4-1)

(受援都道府県の知事による増隊要請)

第22条 受援都道府県の知事は、緊急消防援助隊の活動状況を踏まえ、人 第22条 受援都道府県の知事は、緊急消防援助隊の活動状況を踏まえ、人 員又は装備等の観点から緊急消防援助隊を増隊する必要があると判断し た場合には、長官に増隊の要請を行うものとする(別記様式1-1)。

(新設)

第6章 応援等の引揚げの決定

(活動終了に関する市町村長の連絡)

調整所における調整結果等を総合的に勘案し、当該市町村の区域内におけ る緊急消防援助隊の活動終了を判断するものとし、当該市町村が属する都 道府県の知事へ直ちに電話によりその旨を連絡するものとする。

(都道府県知事による緊急消防援助隊の引揚げの決定)

と調整の上、当該都道府県内からの緊急消防援助隊の引揚げを決定する。 この場合において、長官、被災地の市町村長及び当該都道府県に出動した 指揮支援部隊長に対して直ちに電話によりその旨を通知するものとし、書 面による通知をファクシミリにより速やかに行うものとする(別記様式4 $-1)_{a}$

(指揮支援部隊長による部隊への引揚げ決定連絡)

- 指揮支援本部長に対して、直ちに緊急消防援助隊の引揚げ決定を連絡す る。
- 2 前項の連絡を受けた指揮支援本部長は、活動を管理している都道府県大 2 前項の連絡を受けた指揮支援本部長は、活動を管理している都道府県大 隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災 害即応部隊長及び十砂・風水害機動支援部隊長に対して、直ちに緊急消防 援助隊の引揚げ決定を連絡する。
- 3 前項の連絡を受けた都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産 3 前項の連絡を受けた都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産 業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援 部隊長は、被災地における活動を終了するとともに、指揮支援本部長に対 して次に掲げる事項を報告し、指揮支援本部長の了承を得て引揚げるもの とする。
- (1)活動概要(場所、時間、隊数等)
- (2)活動中の異常の有無
- (3) 隊員の負傷の有無
- (4) 車両、資機材等の損傷の有無
- (5) その他必要な事項
- 4 前項の報告を受けた指揮支援本部長は、指揮者及び指揮支援部隊長に対 4 前項の報告を受けた指揮支援本部長は、指揮者及び指揮支援部隊長に対 してその旨を報告し、指揮支援部隊長の了承を得て引揚げるものとする。 当該報告を受けた指揮支援部隊長は、消防庁及び調整本部長に対して、指 揮支援本部長からの本項の報告及び指揮支援本部長の引揚げについて報 告するものとする。
- 5 第1項の連絡を受けた航空指揮支援本部長は、活動を管理している航空 5 第1項の連絡を受けた航空指揮支援本部長は、活動を管理している航空 部隊の各小隊長に対して、直ちに緊急消防援助隊の引揚げ決定を連絡す る。

(指揮支援部隊長による部隊への引揚げ決定連絡)

- 第 26 条 前条の通知を受けた指揮支援部隊長は、指揮支援本部長及び航空 第 25 条 前条の通知を受けた指揮支援部隊長は、指揮支援本部長及び航空 指揮支援本部長に対して、直ちに緊急消防援助隊の引揚げ決定を連絡す る。
 - 隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災 害即応部隊長及び十砂・風水害機動支援部隊長に対して、直ちに緊急消防 援助隊の引揚げ決定を連絡する。
 - 業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援 部隊長は、被災地における活動を終了するとともに、指揮支援本部長に対 して次に掲げる事項を報告し、指揮支援本部長の了承を得て引揚げるもの とする。
 - (1)活動概要(場所、時間、隊数等)
 - (2)活動中の異常の有無
 - (3) 隊員の負傷の有無
 - (4) 車両、資機材等の損傷の有無
 - (5) その他必要な事項
 - してその旨を報告し、指揮支援部隊長の了承を得て引揚げるものとする。 当該報告を受けた指揮支援部隊長は、消防庁及び調整本部長に対して、指 揮支援本部長からの本項の報告及び指揮支援本部長の引揚げについて報 告するものとする。
 - 部隊の各小隊長に対して、直ちに緊急消防援助隊の引揚げ決定を連絡す る。

- するとともに、航空指揮支援本部長に対して次に掲げる事項を報告し、航 空指揮支援本部長の了承を得て引揚げるものとする。
- (1)活動概要(場所、時間、隊員数等)
- (2)活動中の異常の有無
- (3) 隊員の負傷の有無
- (4) 航空機、車両、資機材等の損傷の有無
- (5) その他必要な事項
- 7 前項の報告を受けた航空指揮支援本部長は、ヘリベース指揮者及び指揮 7 前項の報告を受けた航空指揮支援本部長は、ヘリベース指揮者及び指揮 支援部隊長に対してその旨を報告し、指揮支援部隊長の了承を得て引揚げ| るものとする。当該報告を受けた指揮支援部隊長は、消防庁及び調整本部 長に対して、航空指揮支援本部長からの本項の報告及び航空指揮本部長の 引揚げについて報告するものとする。
- した場合は、長官及び受援都道府県の知事に対してその旨を報告し、受援 都道府県の知事の了承を得て引揚げるものとする。

(長官による応援都道府県の知事への引揚げ決定通知)

<mark>第 27 条 第 25 条</mark>の通知を受けた長官は、引揚げ決定を受けた緊急消防援助<mark>|第 26 条 第 24 条</mark>の通知を受けた長官は、引揚げ決定を受けた緊急消防援助 隊が、都道府県に属する場合にあっては当該都道府県の知事に対して、市 | 町村に属する場合にあっては当該市町村が属する都道府県の知事を経由 して当該市町村の長に対して、書面による通知をファクシミリにより速や かに行うものとする(別記様式4-2)。

(帰署 (所) 報告)

<mark>第 28 条 緊急消防援助隊として出動した小隊等の属する消防本部は、当該|第 27 条 緊急消防援助隊として出動した小隊等の属する消防本部は、当該</mark>|

- 6 前項の連絡を受けた航空部隊の各小隊長は、被災地における活動を終了 6 前項の連絡を受けた航空部隊の各小隊長は、被災地における活動を終了 するとともに、航空指揮支援本部長に対して次に掲げる事項を報告し、航 空指揮支援本部長の了承を得て引揚げるものとする。
 - (1)活動概要(場所、時間、隊員数等)
 - (2)活動中の異常の有無
 - (3) 隊員の負傷の有無
 - (4) 航空機、車両、資機材等の損傷の有無
 - (5) その他必要な事項
 - 支援部隊長に対してその旨を報告し、指揮支援部隊長の了承を得て引揚げ るものとする。当該報告を受けた指揮支援部隊長は、消防庁及び調整本部 長に対して、航空指揮支援本部長からの本項の報告及び航空指揮本部長の 引揚げについて報告するものとする。
- 8 指揮支援部隊長は、活動を管理する全ての緊急消防援助隊の活動が終了 8 指揮支援部隊長は、活動を管理する全ての緊急消防援助隊の活動が終了 した場合は、長官及び受援都道府県の知事に対してその旨を報告し、受援 都道府県の知事の了承を得て引揚げるものとする。

(長官による応援都道府県の知事への引揚げ決定通知)

隊が、都道府県に属する場合にあっては当該都道府県の知事に対して、市 町村に属する場合にあっては当該市町村が属する都道府県の知事を経由 して当該市町村の長に対して、書面による通知をファクシミリにより凍や かに行うものとする(別記様式4-2)。

(帰署 (所) 報告)

小隊等の最終帰署(所)後、応援都道府県及び後方支援本部に対して、速」 小隊等の最終帰署(所)後、応援都道府県及び後方支援本部に対して、速

やかにその旨を報告するものとする。

2 応援都道府県は、当該都道府県及び当該都道府県内の消防本部に属する 2 応援都道府県は、当該都道府県及び当該都道府県内の消防本部に属する 小隊等の最終帰署(所)後、消防庁に対して、速やかにその旨を報告する ものとする。

(活動結果報告)

た小隊等の最終帰署(所)後、速やかに都道府県内の消防本部の意見等を 取りまとめるとともに、当該都道府県の代表消防機関と連携して、緊急消 防援助隊活動報告書(別記様式5)を作成し、消防庁及び受援都道府県に 対して、報告するものとする。

第7章 大規模地震発生時における迅速出動基準

(迅速出動の適用条件)

- 第30条 迅速出動の対象となる災害は地震とし、最大震度6弱(政令市等 第29条 迅速出動の対象となる災害は地震とし、最大震度6弱(政令市等 掲げる場合は適用しない。
- (1) 基本計画第4章4に基づき定められたアクションプランを適用する場 (1) 基本計画第4章4に基づき定められたアクションプランを適用する場
- (2) 発生した地震の震央が海域の場合

(迅速出動に係る措置要求等の内容)

のとおりとし、登録都道府県の知事及び登録市町村の長は、地震発生と同 時に行われる長官からの出動の求め又は指示に基づき、第34条に規定す る出動先へ、速やかに緊急消防援助隊を出動させるものとする。この場合

やかにその旨を報告するものとする。

小隊等の最終帰署(所)後、消防庁に対して、速やかにその旨を報告する ものとする。

(活動結果報告)

<mark>第 29 条 応援都道府県は、当該都道府県内の緊急消防援助隊として出動し <mark>第 28 条 応援都道府県は、当該都道府県内の緊急消防援助隊として出動し</mark></mark> た小隊等の最終帰署(所)後、速やかに都道府県内の消防本部の意見等を 取りまとめるとともに、当該都道府県の代表消防機関と連携して、緊急消 防援助隊活動報告書(別記様式5-1、5-2)を作成し、消防庁及び受 援都道府県に対して、報告するものとする。

第7章 大規模地震発生時における迅速出動基準

(迅速出動の適用条件)

- は5強) 以上の地震が発生した場合に適用するものとする。ただし、次に は5強) 以上の地震が発生した場合に適用するものとする。ただし、次に 掲げる場合は適用しない。

 - (2) 発生した地震の震央が海域の場合

(迅速出動に係る措置要求等の内容)

第31条 迅速出動に係る措置要求等の内容は、別表A-1及び別表A-2 | 第30条 迅速出動に係る措置要求等の内容は、別表E-1及び別表E-2 のとおりとし、登録都道府県の知事及び登録市町村の長は、地震発生と同 時に行われる長官からの出動の求め又は指示に基づき、第33条に規定す る出動先へ、速やかに緊急消防援助隊を出動させるものとする。この場合

において、被災等により緊急消防援助隊の全部又は一部が出動することが できない場合、当該都道府県の知事は、長官に対して、速やかにその旨を 報告するものとする。

- 2 前項の場合において、後方支援本部は、統括指揮支援隊、指揮支援隊、 都道府県大隊及び統合機動部隊が出動する前に消防庁に対して、電話によ り出動の要否を確認するものとする。
- 2に基づき、登録都道府県及び登録市町村に対して、速やかに迅速出動の 適用である旨を電話により連絡するとともに、その後、様式(別記様式3 -1又は3-4)を送付するものとする。
- 規模の増強等の措置を講ずるものとする。

(迅速出動に係る応援等決定通知)

<mark>第 32 条 長官は、迅速出動の適用となる地震発生後、震央管轄都道府県の</mark> <mark>第 31 条 長官は、迅速出動の適用となる地震発生後、震央管轄都道府県の</mark> 知事に対して、速やかに迅速出動の適用である旨を電話により連絡すると ともに、その後、出動の求め又は指示を行った旨を通知するものとする(別 記様式3-2)。

(迅速出動の中止)

第33条 長官は、災害の状況等により、明らかに人的、住家被害等がないと 第32条 長官は、災害の状況等により、明らかに人的、住家被害等がないと 判断した場合は、速やかに迅速出動の中止を連絡するものとする。

(迅速出動適用時の出動先)

- 第34条 迅速出動適用時の緊急消防援助隊の出動先(進出拠点を兼ねる。) は、原則として、次に掲げるとおりとする。
- (1) 指揮支援部隊

において、被災等により緊急消防援助隊の全部又は一部が出動することが できない場合、当該都道府県の知事は、長官に対して、凍やかにその旨を 報告するものとする。

- 2 前項の場合において、後方支援本部は、統括指揮支援隊、指揮支援隊、 都道府県大隊及び統合機動部隊が出動する前に消防庁に対して、電話によ り出動の要否を確認するものとする。
- 3 消防庁は、迅速出動の適用となる地震発生後、別表A−1及び別表A−|3 消防庁は、迅速出動の適用となる地震発生後、別表E−1及び別表E− 2に基づき、登録都道府県及び登録市町村に対して、速やかに迅速出動の 適用である旨を電話により連絡するとともに、その後、様式(別記様式3) -1又は3-4)を送付するものとする。
- 4 長官は、災害の状況等により必要があると判断した場合、速やかに応援 4 長官は、災害の状況等により必要があると判断した場合、速やかに応援 規模の増強等の措置を講ずるものとする。

(迅速出動に係る応援等決定通知)

知事に対して、速やかに迅速出動の適用である旨を電話により連絡すると ともに、その後、出動の求め又は指示を行った旨を通知するものとする(別 記様式3-2)。

(迅速出動の中止)

判断した場合は、速やかに迅速出動の中止を連絡するものとする。

(迅速出動適用時の出動先)

- | **第33条 迅速出動適用時の緊急消防援助隊の出動先(進出拠点を兼ねる。**) は、原則として、次に掲げるとおりとする。
- (1) 指揮支援部隊

- ア 統括指揮支援隊 震央管轄都道府県の都道府県庁舎
- イ 指揮支援隊

消防庁又は指揮支援部隊長が連絡する消防本部の庁舎(消防本部を 置かない町村にあっては、町村役場。以下同じ。)

- (2) 統合機動部隊及び都道府県大隊 震央管轄消防本部の庁舎
- (3) 航空小隊

震央管轄都道府県又は震央管轄消防本部の航空隊基地等

(迅速出動適用時の出動先の変更等)

- た場合、速やかに被害状況等を確認し、長官に報告するものとする。
- 2 長官は、迅速出動により出動した緊急消防援助隊の出動途上において、 被害状況等により、出動先の変更、応援規模の縮小等の必要があると判断 した場合は、震央管轄都道府県の調整本部と調整の上、指揮支援部隊長、 指揮支援隊長、統合機動部隊長、都道府県大隊長及び応援都道府県に対し て連絡するものとする。

(迅速出動適用時の出動可能隊数等の報告)

- 助隊が出動準備を行う場合は、消防庁に対して、速やかに緊急消防援助隊 の出動可能隊数を報告するものとする(別記様式2-2)。
- 2 応援都道府県は、迅速出動により、当該都道府県内から緊急消防援助隊 2 応援都道府県は、迅速出動により、当該都道府県内から緊急消防援助隊 が出動した場合は、消防庁に対して、当該出動した緊急消防援助隊の隊数 を報告するものとする(別記様式2-2)。

ア 統括指揮支援隊 震央管轄都道府県の都道府県庁舎

イ 指揮支援隊

消防庁又は指揮支援部隊長が連絡する消防本部の庁舎(消防本部を 置かない町村にあっては、町村役場。以下同じ。)

- (2) 統合機動部隊及び都道府県大隊 震央管轄消防本部の庁舎
- (3) 航空小隊

震央管轄都道府県又は震央管轄消防本部の航空隊基地等

(迅速出動適用時の出動先の変更等)

- <mark>第 35 条 震央管轄都道府県の知事は、迅速出動の適用となる地震が発生し 第 34 条 震央管轄都道府県の知事は、迅速出動の適用となる地震が発生し</mark> た場合、速やかに被害状況等を確認し、長官に報告するものとする。
 - | 2 | 長官は、迅速出動により出動した緊急消防援助隊の出動途上において、 被害状況等により、出動先の変更、応援規模の縮小等の必要があると判断 した場合は、震央管轄都道府県の調整本部と調整の上、指揮支援部隊長、 指揮支援隊長、統合機動部隊長、都道府県大隊長及び応援都道府県に対し て連絡するものとする。

(迅速出動適用時の出動可能隊数等の報告)

- <mark>第 36 条 応援都道府県は、迅速出動により、当該都道府県内の緊急消防援|第 35 条 応援都道府県は、迅速出動により、当該都道府県内の緊急消防援</mark> 助隊が出動準備を行う場合は、消防庁に対して、速やかに緊急消防援助隊 の出動可能隊数を報告するものとする(別記様式2-2)。
 - が出動した場合は、消防庁に対して、当該出動した緊急消防援助隊の隊数 を報告するものとする(別記様式2-2)。

第8章 防災関係機関との連携

(防災関係機関等との連絡調整等)

機関、関係公共機関等との連絡調整を行うものとする。

(調整本部等における防災関係機関との連携)

- 本部及び後方支援本部は、緊急消防援助隊の活動が効果的に行われるよう に、緊急消防援助隊の活動に関して必要な交通、輸送、通信、燃料、物資 等に関する防災関係機関と緊密な連携を図るものとする。
- 2 調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部及び航空指揮本 2 調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部及び航空指揮本 部は、緊急消防援助隊の活動に関して必要な関係機関との連絡調整につい て、必要に応じて、都道府県災害対策本部及び市町村災害対策本部に依頼 するものとする。

第9章 応援等実施計画及び受援計画

(応援等実施計画)

- <mark>第 39 条 都道府県知事は、当該都道府県内の緊急消防援助隊の登録状況等</mark> 18 条 都道府県知事は、当該都道府県内の緊急消防援助隊の登録状況等 を踏まえて、緊急消防援助隊が参集し、被災地に出動するための応援等実 施計画を策定するものとする。
- 2 応援等実施計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 都道府県大隊の編成、出動体制及び集結場所に関すること。
- (2) 統合機動部隊の編成、出動体制及び集結場所に関すること。
- (3)エネルギー・産業基盤災害即応部隊の編成、出動体制及び集結場所に | (3)エネルギー・産業基盤災害即応部隊の編成、出動体制及び集結場所に 関すること。

第8章 防災関係機関との連携

(防災関係機関等との連絡調整等)

<mark>第 37 条 長官は、緊急消防援助隊の出動等に関し、必要と認める防災関係1第 36 条 長官は、緊急消防援助隊の出動等に関し、必要と認める防災関係</mark> 機関、関係公共機関等との連絡調整を行うものとする。

(調整本部等における防災関係機関との連携)

- <mark>第 38 条</mark> 調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮 | <mark>第 37 条</mark> 調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮 本部及び後方支援本部は、緊急消防援助隊の活動が効果的に行われるよう に、緊急消防援助隊の活動に関して必要な交通、輸送、通信、燃料、物資 等に関する防災関係機関と緊密な連携を図るものとする。
 - 部は、緊急消防援助隊の活動に関して必要な関係機関との連絡調整につい て、必要に応じて、都道府県災害対策本部及び市町村災害対策本部に依頼 するものとする。

第9章 応援等実施計画及び受援計画

(応援等実施計画)

- を踏まえて、緊急消防援助隊が参集し、被災地に出動するための応援等実 施計画を策定するものとする。
- 2 応援等実施計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 都道府県大隊の編成、出動体制及び集結場所に関すること。
- (2) 統合機動部隊の編成、出動体制及び集結場所に関すること。
- 関すること。

- (4) NBC災害即応部隊の編成及び出動体制に関すること。
- (5) 十砂・風水害機動支援部隊の編成、出動体制及び集結場所に関するこ
- (6) 航空部隊の編成及び出動体制に関すること。
- (7)情報連絡体制に関すること。
- (8) その他必要な事項に関すること。
- 3 都道府県知事は、応援等実施計画の策定及び変更に当たっては、代表消 3 都道府県知事は、応援等実施計画の策定及び変更に当たっては、代表消 防機関の長と調整を行うものとし、当該代表消防機関の長は、登録市町村 の消防長の意見を集約するものとする。
- 4 都道府県知事は、応援等実施計画を策定又は変更した場合は、長官に対 4 都道府県知事は、応援等実施計画を策定又は変更した場合は、長官に対 して当該計画を報告するとともに、当該都道府県が第一次出動都道府県大 隊及び出動準備都道府県大隊に該当する都道府県の知事に対して策定又 は変更した旨を連絡するものとする。

(受援計画)

- 助隊の応援等を受ける場合の受援計画を策定するものとする。
- 2 受援計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 調整本部の運営体制及び早期設置に関すること。
- (2)緊急消防援助隊の早期受入れに係る関係機関との連絡調整に関するこ | (2)緊急消防援助隊の早期受入れに係る関係機関との連絡調整に関するこ と。
- (3) 進出拠点、当該拠点への連絡員の派遣及び連絡体制に関すること。
- (4)宿営場所その他緊急消防援助隊の活動に必要な拠点の確保に関するこ と。
- (5) 救助活動拠点施設(南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関す る特別措置法(平成14年法律第92号)に規定する救助活動のための拠 点施設をいう。)の運用に関すること。

- (4) NBC災害即部隊の編成及び出動体制に関すること。
- (5) 土砂・風水害機動支援部隊の編成、出動体制及び集結場所に関するこ
- (6) 航空部隊の編成及び出動体制に関すること。
- (7)情報連絡体制に関すること。
- (8) その他必要な事項に関すること。
- 防機関の長と調整を行うものとし、当該代表消防機関の長は、登録市町村 の消防長の意見を集約するものとする。
- して当該計画を報告するとともに、当該都道府県が第一次出動都道府県大 隊及び出動準備都道府県大隊に該当する都道府県の知事に対して策定又 は変更した旨を連絡するものとする。

(受援計画)

- <mark>第 40 条 都道府県知事は、当該都道府県内の市町村が被災し、緊急消防援l第 39 条 都道府県知事は、当該都道府県内の市町村が被災し、緊急消防援</mark> 助隊の応援等を受ける場合の受援計画を策定するものとする。
 - 2 受援計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。
 - (1)調整本部の運営体制及び早期設置に関すること。
 - (3) 進出拠点、当該拠点への連絡員の派遣及び連絡体制に関すること。
 - (4) 宿営場所その他緊急消防援助隊の活動に必要な拠点の確保に関するこ
 - (5) 救助活動拠点施設(南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関す る特別措置法(平成14年法律第92号)に規定する救助活動のための拠 点施設をいう。) の運用に関すること。

- (6) 緊急消防援助隊の活動に必要な情報の提供に関すること。
- (7) 燃料補給、物資補給等の後方支援体制に関すること。
- (8) 航空運用調整班、空港・基地施設管制との調整、無線運用、安全管理、 ヘリコプターの離着陸場、燃料補給等の航空機の受援に関すること。
- (9) その他必要な事項に関すること。
- 3 都道府県知事は、受援計画の策定及び変更に当たっては、代表消防機関 3 都道府県知事は、受援計画の策定及び変更に当たっては、代表消防機関 の長と調整を行うものとし、当該代表消防機関の長は、当該都道府県内の 消防長の意見を集約するものとする。
- 4 都道府県知事は、受援計画の策定及び変更に当たっては、地域防災計画 4 都道府県知事は、受援計画の策定及び変更に当たっては、地域防災計画 の内容と整合を図るものとする。
- 5 都道府県知事は、受援計画を策定又は変更した場合は、長官に対して当 5 都道府県知事は、受援計画を策定又は変更した場合は、長官に対して当 | 該計画を報告するとともに、当該都道府県に対応する第一次出動都道府県 大隊及び出動進備都道府県大隊の都道府県の知事並びに当該都道府県に 対応する統括指揮支援隊及び指揮支援隊の属する消防本部の長に対して 策定又は変更した旨を連絡するものとする。

(都道府県知事の事務の委任等)

府県知事の権限に属する事務を、その補助機関である職員に委任等する場 合は、受援計画にその旨を明記するものとする。

第10章 応援に要した経費の負担

(長官の求めにより出動した場合における応援経費の負担)

第42条 法第44条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、長官の出動 第41条 法第44条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、長官の出動 の求めを受けて出動した緊急消防援助隊の活動により増加し、又は新たに 必要となる消防に要する費用は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、当1

- (6) 緊急消防援助隊の活動に必要な情報の提供に関すること。
- (7) 燃料補給、物資補給等の後方支援体制に関すること。
- (8) 航空運用調整班、空港・基地施設管制との調整、無線運用、安全管理、 ヘリコプターの離着陸場、燃料補給等の航空機の受援に関すること。
- (9) その他必要な事項に関すること。
- の長と調整を行うものとし、当該代表消防機関の長は、当該都道府県内の 消防長の意見を集約するものとする。
- の内容と整合を図るものとする。
- 該計画を報告するとともに、当該都道府県に対応する第一次出動都道府県 大隊及び出動進備都道府県大隊の都道府県の知事並びに当該都道府県に 対応する統括指揮支援隊及び指揮支援隊の属する消防本部の長に対して 策定又は変更した旨を連絡するものとする。

(都道府県知事の事務の委任等)

第41条 地方自治法第153条に基づき、調整本部又は部隊移動に係る都道 第40条 地方自治法第153条に基づき、調整本部又は部隊移動に係る都道 府県知事の権限に属する事務を、その補助機関である職員に委任等する場 合は、受援計画にその旨を明記するものとする。

第10章 応援に要した経費の負担

(長官の求めにより出動した場合における応援経費の負担)

の求めを受けて出動した緊急消防援助隊の活動により増加し、又は新たに 必要となる消防に要する費用は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、当 該各号に定めるものとする。

- (1) 受援市町村において負担する経費 法第49条第1項に規定する経費 及び援助隊政令第5条各号に掲げる経費
- (2) 応援都道府県又は応援市町村(以下「応援都道府県等」という。) にお いて負担する経費 緊急消防援助隊の活動により生じた公務災害補償に 要する経費
- 道府県等双方の協議により当該経費の負担を決定するものとし、当該協議 を円滑に行うための経費負担に関する原則的な考え方については、消防庁 が別に定める。

(長官の指示により出動した場合における応援経費の負担)

- <mark>第 43 条 法第 44 条第 5 項の規定に基づき、長官の指示を受けて出動した緊|第 42 条 法第 44 条第 5 項の規定に基づき、長官の指示を受けて出動した緊</mark> 急消防援助隊の活動により増加し、又は新たに必要となる消防に要する費 用は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。
- (1) 消防庁において負担する経費 法第49条第1項に規定する経費及び 援助隊政令第5条各号に掲げる経費
- (2) 応援都道府県等において負担する経費 緊急消防援助隊の活動により 生じた公務災害補償に要する経費
- 2 前項各号に掲げる経費以外の経費は、原則として受援市町村及び応援都 2 前項各号に掲げる経費以外の経費は、原則として受援市町村及び応援都 道府県等双方の協議により当該経費の負担を決定するものとし、当該協議 を円滑に行うための経費負担に関する原則的な考え方については、消防庁 が別に定める。

第11章 その他

(都道府県の訓練)

該各号に定めるものとする。

- (1) 受援市町村において負担する経費 法第49条第1項に規定する経費 及び援助隊政令第5条各号に掲げる経費
- (2) 応援都道府県又は応援市町村(以下「応援都道府県等」という。) にお いて負担する経費 緊急消防援助隊の活動により生じた公務災害補償に 要する経費
- 2 前項各号に掲げる経費以外の経費は、原則として受援市町村及び応援都 2 前項各号に掲げる経費以外の経費は、原則として受援市町村及び応援都 道府県等双方の協議により当該経費の負担を決定するものとし、当該協議 を円滑に行うための経費負担に関する原則的な考え方については、消防庁 が別に定める。

(長官の指示により出動した場合における応援経費の負担)

- 急消防援助隊の活動により増加し、又は新たに必要となる消防に要する費 用は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。
- (1) 消防庁において負担する経費 法第49条第1項に規定する経費及び 援助隊政令第5条各号に掲げる経費
- (2) 応援都道府県等において負担する経費 緊急消防援助隊の活動により 生じた公務災害補償に要する経費
- 道府県等双方の協議により当該経費の負担を決定するものとし、当該協議 を円滑に行うための経費負担に関する原則的な考え方については、消防庁 が別に定める。

第11章 その他

(都道府県の訓練)

同訓練等において、関係機関と合同で調整本部の設置運営訓練を行うな ど、緊急消防援助隊の応受援体制の強化を図るものとする。

(都道府県の即応体制等の強化)

- 第 45 条 都道府県は、都道府県知事、危機管理担当幹部等に常時連絡可能1第 44 条 都道府県は、都道府県知事、危機管理担当幹部等に常時連絡可能 な体制を確保するとともに、都道府県知事が不在時の職務の代理者を事前 指定するなど、状況に応じた判断及び決定を適切にできる体制を確保する ものとする。
- 2 都道府県は、調整本部の運営にあたる責任者等については庁舎近傍に居 2 都道府県は、調整本部の運営にあたる責任者等については庁舎近傍に居 住させるなど、緊急参集できる体制を整備するものとする。

(その他)

第 46 条 この要綱に定めるもののほか、緊急消防援助隊に関し必要な細目 第 45 条 この要綱に定めるもののほか、緊急消防援助隊に関し必要な細目 は、消防庁が別に定める。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月30日消防広第80号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成 29 年 3 月 28 日消防広第 93 号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月8日消防広第35号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年7月17日消防広第190号)

この要綱は、令和2年8月1日から施行する。

附 則(令和3年3月22日消防広第89号)

第44条 都道府県は、都道府県防災訓練、緊急消防援助隊地域ブロック合 第43条 都道府県は、都道府県防災訓練、緊急消防援助隊地域ブロック合 同訓練等において、関係機関と合同で調整本部の設置運営訓練を行うな ど、緊急消防援助隊の応受援体制の強化を図るものとする。

(都道府県の即応体制等の強化)

- な体制を確保するとともに、都道府県知事が不在時の職務の代理者を事前 指定するなど、状況に応じた判断及び決定を適切にできる体制を確保する ものとする。
- 住させるなど、緊急参集できる体制を整備するものとする。

(その他)

は、消防庁が別に定める。

附則

- この要綱は、平成27年4月1日から施行する。 附 則 (平成28年3月30日消防広第80号)
- この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月28日消防広第93号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成 31 年 3 月 8 日消防広第 35 号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年7月17日消防広第190号)

この要綱は、令和2年8月1日から施行する。

(新設)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。	

別表A-1 (震度6弱 (政令市等については震度5強)以上の地震等が発生した場合の出動準備及び迅速出動)

(第5条及び第31条関係)

下表の区分に応じ、災害発生都運前県に対応する隊が、出勤準備(第5条関係)及び迅速出動(第31条関係)の措置を講ずるものとする。なお、基本計画第4章4に基づき定められたアクションブランを適用する場合は、本別表を適用せず、当該アクションブランに基づき措置を講ずるものとする。

		指揮支	援部隊		都道府県大隊及	び統合機動部隊		航空	!小隊	
区分		統括指揮支援隊	指揮支援隊	第 1 2 都道府		出勤都道府		第1次出勤	出動準備	
L 71′		SCILLIBIT ALKAN	IN IN A LIKE	統合機動部隊	都道府県大隊	統合機動部隊	都道府県大隊	航空小隊	航空小隊	
		別表日により対応する 指定順位第1位の隊	別表日により対応する 全隊	基本計画別表第2に。	より対応する都道府県	基本計画別表第3により対応する都道府県		別表Cにより対応する 全隊	別表Dにより対応する 全隊	
I	震央が海域	出動	準備	出動	準備	出動	準備	出數	準備	
最大震度7の地震の震央管轄 都進府県 _{率1} に対する措置	震央が陸域	迅速 (出動準備	出動 を含む。)	迅速		出動	準備	出職準備及び長官の要請に基づ 必要な罪が迅速出職※2		
п	震央が海域	出動	準備	出動	準備			出動	準備	
最大震度 6 強(東京都特別区 は 6 弱)の地震の震央管轄都 道府県 _※ ,に対する措置	震央が陸域	迅速出動 (出動準備を含む。)	出動準備	迅速出動 (出動準備を含む。)	出動準備			出動準備及び長 必要な際が	官の要請に基づき 迅速出職※2	
Ⅲ-ア	震央が海域	出動準備		出動準備				出動準備		
最大震度 6 弱(東京都特別区 は5強、政令市は5強又は6 弱)の地震の震央管轄都道府 県 _{※1} に対する措置	震央が陸域	出動準備及び 長官の要請に基づき 必要な隊が迅速出動 ※2		出動準備及び 長官の要請に基づき 必要な隊が迅速出動 ※2				出動準備及び 長官の要請に基づき 必要な隊が迅速出動 ※2		
Ш1	大津波警報が発 表された都道府 県に対する措置	出動準備		出動準備				出動準備		
IV	噴火警報 (居住 区域) が発表さ れた都道府県に 対する措置	出動準備						出動準備 (統括指揮支援隊輸送 航空小隊及び情報収集 航空小隊に限る。)		

※1 地震の震央が海域の場合は、「震央管轄都道府県」を「最大震度都道府県」に読み替える。
※2 災害の状況を踏まえ、出動準備をしている隊の中から必要な隊を出動させる。

別表A-2 (複数の都道府県において震度6弱 (政令市等については震度5強) 以上の地震等が発生した場合の出動準備及び迅速出動)

(第5条及び第31条関係)

下表の区分に応じ、災害免生都連府県に対応する隊が、出勤承備(第5条関係)及び迅速出動(第3条関係)の措置を講ずるものとする。なお、基本計画第4章4に基づき定められたアクションブランを適用する場合は、本別表を適用せず、当該アクションブランに基づき措置を講するものとする。

		指揮支	援部隊		都道府県大隊及	び統合機動部隊		航空小隊		
		統括指揮支援隊	指揮支援隊	第 1 3 都道府		出動 都道府		第1次出勤	出動準備	
区分		6U01H1#X1XIS	1H1#-X18/8	統合機動部隊	都道府県大隊	統合機動部隊	都道府県大隊	航空小隊	航空小隊	
			別表日により対応する 全隊	基本計画別表第2により対応する都道府県		基本計画別表第3に。	:り対応する都道府県	別表 Cにより対応する 全隊	別表口により対応する 全隊	
I	震央が海域	出動	準備	出動	準備	出動	準備	出動	準備	
最大震度7の地震の震央管轄 都道府県 _{第1} に対する措置	震央が陸域	迅速 (出動準備		迅速		迅速 (出動準備		出職準備及び長 必要な誰が		
п	震央が海域	出動準備		出動準備		出動	準備	出動準備		
最大震度 6 強(東京都特別区 は 6 弱)の地震の震央管轄都 道府県 _※ ,に対する措置	震央が陸域		迅速出動 (出動準備を含む。)		出動準備	迅速出動 (出動準備を含む。)	出動準備	出動準備及び長7 必要な際が	官の要請に基づき 迅速出動※2	
Ⅲ-ア	震央が海域	出動	準備	出動準備		出動準備		出動	準備	
最大震度 6 弱 (東京都特別区 は5 強、取今市は5 強又は6 弱) の地震の震央管轄都道府 県 _末 1に対する措置	震央が陸域	出職準備及び長官の要請に基づき 必要な際が迅速出動※2		出動準備及び 長官の要請に基づき 必要な除が迅速出動 ※ 2		出動準備及び 長官の要請に基づき 必要な除が迅速出動 ※2		出動準備及び長* 必要な障が	官の要請に基づき 迅速出動※2	
Ⅲ-イ	大津波警報が発 表された都道府 県に対する措置	出動	準備	出動準備		出動準備		出動	準備	

※1 地震の震失が海域の場合は、「震失管轄都道府県」を「最大震度都道府県」に読み替える。
※2 災害の状況を踏まえ、出動準備をしている隊の中から必要な隊を出動させる。

別表 A - 1 (出動準備を行う緊急消防援助隊)

区分	適用基準	指揮支援部隊	都道府県大隊	航空小隊
I	・最大震度7の地震が発生した場合	・ 震失管轄都道府県に対応する統括指揮 支援隊 (指定順位第1位) ・ 震失管轄都道府県に対応する全ての指 揮支援隊のうち出動可能な全隊	 ・震央管轄都道府県に対応する第1次出勤都道府 県大隊のうち出動可能な全隊 ・震央管轄都道府県に対応する出動準備都道府県 大隊のうち出動可能な全隊 	・震失管轄都道府県に対応する第1次出 動航空小隊のうち出動可能な全隊 ・震失管轄都道府県に対応する出動準備 航空小隊のうち出動可能な全隊
п	・最大震度 6 強(東京都特別区は 6 弱)の地震が発生した場合	・震央管轄都道府県に対応する統括指揮 支援隊(指定順位第1位) ・震央管轄都道府県に対応する全ての指 揮支援隊のうち出動可能な全隊	・震央管轄都道府県に対応する第1次出勤都道府 県大隊のうち出動可能な全隊	・震央管轄都道府県に対応する第1次出 動航空小隊のうち出動可能な全隊 ・震央管轄都道府県に対応する出動準備 航空小隊のうち出動可能な全隊
Ⅲ-ア	・最大震度 6弱(東京都特別区は 5強、政令市は5強又は6弱) の地震が発生した場合	・震央管轄都道府県に対応する統括指揮 支援隊(指定順位第1位)	・震央管轄都道府県に対応する第1次出動都道府 県大隊の属する都道府県の統合機動部隊のうち出 動可能な全隊	・震央管轄都道府県に対応する第1次出 動航空小隊のうち出動可能な全隊
Ⅲ−イ	・大津波警報が発表された場合	・大津波警報が発表された都道府県に対 応する統括指揮支援隊(指定順位第1 位)	・大津波警報が発表された都道府県に対応する第 1次出動都道府県大隊の属する都道府県の統合機 動部隊のうち出動可能な全隊	・大津波警報が発表された都道府県に対 応する第1次出動航空小隊のうち出動可 能な全隊
īV	・噴火警報 (居住区域) が発表された場合	・噴火警報(居住区域)が発表された都 温府県に対応する統括指揮支援隊(指定 原位第1位)		・噴火警報(居住区域)が発表された都 連府県に対応する第1次出勤航空小隊の うち出動可能な統括指揮支援隊輸送航空 小隊 ・噴火警報(居住区域)が発表された都 連府県に対応する第1次出勤航空小隊の うち出勤可能な情報収集航空小隊の

※ 発生した地震の震央が海域の場合は、震央管轄都道府県を最大震度都道府県と読み替える。 基本計画の第4章4に基づき定められたアクションプランを適用する場合は、除く。

別表 A 一 2 (複数の都道府県において震度 6 弱(政令市等については震度 5 強)以上の地震が発生した場合において出動準備を行う緊急消防援助隊)

区分	適用基準	指揮支援部隊	都道府県大隊	航空小隊
I	・最大震度7 の地震が発生 した場合	・震央管轄都道府県に対応する統括指 揮支援隊(指定順位第1位)	・震央管轄都道府県に対応する第1次出動都道 府県大隊のうち出動可能な全隊	・震央管轄都道府県に対応する第1次出動航空小 隊のうち出動可能な全隊
п	・最大震度 6 強(東京都特 別区は 6 弱)の地震が発生 した場合	・震央管轄都道府県に対応する全ての 指揮支援隊のうち出動可能な全隊	・震央管轄都道府県に対応する出動準備都道府 県大隊のうち出動可能な全隊	・震央管轄都道府県に対応する出動準備航空小隊 のうち出動可能な全隊
Ⅲ-ア	・最大震度 6 弱(東京都特 別区は5 強、政令市は5 強 又は6 弱)の地震が発生し た場合	・ 震失管轄都道府県に対応する統括指揮支援隊 (指定順位第1位) ・ 震失管轄都道府県に対応する全ての 指揮支援隊のうち出勤可能な全隊	・震失管轄都道府県に対応する第1次出動都道 府県大隊の属する都道府県の被合機動部隊のう ち出助可能な全隊 ・震失管轄都道府県に対応する出助準備都道府 東大隊の属する都道府県 開大隊の属する都道府県 出助可能な全隊	- 震央管轄都道府県に対応する第1次出勤航空小 隊のうち出勤可能な全隊 - 震央管轄都道府県に対応する出動準備航空小隊 のうち出動可能な全隊
皿ーイ	・大津波警報が発表された場合	・大津波警報が発表された都道府県に 対応する統括指揮支援隊(指定順位第 1位) ・大津波警報が発表された都道府県に 対応する全ての指揮支援隊のうち出勤 可能な全隊	・大津波警報が発表された都道府県に対応する 第1次出動都道府県大隊の属する都道府県の統 合機動部隊のうち出版可能な全隊 ・大津波警報が発表された都道府県に対応する 出動準備都道府県大隊の属する都道府県の統合 機動部隊のうち出動可能な全隊	・大津波亜報が発表された都道府県に対応する第 1 次出勤航空小隊のうち出動可能な全隊 ・大津波亜報が発表された都道府県に対応する出 助準備航空小隊のうち出動可能な全隊

※ 発生した地震の震央が海域の場合は、震央管轄都道府県を最大震度都道府県と読み替える。 基本計画の第4章4に基づき定められたアクションプランを適用する場合は、除く。

別表B	(統括指揮	支援隊及び指	揮支援隊)				(第10条関係)
III rein Tro II.	統括指揮支援隊の	の属する消防本部					
災害発生 都道府県	統括指揮支援隊 指定順位第1位	統括指揮支援隊 指定順位第2位		指揮支	援隊の属する消	防本部	
北海道	札幌市消防局	仙台市消防局	札幌市消防局	仙台市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	新潟市消防局
青森県	仙台市消防局	札幌市消防局	札幌市消防局	仙台市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	新潟市消防局
岩手県	仙台市消防局	札幌市消防局	札幌市消防局	仙台市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	新潟市消防局
宮城県	仙台市消防局	東京消防庁	仙台市消防局	さいたま市消防局	千葉市消防局	東京消防庁	新潟市消防局
秋田県	仙台市消防局	札幌市消防局	札幌市消防局	仙台市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	新潟市消防局
山形県	仙台市消防局	東京消防庁	仙台市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	川崎市消防局	新潟市消防局
福島県	仙台市消防局	東京消防庁	仙台市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	川崎市消防局	新潟市消防局
茨城県	東京消防庁	横浜市消防局	さいたま市消防局	千葉市消防局	東京消防庁	横浜市消防局	川崎市消防局
栃木県	東京消防庁	横浜市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	横浜市消防局	川崎市消防局	相模原市消防局
群馬県	東京消防庁	横浜市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	横浜市消防局	川崎市消防局	相模原市消防局
埼玉県	東京消防庁	横浜市消防局	さいたま市消防局	千葉市消防局	東京消防庁	横浜市消防局	川崎市消防局
千葉県	東京消防庁	横浜市消防局	さいたま市消防局	千葉市消防局	東京消防庁	横浜市消防局	川崎市消防局
東京都	東京消防庁	横浜市消防局	さいたま市消防局	千葉市消防局	東京消防庁	横浜市消防局	川崎市消防局
神奈川県	横浜市消防局	東京消防庁	さいたま市消防局	東京消防庁	横浜市消防局	川崎市消防局	相模原市消防局
新潟県	仙台市消防局	東京消防庁	仙台市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	川崎市消防局	新潟市消防局
富山県	名古屋市消防局	京都市消防局	新潟市消防局	浜松市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局
石川県	名古屋市消防局	京都市消防局	新潟市消防局	浜松市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局
福井県	京都市消防局	名古屋市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	堺市消防局	神戸市消防局
山梨県	東京消防庁	横浜市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	横浜市消防局	相模原市消防局	静岡市消防局
長野県	東京消防庁	横浜市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	横浜市消防局	新潟市消防局	静岡市消防局
岐阜県	名古屋市消防局	京都市消防局	浜松市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	神戸市消防局
静岡県	横浜市消防局	名古屋市消防局	横浜市消防局	相模原市消防局	静岡市消防局	浜松市消防局	名古屋市消防局
愛知県	名古屋市消防局	京都市消防局	静岡市消防局	浜松市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局
三重県	名古屋市消防局	京都市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	堺市消防局	神戸市消防局
滋賀県	京都市消防局	大阪市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	堺市消防局	神戸市消防局
京都府	京都市消防局	大阪市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	堺市消防局	神戸市消防局
大阪府	大阪市消防局	京都市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	堺市消防局	神戸市消防局
兵庫県	大阪市消防局	京都市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	堺市消防局	神戸市消防局	岡山市消防局
奈良県	京都市消防局	大阪市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	堺市消防局	神戸市消防局
和歌山県	大阪市消防局	京都市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	堺市消防局	神戸市消防局
鳥取県	大阪市消防局	京都市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	神戸市消防局	岡山市消防局	広島市消防局
島根県	広島市消防局	大阪市消防局	大阪市消防局	神戸市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	北九州市消防局
岡山県	広島市消防局	大阪市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	神戸市消防局	岡山市消防局	広島市消防局
広島県	広島市消防局	福岡市消防局	神戸市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局
山口県	広島市消防局	福岡市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局	熊本市消防局
徳島県	大阪市消防局	京都市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	堺市消防局	神戸市消防局	岡山市消防局
香川県	広島市消防局	大阪市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	神戸市消防局	岡山市消防局	広島市消防局
愛媛県	広島市消防局	福岡市消防局	神戸市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局
高知県	広島市消防局	大阪市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	神戸市消防局	岡山市消防局	広島市消防局
福岡県	福岡市消防局	広島市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局	熊本市消防局
佐賀県	福岡市消防局	広島市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局	熊本市消防局
長崎県	福岡市消防局	広島市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局	熊本市消防局
熊本県	福岡市消防局	広島市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局	熊本市消防局
大分県	福岡市消防局	広島市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局	熊本市消防局
宮崎県	福岡市消防局	広島市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局	熊本市消防局
鹿児島県	福岡市消防局	広島市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局	熊本市消防局
沖縄県	福岡市消防局	広島市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局	熊本市消防局
※統括指揮	軍支援隊指定順位第	1位及び第2位の	消防本部について、	統括指揮支援隊と	:して出動しない場	合は、指揮支援隊	として出動する。

災害発生	統括指揮支援隊の	所属する消防本部		#5# 2 -1-1	※黙の託見よす…	¥₽±±±±	
都道府県	統括指揮支援隊 指定順位第1位	統括指揮支援隊 指定順位第2位		指揮文]	爰隊の所属する?	的本部	
北海道	札幌市消防局	仙台市消防局	札幌市消防局	仙台市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	新潟市消防局
青森県	仙台市消防局	札幌市消防局	札幌市消防局	仙台市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	新潟市消防局
岩手県	仙台市消防局	札幌市消防局	札幌市消防局	仙台市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	新潟市消防局
宮城県	仙台市消防局	東京消防庁	仙台市消防局	さいたま市消防局	千葉市消防局	東京消防庁	新潟市消防局
秋田県	仙台市消防局	札幌市消防局	札幌市消防局	仙台市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	新潟市消防局
山形県	仙台市消防局	東京消防庁	仙台市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	川崎市消防局	新潟市消防局
福島県	仙台市消防局	東京消防庁	仙台市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	川崎市消防局	新潟市消防局
茨城県	東京消防庁	横浜市消防局	さいたま市消防局	千葉市消防局	東京消防庁	横浜市消防局	川崎市消防局
栃木県	東京消防庁	横浜市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	横浜市消防局	川崎市消防局	相模原市消防局
群馬県	東京消防庁	横浜市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	横浜市消防局	川崎市消防局	相模原市消防局
埼玉県	東京消防庁	横浜市消防局	さいたま市消防局	千葉市消防局	東京消防庁	横浜市消防局	川崎市消防局
千葉県	東京消防庁	横浜市消防局	さいたま市消防局	千葉市消防局	東京消防庁	横浜市消防局	川崎市消防局
東京都	東京消防庁	横浜市消防局	さいたま市消防局	千葉市消防局	東京消防庁	横浜市消防局	川崎市消防局
神奈川県	横浜市消防局	東京消防庁	さいたま市消防局	東京消防庁	横浜市消防局	川崎市消防局	相模原市消防局
新潟県	仙台市消防局	東京消防庁	仙台市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	川崎市消防局	新潟市消防局
富山県	名古屋市消防局	京都市消防局	新潟市消防局	浜松市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局
石川県	名古屋市消防局	京都市消防局	新潟市消防局	浜松市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局
福井県	京都市消防局	名古屋市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	堺市消防局	神戸市消防局
山梨県	東京消防庁	横浜市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	横浜市消防局	相模原市消防局	静岡市消防局
長野県	東京消防庁	横浜市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	横浜市消防局	新潟市消防局	静岡市消防局
岐阜県	名古屋市消防局	京都市消防局	浜松市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	神戸市消防局
静岡県	横浜市消防局	名古屋市消防局	横浜市消防局	相模原市消防局	静岡市消防局	浜松市消防局	名古屋市消防局
愛知県	名古屋市消防局	京都市消防局	静岡市消防局	浜松市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局
三重県	名古屋市消防局	京都市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	堺市消防局	神戸市消防局
滋賀県	京都市消防局	大阪市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	堺市消防局	神戸市消防局
京都府	京都市消防局	大阪市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	堺市消防局	神戸市消防局
大阪府	大阪市消防局	京都市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	堺市消防局	神戸市消防局
兵庫県	大阪市消防局	京都市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	堺市消防局	神戸市消防局	岡山市消防局
奈良県	京都市消防局	大阪市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	堺市消防局	神戸市消防局
和歌山県	大阪市消防局	京都市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	堺市消防局	神戸市消防局
鳥取県	大阪市消防局	京都市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	神戸市消防局	岡山市消防局	広島市消防局
島根県	広島市消防局	大阪市消防局	大阪市消防局	神戸市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	北九州市消防局
岡山県	広島市消防局	大阪市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	神戸市消防局	岡山市消防局	広島市消防局
広島県	広島市消防局	福岡市消防局	神戸市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局
山口県	広島市消防局	福岡市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局	熊本市消防局
徳島県	大阪市消防局	京都市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	堺市消防局	神戸市消防局	岡山市消防局
香川県	広島市消防局	大阪市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	神戸市消防局	岡山市消防局	広島市消防局
愛媛県	広島市消防局	福岡市消防局	神戸市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局
高知県	広島市消防局	大阪市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	神戸市消防局	岡山市消防局	広島市消防局
福岡県	福岡市消防局	広島市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局	熊本市消防局
佐賀県	福岡市消防局	広島市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局	能本市消防局
長崎県	福岡市消防局	広島市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局	熊本市消防局
能本県	福岡市消防局	広島市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局	熊本市消防局
大分県	福岡市消防局	広島市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局	熊本市消防局
宮崎県	福岡市消防局	広島市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局	熊本市消防局
直 町 原 児島県	福岡市消防局	広島市街防局	岡山市消防局	広島市街防局	福岡市消防局	北九州市消防局	熊本市消防局
沖縄県	福岡市消防局	広島市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局	熊本市消防局

					第一次	出動航空	小隊				
災害発生 都道府県	統括指揮支援隊 輸送航空小隊	情報収集	航空小隊				助·救急·輸	送航空小阪	茶 等		
北海道		青森県	宮城県	岩手県	仙台市	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	新潟県
青森県	仙台市	岩手県	宮城県	北海道	札幌市	秋田県	山形県	福島県	栃木県	新潟県	
岩手県	仙台市	青森県	宮城県	北海道	札幌市	秋田県	山形県	福島県	栃木県	新潟県	
宮城県		岩手県	山形県	青森県	秋田県	福島県	茨城県	栃木県	埼玉県	千葉市	新潟県
秋田県	仙台市	岩手県	宮城県	北海道	札幌市	青森県	山形県	福島県	栃木県	新潟県	
山形県	仙台市	岩手県	宮城県	青森県	秋田県	福島県	栃木県	茨城県	埼玉県	新潟県	
福島県	仙台市	宮城県	栃木県	岩手県	山形県	茨城県	埼玉県	東京	川崎市	新潟県	
茨城県	東京	栃木県	埼玉県	宮城県	福島県	千葉市	横浜市	川崎市	山梨県	静岡県	
栃木県	東京	茨城県	埼玉県	宮城県	福島県	千葉市	横浜市	川崎市	山梨県	静岡県	
群馬県	東京	栃木県	埼玉県	茨城県	千葉市	横浜市	川崎市	新潟県	山梨県	長野県	
埼玉県	東京	茨城県	栃木県	福島県	千葉市	横浜市	川崎市	山梨県	長野県	静岡市	
千葉県	東京	茨城県	埼玉県	栃木県	横浜市	川崎市	山梨県	長野県	静岡県	静岡市	
東京都		埼玉県	山梨県	茨城県	栃木県	千葉市	横浜市	川崎市	長野県	静岡県	静岡市
神奈川県		埼玉県	山梨県	茨城県	栃木県	千葉市	東京	長野県	静岡県	静岡市	名古屋
新潟県	仙台市	埼玉県	富山県	宮城県	山形県	福島県	栃木県	東京	横浜市	長野県	
富山県	名古屋市	埼玉県	新潟県	東京	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	京都市	
石川県	名古屋市	埼玉県	富山県	福井県	長野県	岐阜県	浜松市	愛知県	滋賀県	京都市	
福井県	京都市	富山県	滋賀県	石川県	岐阜県	愛知県	名古屋市	三重県	大阪市	神戸市	
山梨県	東京	埼玉県	静岡県	栃木県	横浜市	川崎市	長野県	岐阜県	静岡市	浜松市	
長野県	東京	埼玉県	山梨県	横浜市	新潟県	富山県	岐阜県	静岡市	浜松市	名古屋市	
岐阜県	名古屋市	愛知県	京都市	富山県	石川県	福井県	長野県	浜松市	三重県	滋賀県	
静岡県	横浜市	埼玉県	山梨県	千葉市	東京	川崎市	長野県	岐阜県	爱知県	名古屋市	
愛知県		滋賀県	京都市	富山県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	静岡市	浜松市	三重明
三重県	名古屋市	愛知県	京都市	滋賀県	福井県	岐阜県	大阪市	神戸市	奈良県	和歌山県	
滋賀県	京都市	愛知県	兵庫県	福井県	岐阜県	名古屋市	三重県	大阪市	神戸市	奈良県	
京都府		滋賀県	兵庫県	福井県	爱知県	名古屋市	三重県	大阪市	神戸市	奈良県	鳥取
大阪府		京都市	兵庫県	愛知県	名古屋市	三重県	滋賀県	神戸市	奈良県	和歌山県	徳島
兵庫県	大阪市	京都市	岡山市	三重県	滋賀県	奈良県	和歌山県	鳥取県	岡山県	徳島県	101-01
奈良県	京都市	滋賀県	和歌山県	爱知県	名古屋市	三重県	大阪市	兵庫県	神戸市	徳島県	
和歌山県	大阪市	徳島県	高知県	三重県	滋賀県	京都市	兵庫県	神戸市	奈良県	岡山市	
阜取県	大阪市	京都市	島根県	兵庫県	神戸市	岡山県	岡山市	広島県	広島市	香川県	
島根県	広島市	京都市	鳥取県	兵庫県	神戸市	岡山県	岡山市	広島県	山口県	愛媛県	
岡山県	広島市	京都市	広島県	兵庫県	神戸市	鳥取県	島根県	徳島県	香川県	愛媛県	
広島県		岡山県	高知県	鳥取県	島根県	岡山市	山口県	香川県	愛媛県	福岡市	北九州
山口県	広島市	愛媛県	高知県	島根県	岡山県	岡山市	広島県	福岡市	北九州市	大分県	
徳島県	大阪市	愛媛県	高知県	兵庫県	神戸市	和歌山県	岡山県	岡山市	広島市	香川県	
香川県	広島市	徳島県	高知県	大阪市	兵庫県	神戸市	岡山県	岡山市	広島県	愛媛県	
愛護県	広島市	広島県	高知県	岡山県	岡山市	山口県	徳島県	香川県	北九州市	大分県	
高知県	広島市	徳島県	愛媛県	兵庫県	神戸市	岡山県	岡山市	広島県	山口県	香川県	
福岡県		高知県	大分県	岡山市	広島市	山口県	愛媛県	佐賀県	長崎県	熊本県	宮崎県
佐賀県	福岡市	高知県	長崎県	広島市	山口県	愛媛県	北九州市	熊本県	大分県	宮崎県	
長崎県	福岡市	高知県	大分県	広島市	山口県	北九州市	佐賀県	熊本県	宮崎県	鹿児島県	
盤木県	福岡市	高知県	大分県	広島市	山口県	北九州市	佐賀県	長崎県	宮崎県	鹿児島県	
大分県	福岡市	愛媛県	高知県	広島市	山口県	北九州市	佐賀県	長崎県	熊本県	宮崎県	
宮崎県	福岡市	高知県	鹿児島県	広島市	愛媛県	北九州市	佐賀県	長崎県	能本県	大分県	
鹿児島県	福岡市	高知県	宮崎県	広島市	愛媛県	北九州市	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	
业儿神乐	1001-2717	ied Vm Nc	- MNK	3AA (MD 11)	DK.NOC 215	-,07071117	NA SE NO	Throng Nig	JIE TY JIE	/// nc	

- ※ 東京 東京消防庁を示す。 ※ 消防庁へりを使用している航空隊 宮城県、東京、埼玉県、京都市、高知県 注1 網掛けについては、統括指揮支援隊輸送航空小隊又は指揮支援隊輸送航空小隊を示す。

加农以第一次企业机等小体	第一次出動航空人	/隊)
--------------	----------	-----

災害発生					第一次	出動航空	小隊				
夢道府県	統括指揮支援隊 輸送航空小隊	情報収集	航空小隊			教	助・救急・輸	送航空小			
北海道		青森県	宮城県	岩手県	仙台市	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	新潟県
青森県	仙台市	岩手県	宮城県	北海道	札幌市	秋田県	山形県	福島県	栃木県	新潟県	
岩手県	仙台市	青森県	宮城県	北海道	札幌市	秋田県	山形県	福島県	栃木県	新潟県	
宫城県		岩手県	山形県	青森県	秋田県	福島県	茨城県	栃木県	埼玉県	千葉市	新潟県
秋田県	仙台市	岩手県	宮城県	北海道	札幌市	青森県	山形県	福島県	栃木県	新潟県	
山形県	仙台市	岩手県	宮城県	青森県	秋田県	福島県	栃木県	茨城県	埼玉県	新潟県	
福島県	仙台市	宮城県	栃木県	岩手県	山形県	茨城県	埼玉県	東京	川崎市	新潟県	
茨城県	東京	栃木県	埼玉県	宮城県	福島県	千葉市	横浜市	川崎市	山梨県	静岡県	
栃木県	東京	茨城県	埼玉県	宮城県	福島県	千葉市	横浜市	川崎市	山梨県	静岡県	
群馬県	東京	栃木県	埼玉県	茨城県	千葉市	横浜市	川崎市	新潟県	山梨県	長野県	
埼玉県	東京	茨城県	栃木県	福島県	千葉市	横浜市	川崎市	山梨県	長野県	静岡市	
千葉県	東京	茨城県	埼玉県	栃木県	横浜市	川崎市	山梨県	長野県	静岡県	静岡市	
東京都		埼玉県	山梨県	茨城県	栃木県	千葉市	横浜市	川崎市	長野県	静岡県	静岡市
マンス 中奈川県		埼玉県	山梨県	茨城県	栃木県	千葉市	東京	長野県	静岡県	静岡市	名古屋
新潟県	仙台市	埼玉県	富山県	宮城県	山形県	福島県	栃木県	東京	横浜市	長野県	・ロロ圧
富山県	名古屋市	埼玉県	新潟県	東京	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	京都市	
石川県	名古屋市	埼玉県	富山県	福井県	長野県	岐阜県	山架県 海松市	愛知県	滋賀県	京都市	
			ш-лі				,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,				
福井県	京都市	富山県	滋賀県	石川県	岐阜県	愛知県	名古屋市	三重県	大阪市	神戸市	
山梨県	東京	埼玉県	静岡県	栃木県	横浜市	川崎市	長野県	岐阜県	静岡市	浜松市	
長野県	東京	埼玉県	山梨県	横浜市	新潟県	富山県	岐阜県	静岡市	浜松市	名古屋市	
岐阜県	名古屋市	愛知県	京都市	富山県	石川県	福井県	長野県	浜松市	三重県	滋賀県	
静岡県	横浜市	埼玉県	山梨県	千葉市	東京	川崎市	長野県	岐阜県	愛知県	名古屋市	
愛知県		滋賀県	京都市	富山県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	静岡市	浜松市	三重师
三重県	名古屋市	愛知県	京都市	滋賀県	福井県	岐阜県	大阪市	神戸市	奈良県	和歌山県	
滋賀県	京都市	愛知県	兵庫県	福井県	岐阜県	名古屋市	三重県	大阪市	神戸市	奈良県	
京都府		滋賀県	兵庫県	福井県	愛知県	名古屋市	三重県	大阪市	神戸市	奈良県	鳥取男
大阪府		京都市	兵庫県	愛知県	名古屋市	三重県	滋賀県	神戸市	奈良県	和歌山県	徳島県
兵庫県	大阪市	京都市	岡山市	三重県	滋賀県	奈良県	和歌山県	鳥取県	岡山県	徳島県	
奈良県	京都市	滋賀県	和歌山県	愛知県	名古屋市	三重県	大阪市	兵庫県	神戸市	徳島県	
和歌山県	大阪市	徳島県	高知県	三重県	滋賀県	京都市	兵庫県	神戸市	奈良県	岡山市	
鳥取県	大阪市	京都市	島根県	兵庫県	神戸市	岡山県	岡山市	広島県	広島市	香川県	
島根県	広島市	京都市	鳥取県	兵庫県	神戸市	岡山県	岡山市	広島県	山口県	愛媛県	
岡山県	広島市	京都市	広島県	兵庫県	神戸市	鳥取県	島根県	徳島県	香川県	愛媛県	
広島県		岡山県	高知県	鳥取県	島根県	岡山市	山口県	香川県	愛媛県	福岡市	北九州
山口県	広島市	愛媛県	高知県	島根県	岡山県	岡山市	広島県	福岡市	北九州市	大分県	
徳島県	大阪市	愛媛県	高知県	兵庫県	神戸市	和歌山県	岡山県	岡山市	広島市	香川県	
番川県	広島市	徳島県	高知県	大阪市	兵庫県	神戸市	岡山県	岡山市	広島県	愛媛県	
受級県	広島市	広島県	高知県	岡山県	岡山市	山口県	徳島県	香川県	北九州市	大分県	
高知県	広島市	徳島県	愛媛県	兵庫県	神戸市	岡山県	岡山市	広島県	山口県	香川県	
福岡県		高知県	大分県	岡山市	広島県	広島市	山口県	愛媛県	長崎県	熊本県	宮崎県
佐賀県	福岡市	高知県	長崎県	広島市	山口県	愛媛県	北九州市	熊本県	大分県	宮崎県	
長崎県	福岡市	高知県	大分県	広島県	広島市	山口県	北九州市	熊本県	宮崎県	鹿児島県	
熊本県	福岡市	高知県	大分県	広島県	広島市	山口県	北九州市	長崎県	宮崎県	鹿児島県	
大分県	福岡市	愛媛県	高知県	広島県	広島市	山口県	北九州市	長崎県	熊本県	宮崎県	
宮崎県	福岡市	高知県	鹿児島県	広島市	山口県	受婦県	北九州市	長崎県	能本県	大分県	
5円島県	福岡市	高知県	宮崎県	広島市	山口県	愛媛県	北九州市	長崎県	熊本県	大分県	
		1-1,000,010				~~~		200-00 100	/// T-//	M	

- ※ 東京:東京消防庁を示す。 ※ 消防庁へリを使用している航空隊:宮城県、東京、埼玉県、京都市、高知県 注1 網掛けについては、統括指揮支援隊輸送航空小隊又は指揮支援隊輸送航空小隊を示す。

別表D(出動準備航空小隊)

(第11条関係)

災害発生 都道府県					Н	出動準備	航空小	隊				
北海道	埼玉県	千葉市	東京	横浜市	川崎市	富山県	石川県	山梨県	長野県	静岡県	静岡市	浜松市
青森県	茨城県	埼玉県	千葉市	東京	横浜市	川崎市	富山県	石川県	山梨県	長野県	静岡県	静岡市
岩手県	茨城県	埼玉県	千葉市	東京	横浜市	川崎市	富山県	石川県	山梨県	長野県	静岡県	静岡市
宫城県	北海道	札幌市	東京	横浜市	川崎市	富山県	石川県	山梨県	長野県	静岡県	静岡市	浜松市
秋田県	茨城県	埼玉県	千葉市	東京	横浜市	川崎市	富山県	石川県	山梨県	長野県	静岡県	静岡市
山形県	北海道	札幌市	千葉市	東京	横浜市	川崎市	富山県	石川県	山梨県	長野県	静岡県	静岡市
福島県	札幌市	青森県	秋田県	千葉市	横浜市	富山県	石川県	山梨県	長野県	静岡県	静岡市	浜松市
茨城県	仙台市	山形県	新潟県	富山県	石川県	長野県	岐阜県	静岡市	浜松市	愛知県	名古屋市	大阪市
栃木県	仙台市	山形県	新潟県	富山県	石川県	長野県	岐阜県	静岡市	浜松市	愛知県	名古屋市	大阪市
群馬県	宮城県	仙台市	山形県	福島県	富山県	岐阜県	静岡県	静岡市	浜松市	愛知県	名古屋市	大阪市
埼玉県	宮城県	仙台市	山形県	新潟県	富山県	石川県	岐阜県	静岡県	浜松市	愛知県	名古屋市	大阪市
千葉県	宮城県	仙台市	山形県	福島県	新潟県	岐阜県	浜松市	愛知県	名古屋市	三重県	滋賀県	大阪市
東京都	宮城県	仙台市	山形県	福島県	新潟県	富山県	岐阜県	浜松市	愛知県	名古屋市	三重県	大阪市
神奈川県	宮城県	仙台市	福島県	新潟県	富山県	福井県	岐阜県	浜松市	愛知県	三重県	滋賀県	大阪市
新潟県	札幌市	秋田県	茨城県	千葉市	川崎市	石川県	福井県	山梨県	岐阜県	静岡県	静岡市	浜松市
富山県	千葉市	横浜市	川崎市	静岡県	静岡市	浜松市	愛知県	三重県	滋賀県	大阪市	兵庫県	神戸市
石川県	東京	新潟県	山梨県	静岡県	静岡市	三重県	大阪市	兵庫県	神戸市	奈良県	和歌山県	鳥取県
福井県	埼玉県	東京	新潟県	山梨県	長野県	静岡県	静岡市	浜松市	兵庫県	奈良県	島取県	岡山市
山梨県	福島県	茨城県	千葉市	新潟県	富山県	石川県	福井県	愛知県	名古屋市	三重県	京都市	大阪市
長野県	茨城県	栃木県	千葉市	川崎市	石川県	福井県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都市	大阪市
岐阜県	埼玉県	東京	横浜市	川崎市	山梨県	静岡県	静岡市	大阪市	兵庫県	神戸市	奈良県	和歌山県
静岡県	茨城県	栃木県	新潟県	富山県	石川県	福井県	三重県	滋賀県	京都市	大阪市	神戸市	奈良県
愛知果	埼玉県	千葉市	東京	横浜市	川崎市	石川県	福井県	大阪市	兵庫県	神戸市	奈良県	和歌山県
三重県	埼玉県	東京	富山県	石川県	山梨県	長野県	静岡県	静岡市	浜松市	兵庫県	岡山市	徳島県
滋賀県	埼玉県	東京	富山県	石川県	山梨県	長野県	静岡県	静岡市	浜松市	和歌山県	鳥取県	徳島県
京都府	東京	石川県	岐阜県	静岡県	静岡市	浜松市	和歌山県	岡山県	岡山市	徳島県	香川県	高知県
大阪府	東京	石川県	福井県	岐阜県	静岡県	静岡市	浜松市	鳥取県	岡山県	岡山市	香川県	高知県
兵庫県	東京	石川県	福井県	岐阜県	浜松市	愛知県	名古屋市	島根県	広島県	広島市	香川県	高知県
奈良県	東京	石川県	福井県	岐阜県	静岡県	静岡市	浜松市	鳥取県	岡山県	岡山市	香川県	高知県
和歌山県	東京	石川県	福井県	岐阜県	静岡県	静岡市	浜松市	愛知県	名古屋市	鳥取県	岡山県	香川県
鳥取県	東京	福井県	名古屋市	洪智県	李良県	山口県	徳島県	受婦県	高知県	福岡市	北九州市	佐智県
島根県	東京	三重県	大阪市	奈良県	徳島県	香川県	高知県	福岡市	北九州市	佐賀県	能本県	大分県
岡山県	東京	名古屋市	三重県	滋賀県	大阪市	奈良県	和歌山県	山口県	高知県	福岡市	北九州市	カカ·宗 能本県
広島県	東京	滋賀県	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	奈良県	和歌山県	徳島県	長崎県	能本県	大分県
山口県	東京	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	鳥取県	徳島県	香川県	長崎県	熊本県	宮崎県	鹿児島県
植島県	東京	名古屋市	三重県	进智県	京都市	奈良県	鳥取県	島根県	広島県	福岡市	北九州市	佐賀県
香川県	東京	名古屋市	三重県	滋賀県	京都市	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	福岡市	北九州市	佐賀県
● ## #	東京	20 E II	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	和歌山県	鳥取県	島根県	福岡市	能本県	宮崎県
高知県	東京	滋賀県	京都市	大阪市	和歌山県	鳥取県	島根県	福岡市	北九州市	大分県	能本県	宮崎県
福田県	市市	滋賀県	京都市	大阪市	丘庫県	神戸市	鳥取県	島根県	岡山県	徳島県	香川県	商児島県
佐賀県	東京	京都市	大阪市	- 丘庫県	神戸市	年 の 単	鳥根県	岡山県	岡山市	広島県	香川県	施児島県
化 人示	東京	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	鳥取県	島根県	岡山県	岡山市	徳島県	香川県	ルバ の朱 労婦県
女性 単本県	東京	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	島取県	島根県	岡山県	岡山市	徳島県	香川県	受媛県
大分果	東京	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	島取県	島根県	岡山県	岡山市	信島県	香川県	変数宗
宮崎県	東京	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	和歌山県	島根県	岡山県	岡山市	佐島采	信息県	能光局宗
	東京	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	和歌山県	島根県	岡山県	岡山市	広島県	徳島県	香川県
鹿児島県	東京	74 min - 12	y 1001-1-	74,471	神戸市	in with his	局根県		広島県	M-1-4711	徳島県	香川県
沖縄県	東京	京都市	大阪市	兵庫県	神尸市	島根県	岡山県	岡山市	広島県	広島市	徳島県	香川県

[※] 東京:東京消防庁を示す。

別表D(出動準備航空小隊)

災害発生 都道府県					Н	計動準備	航空小	隊				
北海道	埼玉県	千葉市	東京	横浜市	川崎市	富山県	石川県	山梨県	長野県	静岡県	静岡市	浜松市
青森県	茨城県	埼玉県	千葉市	東京	横浜市	川崎市	富山県	石川県	山梨県	長野県	静岡県	静岡市
岩手県	茨城県	埼玉県	千葉市	東京	横浜市	川崎市	富山県	石川県	山梨県	長野県	静岡県	静岡市
宫城県	北海道	札幌市	東京	横浜市	川崎市	富山県	石川県	山梨県	長野県	静岡県	静岡市	浜松市
秋田県	茨城県	埼玉県	千葉市	東京	横浜市	川崎市	富山県	石川県	山梨県	長野県	静岡県	静岡市
山形県	北海道	札幌市	千葉市	東京	横浜市	川崎市	富山県	石川県	山梨県	長野県	静岡県	静岡市
福島県	札幌市	青森県	秋田県	千葉市	横浜市	富山県	石川県	山梨県	長野県	静岡県	静岡市	浜松市
茨城県	仙台市	山形県	新潟県	富山県	石川県	長野県	岐阜県	静岡市	浜松市	愛知県	名古屋市	大阪市
栃木県	仙台市	山形県	新潟県	富山県	石川県	長野県	岐阜県	静岡市	浜松市	愛知県	名古屋市	大阪市
群馬県	宮城県	仙台市	山形県	福島県	富山県	岐阜県	静岡県	静岡市	浜松市	愛知県	名古屋市	大阪市
埼玉県	宮城県	仙台市	山形県	新潟県	富山県	石川県	岐阜県	静岡県	浜松市	愛知県	名古屋市	大阪市
千葉県	宮城県	仙台市	山形県	福島県	新潟県	岐阜県	浜松市	愛知県	名古屋市	三重県	滋賀県	大阪市
東京都	宮城県	仙台市	山形県	福島県	新潟県	富山県	岐阜県	浜松市	愛知県	名古屋市	三重県	大阪市
神奈川県	宮城県	仙台市	福島県	新潟県	富山県	福井県	岐阜県	浜松市	愛知県	三重県	滋賀県	大阪市
新潟県	札幌市	秋田県	茨城県	千葉市	川崎市	石川県	福井県	山梨県	岐阜県	静岡県	静岡市	浜松市
富山県	千葉市	横浜市	川崎市	静岡県	静岡市	浜松市	愛知県	三重県	滋賀県	大阪市	兵庫県	神戸市
石川県	東京	新潟県	山梨県	静岡県	静岡市	三重県	大阪市	兵庫県	神戸市	奈良県	和歌山県	鳥取県
福井県	新潟県	東京	埼玉県	山梨県	長野県	静岡県	静岡市	浜松市	兵庫県	奈良県	鳥取県	岡山市
山梨県	福島県	茨城県	千葉市	新潟県	富山県	石川県	福井県	愛知県	名古屋市	三重県	京都市	大阪市
長野県	栃木県	茨城県	千葉市	川崎市	石川県	福井県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都市	大阪市
岐阜県	埼玉県	東京	横浜市	川崎市	山梨県	静岡県	静岡市	大阪市	兵庫県	神戸市	奈良県	和歌山県
静岡県	茨城県	栃木県	新潟県	宮山県	石川県	福井県	三重県	滋賀県	京都市	大阪市	神戸市	奈良県
愛知県	埼玉県	千葉市	東京	横浜市	川崎市	石川県	福井県	大阪市	兵庫県	神戸市	奈良県	和歌山県
三重県	埼玉県	東京	富山県	石川県	山梨県	長野県	静岡県	静岡市	浜松市	兵庫県	岡山市	徳島県
滋賀県	埼玉県	東京	富山県	石川県	山梨県	長野県	静岡県	静岡市	浜松市	和歌山県	鳥取県	徳島県
京都府	東京	石川県	岐阜県	静岡県	静岡市	浜松市	和歌山県	岡山県	岡山市	徳島県	香川県	高知県
大阪府	東京	石川県	福井県	岐阜県	静岡県	静岡市	浜松市	鳥取県	岡山県	岡山市	香川県	高知県
兵庫県	東京	石川県	福井県	岐阜県	浜松市	愛知県	名古屋市	島根県	広島県	広島市	香川県	高知県
奈良県	東京	石川県	福井県	岐阜県	静岡県	静岡市	浜松市	鳥取県	岡山県	岡山市	香川県	高知県
和歌山県	東京	石川県	福井県	岐阜県	静岡県	静岡市	浜松市	愛知県	名古屋市	鳥取県	岡山県	香川県
鳥取県	東京	福井県	名古屋市	滋賀県	奈良県	山口県	徳島県	愛媛県	高知県	福岡市	北九州市	熊本県
島根果	東京	三重県	滋賀県	大阪市	奈良県	徳島県	香川県	高知県	福岡市	北九州市	熊本県	大分県
岡山県	東京	名古屋市	三重県	滋賀県	大阪市	奈良県	和歌山県	山口県	高知県	福岡市	北九州市	熊本県
広島県	東京	滋賀県	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	奈良県	和歌山県	徳島県	長崎県	熊本県	大分県
山口県	東京	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	鳥取県	徳島県	香川県	長崎県	熊本県	宮崎県	鹿児島県
徳島県	東京	名古屋市	三重県	滋賀県	京都市	奈良県	鳥取県	島根県	広島県	福岡市	北九州市	熊本県
香川県	東京	名古屋市	三重県	滋賀県	京都市	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	福岡市	北九州市	熊本県
受援県	東京	滋賀県	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	和歌山県	鳥取県	島根県	福岡市	熊本県	宮崎県
高知県	東京	滋賀県	京都市	大阪市	和歌山県	鳥取県	島根県	福岡市	北九州市	大分県	熊本県	宮崎県
福岡県	東京	滋賀県	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	鳥取県	島根県	岡山県	徳島県	香川県	鹿児島県
佐賀県	東京	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	鳥取県	島根県	岡山県	岡山市	広島県	香川県	鹿児島県
長崎県	東京	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	鳥取県	島根県	岡山県	岡山市	徳島県	香川県	愛媛県
熊本県	東京	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	鳥取県	島根県	岡山県	岡山市	徳島県	香川県	愛媛県
大分県	東京	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	鳥取県	島根県	岡山県	岡山市	徳島県	香川県	鹿児島県
宫崎県	東京	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	和歌山県	島根県	岡山県	岡山市	広島県	徳島県	香川県
鹿児島県	東京	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	和歌山県	島根県	岡山県	岡山市	広島県	徳島県	香川県
沖縄県	東京	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	島根県	岡山県	岡山市	広島県	広島市	徳島県	香川県
※ 東京:東	古沙陆庄	たテオ										

[※] 東京:東京消防庁を示す。

[※] 消防庁へリを使用している航空隊:宮城県、東京、埼玉県、京都市、高知県

注1 網掛けについては、統括指揮支援隊輸送航空小隊又は指揮支援隊輸送航空小隊を示す。

[※] 消防庁へリを使用している航空隊:宮城県、東京、埼玉県、京都市、高知県

注1 網掛けについては、統括指揮支援隊輸送航空小隊又は指揮支援隊輸送航空小隊を示す。

区分	適用基準	指揮支援部隊	都道府県大隊	航空小隊
Ι	・最大震度 7 の地震が 発生した場合 ※ 1	・震央管轄都道府県に対応する統括指揮支援隊(指定順位第1位) ・震央管轄都道府県に対応する全ての 指揮支援隊のうち出動可能な全隊	る第1次出動都道府県大隊の	・別表A-1において出動準 備をしている隊の中から必要 な隊
	・最大震度 6 強(東京 都特別区は 6 弱)の地 震が発生した場合 ※ 1	・震央管轄都道府県に対応する統括指揮支援隊(指定順位第1位)	・震央管轄都道府県に対応する第1次出動都道府県大隊の 属する都道府県の統合機動部 隊のうち出動可能な全隊	・別表A-1において出動準 備をしている隊の中から必要 な隊
Ш	・最大震度 6 弱(東京 都特別区は5 強、政令 市は5 強又は6 弱)の 地震が発生した場合 ※1	・別表A-1におい	で出動準備をしている隊の中か	ら必要な隊
		Eづき定められたアクションプランを	適用する場合及び発生した地	震の震央が海域の場合は、除
**	П П	I 発生した場合 ※1 ・最大震度6強(東京部特別区は6弱)の地震が発生した場合 ・最大震度6弱(東京部特別区は5強、政令市は5強又は6弱)の地震が発生した場合 ※1	・最大震度7の地震が 発生した場合 ※1 揮支援隊(指定順位第1位) ・震失管轄都道府県に対応する全での 指揮支援隊のうち出動可能な全隊 ・最大震度6強(東京 都特別区は6弱)の地震が発生した場合 ※1 ・最大震度6弱(東京 都特別区は5強、政令 市は5歳又は6弱)の地震が発生した場合 ※1 ・別表A-1におい	・最大震度 7 の地震が 発生した場合 ※1 ・最大震度 6 強(東京 都特別区は 6 弱)の地 震水管轄都道府県に対応する全での 指揮支援隊のうち出動可能な全隊 ・最大震度 6 強(東京 都特別区は 6 弱)の地 震が発生した場合 ※1 ・最大震度 6 弱(東京 都特別区は 5 強、政令 市は 5 強又は 6 弱)の 地震が発生した場合 ※1 ・別表A − 1 において出動準備をしている隊の中か 地震が発生した場合 ※1

区分

適用基準

・最大震度 6 弱(東京都特別 区は 5 強、政令市は 5 強又は 6 弱)の地震が発生した場合

※ 1

T	・最大震度7の地震が発生した場合	・震央管轄都道府県に対応 する統括指揮支援隊(指定順 位第1位) 1次出動都道府県大 可能な全隊		・別表A-2において出動準備		
1	※1	・震央管轄都道府県に対応 する全ての指揮支援隊のう ち出動可能な全隊	・震央管轄都道府県に対応する出 動準備都道府県大隊のうち出動可 能な全隊	をしている隊の中から必要な隊		
п	・最大震度 6強(東京都特別 区は 6弱)の地震が発生した	・震央管轄都道府県に対応 する統括指揮支援隊(指定順 位第1位)	・震央管轄都道府県に対応する第 1次出動都道府県大隊の属する都 道府県の統合機動部隊のうち出動 可能な全隊	・別表A-2において出動準備		
1	場合 ※ 1	・震央管轄都道府県に対応 する全ての指揮支援隊のう ち出動可能な全隊	・震央管轄都道府県に対応する出 動準備都道府県大隊の属する都道 府県の統合機動部隊のうち出動可 能な全隊	をしている隊の中から必要な隊		

都道府県大隊

・別表A-2において出動準備をしている隊の中から必要な隊

航空小隊

(複数の都道府県において震度6弱 (政令市等については震度5強) 以上の地震が発生した場合における迅速出動に係る措置要求等の内容)

指揮支援部隊

^{※1} 基本計画の第4章4に基づき定められたアクションプランを適用する場合及び発生した地震の震央が海域の場合は、除く。

※応援等の要請は電話により直ちに行うこと。また、本様式による要請は、下記事項を把握した段階で 速やかに行うこと。

別記様式1-1

(第3条、第22条関係)

緊急消防援助隊の応援等要請

※いずれかに●	応援	等の要請	青	増隊	要請	第	報
送信時間	00	年	月	日	時	分	

消防庁長官 殿

(被災地の属する都道府県の知事)

消防組織法第44条第1項の規定に基づき、〇〇年 月 日 時 分に電話により 行った緊急消防援助隊の応援等の要請について、詳細の災害の状況等を報告します。

災害発生日時	00	年	月	日	時	分頃	
災害発生場所		都道 府県					市区 町村
応援等要請日時	00	年	月	日	時	分	
災害の状況							
活動を要望する地域							
要望する活動							

必要な都道府県大隊

対 象 ※いずれかに●	出動可能な全隊	一部の指定した隊※下記に指定する隊
編成に係る 連絡事項		
必要な隊、資機材		
1		

必要な部隊 ※必要な隊(部隊)に●を付ける。必要(部)隊数が分かる場合は、隊数を記入。

	部隊名	連絡事項	
	統括指揮支援隊		
指揮支援部隊	指揮支援隊		
	航空指揮支援隊		
航空部隊	航空小隊		
加土的体	航空後方支援小隊		
エネルギー	-•産業基盤災害即応部隊		
N	BC災害即応部隊		
土砂・	風水害機動支援部隊		

<連絡責任者>

担当課室	氏 名	
NTT回線電話	NTT回線FAX	
地域衛星電話	地域衛星FAX	

※応援等の要請は電話により直ちに行うこと。また、本様式による要請は、下記事項を把握した段階で 速やかに行うこと。

別記様式1-1

緊急消防援助隊の応援等要請

	第			報		
0	年	月	日	時	分	

(消防庁長官) 胴

(都道府県知事)

消防組織法第44条第1項の規定に基づき、〇〇年 月 日 時 分に電話により 行った緊急消防援助隊の応援等の要請について、詳細の災害の状況等を報告します。

災害発生日時	00	年 月	日	時	分頃
災害発生場所		都道 府県			市区 町村
応援等要請日 時	00	年 月	日	時	分
出動を希望する区域・活動内容					
е е е е е е е е е е е е е е е е е е е					
災害の状況	原子力施設等		被害		
	石油コンビナート等		被害		

•必要な応援都道府県大隊 ※必要な隊に〇を付ける。必要隊数が分かる場合は、隊数を記入。

出動可能な全隊					
指揮隊		後方支援小隊	特	遠距離大量送水小隊	
消火小隊		通信支援小隊	殊	消防活動二輪小隊	
救助小隊	特殊	毒劇物等対応小隊	装備	震災対応特殊車両小隊	
救急小隊	災害	大規模危険物火災対応小隊	小	水難救助小隊	
水上小隊	小隊	密閉空間火災等対応小隊	隊	その他()	

その他参考となるべき事項(必要資機材等)

・必要な応援部隊 ※必要な隊(部隊)に○を付ける。必要(部)隊数が分かる場合は、隊数を記入。

指揮	統括指揮支援隊	エネルギー・産業基盤災害即応部隊	
支援	指揮支援隊	NBC災害即応部隊	
部隊	航空指揮支援隊	土砂・風水害機動支援部隊	
航空	航空小隊		
部隊	航空後方支援小隊		

その他参考となるべき事項(必要資機材等)

<連絡責任者>

担当課室	氏 名	
NTT回線電話	NTT回線FAX	
地域衛星電話	地域衛星FAX	

※応援等の要請は電話により直ちに行うこと。また、本様式による要請は、下記事項を把握した段階で速やかに行うこと。

別記様式1-2

(第4条、第23条関係)

応援等要請のための連絡事項

※いずれかに●	応援	応援等の要請			要請 (第	-	報)
送信時間	00	年	月	日	時	分	

(消防庁長官又は都道府県知事) 殿

(被災地の市町村長)

緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第4条の規定に基づき、次のとおり詳細な災害の状況及び大規模な消防の応援等に関する事項を連絡します。

災害発生日時	00	年	月	日	時	分頃	
災害発生場所		都道 府県					市区 町村
応援等要請日時	00	年	月	日	時	分	
災害の状況							
活動を要望する地域							
要望する活動							

・必要な都道府県大隊

対 象 ※いずれかに●	出動可能な全隊	一部の指定した隊 _{※下記に指定する隊}
編成に係る 連絡事項		
必要な隊、資機材		

·必要な部隊 ※必要な隊(部隊)に●を付ける。必要(部)隊数が分かる場合は、隊数を記入。

200 144 144		 CHP/ PS/SACE 7376 G-SE II TOT PS/SACE III S TO
	部隊名	連絡事項
	統括指揮支援隊	
指揮支援部隊	指揮支援隊	
	航空指揮支援隊	
航空部隊	航空小隊	
加至即隊	航空後方支援小隊	
エネルギー	-•産業基盤災害即応部隊	
NBC災害即応部隊		
土砂・	風水害機動支援部隊	

<連絡責任者>

	·		
担当課室		氏 名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

※応援等の要請は電話により直ちに行うこと。また、本様式による要請は、下記事項を把握した段階で速やかに行うこと。

別記様式1-2

応援等要請のための連絡事項

		第	第		報	
ſ	00	年	月	日	時	分

(消防庁長官又は都道府県知事) 殿

(市町村長)

緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第4条の規定に基づき、次のとおり詳細な災害の状況及び大規模な消防の応援等に関する事項を連絡します。

災害発生日時	00	年 月	日	時	分頃
災害発生場所		都道 府県			市区町村
応援等要請日時	0	年 月	日	時	分
出動を希望する区域・活動内容					
« + • 4 11					
災害の状況	原子力施設等		被害		
	石油コンビナート等		被害		

・必要な応援都道府県大隊 ※必要な隊に〇を付ける。必要隊数が分かる場合は、隊数を記入。

出動可能な全隊								
指揮隊			後方支援小隊		特	遠距離大量送水小隊		
消火小隊			通信支援小隊		殊	消防活動二輪小隊		
救助小隊		特殊	毒劇物等対応小隊		装備	震災対応特殊車両小隊		
救急小隊		災害	大規模危険物火災対応小隊		小	水難救助小隊		
水上小隊		小隊	密閉空間火災等対応小隊		隊	その他()		
7 a M A 2 1 4 7 (2 2 2 2 2 7) X X X X X X X X X X X X X X X X X X								

その他参考となるべき事項(必要資機材等)

・必要な応援部隊 ※必要な隊(部隊)に〇を付ける。必要(部)隊数が分かる場合は、隊数を記入。

	PA C 10 MATALLIA NAME OF CALCULATION 1	0		
指揮	統括指揮支援隊		エネルギー・産業基盤災害即応部隊	
支援	指揮支援隊		NBC災害即応部隊	
部隊	航空指揮支援隊		土砂·風水害機動支援部隊	
航空	航空小隊			
部隊	航空後方支援小隊			

その他参考となるべき事項(必要資機材等)

<連絡責任者>

担当課室	氏 名	
NTT回線電話	NTT回線FAX	
地域衛星電話	地域衛星FAX	

別記様:	式2-1							(第	5条関係
	出動可	丁能隊	数	報告	及びは	出動	準備	依頼	
			送信	時間〇〇) 年	月	日	時	分
都道府	県消防防災	主管部長)殿						
消	防	長) #X						
送付先:									

消防庁広域応援室長

緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行う可能性がありますので、貴都道府県内の 出動可能隊数を至急調査し、別記様式2-2にて**30分以内**に報告願います。

また、緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行った場合、迅速に出動できるように出動準備をお願いします。

災害発生日時	00	年 月	日 時	分頃
災害発生場所		都道 府県		市区町村
災 害 名				
依頼日時 (出動可能隊数報告、出動準備)	00	年 月	日 時	分
災害の状況				
原子力施設・石油コンビナートの有無	原子力施設等		石油コンビナー	卜等

·都道府県大隊(統合機動部隊を含む。)

対 象 ※いずれかに●	出動可能な全隊 一部の指定した隊 _{※下記に指定する}											
編成に係る 連絡事項												
	【隊の指定情報】											

・部隊 ※出動準備を依頼する隊(●の付いた隊)

	部隊名	連絡事項	
	統括指揮支援隊		
指揮支援部隊	指揮支援隊		
	航空指揮支援隊※1		
航空部隊	航空小隊※1		
机至即隊	航空後方支援小隊※1		
エネルギー	-•産業基盤災害即応部隊		
N	BC災害即応部隊		
土砂・	風水害機動支援部隊		

※1 航空小隊が出動不能な場合、航空指揮支援隊及び航空後方支援小隊の出動可能隊数を報告すること

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応	援班	
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

別記様式2-1

出動可能隊数報告及び出動準備依頼

〇〇 年 月 日 時 分

都道府県消防防災主管部長 消 防 長

消防庁広域応援室長

緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行う可能性がありますので、貴都道府県内の 出動可能隊数を至急調査し、別記様式2-2にて**30分以内**に報告願います。

また、緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行った場合、迅速に出動できるように出動準備をお願いします。

災害発生日時	00	年 月	日	時	分頃
災害発生場所					
災 害 名					
災害の状況			1		
X 6 0 1 1 1	原子力施設等		被害		
	石油コンビナート等		被害		

・都道府県大隊(統合機動部隊含む) ※出動準備を依頼する隊(○の付いた隊)

出動可能な全隊						
指揮隊			後方支援小隊	特	遠距離大量送水小隊	
消火小隊			通信支援小隊	殊	消防活動二輪小隊	
救助小隊		特殊	毒劇物等対応小隊	装備	震災対応特殊車両小隊	
救急小隊		災害	大規模危険物火災対応小隊	小	水難救助小隊	
水上小隊		小隊	密閉空間火災等対応小隊	隊	その他()	
N# 45 # -T / N TT 15	7 1444 1 1 Anto 1					

連絡事項(必要資機材等)

・部隊 ※出動準備を依頼する隊(○の付いた隊)

指揮	統括指揮支援隊	エネルギー・産業基盤災害即応部隊	
支援	指揮支援隊	NBC災害即応部隊	
部隊	航空指揮支援隊	土砂・風水害機動支援部隊	
航空	航空小隊		
部隊	航空後方支援小隊		

連絡事項(必要資機材等)

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広場	或応	援班	
NTT回線電話	03-5253-7527		NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	3	地域衛星FAX	048-500-90-49036

	^{記様式2-2} 出動可能	隊数	ኢ -	出動	隊	数σ) 対		都道府統合機	目士隊	用)
	※ 都道府県								で報告する	ること	
		可	「能隊	数報告	0	0	年	月	日	時	分
		出	動隊	数報告	0	0	年	月	日	時	分
		都道原	6県消	防防災主	宇管部	部長					
肖防	方庁広域応援室長 又	は代表	肖防機	関消防長	ŧ	殿					
						(者	R.道底	f県消防防	災主管部	長又は	t 消防長)
									/ <u> </u>	20 200	7 11101201
欠0	の災害に対して、出重	加可能な	(出動	した)隊	数及	なび人数を	を報行	きします。			
	災害名										
	最も早く出動で	きる時間	間※1		可能	隊数報告時に	人5		時	:	分頃
	出動時	間 _{※1}			出動	隊数報告時に	乙		時		分
(1	都道府県大隊長(又は統合機	動部隊長)だ	が属する	消防本部か	ら最も	早く出動でき	る時間	(出動した時間)	を記入		
. .	()内には、統合機動部	陸の出動	可能限	¢₩∇I+↓	机能工	*************************************	で言る曲	はオスーレ			
*	隊の種別	可能隊		人数		出動隊		人数	特	殊車両	5内訳
	指揮隊	ſ	1	1	1	<u></u>	1	ſ	1	774 1 1	3. 3
	消火小隊	ſ	ń	ſ	Ť	ſ	i	ſ	1		
	救助小隊	(j	ſ	ĺ	ſ	Ť	ĺ) 水陸両	用バギー	-: 台
	救急小隊	ſ)	ſ	i	(j	ĺ	1		
		()	(j	(j	(]		
	後方支援小隊			ſ	1	(j	(וֹ		
	後方支援小隊 通信支援小隊	ſ)	L L							
特殊		()	((j	(] 重機:	台	
殊 装	通信支援小隊	()))	())	()	() 重機:) 中型水		車: 台
特殊装備小隊	通信支援小隊 震災対応特殊車両小隊	()))	()	()	(. 		重: 台
殊装備小	通信支援小隊 震災対応特殊車両小隊	()))	()	()	[. 		章: 台
殊装備小	通信支援小隊 震災対応特殊車両小隊	()))	()	[)	(. 		重: 台
殊装備小隊	通信支援小隊 震災対応特殊車両小隊	((() () () () () () () () ())))))))))))))))))))	()	()	[. 		頁: 台
殊装備小隊	通信支援小隊震災対応特殊車両小隊その他の特殊装備小隊	(() () () () () () () () () (]]]]]]]]]]]]]]]]]]]	()	[)	[. 		章: 台
殊装備小隊 出	通信支援小隊 震災対応特殊車両小隊 その他の特殊装備小隊 動体制、その他特殊な姿	している。		((() () () () () () () () ())	【 【 【 【)))	(. 	陸両用頭	
殊装備小隊 出	通信支援小隊 震災対応特殊車両小隊 その他の特殊装備小隊 動体制、その他特殊な多			((() () () () () () () () ())	【))) ; (() 中型水	陸両用頭	
殊装備小隊 出 ""	通信支援小隊 震災対応特殊車両小隊 その他の特殊装備小隊 動体制、その他特殊な基 高機能教命ボート: 艇		ト(船	((((((((((((((((((())	【【【【】		(() 中型水)	陸両用頭	
殊装備小隊 出 参	通信支援小隊 震災対応特殊車両小隊 その他の特殊装備小隊 動体制、その他特殊な姿 高機能教命ポート: 艇 合 計	、教命ボ	ト(船	((((((人))	【【【【】))))	(() 中型水)	陸両用頭	
殊装備小隊 出 参 、	通信支援小隊 震災対応特殊車両小隊 その他の特殊装備小隊 動体制、その他特殊な基 高機能教命ボート: 艇 合 計	、教命ボ	ト(船	((((() 外機有):))	【 【 【 、 教命才)[(() 中型水)	陸両用頭	

別記様式2-

出動可能隊数・出動隊数の報告(都道府県大隊用)

可能隊数報告	00	年	月	日	時	分
出動隊数報告	00	年	月	目	時	分

都道府県消防防災主管部長 又は 消防長

次のとおり隊数及び人数を報告します。

応援先(都道府県名)	
災害名	

都道府県大隊

- ・()内には、統合機動部隊の出動可能隊数又は出動隊数を内数で記載すること。
- ・重複登録している隊は、災害状況等を勘案し、任務に応じた隊で計上すること。
- ・別記様式2-2(部隊用)で計上する隊を除いたものを記載すること。

	隊の種別		可	能限		Į	,	人	数		出	動隊			人	数		偱	拷	
	指揮隊			()		()		()		()			
	消火小隊			()		()		()		()			
	救助小隊			()		()		()		()			
	救急小隊			()		()		()		()			
	後方支援小隊			()		()		()		()			
	通信支援小隊			()		()		()		()			
	水上小隊																			
特殊	毒劇物等対応小	隊																		
災害	大規模危険物火災等対応小	隊																		
小隊	密閉空間火災等対応小	隊															Ī			
特	遠距離大量送水小	隊																		
殊	震災対応特殊車両小	隊																		
装備	水難救助小隊																			
小	消防活動二輪小	隊																		
隊	その他()																		
	合 計		0	(0)	0	(0)	0	(0)		0 (0)	0	0	
	最も早く	ш	動言	「 台上	+ ≻R	¥					出動予定時間				時		分			
	取む手へ	ш	到几	I AE	'ራ ነ	孙							出動	時	間			時		分

<連絡責任者>

担当課室	氏 名	
NTT回線電話	NTT回線FAX	
地域衛星電話	地域衛星FAX	

別記様式2-2

(第5条、第9条、第36条関係)

出動可能隊数・出動隊数の報告(部隊用)

可能隊数報告 〇〇 年 出動隊数報告 〇〇 年 月 分

都道府県消防防災主管部長

消防庁広域応援室長 又は 代表消防機関消防長

(都道府県消防防災主管部長 又は 消防長)

次の災害に対して、出動可能な(出動した)隊数及び人数を報告します。

災害名

	隊の種別	可能隊数	人数	最も早く 出動できる 時間※2	出動隊数	人数	出動時間 ※2	備 考(内訳)
指揮	統括指揮支援隊			: 頃			:	
支援	指揮支援隊			: 頃				
部隊	航空指揮支援隊※1			: 頃			:	〈航空隊名、同時出動可否〉
航空	航空後方支援小隊※1			: 頃			:	
部隊	航空小隊※1			: 頃				〈機体愛称〉
; H	指揮隊							
砂.	救助小隊							水陸両用バギー: 台
風	特殊装備小隊			LOSS				重機: 台
水	特殊装備小隊			: 頃			:	中型水陸両用車: 台
害機	後方支援小隊							
動								
支 援	【その他特殊な装備品の情報	1						
部	高機能救命ボート: 艇	、救命ボ	ート(船外	機有): 艇、	救命ボート	へ(手こぎ):	艇、	水上オートバイ 台
隊	合 計							
	指揮隊							
				: 頃			:	
	合 計							

- ※1 航空小隊が出動不能な場合、航空指揮支援隊及び航空後方支援小隊の出動可能隊数を報告すること 航空指揮支援隊及び航空後方支援小隊の報告は、国際同時出動が可能か、どららか1隊が出動可能なのか備考に記載すること ※2 指揮支援隊隊及び航空後前を卸除時間は、当該部隊の指揮隊長が属する消防本部から最も早く出動できる時間出動した時間)を記入

<連絡責任者>

担当課室	氏 名	
NTT回線電話	NTT回線FAX	
地域衛星電話	地域衛星FAX	

別記様式2-2

出動可能隊数・出動隊数の報告(部隊用)

可能隊数報告	00	年	月	日	時	分
出動隊数報告	00	年	月	日	時	分

消防庁広域応援室長 又は 都道府県消防防災主管部長 代表消防機関消防長

都道府県消防防災主管部長 又は 消防長

次のとおり隊数及び人数を報告します。

応援先(都道府県名)	
災害名	

部隊

- ・指揮支援部隊の各隊、航空部隊の各隊、部隊(指揮支援部隊及び航空部隊を除く)の指揮隊 については、備考欄に消防本部名又は航空隊名を記載すること。
- ・統合機動部隊については、都道府県大隊用に記載すること。

	隊の種別	可能隊数	人数	出動隊数	人数	備考
指揮	統括指揮支援隊					
支援	指揮支援隊					
部隊	航空指揮支援隊					
航空	航空小隊					
部隊	航空後方支援小隊					
	指揮隊					
	合 計	0	0	0	0	
	指揮隊					
	合 計	0	0	0	0	

<連絡責任者>

担当課室	氏 名	
NTT回線電話	NTT回線FAX	
地域衛星電話	地域衛星FAX	

別記様式2-3					(第	5条関係	(;
	出動準	備の角	解除 に	車絡			
<u>, </u>		時間〇〇	年	月 日	日 時	」 分	٦
都道府県消防防災主					<u> </u>		_
消防	長			_			
送付先:				_			
貴所属の緊急消防援	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	次のとおい	山動進儘		消防庁広域の		
出動準備の解除日時	〇〇 【統括指揮支援隊	年 隊】	月	日	時	分	
	【指揮支援隊】						-
	【航空指揮支援隊	隊】					
	【都道府県大隊】						_
出動準備を解除する隊							
	【航空小隊】						_
							_
							-
							_ _
	宁災害対策本部 5253-7527		班 T回線FAX	03-5	253-7552		\dashv
	-500-90-49		或衛星FAX		500-90-		_
							_

別記様式3	- 1								(第6	6条、第31	条関係
緊	急消隊	<u>方</u> 技	爰助隊	ξO.	出(動	の3	求め	又は	指示	,
			送信	時間	00		年	月	В	時	分
都道府県	知事	₽n.								•	
市町村	長	殿									
送付先:											
									sute =		_
次のとお	り緊急消防技	援助[隊の出動を:	求め	又は指	示し	ます。		消以	方庁 長官	ď
災害発	生日時		00		年	月	E	3	時	分頃	
災害発	生場所				都道 府県						市区町村
災	害名				加乐						<u>ሠነ ተነ</u>
※ 宝 /	の状況										
原子力施設·石油	コンビナートの有無	J.	原子力施設等	Ē					ビナート等	1	
出 動	区分		求め		指示		(求め・	指示の根	拠:消防組織:		IJ
アクションプラン	/又は運用計画		適用()	非適用	Ħ
求め又は	指示日時		00		年	月	E	3	時	分	
			出動可能な会						の指定した	- W K PALICE	HÆ 9 V
応払	爱先			市町	区村		進出扱	U.点			
『隊 ※対象	となる隊に●	ı									
	部隊	隊名						連絡事	項、応援先	等	
	統括指揮支	援隊									
指揮支援部隊	指揮支援隊										
	航空指揮支	援隊			応	援先			進出拠点		
6± 70 ±7 7¥	航空小隊			L							
航空部隊航空後方支援小隊											
エネルギー	-•産業基盤	即応部隊									
N	BC災害即同	芯部	隊								
土砂・	風水害機動	支援	爰部隊		応	援先			進出拠点		
問い合わせ	-	÷‰≡	書対策本部	rj. t	世	Ŧ					
NTT回線電			<u> 5 列東本部</u> 3 – 7527	ILL]線FA	x 03	3-5253-	-7552	
				013			星FA		18-500-		

別記様式3-1

緊急消防援助隊の出動の求め又は指示

OO 年 月 日 時 分

消防庁長官

次のとおり緊急消防援助隊の出動を求め又は指示します。

災害発生日時	00	年	月	日	時	分頃
災害発生場所						
災 害 名						
災害の状況	原子力施設等			被害		
	石油コンビナート等			被害		
出 動 区 分	求め・	指示	(消防	組織法第	第44条	第項)
アクションプラン又は運用計画	適用() •	非適用
求め又は指示日時	00	年	月	日	時	分

・都道府県大隊(統合機動部隊含む) ※出動を求め又は指示する隊(○又は数字の付いた隊)

是相手头(20女人	ר דיי ניו אמו ז			心饭	兀		「「「「「「」」				
連絡事項(必要資	機材等)			応援:	Æ		市区町村				
水上小隊		小隊	密閉空間火災等対応小隊		隊	その他()					
救急小隊	()	災害	大規模危険物火災対応小隊		۱/۱	水難救助小隊					
救助小隊		特殊	毒劇物等対応小隊		装備	震災対応特殊車両小隊					
消火小隊			通信支援小隊		殊	消防活動二輪小隊					
指揮隊			後方支援小隊		特	遠距離大量送水小隊					
出動可能な全隊			()内は、統合機動部隊として出動の求め又は指示をする隊について記載。								
—											

・部隊 ※出動を求め又は指示する隊(○又は数字の付いた隊

- #N/R	* ※出動を求め又は指示する隊(び又は	数字の付いた隊)	
指揮	統括指揮支援隊		エネルギー・産業基盤災害即応部隊	
支援	指揮支援隊		NBC災害即応部隊	
部隊	航空指揮支援隊		土砂·風水害機動支援部隊	
航空	航空小隊		応援先	市区町村
部隊	航空後方支援小隊		進出拠点	
連絡	事項(必要資機材等)			

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域	む援班	
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

밂	記	糕	#	3	_	2

(第7条、第32条関係)

緊急消防援助隊の応援等決定通知

送信時間 〇〇 年 月 日

受援都道府県の知事 受援市町村の長

消防庁長官

次のとおり緊急消防援助隊の出動を求め又は指示しましたので、連絡します。

災	Ī	ŧ	名							
出	動	区	分	求め 指示 (求め・指示の根拠: 消防組織法第44条第					法第44条第 項)	
迅	速	出	動	適用(Α	_		区分)	非適用
アクション	ノブラン	又は追	運用計画	適用()	非適用
求め	又は	指示	日時	00		年	月	日	時	分
求めこ	スは	旨示	した隊	另]添	(別記様	式3	-1又は3	-4)のとね	ธ ีย
連	絡	事	項							

貴都道府県内における被災地消防本部に対してこの旨連絡し、連携して受援体制を 整えてください。

[受援体制チェックシート]

チェック欄

- 消防応援活動調整本部の設置時間、設置場所、本部長の職・氏名、本部員の構成、 担当者の職・氏名、連絡先(直通)を確認し、消防庁に報告したか。
- 統括指揮支援隊及び指揮支援隊を受け入れるヘリコプター離着陸場、当該離着陸場 ② から消防応援活動調整本部、指揮支援本部までの移動手段等について、消防庁と調 □ 整したか。
- 緊急消防援助隊の隊数や進出方向等を踏まえ、進出拠点(候補地)を確認し、消防庁 と調整したか。また、当該拠点へ職員派遣等について対応したか。
- <u>緊急消防援助隊の隊数や活動場所等を踏まえ、宿営場所(候補地)を確認し、消防庁</u> と調整したか。また、当該拠点へ職員の派遣等について対応したか。

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域	応援班			
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552		
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036		

別記様式3-2

緊急消防援助隊の応援等決定通知

〇〇 年 月 日 時 分

都道府県知事 市町村長

消防庁長官

次のとおり緊急消防援助隊の出動を求め又は指示しましたので、連絡します。

災害名			
出 動 区 分	求め ・ 指示 (消防組織法	第44条	第項)
迅速出動	適用(- 区分) -	非適用
アクションプラン又は運用計画	適用() -	非適用
求め又は指示日時	OO 年 月 日	時	分
求め又は指示した隊	別添(別記様式3-1又は3-	4)のとお	Ŋ
連絡事項			

貴都道府県内における被災地消防本部に対してこの旨連絡し、連携して受援体制を 整えてください。

「受援体制チェックシート]

チェック欄

- 消防応援活動調整本部の設置時間、設置場所、本部長の職・氏名、本部員の構成、 担当者の職・氏名、連絡先(直通)を確認し、消防庁に報告したか。
- 統括指揮支援隊及び指揮支援隊を受け入れるヘリコプター離着陸場、当該離着陸場 ② から消防応援活動調整本部、指揮支援本部までの移動手段等について、消防庁と調 □
- 緊急消防援助隊の隊数や進出方向等を踏まえ、進出拠点(候補地)を確認し、消防庁 と調整したか。また、当該拠点へ職員派遣等について対応したか。
- 緊急消防援助隊の隊数や活動場所等を踏まえ、宿営場所(候補地)を確認し、消防庁 と調整したか。また、当該拠点へ職員の派遣等について対応したか。

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域	肖防庁災害対策本部 広域応援班							
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552						
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036						

別記様式3-3

(第9条関係)

緊急消防援助隊の出動隊数通知

送信時間	00	年	月	日	時	分

受援都道府県の消防防災主管部長被災地消防本部の長

|殿

消防庁広域応援室長

次のとおり緊急消防援助隊が出動しましたので、連絡します。

災	Ē	Ē	名								
出	動	区	分	求め		指示	(求め・指示の根拠:消防組織法第44条第				第44条第 項)
迅	速	出	動	適用(Α	_		区分)		非適用
アクション	ノプラン	又は道	■用計画	適用()		非適用
求め	又は	指示	日時	00		年	月	B	時		分
出	動し	した	: 隊			別添(別	記標	(武2-2)	のとおり		
連	絡	事	項								

貴都道府県内における被災地消防本部に対してこの旨連絡し、連携して受援体制を 整えてください。

「受援体制チェックシート」 チェック欄

- ① <u>消防応援活動調整本部の設置時間、設置場所、本部長の職・氏名、本部員の構成、</u> 担当者の職・氏名、連絡先(直通)を確認し、消防庁に報告したか。
- 統括指揮支援隊及び指揮支援隊を受け入れるヘリコプター離着陸場、当該離着陸場② から消防応援活動調整本部、指揮支援本部までの移動手段等について、消防庁と調
- ③ <u>緊急消防援助隊の隊数や進出方向等を踏まえ、進出拠点(候補地)を確認し、消防庁</u> と調整したか。また、当該拠点へ職員派遣等について対応したか。
- ④ <u>緊急消防援助隊の隊数や活動場所等を踏まえ、宿営場所(候補地)を確認し、消防庁</u> <u>と調整したか。また、当該拠点へ職員の派遣等について対応したか。</u>

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域	好策本部 広域応援班			
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552		
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036		

別記様式3-3

緊急消防援助隊の出動隊数通知

〇〇 年 月 日 時 分

都道府県消防防災主管部長 消防長

消防庁広域応援室長

次のとおり緊急消防援助隊が出動しましたので、連絡します。

災	듿	=	名								
出	動	区	分	求め		指示	(消)	坊組織法	装第4 4	条	第 項)
迅	速	出	動	適用	(_		区分)	•	非適用
アクション	プラン	又は選	用計画	適用	()	•	非適用
求めこ	又は	指示	日時	00	O	年	月	B	時		分
出	動し	, t:	隊			別添	(別記村	↓式2−2)	のとおり		
連	絡	事	項								

貴都道府県内における被災地消防本部に対してこの旨連絡し、連携して受援体制を 整えてください。

[受援体制チェックシート]

チェック欄

- ① <u>消防応援活動調整本部の設置時間、設置場所、本部長の職・氏名、本部員の構成、</u> <u>担当者の職・氏名、連絡先(直通)を確認し、消防庁に報告したか。</u>
- 統括指揮支援隊及び指揮支援隊を受け入れるヘリコプター離着陸場、当該離着陸場から消防応援活動調整本部、指揮支援本部までの移動手段等について、消防庁と調整したか。
- ③ 緊急消防援助隊の隊数や進出方向等を踏まえ、進出拠点(候補地)を確認し、消防庁 と調整したか。また、当該拠点へ職員派遣等について対応したか。
- ④ <u>緊急消防援助隊の隊数や活動場所等を踏まえ、宿営場所(候補地)を確認し、消防庁</u> <u>と調整したか。また、当該拠点へ職員の派遣等について対応したか。</u>

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域	或応援班				
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552			
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036			

(第31条関係)

緊急消防援助隊の出動の求め又は指示(迅速)

送信時間	00	年	月	日	時	分
------	----	---	---	---	---	---

都道府 市 町	県知事 <u>村 長</u>	殿				
送付先:						

消防庁長官

地震の規模が、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第30条に規定する 出動基準に該当したので、消防組織法第44条の規定に基づき、次のとおり緊急消防援 助隊の迅速出動を求め又は指示します。

震央管轄都道府県				
山手匠八	求め	指示		
出動区分	別表 A − 1 区分			
求め又は指示日時	当該地震が発生した日時			
求め又は指示した隊	下表のとおり			
出 動 先	第34条に定めるとおり			

	指揮支	援部隊	都道府	県大隊	航空小隊	
区分	統括 指揮支援隊	指揮支援隊	第1次出動 都道府県大隊	出動準備 都道府県大隊	第1次出動 航空小隊	出動準備 航空小隊
※対象区分に●		(別表Bにより 対応する全 隊)	(基本計画別表第 2により対応する都 道府県)	(基本計画別表第 3により対応する都 道府県)	(別表Cにより 対応する全 隊)	(別表Dにより 対応する全 隊)
I 最大震度7	迅速	出動	迅速出動		長官の要認 必要な隊が 【出動する隊】	
Ⅲ 最大震度6強 (東京都特別区 は6弱)	迅速出動		迅速出動 (統合機動部隊 のみが対象)			
皿-ア	長官の要請に 基づき必要な 隊が迅速出 動		長官の要請に基づ き必要な隊が迅速 出動(統合機動部 隊のみが対象)		長官の要請に 基づき必要な 隊が迅速出 動	
最大震度6弱(東京都特別区は5 強、政令市は5 強又は6弱)	【出動する隊】		【出動する隊】		【出動する隊】	

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

別記様式3-4

緊急消防援助隊の出動の求め又は指示(迅速)

〇〇 年 月 日 時 分

消防庁長官

地震の規模が、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第29条に規定する 出動基準に該当したので、消防組織法第44条の規定に基づき、次のとおり緊急消防援 助隊の迅速出動を求め又は指示します。

震央管轄都道府県				
山新区八	求め ・ 指示			
出動区分	別表 E − 1 区分 I · 区分 II			
求め又は指示日時	当該地震が発生した日時			
求め又は指示した隊	下表のとおり			
出 動 先	緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第33条に定めるとおり			

出動区分	指揮支援部隊	都道府県大隊
【 最大震度7	・震央管轄都道府県に対応する統括指揮支援隊(指定順位第1位) ・震央管轄都道府県に対応する全ての指揮支援隊のうち出動可能な全隊 (ヘリコプターによる出動を原則とする)	・震央管轄都道府県に対応する第1次出動 都道府県大隊のうち出動可能な全隊
II 最大震度6強 (東京都特別区 は6弱)	- 震央管轄都道府県に対応する統 括指揮支援隊(指定順位第1位) (ヘリコプターによる出動を原則とす る)	・震央管轄都道府県に対応する第1次出動 都道府県大隊の属する都道府県の統合機 動部隊のうち出動可能な全隊

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域に	芯援班	
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

別記様式3-4

(第31条関係)

緊急消防援助隊の出動の求め又は指示(迅速)

送信時間 〇〇 年 月 日 時 分

都道府県知事
市 町 村 長
殿

消防庁長官

地震の規模が、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱<mark>第30条</mark>に規定する 出動基準に該当したので、消防組織法第44条の規定に基づき、次のとおり緊急消防援 助隊の迅速出動を求め又は指示します。

震央管轄都道府県				
出動区分	求め	指示		
山凱区方	別表 A - 2 区分			
求め又は指示日時	当該地震が発生した日時			
求め又は指示した隊	下表のとおり			
出 動 先	第34条に定めるとおり			

	指揮支援部	指揮支援部隊 都道府県大隊			航空	小隊		
区分	統括 指揮支援隊 指揮支援隊		第1次出動 出動準備 都道府県大隊 都道府県大隊		第1次出動 出動準 航空小隊 航空小			
※対象区分に●	(別表Bにより 対応する指定 関位第1位) 隊)	長Bにより する全	(基本計画別表第 2により対応する都 道府県)	(基本計画別表第 3により対応する都 道府県)	(別表Cにより 対応する全 隊)	(別表Dにより 対応する全 隊)		
I 最大震度7	迅速出重	j)	迅速出動長官の要請に基					
II 最大震度6強 (東京都特別区 は6弱)	迅速出重	助	迅速 (統合機動部隊		- 必要な隊が迅速出動 (出動する隊)			
皿-ア	長官の要請に基 必要な隊が迅速		長官の要認 必要な隊が (統合機動部隊	が迅速出動				
最大震度6弱(東京都特別区は5 強、政令市は5 強又は6弱)	【出動する隊】		【出動する隊】					

	問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域	応援班	
	NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
Ī	地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

別記様式3-4

緊急消防援助隊の出動の求め又は指示(迅速)

OO 年 月 日 時 分

消防庁長官

地震の規模が、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第29条に規定する 出動基準に該当したので、消防組織法第44条の規定に基づき、次のとおり緊急消防援 助隊の迅速出動を求め又は指示します。

震央管轄都道府県	
山新豆八	求め ・ 指示
出動区分	別表 E-2 区分Ⅰ ・ 区分Ⅱ
求め又は指示日時	当該地震が発生した日時
求め又は指示した隊	下表のとおり
出 動 先	緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第33条に定めるとおり

出動区分	指揮支援部隊	都道府県大隊
【 最大震度7	・震央管轄都道府県に対応する統括指揮支援隊(指定順位第1位) ・震央管轄都道府県に対応する全ての指揮支援隊のうち出動可能な全隊 (ヘリコプターによる出動を原則とする)	・震央管轄都道府県に対応する第1次出動 都道府県大隊のうち出動可能な全隊 ・震央管轄都道府県に対応する出動準備都 道府県大隊のうち出動可能な全隊
II 最大震度6強 (東京都特別区 は6弱)	・震央管轄都道府県に対応する統括指揮支援隊(指定順位第1位) ・震央管轄都道府県に対応する全ての指揮支援隊のうち出動可能な全隊 (ヘリコプターによる出動を原則とする)	・震央管轄都道府県に対応する第1次出動 都道府県大隊の属する都道府県の統合機 動部隊のうち出動可能な全隊 ・震央管轄都道府県に対応する出動準備都 道府県大隊の属する都道府県の統合機動 部隊のうち出動可能な全隊

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域	応援班	
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

別記様式4-1 (第25条関係) 別記様式4-1 緊急消防援助隊の引揚げ決定通知 緊急消防援助隊の引揚げ決定通知 送信時間 〇〇 年 月 日 時 分 OO 年 月 日 時 分 消防庁長官 消防庁長官 受援市町村の長 市町村長 指揮支援部隊長 指揮支援部隊長 (<mark>受援</mark>都道府県の知事) 都道府県知事 次のとおり緊急消防援助隊の引揚げを決定しましたので通知します。 次のとおり緊急消防援助隊の引揚げを決定しましたので通知します。 引揚げ決定日時 00分 引揚げ決定日時 00 年 分 分 被災地引揚げ日時 00 引揚げ日時 00 分 年 引揚げ決定した隊 引揚げ決定した隊 連絡事項 連絡事項 <連絡責任者> <連絡責任者> 担当課室 氏 名 担当課室 氏 名 NTT回線電話 NTT回線FAX NTT回線電話 NTT回線FAX 地域衛星電話 地域衛星FAX 地域衛星電話 地域衛星FAX

別記様式4-2

(第27条関係)

緊急消防援助隊の引揚げ決定通知

送信時間 〇〇 年 月 日 時 分

応援都道府県の知事 応援市町村の長

送付先:

消防庁長官

貴所属の緊急消防援助隊について、次のとおり引揚げを決定しましたので通知します。

00	年	月	日	時	分
00	年	月	日	時	分
	別添(別	引記様式4-	-1)のとおり	J	
		00 年	OO 年 月	OO 年 月 日	

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域	· 接班	
コリロ・ロインとうじ	// // // // // // // // // // // // //	心及坑	
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

別記様式4-2

緊急消防援助隊の引揚げ決定通知

〇〇 年 月 日 時 分

都道府県知事 市町村長

消防庁長官

貴所属の緊急消防援助隊について、次のとおり決定しましたので通知します。

引揚げ決定日時	00	年	月	B	時	分
引揚げ日時	00	年	月	日	時	分
引揚げ決定した隊		別添(別	別記様式4−	-1)のとおり	J	
) + 46 + -T						
連絡事項						

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域	応援班	
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

別記様式5					(第29条関係)	別記様式5-1						
	緊急消防	5援助隊活 動	報告書					緊急消防	援助隊活動	報告書		
		報告日							報告日			
		災害名							災害名			
		都道府県							都道府県			
1 出動状況(航	空部隊を除く)					1 出動状況(航	空部隊を除く)		1		
部隊名	都道府県大隊 (下段は統合機動部隊))				部隊名	都道府 (下段は統合	県大隊				
	月日 時分	月日	時 分	月日	時 分		月日	時 分	月日	時 分	月日	時 分
出動日時※1						出動日時						
集結場所						集結場所						
進出拠点到着日時						進出拠点到着日時						
進出拠点						進出拠点						
活動開始日時						活動開始日時						
 活動終了日時						活動終了日時						
被災地引揚げ日時						被災地引揚げ日時						
宿営場所						宿営場所						
	 府県大隊又は部隊の指揮隊	┃ 長が属する消防本部	を出動した日時			2 航空部隊出動	大 況					
2 航空部隊出重	b状況 □					航空隊名	,,,,,,					
(隊区分、機体愛称)	月日 時分	月日	時 分	月日	時 分	出動日時	月日	時 分	月日	時 分	月日	時 分
出動日時						活動開始日時						
活動開始日時						活動終了日時						
活動終了日時						被災地引揚げ日時						
被災地引揚げ日時						宿営場所						
宿営場所						,			•			

別記様式5

(第29条関係)

3 救助活動状況【陸上】

O 10												
		救出日時		救出場所 _{※2}	救助人数	備 考 _{※3}						
	月	日	時	分	秋山物川※2	秋明八载	(合同で救助した消防機関等)					
1						人						
2						人						
3						人						
4						人						
5						人						
					量十	Υ.						

※2 救出場所:住所、活動サイト、活動地区(〇〇地区)等を記載

※3 備考:県内応援隊、〇〇県大隊と合同で救出等記入

4 救助活動状況【航空】

<u> </u>	(-))) [-))	D 41120 F	7770						
		救出日	時		救出場所 _{※4}	救出場所※4 救助人数			
	月	日	時	分	☆太山物川※4	秋坳八致	備考		
1						人			
2						人			
3						人			
4						人			
5						人			
					計	,			

※4 救出場所:住所、活動サイト、活動地区(〇〇地区)等を記載

5 救急出動状況

	搬送件数	不搬送件数	計
陸上	件	件	件
航空	件	件	件

6 救急搬送状況

	死亡	重傷	中等症	軽傷	その他(不明含む)	計
陸上	人	人	人	人	人	人
航空	人	人	人	人	人	人

7 隊員の傷病状況

	消防本部名	概要	日報
1			参照
2			参照

8 車両・資機材の損傷状況

	-11-3 34 124 13 45 124 125 127	175	
	消防本部名	概要	日報
1			参照
2			参照
3			参照
4			参照
5			参照

別記様式5-1

3 救助活動状況【陸上】

		救出日	時		救出場所	拔 Bh 人 米r	備考(合同で救助した消防機関等)
	月	日	時	分	秋山物川	秋明八致	開考(日间で放助した用削成因号)
1						人	
2						人	
3						人	
4						人	
5						人	
					計	人	

※救出場所は住所、活動サイト、活動地区(〇〇地区)等を記載

※備考には、県内応援隊、〇〇県大隊と合同で救出等記入

4 救助活動状況【航空】

+ 12	以列加到	イベルし	ルエ』					
		救出日	時		救出場所		救助人数	備考
	月	日	時	分	-ухш- <i>у</i> улл		12417132	כי מע
1							人	
2							人	
3							人	
4							人	
5							人	
						計	人	

※救出場所は住所、活動サイト、活動地区(〇〇地区)等を記載

5 救急出動状況

	搬送件数	不搬送件数	計
陸上	件	件	件
航空	件	件	件

6 救急搬送状況

	ייי יו באאוניםיי	•				
	死亡	重傷	中等症	軽傷	その他	計
陸上	人	人	人	人	人	人
航空	人	人	人	人	人	人

7 隊員の傷病状況

, 12	טעויען ניון נען וען די אבעי		
	消防本部名	概要	日報
1			参照
2			参照
3			参照

8 車両・資機材の損傷状況

	一門 具版的切员例的	(<i>)</i> (
	消防本部名	概要	日報
1			参照
2			参照
3			参照
4			参照
5			参照

 別記消防	様式5-2(出 5本部ごとの出	動状況)												年	年	
ΙП			出動日	3時 州	帰署(所)日	時 応援会	七都道府県等	ř				出動状況		牛		B
次隊	消防本部	大隊・部隊名	出動日	出動時刻	帰署(所)日	· 不	市区町村	指揮隊	消火小隊	教助小隊	教急小隊	後方支援 小隊	空小			合計 隊 名
								隊名	隊名	隊名	隊名隊	名隊	名隊	名隊名	隊名	
ΙĦ																
										- 1 1						
ΙĦ																
ΙĦ															莊	
H																
H										\pm						

別記様式6-		L 7 + -	. / D.T. ^		0条関係)	別記様式6-1	部隊移動に	祖よ	 ろ音 E	1 (昭:	수)	
	部隊移動に関す	する意見	! (照会	()								
	送信時間	O 年	 月 日		分			00	年	月 E	日 時	分
	I <mark>隊行動</mark> 都道府県知事 殿 I <mark>隊行動市町村の</mark> 長 開					都道府県知事 市 町 村 長 貴都道府県内	ト 殿 内で活動している緊急消	防援助隊	なの部隊移動	動について		防 庁 县
				消防	庁長官	第44条第8項の)規定に基づき、意見を求	はめます。	>			
	内で活動している緊急消防援	出隊の如隊投手	かこついて 逆	出版出金	±	現在の出	動先		都道 府県			市区 町村
	の規定に基づき、意見を求めま		JIC 20.C. A	日 137 小丘 小联 7.		部隊移動	力 先		都道 府県			市区町村
	所属する都道府県(市町村)					・部隊移動を求	め又は指示する都道府	可県大隊				
	隊種別					•都道府県大隊名	3					
隊移動の 対 象												
	特記事項					・連絡事項						
		都道			市区							
在の出	動 先	府県			打村	・部隊移動を求	め又は指示する部隊					
		dimensión de la constantina della constantina de				・部隊名						
隊 移	動 先	都道 府県			市区 订村							
ハ合わせ先	消防庁災害対策本部 広域	応援班										
T回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-525	3-7552	2	•連絡事項						
域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500	0-90-4	49036							
						問い合わせ先	消防庁災害対策本部	広域応援	受班			
						NTT回線電話	03-5253-7527	N	TT回線FAX	03-5	253-75	52
						地域衛星電話	048-500-90-490	013 地	域衛星FAX	048-	500-90	-490

別記様式6-2 別記様式6-2 (第20条関係) 部隊移動に関する意見(回答) 部隊移動に関する意見(回答) 〇〇 年 月 日 時 分 送信時間 〇〇 年 月 日 分 消防庁長官 殿 (都道府県知事 又は 市町村長) 消防庁長官 殿 消防組織法第44条第8項の規定に基づき求められた部隊移動に関する意見について、 (緊急消防援助隊行動都道府県知事 又は 緊急消防援助隊行動市町村の長) 次のとおり回答します。 消防組織法第44条第8項の規定に基づき求められた部隊移動に関する意見について、 □ 了承します。 次のとおり回答します。 □ その他 □ 了承します。 □ その他 部隊移動に関する意見 部隊移動に関する意見 所属する都道府県(市町村) 隊種別 部隊移動の 対 象 特記事項 都道 市区 現在の出動先 府県 町村 都道 市区 部隊移動先 <連絡責任者> 町村 担当課室 氏 名 NTT回線電話 NTT回線FAX <連絡責任者> 地域衛星電話 地域衛星FAX 担当課室 氏 名 NTT回線電話 NTT回線FAX 地域衛星電話 地域衛星FAX

		援助隊の	איויום	リンカリリ	//\U//	~ 10√1E	را، د
		送信田		年	月 日	時	分
	デ県 <mark>の</mark> 知事) 殿					
芯援市町村 ^{銭付先∶}	[†] の長	J					
21170.						消防	庁∄
貴所属の	緊急消防援	受助隊について、	次のとお	り部隊移動	を求め又は打	指示します	- 0
部隊移	動区分	求め	指示	(求め・指:	示の根拠:消防総	且織法第44条	第
 求め又は	指示日時	00	年	月	日	時	
	L BALLAL A I						
即退府県	人隊(就古代	機動部隊を含む 全 隊	。)		一部の指定	した隊 _{※下記}	
対	象	【隊の指定情報】			HI OVIETO	.U/2 36% 1	記に指定
		INVITACINAL I					
※いずオ	いかに●						
連絡	事項						
部隊 ※ 対	象となる隊に						
					連絡事項	 頁	
	統括指揮支	援隊					
指揮支援部隊	指揮支援隊						
	航空指揮支	I=I m/					
	ルエコロコギス	援隊					
64 - +n nv	航空小隊	援隊					
航空部隊							
航空部隊	航空小隊 航空後方支						
航空部隊 エネルギー	航空小隊 航空後方支	援小隊 災害即応部隊					
航空部隊 エネルギー NE	航空小隊 航空後方支 -•産業基盤	援小隊 災害即応部隊 芯部隊					
航空部隊 エネルギー NE	航空小隊 航空後方支 ・・産業基盤 BC災害即の	援小隊 災害即応部隊 芯部隊					
航空部隊 エネルギー NE 土砂・	航空小隊 航空後方支 ··產業基盤 BC災害即以 風水害機動	援小隊 災害即応部隊 芯部隊		都道			市区
航空部隊 エネルギー NE	航空小隊 航空後方支 ··產業基盤 BC災害即以 風水害機動	援小隊 災害即応部隊 芯部隊		都道府県			市区町村
航空部隊 エネルギー NE 土砂・	航空小隊 航空後方支 ··產業基盤 BC災害即以 風水害機動	援小隊 災害即応部隊 芯部隊		府県			
航空部隊 エネルギー NE 土砂・	航空小隊 航空後方支 ··產業基盤 BC災害即原 風水害機動 出動先	援小隊 災害即応部隊 芯部隊		布県都道			市区
航空部隊 エネルギー NE 土砂・ 現 在 の	航空小隊 航空後方支 ··產業基盤 BC災害即原 風水害機動 出動先	援小隊 災害即応部隊 芯部隊		府県			町村
航空部隊 エネルギー NE 土砂・ 現 在 の 部 隊 科	航空小隊 航空後方支 · 產業基盤 BC災害問風水害機動 出動先	援小隊 災害即応部隊 芯部隊 力支援部隊	庆协庆	府県 都道 府県			市区
航空部隊 エネルギー NE 土砂・ 現 在 の	航空小隊航空後方支 ・産業基盤 3C災害機動 出動先 動 先	援小隊 災害即応部隊 芯部隊	広域応払	府県 都道 府県	02_50		市区町村

緊急消防援助隊の部隊移動の求め又は指示

OO 年 月 日 時 分

都道府県知事
市 町 村 長

融

消防庁長官

貴所属の緊急消防援助隊について、次のとおり部隊移動を求め又は指示します。

部隊移動区分	求め	• 指示	(消防組	載法第44	条第	_項)
求め又は指示日時	00	年	月	日	時	分
現在の出動先			都道 府県			市区 町村
部隊移動先			都道 府県			市区 町村

・部隊移動を求め又は指示する都道府県大隊

全 隊	※部隊移動を求め又は指示する隊に〇を付ける。					
指揮隊	後方支援小隊			遠距離大量送水小隊		
消火小隊	通信支援小隊	5	持珠	消防活動二輪小隊		
救助小隊	特 毒劇物等対応小隊		装備	震災対応特殊車両小隊		
救急小隊	災 大規模危険物火災対応小隊 害	,	小隊	水難救助小隊		
水上小隊	小 密閉空間火災等対応小隊	Į.	冰	その他()		
連絡事項						

・部隊移動を求め又は指示する部隊 ※部隊移動を求め又は指示する隊に○を付ける。

統括指揮支援隊		エネルギー・産業基盤災害即応部隊	
指揮支援隊		NBC災害即応部隊	
航空指揮支援隊		土砂·風水害機動支援部隊	
航空小隊			
航空後方支援小隊			
	指揮支援隊 航空指揮支援隊 航空小隊	指揮支援隊 航空指揮支援隊 航空小隊	指揮支援隊 NBC災害即応部隊

連絡事項

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班					
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552			
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036			

(第20条関係)

緊急消防援助隊の部隊移動通知

送信時間	00	年	月	日	時	分
------	----	---	---	---	---	---

緊急消防援助隊行動都道府県知事 緊急消防援助隊行動市町村**の**長

殿

消防庁長官

貴都道府県内又は貴市町村内で活動している緊急消防援助隊について、次のとおり部 隊移動を求め又は指示しましたので通知します。

部隊	移	動〔	区 分		求め		指示	(求め・指示の根拠:消防組織法第44条第			
求め又	(は	指示	日時	〇〇 年 月 日 時				分			
求め又	は指	まして	した隊	別添(別記様式6-3)のとおり							
連	絡	事	項								

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域	応援班	
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

別記様式6-4

緊急消防援助隊の部隊移動通知

〇〇 年 月 日 時 分

緊急消防援助隊行動都道府県知事 緊急消防援助隊行動市町村長

殿

消防庁長官

貴都道府県内又は貴市町村内で活動している緊急消防援助隊について、次のとおり部 隊移動を求め又は指示しましたので通知します。

部隊移動区分	求め・	指示	(消防組織	哉法第44	条第_	_項)
求め又は指示日時	00	年	月	日	時	分
求め又は指示した隊 別添(別記様式6-3)のとおり						
連絡事項						

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班				
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552		
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036		

뭬	記	糕	#	6	_	5
וינע	ㅁㄴ	тж	ᆚ	v		J

(第20条関係)

緊急消防援助隊の部隊移動通知

送信時間

〇〇 年 月 日 時 分

部隊移動先の都道府県の知事 一部隊移動先の市町村の長

消防庁長官

○○都道府県内で活動している緊急消防援助隊について、次のとおり部隊移動を求め 又は指示しましたので通知します。

部隊移動区分	求め	指示	(求め・指示の)根拠:消防組織	战法第44条第	項)			
求め又は指示日時	00	年	月	日	時	分			
求め又は指示した隊	別添(別記様式	川添(別記様式6ー3)のとおり							
連絡事項									

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応	5援班			
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552		
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036		

別記様式6-5

緊急消防援助隊の部隊移動通知

〇〇 年 月 日 時 分

都道府県知事 市町村長

消防庁長官

○○都道府県内で活動している緊急消防援助隊について、次のとおり部隊移動を求め 又は指示しましたので通知します。

部隊移動区分	求め・	指示	(消防組織	載法第4 4	条第	_項)
求め又は指示日時	0	年	月	日	時	分
求め又は指示した隊		別添	:(別記様式6-	-3)のとおり	J	
連絡事項						

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域	広域応援班					
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552				
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036				

緊急消防援助隊	 *の部隊移	動の指示	(第21条関係) -	別記様式6		 肖防援助]隊の部	部隊和	多動の	 の指	示	
					71112			<i></i>			n±.	<u>ー</u>
都道府県大隊長又は各部隊長 (指揮支援本部長 経由)	1 00 年		時 分 府県 <mark>の</mark> 知事)	(指揮支	県大隊長又は 援本部長 経	由)	00	年	月	日(1	時 郡道府県	分:知事
次のとおり部隊移動を指示します。]		り部隊移動を		/ sale mil. Appl.	7 644 4.4. 4		•		
部隊移動区分 指示 (指	示の根拠:消防組	職法第44条の3	第1項)	部隊移	3動区分	指示	(消防組	且職法第	第44条	₹03	第1項)
指示日時 〇〇	年 月	B 8	時 分	指示	日 時	00	年	月	E	3	時	
・都道府県大隊(統合機動部隊を含む。)			現在の	出 動 先			都道 府県				市区 町村
全 隊 対 象 【隊の指定情報】		一部の指定した隙	* ※下記に指定する隊	部隊	移 動 先			都道 府県				市区 町村
※いずれかに●				-部隊移動	めを指示する	都道府県大隊	t					
部隊 ※対象となる隊に●												
部隊名 統括指揮支援隊 指揮支援隊 抗空指揮支援隊		連絡事項		•連絡事項								
部隊名		連絡事項				無限法						
部隊名 統括指揮支援隊 指揮支援隊 航空指揮支援隊 航空小隊		連絡事項			助を指示する	部隊						
部隊名	都道府県	連絡事項	市区町村	・部隊移動	めを指示する	部隊						
部隊名	都真和	連絡事項		• 部隊移 •部隊名	めを指示する	部隊						
部隊名	府県 都道	連絡事項	市区	• 部隊移 •部隊名	めを指示する	部隊						
部隊名	府県 都道	連絡事項	市区	·部隊移 ·部隊名	助を指示する	部隊		氏 名				
部隊名	都道府県	連絡事項	市区	·部隊移 ·部隊名 ·連絡事項 〈連絡事項	敬を指示する E者 > 室	部隊		氏 名 T回線FA	x			

(第21条関係)

緊急消防援助隊の部隊移動通知

送信時間 〇〇 年 月 日 時 分

緊急消防援助隊行動市町村の長 部隊移動先の市町村の長

殿

(受援都道府県の知事)

本都道府県<mark>〇〇市</mark>で活動している緊急消防援助隊について、次のとおり<mark>××市</mark>へ 部隊移動を指示しましたので通知します。

部隊移動区分	指示	(指示の根	拠:消防組	繊法第44 第	● 3第1項)
指 示 日 時	00	年	月	B	時	分
指示した隊		別添(別	川記様式6-	-6)のとおり	J	
連絡事項						

<連絡責任者>

担当課室	氏 名	
NTT回線電話	NTT回線FA	AX
地域衛星電話	地域衛星FA	AX

別記様式6-7

緊急消防援助隊の部隊移動通知

〇〇 年 月 日 時 分

〇〇市町村長 殿

(都道府県知事)

本都道府県内で活動している緊急消防援助隊について、次のとおり〇〇〇〇市へ 部隊移動を指示しましたので通知します。

部隊	移	動「	区 分	指示	(消防統	組織法第	44条の	3第1項)	
指	示	日	時	00	年	月	日	時	分
指力	ī l	, t	隊		別添(5	引記様式6-	-6)のとおり	J	
連	絡	事	項						

<連絡責任者>

TO TO TO TO			
担当課室	氏	名	
NTT回線電話	NTT回網	線FAX	
地域衛星電話	地域衛星	星FAX	

(第21条関係)

緊急消防援助隊の部隊移動通知

送信時間 〇〇 年 月 日 時 分

消防庁長官 殿

(受援都道府県の知事)

本都道府県内で活動している緊急消防援助隊について、次のとおり部隊移動を指示しましたので通知します。

部隊移動区分	指示	(指示の根	拠:消防組	織法第44条	の3第1項)
指示日時	00	年	月	日	時	分
指示した隊		別添(別	刂記様式6−	-6)のとおり	1	
連絡事項						
建 桁 争 填						

<連絡責任者>

担当課室	氏	名	
NTT回線電話	NTT回	線FAX	
地域衛星電話	地域衛.	星FAX	

別記様式6-8

緊急消防援助隊の部隊移動通知

〇〇 年 月 日 時 分

消防庁長官 殿

(都道府県知事)

本都道府県内で活動している緊急消防援助隊について、次のとおり部隊移動を指示しましたので通知します。

部隊移動区分	指示	(消防約	且織法第	44条の3	3第1項)	
指 示 日 時	00	年	月	日	時	分
指示した隊		別添(別	削記様式6-	-6)のとおり	J	
連絡事項						
建 桁 争 填						

<連絡責任者>

担当課室	氏	名	
NTT回線電話	NTT回	線FAX	
地域衛星電話	地域衛	星FAX	

(第21条関係)

緊急消防援助隊の部隊移動通知

送信時間 〇〇 年 月 日 時 分

応援都道府県の知事 応援市町村の長

送付先:

消防庁長官

貴所属の緊急消防援助隊について、次のとおり受援都道府県知事により部隊移動の 指示が行われましたので通知します。

部隊移動区分	指示	(指示の根	拠:消防組	載法第44第	その3第1項	į)
指 示 日 時	00	年	月	日	時	分
指示した隊	別添(別記様式6-6)のとおり					
`+ <i>\u03ba</i> + +						
連絡事項						

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

別記様式6-9

緊急消防援助隊の部隊移動通知

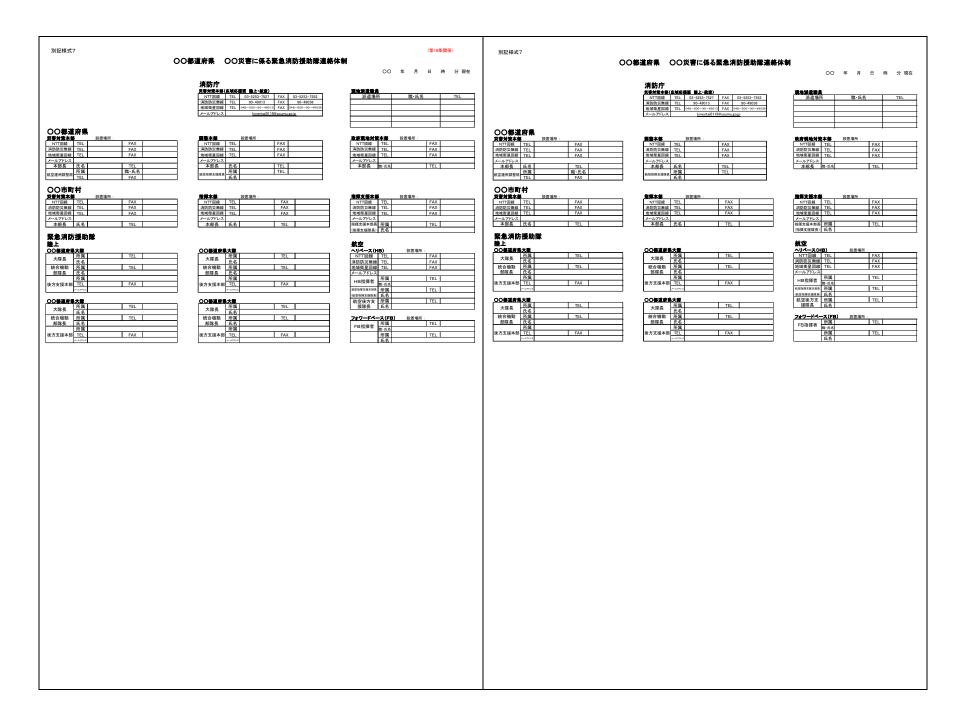
〇〇 年 月 日 時 分

消防庁長官

貴所属の緊急消防援助隊について、次のとおり受援都道府県知事により部隊移動の 指示が行われましたので通知します。

指示	(消防約	且織法第	44条の	3第1項)	
00	年	月	日	時	分
別添(別記様式6-6)のとおり					
		00 年	OO 年 月	OO 年 月 日	

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036



「緊急消防援助隊の運用に関する要綱」新旧対照表

(赤字傍線部分は変更部分)

Lor	(<u>以,1 以收由57</u> (8交叉由57)			
新	旧			
緊急消防援助隊の運用に関する要綱	緊急消防援助隊の運用に関する要綱			
平成 16 年 3 月 26 日 消防震第 19 号	平成 16 年 3 月 26 日 消防震第 19 号			
改正 平成 17 年 3 月 30 日 消防震第 14 号	改正 平成 17 年 3 月 30 日 消防震第 14 号			
改正 平成 18 年 2 月 14 日 消防応第 15 号	改正 平成 18 年 2 月 14 日 消防応第 15 号			
改正 平成 18 年 6 月 22 日 消防応第 94 号	改正 平成 18 年 6 月 22 日 消防応第 94 号			
改正 平成 20 年 7 月 2 日 消防応第 109 号	改正 平成 20 年 7 月 2 日 消防応第 109 号			
改正 平成 20 年 8 月 27 日 消防応第 152 号	改正 平成 20 年 8 月 27 日 消防応第 152 号			
改正 平成 24 年 11 月 28 日 消防広第 95 号	改正 平成 24 年 11 月 28 日 消防広第 95 号			
改正 平成 26 年 3 月 26 日 消防広第 75 号	改正 平成 26 年 3 月 26 日 消防広第 75 号			
改正 平成 27 年 3 月 31 日 消防広第 74 号	改正 平成 27 年 3 月 31 日 消防広第 74 号			
改正 平成 28 年 3 月 30 日 消防広第 80 号	改正 平成 28 年 3 月 30 日 消防広第 80 号			
改正 平成 29 年 3 月 28 日 消防広第 93 号	改正 平成 29 年 3 月 28 日 消防広第 93 号			
改正 平成 31 年 3 月 8 日 消防広第 35 号	改正 平成 31 年 3 月 8 日 消防広第 35 号			
改正 令和2年7月17日 消防広第190号	改正 令和2年7月17日 消防広第190号			
改正 令和3年3月22日 消防広第89号	<u>(新設)</u>			
目次	目次			
第1章 総則	第1章 総則			
第2章 編成及び装備等の基準	第2章 編成及び装備等の基準			
第3章 出動	第3章 出動			
第4章 指揮活動	第4章 指揮活動			
第5章 防災関係機関との連携	第5章 防災関係機関との連携			

第6章 指揮支援実施計画及び受援計画

第7章 その他

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、消防組織法(昭和22年法律第226号。以下「法」という。)、 緊急消防援助隊に関する政令(平成15年政令第379号)及び緊急消防援助隊の編 成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画(平成16年消防震第9号。 以下「基本計画」という。)に定めるもののほか、出動、指揮活動その他の緊急消 防援助隊及び被災地の消防本部の対応について、必要な事項を定めることを目的と する。

(用語の定義)

- 例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1)被災地消防本部とは、被災地を管轄する消防本部をいう。
- (2) 指揮本部とは、被災地消防本部の指揮本部をいう。
- (3)指揮者とは、被災地の市町村長又は当該市町村長の委任を受けた消防長をいう。
- (4) 航空指揮本部とは、被災地(被災地の周辺地域を含む。) における航空機を用 いた消防活動の拠点(以下「活動拠点へリベース」という。)の指揮本部をいう。
- (5) 応援等とは、法第44条第1項の消防の応援等をいう。
- (6) 受援都道府県とは、緊急消防援助隊による応援等を受ける又は受けた被災地の 属する都道府県をいう。
- (7) 応援都道府県とは、緊急消防援助隊を出動させる又は出動させた都道府県をい う。
- (8) 代表消防機関代行とは、代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない

第6章 指揮支援実施計画及び受援計画

第7章 その他

第1章 総則

(目的)

|第1条||この要綱は、消防組織法(昭和22年法律第226号。以下「法」という。)、 緊急消防援助隊に関する政令(平成 15 年政令第 379 号)及び緊急消防援助隊の編 成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画(平成16年消防震第9号。 以下「基本計画」という。)に定めるもののほか、出動、指揮活動その他の緊急消 防援助隊及び被災地の消防本部の対応について、必要な事項を定めることを目的と する。

(用語の定義)

- 第2条 この要綱において使用する用語は、法及び基本計画において使用する用語の「第2条 この要綱において使用する用語は、法及び基本計画において使用する用語の 例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1)被災地消防本部とは、被災地を管轄する消防本部をいう。
 - (2) 指揮本部とは、被災地消防本部の指揮本部をいう。
 - (3)指揮者とは、被災地の市町村長又は当該市町村長の委任を受けた消防長をいう。
 - (4)航空指揮本部とは、被災地(被災地の周辺地域を含む。)における航空機を用 いた消防活動の拠点(以下「活動拠点へリベース」という。)の指揮本部をいう。
 - (5) 応援等とは、法第44条第1項の消防の応援等をいう。
 - (6) 受援都道府県とは、緊急消防援助隊による応援等を受ける又は受けた被災地の 属する都道府県をいう。
 - (7) 応援都道府県とは、緊急消防援助隊を出動させる又は出動させた都道府県をい う。
 - (8)代表消防機関代行とは、代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない

場合にその任務を代行する消防機関をいう。

- (9) 登録市町村とは、緊急消防援助隊として登録された小隊等が属する市町村(東 京都の特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合を含む。)をいう。
- (10) 登録都道府県とは、緊急消防援助隊として登録された航空消防隊の属する都道 府県をいう。
- (11) 航空隊とは、法第30条第3項に規定する都道府県の航空消防隊又は航空機を 用いた消防活動を行う消防本部の消防隊をいう。
- (12) C災害とは、 毒性物質若しくはこれと同等の毒性を有する物質の発散又はその おそれがある事故により生ずる災害をいう。
- (13) B災害とは、生物剤若しくは毒素の発散又はそのおそれがある事故により生ず る災害をいう。
- (14) N災害とは、放射性物質若しくは放射線の異常な水準の放出又はそのおそれが ある事故により生ずる災害をいう。
- (15) 進出拠点とは、緊急消防援助隊が被災地に進出するための目標とする拠点(一 時的に集結する場所を含む。)をいう。
- (16) 部隊移動とは、法第44条の規定に基づく消防庁長官(以下「長官」という。) の措置の求め又は指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊 が市町村(東京都の特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合は、 一の市町村とみなす。以下この号において同じ。) 若しくは都道府県をまたいで 別の被災地に出動すること、又は法第44条の3の規定に基づく都道府県知事の 指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が市町村をまたい で当該都道府県内の別の被災地に出動することをいう。

第2章 編成及び装備等の基準

(都道府県大隊の編成)

第3条 都道府県大隊の編成は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりと 第3条 都道府県大隊の編成は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりと

場合にその任務を代行する消防機関をいう。

- (9) 登録市町村とは、緊急消防援助隊として登録された小隊等が属する市町村(東 京都の特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合を含む。)をいう。
- (10) 登録都道府県とは、緊急消防援助隊として登録された航空消防隊の属する都道 府県をいう。
- (11) 航空隊とは、法第30条第3項に規定する都道府県の航空消防隊又は航空機を 用いた消防活動を行う消防本部の消防隊をいう。
- (12) C災害とは、毒性物質若しくはこれと同等の毒性を有する物質の発散又はその おそれがある事故により生ずる災害をいう。
- (13) B災害とは、生物剤若しくは毒素の発散又はそのおそれがある事故により生ず る災害をいう。
- (14) N災害とは、放射性物質若しくは放射線の異常な水準の放出又はそのおそれが ある事故により生ずる災害をいう。
- (15) 進出拠点とは、緊急消防援助隊が被災地に進出するための目標とする拠点(一 時的に集結する場所を含む。) をいう。
- (16) 部隊移動とは、法第44条の規定に基づく消防庁長官(以下「長官」という。) の措置の求め又は指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊 が市町村(東京都の特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合は、 一の市町村とみなす。以下この号において同じ。) 若しくは都道府県をまたいで 別の被災地に出動すること、又は法第44条の3の規定に基づく都道府県知事の 指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が市町村をまたい で当該都道府県内の別の被災地に出動することをいう。

第2章 編成及び装備等の基準

(都道府県大隊の編成)

- し、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱(平成27年消防広第74号。以 下「要請要綱」という。) 第38条に規定する緊急消防援助隊都道府県応援等実施計 画(以下「応援等実施計画」という。)に定めておくものとする。
- (1) 都道府県大隊指揮隊は、原則として、代表消防機関(代表消防機関が被災等に よりその任務を遂行できない場合は、代表消防機関代行。以下同じ。)の指揮隊 をもって編成するものとする。
- (2) 大隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「(○○都道府県) 大隊」と呼称す
- (3) 中隊は、都道府県内の緊急消防援助隊登録状況に応じて、複数の消防本部から なるブロックごと、消防本部ごと、消火、救助、救急等の任務ごと等に編成する ものとし、「(第○) 中隊」、「(○○消防本部) 中隊」、「(消火) 中隊」等と呼称す る。

なお、各中隊長は、都道府県大隊長が指定するものとする。

- (4)小隊は、車両若しくは消防艇又は付加された任務ごとに編成するものとし、「(○| ○) 小隊 | と呼称する。
- を保有し、かつ特別な教育訓練を受けた小隊により編成するものとする。
- (6) 水上中隊は、船艇特性等を考慮し、別に編成することができるものとする。

(指揮支援部隊の編成)

- 第4条 指揮支援部隊の編成は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりと 第4条 指揮支援部隊の編成は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりと し、第38条に規定する指揮支援実施計画に定めておくものとする。
- (1) 統括指揮支援隊及び指揮支援隊は、東京都特別区又は地方自治法(昭和22年| 法律第67号) 第252条の19第1項に規定する指定都市を管轄する消防本部の職 員をもって編成するものとする。
- (2) 航空指揮支援隊は、航空隊員をもって編成するものとする。
- (3) 統括指揮支援隊、指揮支援隊及び航空指揮支援隊は、それぞれ「○○消防本部 |

- し、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱(平成27年消防広第74号。以 下「要請要綱」という。) 第38条に規定する緊急消防援助隊都道府県応援等実施計 画(以下「応援等実施計画」という。) に定めておくものとする。
- (1) 都道府県大隊指揮隊は、原則として、代表消防機関(代表消防機関が被災等に よりその任務を遂行できない場合は、代表消防機関代行。以下同じ。)の指揮隊 をもって編成するものとする。
- (2) 大隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「(○○都道府県) 大隊」と呼称す
- (3) 中隊は、都道府県内の緊急消防援助隊登録状況に応じて、複数の消防本部から なるブロックごと、消防本部ごと、消火、救助、救急等の任務ごと等に編成する ものとし、「(第○) 中隊」、「(○○消防本部) 中隊」、「(消火) 中隊」等と呼称す る。

なお、各中隊長は、都道府県大隊長が指定するものとする。

- (4)小隊は、車両若しくは消防艇又は付加された任務ごとに編成するものとし、「(○ ○) 小隊 | と呼称する。
- を保有し、かつ特別な教育訓練を受けた小隊により編成するものとする。
- (6) 水上中隊は、船艇特性等を考慮し、別に編成することができるものとする。

(指揮支援部隊の編成)

- し、第38条に規定する指揮支援実施計画に定めておくものとする。
- (1) 統括指揮支援隊及び指揮支援隊は、東京都特別区又は地方自治法(昭和22年 法律第67号) 第252条の19第1項に規定する指定都市を管轄する消防本部の職 員をもって編成するものとする。
- (2) 航空指揮支援隊は、航空隊員をもって編成するものとする。
- (3) 統括指揮支援隊、指揮支援隊及び航空指揮支援隊は、それぞれ「○○消防本部

統括指揮支援隊1、「〇〇消防本部指揮支援隊1、「〇〇消防本部(〇〇都道府県) 航空指揮支援隊」と呼称する。

(統合機動部隊の編成)

- し、応援等実施計画に定めておくものとする。
- (1) 統合機動部隊指揮隊は、原則として、代表消防機関の指揮隊をもって編成する ものとする。
- (2)統合機動部隊は、原則として、統合機動部隊指揮隊、消火小隊3隊程度、救助 小隊3隊程度、救急小隊3隊程度、後方支援小隊及び通信支援小隊をもって編成 するものとする。
- (3) 統合機動部隊は、迅速な集結及び出動が可能な小隊の中から、応援先都道府県 に応じて、事前に指定しておくものとする。
- (4) 統合機動部隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「(○○都道府県) 統合機 動部隊」と呼称する。
- (5) 統合機動部隊長は都道府県大隊長を兼ねることができるものとする。

(エネルギー・産業基盤災害即応部隊(ドラゴンハイパー・コマンドユニット)の 編成)

- 第6条 エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、基本計画に定めるところによるほか、 | 第6条 エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、基本計画に定めるところによるほか、 次のとおりとし、応援等実施計画に定めておくものとする。
- (1) エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊は、エネルギー・産業基盤災害即応 部隊長の属する消防本部の指揮隊をもって編成するものとする。
- (2) エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、エネルギー・産業基盤災害即応部隊指 揮隊、特殊災害中隊(大容量送水ポンプ車、大型放水砲搭載ホース延長車、大型 化学車、大型高所放水車及び泡原液搬送車を備えたもの)、消火中隊(化学消防 ポンプ自動車を備えたもの)を中心として編成するものとし、地域の実情に応じ

統括指揮支援隊1、「〇〇消防本部指揮支援隊1、「〇〇消防本部(〇〇都道府県) 航空指揮支援隊」と呼称する。

(統合機動部隊の編成)

- 第5条 統合機動部隊の編成は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりと 第5条 統合機動部隊の編成は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりと し、応援等実施計画に定めておくものとする。
 - (1) 統合機動部隊指揮隊は、原則として、代表消防機関の指揮隊をもって編成する ものとする。
 - (2) 統合機動部隊は、原則として、統合機動部隊指揮隊、消火小隊3隊程度、救助 小隊3隊程度、救急小隊3隊程度、後方支援小隊及び通信支援小隊をもって編成 するものとする。
 - (3) 統合機動部隊は、迅速な集結及び出動が可能な小隊の中から、応援先都道府県 に応じて、事前に指定しておくものとする。
 - (4) 統合機動部隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「(○○都道府県) 統合機 動部隊」と呼称する。
 - (5) 統合機動部隊長は都道府県大隊長を兼ねることができるものとする。

(エネルギー・産業基盤災害即応部隊(ドラゴンハイパー・コマンドユニット)の 編成)

- 次のとおりとし、応援等実施計画に定めておくものとする。
- (1) エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊は、エネルギー・産業基盤災害即応 部隊長の属する消防本部の指揮隊をもって編成するものとする。
- (2) エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、エネルギー・産業基盤災害即応部隊指 揮隊、特殊災害中隊(大容量送水ポンプ車、大型放水砲搭載ホース延長車、大型 化学車、大型高所放水車及び泡原液搬送車を備えたもの)、消火中隊(化学消防 ポンプ自動車を備えたもの)を中心として編成するものとし、地域の実情に応じ

- て、特殊装備小隊、後方支援小隊、通信支援小隊及び水上小隊を加えるものとす る。
- (3)エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「(○| ○都道府県) エネルギー・産業基盤災害即応部隊」と呼称する。

(NBC災害即応部隊の編成)

- 第7条 NBC災害即応部隊は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりと 第7条 NBC災害即応部隊は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりと し、応援等実施計画に定めておくものとする。
- (1) NBC災害即応部隊指揮隊は、NBC災害即応部隊長の属する消防本部の指揮 隊をもって編成するものとする。
- (2) NBC災害即応部隊は、NBC災害即応部隊指揮隊、 毒劇物等対応小隊を中心 として編成するものとし、地域の実情に応じて、後方支援小隊等を加えるものと する。
- (3) NBC災害即応部隊は、消防本部ごとに編成するものとし、「(○○消防本部) NBC災害即応部隊」と呼称する。

(十砂・風水害機動支援部隊の編成)

- おりとし、応援等実施計画に定めておくものとする。
- (1) 十砂・風水害機動支援部隊指揮隊は、土砂・風水害機動支援部隊長の属する消| 防本部の指揮隊をもって編成するものとする。
- (2) 十砂・風水害機動支援部隊は、十砂・風水害機動支援部隊指揮隊、救助小隊(津 波・大規模風水害対策車及び救助工作車を備えたもの)、特殊装備小隊(重機及 び重機搬送車、水陸両用車及び搬送車を備えたもの)、後方支援小隊を中心とし て編成するものとし、地域の実情に応じて、必要な小隊を加えるものとする。
- (3) 土砂・風水害機動支援部隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「(○○都道| 府県)十砂・風水害機動支援部隊」と呼称する。

- て、特殊装備小隊、後方支援小隊、通信支援小隊及び水上小隊を加えるものとす
- (3) エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「(○ ○都道府県) エネルギー・産業基盤災害即応部隊」と呼称する。

(NBC災害即応部隊の編成)

- し、応援等実施計画に定めておくものとする。
- (1) NBC災害即応部隊指揮隊は、NBC災害即応部隊長の属する消防本部の指揮 隊をもって編成するものとする。
- として編成するものとし、地域の実情に応じて、後方支援小隊等を加えるものと する。
- (3) NBC災害即応部隊は、消防本部ごとに編成するものとし、「(○○消防本部) NBC災害即応部隊」と呼称する。

(土砂・風水害機動支援部隊の編成)

- 第8条 十砂・風水害機動支援部隊は、基本計画に定めるところによるほか、次のと 第8条 十砂・風水害機動支援部隊は、基本計画に定めるところによるほか、次のと おりとし、応援等実施計画に定めておくものとする。
 - (1) 十砂・風水害機動支援部隊指揮隊は、土砂・風水害機動支援部隊長の属する消 防本部の指揮隊をもって編成するものとする。
 - (2) 十砂・風水害機動支援部隊は、十砂・風水害機動支援部隊指揮隊、救助小隊 (津 波・大規模風水害対策車及び救助工作車を備えたもの)、特殊装備小隊(重機及 び重機搬送車、水陸両用車及び搬送車を備えたもの)、後方支援小隊を中心とし て編成するものとし、地域の実情に応じて、必要な小隊を加えるものとする。
 - (3) 土砂・風水害機動支援部隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「(○○都道 府県)十砂・風水害機動支援部隊」と呼称する。

(特殊災害小隊の装備等の基準)

第9条 基本計画第2章第4節8に定める特殊災害小隊の装備等の基準は、おおむね 第9条 基本計画第2章第4節8に定める特殊災害小隊の装備等の基準は、おおむね 次のとおりとする。

(1) 毒劇物等対応小隊

ア 毒劇物等対応小隊は、一般の毒劇物災害、C災害、B災害又はN災害に対応 するための特別な教育訓練を受けた隊員5人以上で編成されるものであるこ

- イ 毒劇物等対応小隊は、ウの資機材を搬送することのできる車両を備えるこ
- ウ 毒劇物等対応小隊は、一般の毒劇物災害、C災害及びB災害又はN災害に対 応した次に掲げる資機材を備えること。
- (ア) 一般の毒劇物災害対応小隊 呼吸保護用器具、防毒マスク及び化学防護服(又は陽圧式化学防護服)
- (イ) C災害及びB災害対応小隊

陽圧式化学防護服、化学防護服、携帯型生物剤検知装置、有毒ガス検知管、 化学剤検知紙、携帯型化学剤検知機、除染シャワー、除染剤散布器及び防毒 マスク

(ウ) N災害対応小隊

簡易型防護服、呼吸保護具、個人警報線量計、空間線量計、表面汚染計、 除染設備、中性子線測定器及び放射線防護服又は陽圧式化学防護服

- (2) 大規模危険物火災等対応小隊
 - ア 大規模危険物火災等対応小隊は、石油コンビナート施設等の大規模危険物施 設での火災等に対応することのできる隊員2人以上で編成されるものである こと。
 - イ 大規模危険物火災等対応小隊は、大型化学車、大型高所放水車、泡原液搬送 車、屈折放水塔車、耐勢装甲型救助活動車、大容量送水ポンプ車又は大型放水

(特殊災害小隊の装備等の基準)

次のとおりとする。

(1) 毒劇物等対応小隊

ア 毒劇物等対応小隊は、一般の毒劇物災害、C災害、B災害又はN災害に対応 するための特別な教育訓練を受けた隊員5人以上で編成されるものであるこ

- イ 毒劇物等対応小隊は、ウの資機材を搬送することのできる車両を備えるこ
- ウ 毒劇物等対応小隊は、一般の毒劇物災害、C災害及びB災害又はN災害に対 応した次に掲げる資機材を備えること。
- 呼吸保護用器具、防毒マスク及び化学防護服(又は陽圧式化学防護服)
- (イ) C災害及びB災害対応小隊

陽圧式化学防護服、化学防護服、携帯型生物剤検知装置、有毒ガス検知管、 化学剤検知紙、携帯型化学剤検知機、除染シャワー、除染剤散布器及び防毒 マスク

(ウ) N災害対応小隊

簡易型防護服、呼吸保護具、個人警報線量計、空間線量計、表面汚染計、 除染設備、中性子線測定器及び放射線防護服又は陽圧式化学防護服

- (2) 大規模危険物火災等対応小隊
 - ア 大規模危険物火災等対応小隊は、石油コンビナート施設等の大規模危険物施 設での火災等に対応することのできる隊員2人以上で編成されるものである こと。
 - イ 大規模危険物火災等対応小隊は、大型化学車、大型高所放水車、泃原液搬送 車、屈折放水塔車、耐勢装甲型救助活動車、大容量送水ポンプ車又は大型放水

砲搭載ホース延長車を備えること。

- ウ 大規模危険物火災等対応小隊は、大規模危険物火災等に対応する耐勢防護服 を備えること。
- (3)密閉空間火災等対応小隊
 - ア 密閉空間火災等対応小隊は、地下街等の密閉空間で発生した消火困難な火災 等に対応することのできる隊員2人以上で編成されるものであること。
 - イ 密閉空間火災等対応小隊は、高発泡車を備えること。
 - ウ 密閉空間火災等対応小隊は、呼吸保護用器具及び排煙用資機材を備えるこ

(特殊装備小隊の装備等の基準)

- 第10条 基本計画第2章第4節9に定める特殊装備小隊の装備等の基準は、おおむ 第10条 基本計画第2章第4節9に定める特殊装備小隊の装備等の基準は、おおむ ね次のとおりとする。
- (1) 水難救助小隊
 - ア 水難救助小隊は、潜水業務を行うことのできる隊員等5人以上で編成される ものであること。
 - イ 水難救助小隊は、ウの資機材を安全に積載することができる構造を備えた車 両又は船舶を備えること。
 - ウ 水難救助小隊は、潜水器具一式、水中投光器その他水難救助活動に必要な資 機材を備えること。
- (2) 遠距離大量送水小隊
 - ア 遠距離大量送水小隊は、遠距離大量送水システム及びそれを搬送可能な車両 並びに必要な隊員で構成されるものであること。
 - イ アの遠距離大量送水システムは、自然水利を利用して、1キロメートル以上 の離れた場所に毎分 3,000 リットル以上の水又は海水を送水することができ るものであること。
- (3) 消防活動二輪小隊

砲搭載ホース延長車を備えること。

- ウ 大規模危険物火災等対応小隊は、大規模危険物火災等に対応する耐熱防護服 を備えること。
- (3) 密閉空間火災等対応小隊
 - ア 密閉空間火災等対応小隊は、地下街等の密閉空間で発生した消火困難な火災 等に対応することのできる隊員2人以上で編成されるものであること。
 - イ 密閉空間火災等対応小隊は、高発泡車を備えること。
 - ウ 密閉空間火災等対応小隊は、呼吸保護用器具及び排煙用資機材を備えるこ

(特殊装備小隊の装備等の基準)

- ね次のとおりとする。
- (1) 水難救助小隊
 - ア 水難救助小隊は、潜水業務を行うことのできる隊員等5人以上で編成される ものであること。
 - イ 水難救助小隊は、ウの資機材を安全に積載することができる構造を備えた車 両又は船舶を備えること。
 - ウ 水難救助小隊は、潜水器具一式、水中投光器その他水難救助活動に必要な資 機材を備えること。
- (2) 遠距離大量送水小隊
 - ア 遠距離大量送水小隊は、遠距離大量送水システム及びそれを搬送可能な車両 並びに必要な隊員で構成されるものであること。
 - イ アの遠距離大量送水システムは、自然水利を利用して、1キロメートル以上 の離れた場所に毎分3,000 リットル以上の水又は海水を送水することができ るものであること。
- (3) 消防活動一輪小隊

- ア 消防活動二輪小隊は、オフロード走行が可能な仕様の自動二輪車及び隊員で 構成されるものであること。
- イ 消防活動二輪小隊は、消火器及び可搬式消火器具、簡易救助器具又は応急手 当資機材のいずれかを備えること。
- (4) 震災対応特殊車両小隊

震災対応特殊車両小隊は、地震災害等における救助活動に必要な重機その他の 設備又は資機材を備えた車両及び必要な隊員で構成されるものであること。

(5) その他の特殊な装備を用いて消防活動を行う小隊

その他の特殊な装備を用いて消防活動を行う小隊は、次に掲げるいずれかの車 両又は資機材及び必要な隊員で構成されるものであること。

- アはしご車
- イ照明車
- ウ 空気ボンベ充埴車
- エ 無人消火ロボット
- オ その他長官が緊急消防援助隊の活動に必要と認めた特殊な装備を備えた消 防重両

第3章 出動

(指揮本部の設置)

- 第11条 被災地消防本部は、緊急消防援助隊の出動が決定した場合は、被災地での 第11条 被災地消防本部は、緊急消防援助隊の出動が決定した場合は、被災地での 緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、指揮本部を設置するものと する。
- つかさどるものとする。
- (1)被害情報の収集に関すること。
- (2)被害状況並びに被災地消防本部及び消防団の活動に係る記録に関すること。

- ア 消防活動二輪小隊は、オフロード走行が可能な仕様の自動二輪車及び隊員で 構成されるものであること。
- イ 消防活動二輪小隊は、消火器及び可搬式消火器具、簡易救助器具又は応急手 当資機材のいずれかを備えること。
- (4) 震災対応特殊車両小隊

震災対応特殊車両小隊は、地震災害等における救助活動に必要な重機その他の 設備又は資機材を備えた車両及び必要な隊員で構成されるものであること。

(5) その他の特殊な装備を用いて消防活動を行う小隊

その他の特殊な装備を用いて消防活動を行う小隊は、次に掲げるいずれかの車 両又は資機材及び必要な隊員で構成されるものであること。

- アはしご重
- イ照明車
- ウ 空気ボンベ充埴車
- エ 無人消火ロボット
- オ その他長官が緊急消防援助隊の活動に必要と認めた特殊な装備を備えた消 防車両

第3章 出動

(指揮本部の設置)

- 緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、指揮本部を設置するものと する。
- 2 指揮本部は、被災地における消防の指揮に関することのほか、次に掲げる事務を 2 指揮本部は、被災地における消防の指揮に関することのほか、次に掲げる事務を つかさどるものとする。
 - (1)被害情報の収集に関すること。
 - (2)被害状況並びに被災地消防本部及び消防団の活動に係る記録に関すること。

- (3) 緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。
- (4) その他緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。
- 関係機関との活動調整を図るため、市町村災害対策本部と緊密に連携を図るものと し、当該市町村災害対策本部に職員を派遣するものとする。

(航空指揮本部の設置)

- 場合は、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、航空指 揮本部を設置するものとする。
- に掲げる事務をつかさどるものとする。
- (1)被害情報の収集に関すること。
- (2)被害状況及び受援都道府県内の航空隊の活動に係る記録に関すること。
- (3) 航空に係る緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関するこ と。
- (4) その他航空に係る緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。

(後方支援本部の設置)

- め、当該代表消防機関に後方支援本部を設置するものとする。ただし、都道府県に 属する緊急消防援助隊のみが出動した場合等においては、この限りでない。
- 2 後方支援本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
- (1) 緊急消防援助隊の出動、活動等に関する連絡調整に関すること。
- (2)後方支援体制の確立に関すること。
- (3) 関係機関との連絡調整に関すること。
- (4) 緊急消防援助隊の交替に関すること。

- (3) 緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。
- (4) その他緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。
- 3 指揮本部は、市町村が行う災害対策及び自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等 3 指揮本部は、市町村が行う災害対策及び自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等 関係機関との活動調整を図るため、市町村災害対策本部と緊密に連携を図るものと し、当該市町村災害対策本部に職員を派遣するものとする。

(航空指揮本部の設置)

- 第12条 被災地の属する都道府県内の航空隊は、緊急消防援助隊の出動が決定した 第12条 被災地の属する都道府県内の航空隊は、緊急消防援助隊の出動が決定した 場合は、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、航空指 揮本部を設置するものとする。
- 2 航空指揮本部は、被災地における航空に係る消防の指揮に関することのほか、次 2 航空指揮本部は、被災地における航空に係る消防の指揮に関することのほか、次 に掲げる事務をつかさどるものとする。
 - (1)被害情報の収集に関すること。
 - (2)被害状況及び受援都道府県内の航空隊の活動に係る記録に関すること。
 - (3) 航空に係る緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関するこ
 - (4) その他航空に係る緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。

(後方支援本部の設置)

- 第 13 条 応援都道府県に属する代表消防機関は、円滑な後方支援体制を確立するた | 第 13 条 応援都道府県に属する代表消防機関は、円滑な後方支援体制を確立するた め、当該代表消防機関に後方支援本部を設置するものとする。ただし、都道府県に 属する緊急消防援助隊のみが出動した場合等においては、この限りでない。
 - 2 後方支援本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
 - (1) 緊急消防援助隊の出動、活動等に関する連絡調整に関すること。
 - (2)後方支援体制の確立に関すること。
 - (3) 関係機関との連絡調整に関すること。
 - (4) 緊急消防援助隊の交替に関すること。

- (5)物資等の搬送計画に関すること。
- (6) 緊急消防援助隊を出動させた消防本部に対する、情報提供に関すること。
- (7)消防庁に対する被災状況や緊急消防援助隊の活動に係る動画及び静止画の提供 に関すること。
- (8) 緊急消防援助隊の隊数及び人員数の集計に関すること。
- (9) その他緊急消防援助隊の活動支援に必要な事項に関すること。

(都道府県大隊の出動)

第14条 都道府県大隊長は、当該都道府県大隊が迅速に被災地に到着するために必 第14条 都道府県大隊長は、当該都道府県大隊が迅速に被災地に到着するために必 要と判断した場合は、ブロック単位での出動又は車両特性に応じた中隊編成による 出動を指示するなど、必要な措置を講じるものとする。

(指揮支援部隊の出動)

第 15 条 統括指揮支援隊、指揮支援隊及び航空指揮支援隊は、原則として、航空小 第 15 条 統括指揮支援隊、指揮支援隊及び航空指揮支援隊は、原則として、航空小 隊による輸送により出動するものとする。

(統合機動部隊の出動等)

- 速に出動し、次に掲げる任務を行うものとする。
- (1) 被災地までの道路状況、給油可能施設等の情報の収集に関すること。
- (2)被害状況、活動場所、任務、必要な大隊規模等の情報の収集に関すること。
- (3) 都道府県大隊が後続する場合の(1)及び(2)に規定する情報の提供に関す ること。
- (4)被災地消防本部との連絡調整に関すること。
- (5) 被災地における通信の確保に関すること。
- (6) 初期の消火、救助及び救急活動に関すること。
- (7) 航空消防活動の支援に関すること。

- (5)物資等の搬送計画に関すること。
- (6) 緊急消防援助隊を出動させた消防本部に対する、情報提供に関すること。
- (7)消防庁に対する被災状況や緊急消防援助隊の活動に係る動画及び静止画の提供 に関すること。
- (8) 緊急消防援助隊の隊数及び人員数の集計に関すること。
- (9) その他緊急消防援助隊の活動支援に必要な事項に関すること。

(都道府県大隊の出動)

要と判断した場合は、ブロック単位での出動又は車両特性に応じた中隊編成による 出動を指示するなど、必要な措置を講じるものとする。

(指揮支援部隊の出動)

隊による輸送により出動するものとする。

(統合機動部隊の出動等)

- 第16条 統合機動部隊は、長官の出動の求め又は指示後、おおむね1時間以内に迅 第16条 統合機動部隊は、長官の出動の求め又は指示後、おおむね1時間以内に迅 速に出動し、次に掲げる任務を行うものとする。
 - (1)被災地までの道路状況、給油可能施設等の情報の収集に関すること。
 - (2)被害状況、活動場所、任務、必要な大隊規模等の情報の収集に関すること。
 - (3) 都道府県大隊が後続する場合の(1)及び(2) に規定する情報の提供に関す ること。
 - (4)被災地消防本部との連絡調整に関すること。
 - (5) 被災地における通信の確保に関すること。
 - (6) 初期の消火、救助及び救急活動に関すること。
 - (7) 航空消防活動の支援に関すること。

- (8) 宿営場所の設営に関すること。
- (9)被害状況、部隊の活動等の記録(動画及び静止画によるものを含む。)に関す ること。
- 2 統合機動部隊を構成する小隊等は、後続する都道府県大隊が被災地に到着後は当 2 統合機動部隊を構成する小隊等は、後続する都道府県大隊が被災地に到着後は当 該都道府県大隊に帰属し、都道府県大隊長の指揮の下、都道府県大隊を構成する小 隊等として活動するものとする。

(エネルギー・産業基盤災害即応部隊の出動)

災害が発生した場合において、当該部隊が属する都道府県の大隊と別に出動するも のとする。

(NBC災害即応部隊の出動)

第 18 条 NBC災害即応部隊は、長官が別に定める運用計画に基づき、NBC災害 | 第 18 条 NBC災害即応部隊は、長官が別に定める運用計画に基づき、NBC災害 等が発生した場合において、長官の出動の指示後、当該部隊が属する都道府県の大 隊と別に迅速に出動するものとする。

(十砂・風水害機動支援部隊の出動等)

第19条 十砂・風水害機動支援部隊は、当該部隊が属する都道府県の大隊の出動を 第19条 十砂・風水害機動支援部隊は、当該部隊が属する都道府県の大隊の出動を 伴わず、単独で出動するものとし、被災地消防本部、消防団、都道府県内消防応援 隊及び他の都道府県大隊と連携して活動するものとする。

(航空部隊の出動)

- ースに出動するものとする。
- 2 航空後方支援小隊は、原則として、自隊の保有する車両により出動するものとす 2 航空後方支援小隊は、原則として、自隊の保有する車両により出動するものとす る。

- (8) 宿営場所の設営に関すること。
- (9)被害状況、部隊の活動等の記録(動画及び静止画によるものを含む。)に関す ること。
- 該都道府県大隊に帰属し、都道府県大隊長の指揮の下、都道府県大隊を構成する小 隊等として活動するものとする。

(エネルギー・産業基盤災害即応部隊の出動)

第 17 条 エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、石油コンビナート等における特殊 | 第 17 条 エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、石油コンビナート等における特殊 災害が発生した場合において、当該部隊が属する都道府県の大隊と別に出動するも のとする。

(NBC災害即応部隊の出動)

等が発生した場合において、長官の出動の指示後、当該部隊が属する都道府県の大 隊と別に迅速に出動するものとする。

(十砂・風水害機動支援部隊の出動等)

伴わず、単独で出動するものとし、被災地消防本部、消防団、都道府県内消防応援 隊及び他の都道府県大隊と連携して活動するものとする。

(航空部隊の出動)

- 第 20 条 航空小隊は、航空機により、原則として、進出拠点となる活動拠点へリベ|第 20 条 航空小隊は、航空機により、原則として、進出拠点となる活動拠点へリベ ースに出動するものとする。
 - る。

(集結場所、進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等)

第21条 集結場所、進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等については、原則として、第21条 集結場所、進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等については、原則として、 次のとおりとする。

(1) 集結場所

代表消防機関は、応援等実施計画に定めるところにより、災害の状況、大隊又 は部隊の特性、規模等を考慮し、応援先市町村又は応援先都道府県に応じて、都 道府県大隊、統合機動部隊、エネルギー・産業基盤災害即応部隊及び土砂・風水 害機動支援部隊の集結場所及び集結時刻を決定し、登録市町村の消防本部に対し て連絡するものとする。

なお、災害の状況等により受援都道府県内の場所を集結場所とする場合は、当 該受援都道府県の消防応援活動調整本部(以下「調整本部」という。)と調整す るものとする。ただし、アクションプランが適用された場合は、当該アクション プランに定めるところによるものとする(以下、第2号及び第3号について同 U.).

(2) 進出拠点

消防庁は、災害の状況、道路の状況、大隊又は部隊の特性、規模等を考慮し、 調整本部(調整本部が設置されない場合は被災地)と調整の上、進出拠点を決定 し、応援都道府県(又は応援都道府県の後方支援本部)に対して連絡するものと する。

(3) 宿営場所

消防庁は、災害の状況、緊急消防援助隊の規模等を考慮し、調整本部(調整本 部が設置されない場合は被災地)と調整の上、宿営場所を決定し、応援都道府県 (又は応援都道府県の後方支援本部) に対して連絡するものとする。

(4) 出動ルート

都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、N BC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、応援先都道府県又は進 (集結場所、進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等)

次のとおりとする。

(1) 集結場所

代表消防機関は、応援等実施計画に定めるところにより、災害の状況、大隊又 は部隊の特性、規模等を考慮し、応援先市町村又は応援先都道府県に応じて、都 道府県大隊、統合機動部隊、エネルギー・産業基盤災害即応部隊及び十砂・風水 害機動支援部隊の集結場所及び集結時刻を決定し、登録市町村の消防本部に対し て連絡するものとする。

なお、災害の状況等により受援都道府県内の場所を集結場所とする場合は、当 該受援都道府県の消防応援活動調整本部(以下「調整本部」という。)と調整す るものとする。ただし、アクションプランが適用された場合は、当該アクション プランに定めるところによるものとする(以下、第2号及び第3号について同 \mathbb{C}_{0}

(2) 准出拠点

消防庁は、災害の状況、道路の状況、大隊又は部隊の特性、規模等を考慮し、 調整本部(調整本部が設置されない場合は被災地)と調整の上、進出拠点を決定 し、応援都道府県(又は応援都道府県の後方支援本部)に対して連絡するものと する。

(3) 宿営場所

消防庁は、災害の状況、緊急消防援助隊の規模等を考慮し、調整本部(調整本 部が設置されない場合は被災地)と調整の上、宿営場所を決定し、応援都道府県 (又は応援都道府県の後方支援本部) に対して連絡するものとする。

(4) 出動ルート

都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、N BC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、応援先都道府県又は進 出拠点に応じて出動ルートを決定し、消防庁、調整本部及び後方支援本部に対し て報告するものとする。

なお、道路の状況等により、出動途上において出動ルート及び進出拠点を変更 する必要がある場合は、消防庁、調整本部及び後方支援本部に対してその旨を報 告するものとする。

(進出拠点到着後の大隊長及び部隊長の任務)

- 第22条 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、 NBC災害即応部隊長及び十砂・風水害機動支援部隊長は、進出拠点到着後、調整 本部に対して、速やかに当該都道府県大隊名又は部隊名、規模、資機材等について 報告するものとする。
- C災害即応部隊長及び十砂・風水害機動支援部隊長は、出動途上等における応援先 市町村の指定の有無にかかわらず、調整本部に対して応援先市町村を確認するもの とする。
- 砂・風水害機動支援部隊長は、進出拠点が高速道路のインターチェンジ等の場合は、 当該都道府県大隊長又は部隊長のみが先行して第1項及び第2項の任務を実施し、 無線等により当該都道府県大隊又は部隊に必要な指示を行うなど、進出拠点を速や かに通過するための措置を講ずるものとする。

(被災地到着後の大隊長及び部隊長の任務)

第23条 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、 NBC災害即応部隊長及び十砂・風水害機動支援部隊長は、被災地到着後、指揮者 及び第25条に規定する緊急消防援助隊指揮支援本部の本部長(以下「指揮支援本 部長」という。) に対して、速やかに当該都道府県大隊名又は部隊名、規模、資機| 材等について報告するとともに、次に掲げる事項について確認するものとする。

出拠点に応じて出動ルートを決定し、消防庁、調整本部及び後方支援本部に対し て報告するものとする。

なお、道路の状況等により、出動涂上において出動ルート及び進出拠点を変更 する必要がある場合は、消防庁、調整本部及び後方支援本部に対してその旨を報 告するものとする。

(進出拠点到着後の大隊長及び部隊長の任務)

- |第 22 条 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、 NBC災害即応部隊長及び十砂・風水害機動支援部隊長は、進出拠点到着後、調整 本部に対して、速やかに当該都道府県大隊名又は部隊名、規模、資機材等について 報告するものとする。
- 2 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NB 2 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NB C災害即応部隊長及び十砂・風水害機動支援部隊長は、出動途上等における応援先 市町村の指定の有無にかかわらず、調整本部に対して応援先市町村を確認するもの とする。
- 3 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長及び土 3 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長及び土 砂・風水害機動支援部隊長は、進出拠点が高速道路のインターチェンジ等の場合は、 当該都道府県大隊長又は部隊長のみが先行して第1項及び第2項の任務を実施し、 無線等により当該都道府県大隊又は部隊に必要な指示を行うなど、進出拠点を凍や かに通過するための措置を講ずるものとする。

(被災地到着後の大隊長及び部隊長の任務)

|第 23 条 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、 NBC災害即応部隊長及び十砂・風水害機動支援部隊長は、被災地到着後、指揮者 及び第25条に規定する緊急消防援助隊指揮支援本部の本部長(以下「指揮支援本 部長」という。) に対して、速やかに当該都道府県大隊名又は部隊名、規模、資機 材等について報告するとともに、次に掲げる事項について確認するものとする。

- (1)被害状况
- (2) 活動方針
- (3)活動地域及び任務
- (4) 安全管理に関する体制
- (5) 使用無線系統
- (6) 地理及び水利の状況
- (7) その他活動上必要な事項
- 部に対して報告するものとする。

第4章 指揮活動

(指揮体制)

- 援部隊を統括し、当該被災地に係る都道府県災害対策本部長又は調整本部長を補佐 し、及びその指揮の下で、被災地における緊急消防援助隊の活動の管理を行うもの とする。
- 被災地における陸上(水上を含む。以下同じ。)に係る緊急消防援助隊の活動の管 理を行うものとする。
- 3 航空指揮支援隊長は、ヘリベース指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、被災地 3 航空指揮支援隊長は、ヘリベース指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、被災地 における航空に係る緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。
- 長の管理の下で、当該都道府県大隊の活動の指揮を行うものとする。
- 5 統合機動部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部 5 統合機動部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部 長の管理の下で、当該統合機動部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 6 エネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長 6 エネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長

- (1)被害状況
- (2)活動方針
- (3)活動地域及び任務
- (4) 安全管理に関する体制
- (5) 使用無線系統
- (6) 地理及び水利の状況
- (7) その他活動上必要な事項
- 2 統合機動部隊長は、確認した事項について、後続の都道府県大隊及び後方支援本 2 統合機動部隊長は、確認した事項について、後続の都道府県大隊及び後方支援本 部に対して報告するものとする。

第4章 指揮活動

(指揮体制)

- 第24条 指揮支援部隊長は、被災地における緊急消防援助隊の活動に関し、指揮支|第24条 指揮支援部隊長は、被災地における緊急消防援助隊の活動に関し、指揮支 援部隊を統括し、当該被災地に係る都道府県災害対策本部長又は調整本部長を補佐 し、及びその指揮の下で、被災地における緊急消防援助隊の活動の管理を行うもの とする。
- 2 指揮支援隊長は、指揮支援本部長として、指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、 2 指揮支援隊長は、指揮支援本部長として、指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、 被災地における陸上(水上を含む。以下同じ。)に係る緊急消防援助隊の活動の管 理を行うものとする。
 - における航空に係る緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。
- 4 都道府県大隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部 4 都道府県大隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部 長の管理の下で、当該都道府県大隊の活動の指揮を行うものとする。
 - 長の管理の下で、当該統合機動部隊の活動の指揮を行うものとする。

若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該エネルギー・産業基盤災害即応部隊の 活動の指揮を行うものとする。

- 7 NBC災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支|7 NBC災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支 援本部長の管理の下で、当該NBC災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 指揮支援本部長の管理の下で、当該十砂・風水害機動支援部隊の活動の指揮を行う ものとする。
- 9 中隊長は、都道府県大隊長又は部隊長(指揮支援部隊長を除く。)の指揮の下で、19 中隊長は、都道府県大隊長又は部隊長(指揮支援部隊長を除く。)の指揮の下で、 小隊長以下の指揮を行うものとする。

(緊急消防援助隊指揮支援本部の設置)

- 揮支援本部」という。) を設置するものとする。
- 2 指揮支援部隊長は、次に掲げる順位により、指揮支援本部長を指名するものとす | 2 指揮支援部隊長は、次に掲げる順位により、指揮支援本部長を指名するものとす る。
- (1) 第1順位 指揮支援隊長
- (2) 第2順位 都道府県大隊長
- (3) 第3順位 統合機動部隊長
- (4) 第4順位 代表消防機関又は代表消防機関代行に属する中隊長
- 3 指揮支援本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
- (1)被害状況、市町村が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。
- (2)被災地消防本部、消防団、都道府県内消防応援隊及び緊急消防援助隊の陸上に 係る活動調整に関すること。
- (3) 陸上に係る緊急消防援助隊の安全管理に関すること。
- (4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との活動調整に関すること。
- (5) 指揮本部又は市町村災害対策本部への隊員の派遣に関すること。
- (6) 調整本部に対する報告に関すること。

若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該エネルギー・産業基盤災害即応部隊の 活動の指揮を行うものとする。

- 援本部長の管理の下で、当該NBC災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 8 十砂・風水害機動支援部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは 8 十砂・風水害機動支援部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは 指揮支援本部長の管理の下で、当該土砂・風水害機動支援部隊の活動の指揮を行う ものとする。
 - 小隊長以下の指揮を行うものとする。

(緊急消防援助隊指揮支援本部の設置)

- 第 25 条 指揮支援部隊長は、被災地ごとに緊急消防援助隊指揮支援本部(以下「指|第 25 条 指揮支援部隊長は、被災地ごとに緊急消防援助隊指揮支援本部(以下「指 揮支援本部」という。)を設置するものとする。
 - る。
 - (1) 第1順位 指揮支援隊長
 - (2) 第2順位 都道府県大隊長
 - (3) 第3順位 統合機動部隊長
 - (4) 第4順位 代表消防機関又は代表消防機関代行に属する中隊長
 - 3 指揮支援本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
 - (1)被害状況、市町村が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。
 - (2)被災地消防本部、消防団、都道府県内消防応援隊及び緊急消防援助隊の陸上に 係る活動調整に関すること。
 - (3) 陸上に係る緊急消防援助隊の安全管理に関すること。
 - (4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との活動調整に関すること。
 - (5) 指揮本部又は市町村災害対策本部への隊員の派遣に関すること。
 - (6) 調整本部に対する報告に関すること。

- (7)被害状況及び緊急消防援助隊の活動に係る記録に関すること。
- (8) その他必要な事項に関すること。
- 4 指揮支援本部は、指揮本部及び市町村災害対策本部と緊密な連携を図ることがで 4 指揮支援本部は、指揮本部及び市町村災害対策本部と緊密な連携を図ることがで きる場所に設置するものとする。この場合において、指揮支援本部長は、前項の事 務を実施するために必要と認める場合は、指揮本部又は市町村災害対策本部へ隊員 を派遣するものとする。
- 隊が活動する場合、必要に応じて、これらの複数の隊との間で中心となって調整し、 指揮支援本部長へ報告等を行う統括統合機動部隊長又は統括都道府県大隊長を指 名するものとする。
- 6 指揮支援本部長は、市町村災害対策本部と緊密に連携を図るとともに、当該市町 6 指揮支援本部長は、市町村災害対策本部と緊密に連携を図るとともに、当該市町 村災害対策本部の会議に参画し、市町村が行う災害対策及び自衛隊、警察、海上保 安庁、DMAT等関係機関との活動調整を行うものとする。
- 7 指揮支援本部長は、指揮本部及び都道府県内消防応援隊と緊密に連携するものと 17 指揮支援本部長は、指揮本部及び都道府県内消防応援隊と緊密に連携するものと する。
- 8 指揮支援本部は、受援市町村名を冠称し、「○○市町村緊急消防援助隊指揮支援 | 8 指揮支援本部は、受援市町村名を冠称し、「○○市町村緊急消防援助隊指揮支援 本部」と呼称する。

(緊急消防援助隊航空指揮支援本部の設置)

- 第 26 条 指揮支援部隊長は、活動拠点へリベースに緊急消防援助隊航空指揮支援本 | 第 26 条 指揮支援部隊長は、活動拠点へリベースに緊急消防援助隊航空指揮支援本 部(以下「航空指揮支援本部」という。)を設置するものとする。
- 2 指揮支援部隊長は、航空指揮支援隊長を航空指揮支援本部長に指名するものとす 2 指揮支援部隊長は、航空指揮支援隊長を航空指揮支援本部長に指名するものとす る。
- 3 航空指揮支援本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
- (1)受援都道府県内の航空隊及び航空に係る緊急消防援助隊の活動調整に関するこ と。
- (2) 航空に係る緊急消防援助隊の安全管理に関すること。

- (7)被害状況及び緊急消防援助隊の活動に係る記録に関すること。
- (8) その他必要な事項に関すること。
- きる場所に設置するものとする。この場合において、指揮支援本部長は、前項の事 務を実施するために必要と認める場合は、指揮本部又は市町村災害対策本部へ隊員 を派遣するものとする。
- 5 指揮支援本部長は、同一の災害現場において複数の統合機動部隊又は都道府県大 5 指揮支援本部長は、同一の災害現場において複数の統合機動部隊又は都道府県大 隊が活動する場合、必要に応じて、これらの複数の隊との間で中心となって調整し、 指揮支援本部長へ報告等を行う統括統合機動部隊長又は統括都道府県大隊長を指 名するものとする。
 - 村災害対策本部の会議に参画し、市町村が行う災害対策及び自衛隊、警察、海上保 安庁、DMAT等関係機関との活動調整を行うものとする。
 - する。
 - 本部」と呼称する。

(緊急消防援助隊航空指揮支援本部の設置)

- 部(以下「航空指揮支援本部」という。)を設置するものとする。
- る。
- 3 航空指揮支援本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
- (1)受援都道府県内の航空隊及び航空に係る緊急消防援助隊の活動調整に関するこ
- (2) 航空に係る緊急消防援助隊の安全管理に関すること。

- (3) 調整本部に対する報告に関すること。
- (4)被害状況及び緊急消防援助隊の活動に係る記録に関すること。
- (5) その他必要な事項に関すること。
- 合において、航空指揮支援本部長は、前項の事務を実施するために必要と認める場 合は、調整本部又は航空運用調整班等へ隊員を派遣するものとする。
- 航空指揮支援本部長は、航空指揮本部と緊密に連携するものとする。
- 航空指揮支援本部」と呼称する。
- 7 航空指揮支援本部長は、航空指揮支援隊及び航空小隊に対する輸送・補給活動等 | 7 航空指揮支援本部長は、航空指揮支援隊及び航空小隊に対する輸送・補給活動等 が必要な場合には、指揮支援部隊長に対し、航空後方支援小隊又は後方支援小隊を 活動拠点へリベース等に派遣するよう要請するものとする。

(消防庁職員の現地派遣)

- た場合は、調整本部又は都道府県災害対策本部に消防庁職員(以下「現地派遣職員」 という。) を派遣するものとする。
- 2 長官は、災害の状況に応じ必要と判断した場合は、指揮支援本部、市町村災害対 2 長官は、災害の状況に応じ必要と判断した場合は、指揮支援本部、市町村災害対 策本部又は航空指揮支援本部に現地派遣職員を派遣するものとする。
- 現地派遣職員を派遣するものとする。
- 4 現地派遣職員は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
- (1)被害情報の収集及び消防庁への情報提供に関すること。
- (2) 都道府県災害対策本部又は市町村災害対策本部に対する、災害対策活動の支援 に関すること。
- (3) 緊急消防援助隊の増隊、部隊移動等、緊急消防援助隊の活動調整に係る消防庁 との連絡調整に関すること。

- (3) 調整本部に対する報告に関すること。
- (4)被害状況及び緊急消防援助隊の活動に係る記録に関すること。
- (5) その他必要な事項に関すること。
- 4 航空指揮支援本部は、航空指揮本部と同一の場所に設置するものとする。この場 4 航空指揮支援本部は、航空指揮本部と同一の場所に設置するものとする。この場 合において、航空指揮支援本部長は、前項の事務を実施するために必要と認める場 合は、調整本部又は航空運用調整班等へ隊員を派遣するものとする。
 - 5 航空指揮支援本部長は、航空指揮本部と緊密に連携するものとする。
 - 航空指揮支援本部は、受援都道府県名を冠称し、「○○都道府県緊急消防援助隊 | 6 航空指揮支援本部は、受援都道府県名を冠称し、「○○都道府県緊急消防援助隊 航空指揮支援本部」と呼称する。
 - が必要な場合には、指揮支援部隊長に対し、航空後方支援小隊又は後方支援小隊を 活動拠点へリベース等に派遣するよう要請するものとする。

(消防庁職員の現地派遣)

- 第27条 長官は、緊急消防援助隊の出動が決定し、災害の状況に応じ必要と判断し 第27条 長官は、緊急消防援助隊の出動が決定し、災害の状況に応じ必要と判断し た場合は、調整本部又は都道府県災害対策本部に消防庁職員(以下「現地派遣職員」 という。) を派遣するものとする。
 - 策本部又は航空指揮支援本部に現地派遣職員を派遣するものとする。
- 3 長官は、被災地における消防の広報活動が必要と判断した場合は、災害現場等に 13 長官は、被災地における消防の広報活動が必要と判断した場合は、災害現場等に 現地派遣職員を派遣するものとする。
 - 4 現地派遣職員は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
 - (1)被害情報の収集及び消防庁への情報提供に関すること。
 - (2) 都道府県災害対策本部又は市町村災害対策本部に対する、災害対策活動の支援 に関すること。
 - (3) 緊急消防援助隊の増隊、部隊移動等、緊急消防援助隊の活動調整に係る消防庁 との連絡調整に関すること。

- (4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との連絡調整に関すること。
- (5) 報道機関への対応に関すること。
- (6)被害状況や活動状況に係る動画及び静止画の収集及び共有に関すること。

(都道府県大隊本部の設置)

- 第 28 条 都道府県大隊長は、災害現場付近の活動上適当な場所に都道府県大隊本部 | 第 28 条 都道府県大隊長は、災害現場付近の活動上適当な場所に都道府県大隊本部 を設置するものとする。この場合において、都道府県大隊長を本部長とする。
- 2 都道府県大隊本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
- (1) 都道府県大隊の活動管理に関すること。
- (2) 隊員の安全管理に関すること。
- (3) 都道府県大隊の後方支援に関すること。
- (4)被害状況及び都道府県大隊の活動に係る記録(動画及び静止画によるものを含し す。) に関すること。
- (5)被災地消防本部、消防団及び都道府県内消防応援隊との活動調整に関すること。
- (6) 指揮支援本部に対する報告に関すること。
- (7) 他の都道府県大隊等との調整に関すること。
- (8) その他必要な事項に関すること。
- 称する。

(現地合同調整所の設置)

- 第29条 指揮者は、災害現場において、自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関第29条 指揮者は、災害現場において、自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関 係機関間における情報共有及び活動調整等を行うため、必要に応じて、現地合同調 整所を設置するものとする。
- 2 指揮支援本部長は、必要に応じて、現地合同調整所の設置について指揮者に進言 2 指揮支援本部長は、必要に応じて、現地合同調整所の設置について指揮者に進言 するものとする。
- 動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長、土砂・

- (4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との連絡調整に関すること。
- (5)報道機関への対応に関すること。
- (6)被害状況や活動状況に係る動画及び静止画の収集及び共有に関すること。

(都道府県大隊本部の設置)

- を設置するものとする。この場合において、都道府県大隊長を本部長とする。
- 2 都道府県大隊本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
- (1) 都道府県大隊の活動管理に関すること。
- (2) 隊員の安全管理に関すること。
- (3) 都道府県大隊の後方支援に関すること。
- (4)被害状況及び都道府県大隊の活動に係る記録(動画及び静止画によるものを含 す。) に関すること。
- (5)被災地消防本部、消防団及び都道府県内消防応援隊との活動調整に関すること。
- (6) 指揮支援本部に対する報告に関すること。
- (7) 他の都道府県大隊等との調整に関すること。
- (8) その他必要な事項に関すること。
- 3 都道府県大隊本部は、応援都道府県名を冠称し、「○○都道府県大隊本部」と呼 3 都道府県大隊本部は、応援都道府県名を冠称し、「○○都道府県大隊本部」と呼 称する。

(現地合同調整所の設置)

- 係機関間における情報共有及び活動調整等を行うため、必要に応じて、現地合同調 整所を設置するものとする。
- するものとする。
- 3 現地合同調整所が設置された場合、指揮支援本部長は、都道府県大隊長、統合機 3 現地合同調整所が設置された場合、指揮支援本部長は、都道府県大隊長、統合機 動部隊長、NBC災害即応部隊長、土砂・風水害機動支援部隊長、代表消防機関又

風水害機動支援部隊長、代表消防機関又は代表消防機関代行に属する中隊長の中か ら必要な者を現地合同調整所の会議に参画させるものとする。

4 前項において参画した者は、現地合同調整所において、活動エリア・内容・手順、 情報通信手段等について、自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関間の情 報共有及び活動調整、必要に応じた関係機関間の相互協力を行う。

(情報共有等)

- 第30条 消防庁は、調整本部、指揮支援本部、指揮者、航空指揮支援本部、ヘリベ|第30条 消防庁は、調整本部、指揮支援本部、指揮者、航空指揮支援本部、ヘリベ 一ス指揮者、都道府県大隊本部及び後方支援本部に対して、緊急消防援助隊連絡体| 制(別記様式1)により情報連絡体制等の明確化を図るものとする。
- 要な情報共有を図るとともに、被害状況や活動状況について動画及び静止画による 共有に努めるものとする。

(活動報告等)

- 第31条 指揮支援部隊長は、被害状況、被災地消防本部及び消防団、都道府県内消 第31条 指揮支援部隊長は、被害状況、被災地消防本部及び消防団、都道府県内消 防応援隊並びに緊急消防援助隊の活動状況その他必要な事項について、消防庁及び 調整本部長に対して適宜報告するものとする。
- 2 指揮支援本部長は、被害状況、被災地消防本部及び消防団、都道府県内消防応援 2 指揮支援本部長は、被害状況、被災地消防本部及び消防団、都道府県内消防応援 隊並びに陸上に係る緊急消防援助隊の活動状況その他必要な事項について、指揮者 及び調整本部に対して適宜報告するものとする。
- 3 航空指揮支援本部長は、被害状況、受援都道府県内の航空隊及び航空に係る緊急 3 航空指揮支援本部長は、被害状況、受援都道府県内の航空隊及び航空に係る緊急 消防援助隊の活動状況その他必要な事項について、ヘリベース指揮者及び調整本部 に対して適宜報告するものとする。

は代表消防機関代行に属する中隊長の中から必要な者を現地合同調整所の会議に 参画させるものとする。

4 前項において参画した者は、現地合同調整所において、活動エリア・内容・手順、 情報通信手段等について、自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関間の情 報共有及び活動調整、必要に応じた関係機関間の相互協力を行う。

(情報共有等)

- 一ス指揮者、都道府県大隊本部及び後方支援本部に対して、緊急消防援助隊連絡体 制(別記様式1)により情報連絡体制等の明確化を図るものとする。
- 2 消防庁、調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部、12 消防庁、調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部、 都道府県大隊本部、後方支援本部及び緊急消防援助隊は、緊急消防援助隊動熊情報 | 都道府県大隊本部、後方支援本部及び緊急消防援助隊は、緊急消防援助隊動熊情報シ システム、支援情報共有ツール、ヘリコプター動態管理システム、情報収集活動用 ステム、支援情報共有ツール、ヘリコプター動態管理システム等を積極的に活用し、 ドローン、映<mark>像伝送装置</mark>等を積極的に活用し、緊急消防援助隊の活動等について必 緊急消防援助隊の活動等について必要な情報共有を図るものとする。特に、<mark>緊急消防</mark> 援助隊動熊情報システム及び支援情報共有ツールを活用し、被害状況や活動状況を撮 影した動画及び静止画の共有に努めるものとする。

(活動報告等)

- 防応援隊並びに緊急消防援助隊の活動状況その他必要な事項について、消防庁及び 調整本部長に対して適宜報告するものとする。
- 隊並びに陸上に係る緊急消防援助隊の活動状況その他必要な事項について、指揮者 及び調整本部に対して適宜報告するものとする。
- 消防援助隊の活動状況その他必要な事項について、ヘリベース指揮者及び調整本部 に対して適宜報告するものとする。

- 4 都道府県大隊長は、被害状況、当該都道府県大隊の活動状況その他必要な事項に 4 都道府県大隊長は、被害状況、当該都道府県大隊の活動状況その他必要な事項に ついて、指揮支援本部長に対して適宜報告するものとする。
- C災害即応部隊長及び十砂・風水害機動支援部隊長は、活動規模、活動結果、活動 予定その他必要な事項を記載した活動日報(別記様式2)を作成し、指揮支援本部 長に対して報告するものとする。ただし、第16条第2項の規定に基づき、統合機 動部隊を編成する小隊等が後続する都道府県大隊に帰属し、都道府県大隊を編成す る小隊として活動を開始する翌日からは統合機動部隊長の報告は不要とするもの とする。
- 6 指揮支援本部長は、活動日報(別記様式2)を作成するとともに、前項の活動日 6 指揮支援本部長は、活動日報(別記様式2)を作成するとともに、前項の活動日 報を取りまとめ、指揮支援部隊長に対して報告するものとする。
- 指揮支援本部長に対して報告するものとする。
- 8 航空指揮支援本部長は、活動日報(別記様式2)を作成するとともに、前項の活 8 航空指揮支援本部長は、活動日報(別記様式2)を作成するとともに、前項の活 動日報を取りまとめ、指揮支援部隊長に対して報告するものとする。
- 9 指揮支援部隊長は、活動日報(別記様式2)を作成するとともに、第6項及び第19 指揮支援部隊長は、活動日報(別記様式2)を作成するとともに、第6項及び第 8項の活動日報を取りまとめ、長官に対して報告するものとする。

(通信連絡体制等)

- 第32条 緊急消防援助隊に係る通信連絡体制は、原則として、次のとおり行うもの | 第32条 緊急消防援助隊に係る通信連絡体制は、原則として、次のとおり行うもの とする。
- (1)消防庁、調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本 部及び関係機関相互の通信連絡は、有線回線、衛星携帯電話、消防防災無線、防 災行政無線、地域衛星通信ネットワーク、防災相互通信用無線(以下「防災相互 波」という。)その他無線を使用する。
- (2) 調整本部、指揮支援本部、指揮本部及び都道府県大隊本部相互の無線通信は、 統制波1を使用する。

- ついて、指揮支援本部長に対して適宜報告するものとする。
- 5 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NB | 5 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NB C災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、活動規模、活動結果、活動 予定その他必要な事項を記載した活動日報(別記様式2)を作成し、指揮支援本部 長に対して報告するものとする。ただし、第16条第2項の規定に基づき、統合機 動部隊を編成する小隊等が後続する都道府県大隊に帰属し、都道府県大隊を編成す る小隊として活動を開始する翌日からは統合機動部隊長の報告は不要とするもの とする。
 - 報を取りまとめ、指揮支援部隊長に対して報告するものとする。
- 7 航空小隊長及び航空後方支援小隊長は、活動日報(別記様式2)を作成し、航空 7 航空小隊長及び航空後方支援小隊長は、活動日報(別記様式2)を作成し、航空 指揮支援本部長に対して報告するものとする。
 - 動日報を取りまとめ、指揮支援部隊長に対して報告するものとする。
 - 8項の活動日報を取りまとめ、長官に対して報告するものとする。

(通信連絡体制等)

- とする。
- (1)消防庁、調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本 部及び関係機関相互の通信連絡は、有線回線、衛星携帯電話、消防防災無線、防 災行政無線、地域衛星通信ネットワーク、防災相互通信用無線(以下「防災相互 波」という。) その他無線を使用する。
- (2) 調整本部、指揮支援本部、指揮本部及び都道府県大隊本部相互の無線通信は、 統制波1を使用する。

- (3) 指揮支援部隊長は、被災地が複数に及び、指揮系統を複数に分離する必要があ る場合は、統制波2又は統制波3のいずれかから、緊急消防援助隊の配備状況及 び活動状況に応じて使用波を指定する。
- (4) 指揮支援部隊長は、陸上隊と航空隊の間の情報共有を図るため、必要がある場 合は、統制波2又は統制波3のいずれかから、緊急消防援助隊の配備状況及び活 動状況に応じて使用波を指定するとともに、衛星携帯電話等を活用する。
- (5) 指揮支援本部長は、さらに指揮系統を複数に分離する必要がある場合は、指揮 支援部隊長と協議し、指定波以外の統制波を指定することができる。
- (6) 都道府県大隊本部、当該都道府県大隊に属する中隊及び統合機動部隊相互の無 線通信は、別表のとおり、隊の属する都道府県ごとに指定された主運用波を使用 する。
- (7)同一中隊に属する小隊相互、同一統合機動部隊に属する隊相互、同一エネルギ ・産業基盤災害即応部隊に属する隊相互、同一NBC災害即応部隊に属する隊 相互及び同一十砂・風水害機動支援部隊に属する隊相互の無線通信は、別表のと おり、隊の属する都道府県ごとに指定された主運用波を使用する。
- (8) 指揮支援本部長は、同一の主運用波を使用する大隊、部隊又は都道府県内応援 隊が近接して活動している場合等においては、指揮支援部隊長と協議し、指定波 以外の主運用波を指定することができる。
- (9) 航空指揮支援本部、航空指揮本部及び航空部隊に属する小隊相互の無線通信は、 航空波を使用する。
- (10) 都道府県大隊等に属する小隊の隊員相互の無線通信は、署活動用無線機を使用 する。署活動用無線機の使用に係る事前手続や運用上遵守すべき事項について は、消防庁が別に定める。
- (11) 無線通信の呼出応答においては、必ず呼出名称を使用する。
- 2 統制波の運用に際し輻輳が確認された場合は、原則として、次のとおり運用する 2 統制波の運用に際し輻輳が確認された場合は、原則として、次のとおり運用する ものとする。
- (1) 無線統制は、指揮支援部隊長の指示により行う。

- (3) 指揮支援部隊長は、被災地が複数に及び、指揮系統を複数に分離する必要があ る場合は、統制波2又は統制波3のいずれかから、緊急消防援助隊の配備状況及 び活動状況に応じて使用波を指定する。
- (4)指揮支援部隊長は、陸上隊と航空隊の間の情報共有を図るため、必要がある場 合は、統制波2又は統制波3のいずれかから、緊急消防援助隊の配備状況及び活 動状況に応じて使用波を指定するとともに、衛星携帯電話等を活用する。
- (5) 指揮支援本部長は、さらに指揮系統を複数に分離する必要がある場合は、指揮 支援部隊長と協議し、指定波以外の統制波を指定することができる。
- (6) 都道府県大隊本部、当該都道府県大隊に属する中隊及び統合機動部隊相互の無 線通信は、別表のとおり、隊の属する都道府県ごとに指定された主運用波を使用 する。
- (7) 同一中隊に属する小隊相互、同一統合機動部隊に属する隊相互、同一エネルギ ・産業基盤災害即応部隊に属する隊相互、同一NBC災害即応部隊に属する隊 相互及び同一十砂・風水害機動支援部隊に属する隊相互の無線通信は、別表のと おり、隊の属する都道府県ごとに指定された主運用波を使用する。
- (8) 指揮支援本部長は、同一の主運用波を使用する大隊、部隊又は都道府県内応援 隊が近接して活動している場合等においては、指揮支援部隊長と協議し、指定波 以外の主運用波を指定することができる。
- (9)航空指揮支援本部、航空指揮本部及び航空部隊に属する小隊相互の無線通信は、 航空波を使用する。
- (10) 都道府県大隊等に属する小隊の隊員相互の無線通信は、署活動用無線機を使用 する。署活動用無線機の使用に係る事前手続や運用上遵守すべき事項について は、消防庁が別に定める。
- (11) 無線通信の呼出応答においては、必ず呼出名称を使用する。
- ものとする。
- (1) 無線統制は、指揮支援部隊長の指示により行う。

- (2) 無線統制が実施された場合、調整本部又は指揮支援本部以外での運用は、次に 掲げる場合を除き、調整本部又は指揮支援本部からの送信に対する応答のみとす る。
 - ア 応援要請を行う場合
 - イ 隊員、消防車両等の重大な事故が発生した場合
 - ウ 新たな災害が発生した場合
 - エ 調整本部又は指揮支援本部からの特命事項について報告する場合
- 第5章 防災関係機関との連携

(防災関係機関等との連絡調整等)

係公共機関等との連絡調整を行うものとする。

(実動関係機関との連携)

第34条 緊急消防援助隊は、被災地への出動及び被災地での活動に関して、自衛隊、|第34条 緊急消防援助隊は、被災地への出動及び被災地での活動に関して、自衛隊、 警察、海上保安庁、TEC-FORCE (国土交通省が派遣する緊急災害対策派 遺隊をいう。) 等と連携するものとする。

なお、被災地での活動に当たっては、防災相互波等の共通の通信手段を活用し、 情報共有に努めるものとする。

(医師等との連携)

第35条 緊急消防援助隊は、被災地において救命医療活動を行う医師、DMAT、 ドクターヘリ(救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置 法(平成19年法律第103号)に規定する救急医療用へリコプターをいう。)等と連 携して活動するものとする。

- (2)無線統制が実施された場合、調整本部又は指揮支援本部以外での運用は、次に 掲げる場合を除き、調整本部又は指揮支援本部からの送信に対する応答のみとす る。
 - ア 応援要請を行う場合
 - イ 隊員、消防車両等の重大な事故が発生した場合
 - ウ 新たな災害が発生した場合
 - エ 調整本部又は指揮支援本部からの特命事項について報告する場合
- 3 指揮支援部隊長は、防災相互波の使用に関し、関係機関と調整を行うものとする。 13 指揮支援部隊長は、防災相互波の使用に関し、関係機関と調整を行うものとする。
 - 第5章 防災関係機関との連携

(防災関係機関等との連絡調整等)

第 33 条 長官は、緊急消防援助隊の出動等に関し、必要と認める防災関係機関、関 1第 33 条 長官は、緊急消防援助隊の出動等に関し、必要と認める防災関係機関、関 係公共機関等との連絡調整を行うものとする。

(実動関係機関との連携)

警察、海上保安庁、TEC-FORCE (国土交通省が派遣する緊急災害対策派 遺隊をいう。) 等と連携するものとする。

なお、被災地での活動に当たっては、防災相互波等の共通の通信手段を活用し、 情報共有に努めるものとする。

(医師等との連携)

|第 35 条 緊急消防援助隊は、被災地において救命医療活動を行う医師、DMAT、 ドクターへリ(救急医療用へリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置 法(平成19年法律第103号)に規定する救急医療用ヘリコプターをいう。)等と連 携して活動するものとする。

(調整本部等における防災関係機関との連携)

- び後方支援本部は、緊急消防援助隊の活動が効果的に行われるように、緊急消防援 助隊の活動に関して必要な交通、輸送、通信、燃料、物資等に関する防災関係機関 と緊密な連携を図るものとする。
- 急消防援助隊の活動に関して必要な関係機関との連絡調整について、必要に応じ て、都道府県災害対策本部及び市町村災害対策本部に依頼するものとする。

(消防機関との連携)

- 報提供を受けるなど、被災地消防本部、消防団及び都道府県内消防応援隊と緊密に 連携するものとする。
- 第6章 指揮支援実施計画及び受援計画

(指揮支援実施計画)

- 第38条 統括指揮支援隊及び指揮支援隊の属する消防本部の長は、統括指揮支援隊 第38条 統括指揮支援隊及び指揮支援隊の属する消防本部の長は、統括指揮支援隊 及び指揮支援隊の活動を円滑に行うための指揮支援実施計画を策定するものとす る。
- 2 指揮支援実施計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 統括指揮支援隊及び指揮支援隊の編成及び出動体制に関すること。
- (2) 指揮支援の基本的事項に関すること。
- (3) 関係機関との活動調整に関すること。
- (4) 現地合同調整所への参画に関すること。
- (5)情報連絡体制に関すること。

(調整本部等における防災関係機関との連携)

- 第36条 調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部及1第36条 調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部及 び後方支援本部は、緊急消防援助隊の活動が効果的に行われるように、緊急消防援 助隊の活動に関して必要な交通、輸送、通信、燃料、物資等に関する防災関係機関 と緊密な連携を図るものとする。
- 2 調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部及び航空指揮本部は、緊 2 調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部及び航空指揮本部は、緊 急消防援助隊の活動に関して必要な関係機関との連絡調整について、必要に応じ て、都道府県災害対策本部及び市町村災害対策本部に依頼するものとする。

(消防機関との連携)

- 第37条 緊急消防援助隊は、効果的な活動を実施するため、道路、住家位置等の情 | 第37条 緊急消防援助隊は、効果的な活動を実施するため、道路、住家位置等の情 報提供を受けるなど、被災地消防本部、消防団及び都道府県内消防応援隊と緊密に 連携するものとする。
 - 第6章 指揮支援実施計画及び受援計画

(指揮支援実施計画)

- 及び指揮支援隊の活動を円滑に行うための指揮支援実施計画を策定するものとす る。
- 2 指揮支援実施計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 統括指揮支援隊及び指揮支援隊の編成及び出動体制に関すること。
- (2) 指揮支援の基本的事項に関すること。
- (3) 関係機関との活動調整に関すること。
- (4) 現地合同調整所への参画に関すること。
- (5)情報連絡体制に関すること。

- (6) 通信支援小隊との連携に関すること。
- (7) その他必要な事項に関すること。
- 定又は変更した場合は、長官及び当該消防本部が属する都道府県の知事に対して報 告するとともに、当該統括指揮支援隊及び指揮支援隊が出動対象となる都道府県の 知事に対して情報提供するものとする。
- 知事は、航空指揮支援隊の活動を円滑に行うための航空指揮支援実施計画を策定す るものとする。
- 5 航空指揮支援実施計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 航空指揮支援隊の編成及び出動体制に関すること。
- (2) 航空指揮支援の基本的事項に関すること。
- (3) 情報連絡体制に関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。
- 知事は、航空指揮支援実施計画を策定又は変更した場合は、長官に対して報告する とともに、航空指揮支援隊が消防本部に属する場合においては、当該消防本部が属 する都道府県の知事に対して報告する。

(消防本部の受援計画)

- 第39条 消防本部の長は、当該消防本部が管轄する市町村が被災し、緊急消防援助 第39条 消防本部の長は、当該消防本部が管轄する市町村が被災し、緊急消防援助 隊の応援等を受ける場合の受援計画を策定するものとする。
- 2 受援計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 指揮本部の運営体制及び早期設置に関すること。
- (2) 緊急消防援助隊の早期受入れに係る関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) 進出拠点、当該拠点への連絡員の派遣及び連絡体制に関すること。
- (4) 宿営場所その他緊急消防援助隊の活動に必要な拠点の確保に関すること。

- (6) 通信支援小隊との連携に関すること。
- (7) その他必要な事項に関すること。
- 3 統括指揮支援隊及び指揮支援隊の属する消防本部の長は、指揮支援実施計画を策|3 統括指揮支援隊及び指揮支援隊の属する消防本部の長は、指揮支援実施計画を策 定又は変更した場合は、長官及び当該消防本部が属する都道府県の知事に対して報 告するとともに、当該統括指揮支援隊及び指揮支援隊が出動対象となる都道府県の 知事に対して情報提供するものとする。
- 4 航空指揮支援隊の属する消防本部の長及び航空指揮支援隊の属する都道府県の 4 航空指揮支援隊の属する消防本部の長及び航空指揮支援隊の属する都道府県の 知事は、航空指揮支援隊の活動を円滑に行うための航空指揮支援実施計画を策定す るものとする。
 - 5 航空指揮支援実施計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 航空指揮支援隊の編成及び出動体制に関すること。
 - (2) 航空指揮支援の基本的事項に関すること。
 - (3)情報連絡体制に関すること。
 - (4) その他必要な事項に関すること。
- 6 航空指揮支援隊の属する消防本部の長及び航空指揮支援隊の属する都道府県の 6 航空指揮支援隊の属する消防本部の長及び航空指揮支援隊の属する都道府県の 知事は、航空指揮支援実施計画を策定又は変更した場合は、長官に対して報告する とともに、航空指揮支援隊が消防本部に属する場合においては、当該消防本部が属 する都道府県の知事に対して報告する。

(消防本部の受援計画)

- 隊の応援等を受ける場合の受援計画を策定するものとする。
- 2 受援計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 指揮本部の運営体制及び早期設置に関すること。
- (2) 緊急消防援助隊の早期受入れに係る関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) 進出拠点、当該拠点への連絡員の派遣及び連絡体制に関すること。
- (4) 宿営場所その他緊急消防援助隊の活動に必要な拠点の確保に関すること。

- (5) 救助活動拠点施設(南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措 置法 (平成14年法律第92号) に規定する救助活動のための拠点施設をいう。) の運用に関すること。
- (6) 緊急消防援助隊の活動に必要な情報の提供に関すること。
- (7) 燃料補給、物資補給等の後方支援体制に関すること。
- (8) ヘリコプターの離着陸場等の航空機の受入れに関すること。
- (9) その他必要な事項に関すること。
- び地域防災計画の内容と整合を図るものとする。
- 4 消防本部の長は、受援計画を策定又は変更した場合は、都道府県知事に報告する。 4 消防本部の長は、受援計画を策定又は変更した場合は、都道府県知事に報告する。

第7章 その他

(消防本部等の訓練)

消防援助隊の連携活動能力の向上に必要な訓練を行うなど、緊急消防援助隊の応受 援体制の強化を図るものとする。

(緊急消防援助隊登録証及び緊急消防援助隊旗)

- して、緊急消防援助隊登録証及び緊急消防援助隊旗を交付するものとする。
- 2 緊急消防援助隊旗の制式については、長官が別に定める。

(その他)

庁が別に定める。

- (5) 救助活動拠点施設(南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措 置法(平成14年法律第92号)に規定する救助活動のための拠点施設をいう。) の運用に関すること。
- (6) 緊急消防援助隊の活動に必要な情報の提供に関すること。
- (7) 燃料補給、物資補給等の後方支援体制に関すること。
- (8) ヘリコプターの離着陸場等の航空機の受入れに関すること。
- (9) その他必要な事項に関すること。
- 3 消防本部の長は、受援計画の策定及び変更に当たっては、都道府県の受援計画及 | 3 消防本部の長は、受援計画の策定及び変更に当たっては、都道府県の受援計画及 び地域防災計画の内容と整合を図るものとする。

第7章 その他

(消防本部等の訓練)

第40条 登録市町村の消防本部及び登録都道府県の航空消防隊は、平常時から緊急 第40条 登録市町村の消防本部及び登録都道府県の航空消防隊は、平常時から緊急 消防援助隊の連携活動能力の向上に必要な訓練を行うなど、緊急消防援助隊の応受 援体制の強化を図るものとする。

(緊急消防援助隊登録証及び緊急消防援助隊旗)

- 第41条 長官は、緊急消防援助隊を登録した消防本部及び都道府県航空消防隊に対 第41条 長官は、緊急消防援助隊を登録した消防本部及び都道府県航空消防隊に対 して、緊急消防援助隊登録証及び緊急消防援助隊旗を交付するものとする。
 - 2 緊急消防援助隊旗の制式については、長官が別に定める。

(その他)

第42条 この要綱に定めるもののほか、緊急消防援助隊に関し必要な細目は、消防 第42条 この要綱に定めるもののほか、緊急消防援助隊に関し必要な細目は、消防 庁が別に定める。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月30日消防広第80号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

規定は、平成28年6月1日から施行する。

附 則(平成29年3月28日消防広第93号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月8日消防広第35号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年7月17日消防広第190号)

この要綱は、令和2年8月1日から施行する。

附 則(令和3年3月22日消防広第89号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月30日消防広第80号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

ただし、第22条第1項第2号から第7号まで(第4号を除く。)及び同条第2項の│ただし、第22条第1項第2号から第7号まで(第4号を除く。)及び同条第2項の 規定は、平成28年6月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月28日消防広第93号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月8日消防広第35号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年7月17日消防広第190号)

この要綱は、令和2年8月1日から施行する。

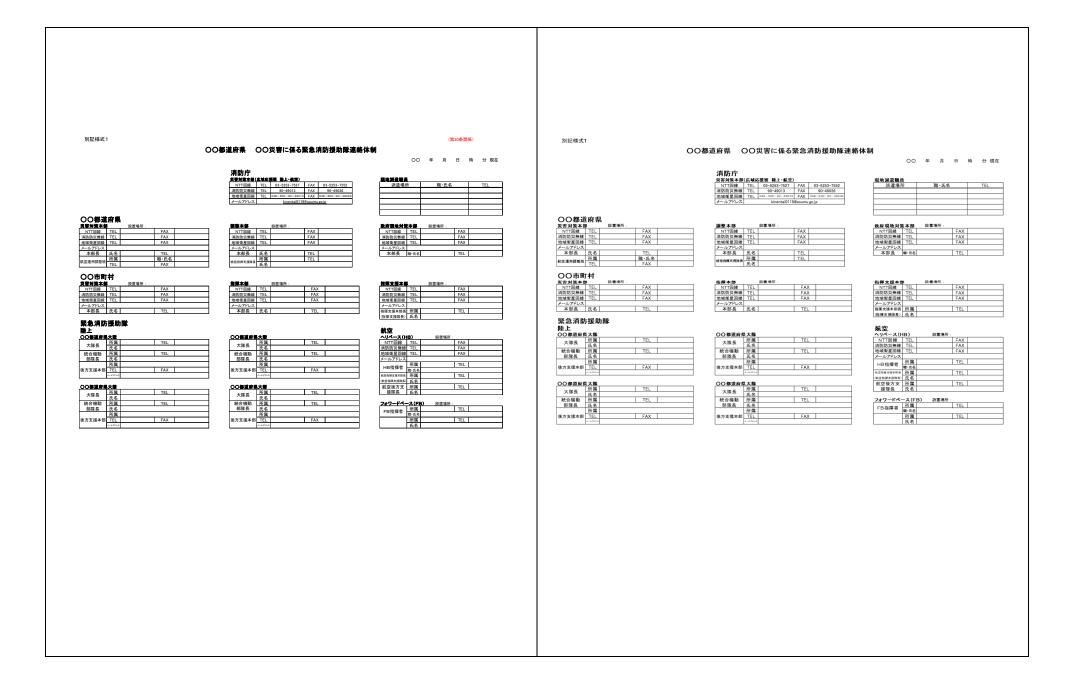
(新設)

別表(主運用波の割当て)

(第32条関係) 別表(主運用波の割当て)

周波数名	割当都道府県								
主運用波1	青森県、栃木県、静岡県、京都府、広島県、佐賀県								
主運用波2	宮城県、千葉県、長野県、大阪府、愛媛県、長崎県、沖縄県								
主運用波3	山形県、埼玉県、愛知県、兵庫県、山口県、鹿児島県								
主運用波4	北海道、福島県、東京都、岐阜県、和歌山県、鳥取県、福岡県								
主運用波 5	秋田県、茨城県、富山県、山梨県、滋賀県、徳島県、大分県								
主運用波 6	神奈川県、新潟県、福井県、奈良県、島根県、香川県、宮崎県								
主運用波7	岩手県、群馬県、石川県、三重県、岡山県、高知県、熊本県								

周波数名	割当都道府県								
主運用波 1	青森県、栃木県、静岡県、京都府、広島県、佐賀県								
主運用波 2	宮城県、千葉県、長野県、大阪府、愛媛県、長崎県、沖縄県								
主運用波3	山形県、埼玉県、愛知県、兵庫県、山口県、鹿児島県								
主運用波4	北海道、福島県、東京都、岐阜県、和歌山県、鳥取県、福岡県								
主運用波 5	秋田県、茨城県、富山県、山梨県、滋賀県、徳島県、大分県								
主運用波 6	神奈川県、新潟県、福井県、奈良県、島根県、香川県、宮崎県								
主運用波 7	岩手県、群馬県、石川県、三重県、岡山県、高知県、熊本県								



別記様式2(航空小隊を除く)

(第31条関係)

緊急消防援助隊活動報告(日報)

消防庁長官 殿

(指揮支援部隊長、指揮支援本部長、航空指揮支援本部長、各部隊長又は大隊長等)

#	報告日時			00	年	月	日	()	時	分	現在		
	災害名												
,	舌動場所	都道	府県					市区	町村				
活動内容		種	別	時	時間		活動場所		活動概	要(連携	活動機関	を含む)	
	隊員の負傷			有・無			東西.		場値			有・無	
	隊員の負傷 有・無 車両・資機材の損傷 有・無 上記負傷、損傷 の内容												
	隊種別	ı	隊	数	隊	員数	隊種別			隊数		隊員	.数
	指揮支援	隊		隊		人 特		殊災害小隊		隊		人	
出動	指揮隊	ţ		隊		人	特	殊装備小隊		隊		人	
隊の	消火小	隊		隊		人	その他の小隊			隊		人	
状	救助小	隊		隊		人	航3	空指揮支持	爰隊		隊		人
況	救急小	隊		隊		人 航		後方支援	小隊		隊		人
	通信支援	小隊		隊		人		合計			隊		人
救	災害種別		火災		救助			救急				合計	
助	件 数			件		•	件			件			
搬	救助·搬送人数			人			人			人	1		人
送人	総計(指揮支援			件			件			件			
員	隊が入力)			人			人			人			人
î	官営場所	名称					所在地						
翌	活動時間	活動時間 時 分 ~ 時				分							
日	活動場所												
の活	活動規模	隊	数			隊	隊	員数	人				
動予定	活動内容												
	消防本部					氏 名							
報告者	TEL												
$\overline{}$													

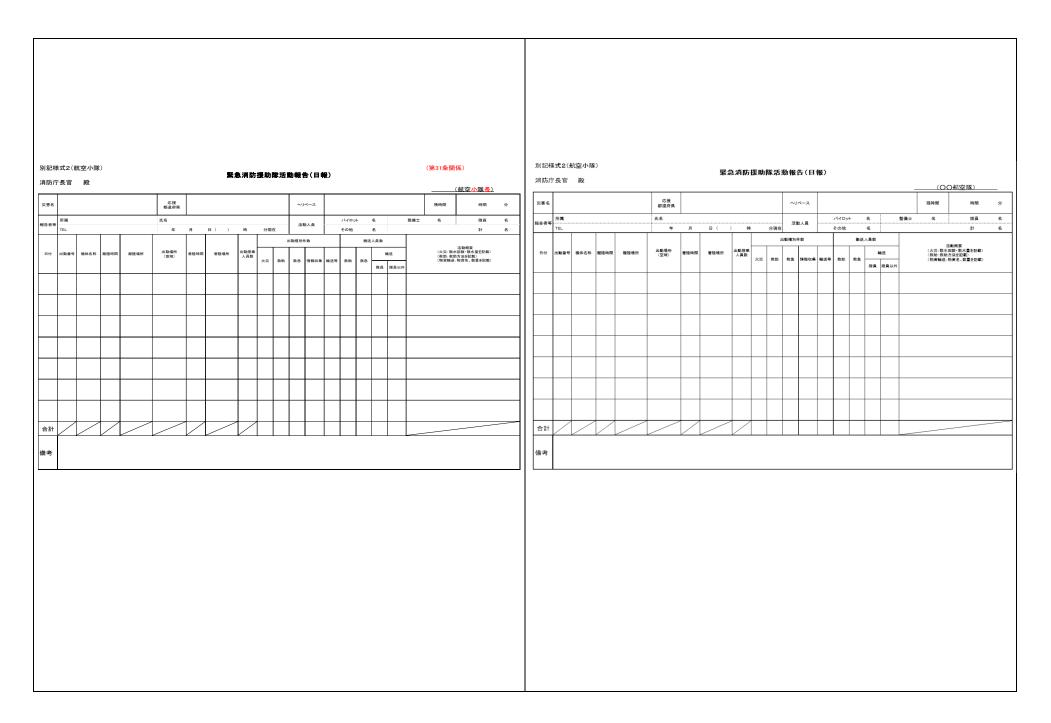
別記様式2(航空小隊を除く)

緊急消防援助隊活動報告(日報)

消防庁長官 殿

(指揮支援部隊長、指揮支援本部長、航空指揮支援本部長、各部隊長又は大隊長)

幸	報告日時			00	年	月	日	()	時	分	現在	
	災害名											
ä	舌動場所	都道	府県					市区	町村			
	種別		別	時	間	活動	場所		活動概	要(連携)	舌動機関	を含む)
ř	舌動内容											
	隊員の負傷			有・無			車両	資機材の	り損傷			有・無
	引負傷、損傷 の内容											
	隊種別	ı	隊	数	隊員	員数	隊種別		隊数		隊員数	
	指揮支援	隊		隊		人	通信支援小隊		隊	隊		
出動	指揮隊	:	隊			人	航空小隊		隊			
隊の	消火小	隊		隊		人	特殊災害小隊			隊		
状	救助小			隊		人 特		殊装備小	隊		隊	Α.
況	救急小			隊		人	7	その他の小隊			隊	
								合計			隊	
救	災害種別		火災			救助		救急		合計		
助・	件 数			件			件	4		件		
搬	救助·搬送人数			人			Д			人		Α
	総計(指揮支援			件				件		件		
員	隊が入力)			人			人			人		^
行	官営場所	名称					所在地					
翌	活動時間			時		分	~		時			分
日	活動場所											
の 活	活動規模	隊	数			隊	隊	員数				人
動 予 定	活動内容											
	消防本部					氏	名					
報告者	TEL					·		·				



「緊急消防援助隊活動費負担金交付要綱」新旧対照表

	(赤字傍線部分は変更部分)
新	旧
緊急消防援助隊活動費負担金交付要綱	緊急消防援助隊活動費負担金交付要綱
平成16年 4月 9日消防震第 23号	平成16年 4月 9日消防震第 23号
改正 平成24年11月28日消防広第133号	改正 平成24年11月28日消防広第133号
改正 平成26年 3月26日消防広第 73号	改正 平成26年 3月26日消防広第 73号
改正 平成30年11月 7日消防広第303号	改正 平成30年11月 7日消防広第303号
改正 令和 3年 3月22日消防広第 89号	<u>(新設)</u>
(通則)	(通則)
第1条 緊急消防援助隊活動費負担金(以下「負担金」という。)の交付に関しては、	第1条 緊急消防援助隊活動費負担金(以下「負担金」という。)の交付に関しては、
補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号。以下
「適正化法」という。)、同法施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施	「適正化法」という。)、同法施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施

行令」という。)、消防組織法(昭和22年法律第226号)、緊急消防援助隊に関する 政令(平成15年政令第379号。以下「援助隊政令」という。)及び総務省所管補助 金等交付規則(平成 12 年総理府・郵政省・自治省令第6号。以下「交付規則」と いう。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この負担金は、消防庁長官の指示(以下「長官の指示」という。)を受けて「第2条 この負担金は、消防庁長官の指示(以下「長官の指示」という。)を受けて 出動した緊急消防援助隊の活動により増加し、又は新たに必要となる消防に要する 費用を国が負担することにより、緊急消防援助隊の的確かつ迅速な出動及び活動を

行令」という。)、消防組織法(昭和22年法律第226号)、緊急消防援助隊に関する 政令(平成15年政令第379号。以下「援助隊政令」という。)及び総務省所管補助 金等交付規則(平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号。以下「交付規則」と いう。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

出動した緊急消防援助隊の活動により増加し、又は新たに必要となる消防に要する 費用を国が負担することにより、緊急消防援助隊の的確かつ迅速な出動及び活動を 確保し、もって災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

(負担金の対象経費)

- 第3条 この負担金の交付の対象となる経費は、長官の指示を受けて出動した緊急消 第3条 この負担金の交付の対象となる経費は、長官の指示を受けて出動した緊急消 防援助隊の活動により増加し、又は新たに必要となる消防に要する費用のうち、援 助隊政令第5条各号に掲げる経費であり、次の各号に掲げるところによるものとす る。
 - (1) 緊急消防援助隊の隊員の手当 長官の指示を受けて出動した緊急消防援助隊 の隊員に対して、当該隊員の属する地方公共団体の条例に基づき、当該出動及 び活動について支給された次のアからオの手当
 - ア特殊勤務手当
 - イ 時間外勤務手当
 - ウ 管理職員特別勤務手当
 - 工 夜間勤務手当
 - 才 休日勤務手当
 - (2) 緊急消防援助隊の隊員の旅費 長官の指示を受けて出動した緊急消防援助隊 の隊員に対して、当該隊員の属する地方公共団体の条例に基づき、当該出動及 び活動について支給された次のアからウの旅費
 - ア 鉄道賃・航空賃等
 - イ 日当
 - ウ 宿泊費、食卓料
 - (3) 緊急消防援助隊の活動のために使用した当該緊急消防援助隊の施設(消防用 自動車、ヘリコプター、消防艇、資機材等をいう。以下同じ。)に係る修繕料 (隊員の故意又は重大な過失によるものを除く。) 及び役務費(点検費、運搬 費など)
 - (4) 緊急消防援助隊の活動のために使用した当該緊急消防援助隊の施設が当該活 動のために使用したことにより減失した場合における当該減失した施設に代

確保し、もって災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

(負担金の対象経費)

- 防援助隊の活動により増加し、又は新たに必要となる消防に要する費用のうち、援 助隊政令第5条各号に掲げる経費であり、次の各号に掲げるところによるものとす る。
 - (1) 緊急消防援助隊の隊員の手当 長官の指示を受けて出動した緊急消防援助隊 の隊員に対して、当該隊員の属する地方公共団体の条例に基づき、当該出動及 び活動について支給された次のアからオの手当
 - ア特殊勤務手当
 - イ 時間外勤務手当
 - ウ 管理職員特別勤務手当
 - 工 夜間勤務手当
 - 才 休日勤務手当
 - (2) 緊急消防援助隊の隊員の旅費 長官の指示を受けて出動した緊急消防援助隊 の隊員に対して、当該隊員の属する地方公共団体の条例に基づき、当該出動及 び活動について支給された次のアからウの旅費
 - ア 鉄道賃・航空賃等
 - イ 日当
 - ウ 宿泊費、食卓料
 - (3) 緊急消防援助隊の活動のために使用した当該緊急消防援助隊の施設(消防用 自動車、ヘリコプター、消防艇、資機材等をいう。以下同じ。)に係る修繕料 (隊員の故意又は重大な過失によるものを除く。) 及び役務費(点検費、運搬 費など)
 - (4) 緊急消防援助隊の活動のために使用した当該緊急消防援助隊の施設が当該活 動のために使用したことにより減失した場合における当該減失した施設に代

わるべきもの(同等の機能を有するものに限る。以下「代替施設」という。)の 購入費(隊員の故意又は重大な過失によるものを除く。)

- (5) 緊急消防援助隊の活動のために要した燃料費
- (6) 緊急消防援助隊の活動のために要した消耗品費
- (7)緊急消防援助隊の活動のために要した賃借料(宿泊施設の賃借料については、 第2号の旅費(宿泊費)が支給されている場合には、重複しないものに限る。)
- (8) 緊急消防援助隊の活動のために要したその他の物件費(出動から帰署までの 間に緊急消防援助隊の活動に要した経費をいう。ただし、食糧費については、 第2号の旅費(日当、宿泊費、食卓料)が支給されている場合には、重複しな いものに限る。)

(負担金の額)

第4条 負担金の額は、交付対象経費の全部に相当する額とする。

(対象者)

第5条 この負担金の交付を受けることができる地方公共団体は、消防組織法第44|第5条 この負担金の交付を受けることができる地方公共団体は、消防組織法第44 条第5項に基づく指示を受けて出動した緊急消防援助隊の隊員及び施設の属する 地方公共団体又は当該緊急消防援助隊の要請を受けてその活動に協力した地方公 共団体(当該緊急消防援助隊が消防の応援等のため出動した災害発生市町村(特別) 区を含む。) 又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第1項の一部事務 組合若しくは広域連合を除く。)とする。

(交付申請)

- 第6条 負担金の交付を受けようとする地方公共団体(以下「交付団体」という。) は、交付申請書を都道府県知事を経由し、消防庁長官に提出しなければならない。
- 2 交付申請書の様式及び当該交付申請書に添付すべき書類は次のとおりとする。
- (1) 交付申請書の様式は別記様式第1によるものとする。

わるべきもの(同等の機能を有するものに限る。以下「代替施設」という。)の 購入費(隊員の故意又は重大な過失によるものを除く。)

- (5) 緊急消防援助隊の活動のために要した燃料費
- (6) 緊急消防援助隊の活動のために要した消耗品費
- (7)緊急消防援助隊の活動のために要した賃借料(宿泊施設の賃借料については、 第2号の旅費(宿泊費)が支給されている場合には、重複しないものに限る。)
- (8) 緊急消防援助隊の活動のために要したその他の物件費(出動から帰署までの 間に緊急消防援助隊の活動に要した経費をいう。ただし、食糧費については、 第2号の旅費(日当、宿泊費、食卓料)が支給されている場合には、重複しな いものに限る。)

(負担金の額)

第4条 負担金の額は、交付対象経費の全部に相当する額とする。

(対象者)

条第5項に基づく指示を受けて出動した緊急消防援助隊の隊員及び施設の属する 地方公共団体又は当該緊急消防援助隊の要請を受けてその活動に協力した地方公 共団体(当該緊急消防援助隊が消防の応援等のため出動した災害発生市町村(特別) 区を含む。) 又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第1項の一部事務 組合若しくは広域連合を除く。)とする。

(交付申請)

- |第6条 負担金の交付を受けようとする地方公共団体(以下「交付団体」という。) は、交付申請書を都道府県知事を経由し、消防庁長官に提出しなければならない。
- 2 交付申請書の様式及び当該交付申請書に添付すべき書類は次のとおりとする。
 - (1) 交付申請書の様式は別記様式第1によるものとする。

- (2) 交付申請書の提出部数は、都道府県にあっては1部、市町村にあっては2部 (消防庁用正本1部、都道府県用副本1部)とする。
- (3) 当該交付申請書に添付すべき書類は、別表のとおりとする。ただし、別に定 める場合にあっては、既に提出されたものとみなし、添付することを要しない。
- 3 都道府県知事は、第1項の交付申請書を受理したときは内容を審査し、別記様式 3 都道府県知事は、第1項の交付申請書を受理したときは内容を審査し、別記様式 第5による負担金交付調書に必要事項を記載のうえ、当該調書の写しを1部添付し て消防庁長官に提出しなければならない。

(負担金交付調書)

のために保管しなければならない。

(交付の決定等)

- 令及び予算の定めるところに従い、負担金の交付を適当と認めるときは、負担金の 交付を決定するとともに交付団体に対して交付決定の通知をする。
- 当官(消防主管部長)に対し、支出負担行為計画の示達を行うものとする。
- 3 消防庁長官は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(変更の承認等)

- 第9条 交付団体は、負担金の交付の対象となる事業(以下「交付事業」という。) の内容を変更しようとするときは、あらかじめ別記様式第6により申請し、消防庁 長官の承認を受けなければならない。
- 更し、又は条件を付すことができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、負担金の合計金額が増加しない範囲で各費目の金額 3 第1項の規定にかかわらず、負担金の合計金額が増加しない範囲で各費目の金額

- (2) 交付申請書の提出部数は、都道府県にあっては1部、市町村にあっては2部 (消防庁用正本1部、都道府県用副本1部)とする。
- (3) 当該交付申請書に添付すべき書類は、別表のとおりとする。ただし、別に定 める場合にあっては、既に提出されたものとみなし、添付することを要しない。
- 第5による負担金交付調書に必要事項を記載のうえ、当該調書の写しを1部添付し て消防庁長官に提出しなければならない。

(負担金交付調書)

第7条 都道府県知事は、前条第3項の負担金交付調書を負担金の額の確定等の記録 第7条 都道府県知事は、前条第3項の負担金交付調書を負担金の額の確定等の記録 のために保管しなければならない。

(交付の決定等)

- 第8条 消防庁長官は、第6条の規定により交付申請書の提出があった場合には、法 第8条 消防庁長官は、第6条の規定により交付申請書の提出があった場合には、法 令及び予算の定めるところに従い、負担金の交付を適当と認めるときは、負担金の 交付を決定するとともに交付団体に対して交付決定の通知をする。
- 2 交付団体が市町村である場合にあっては、総務大臣は都道府県の支出負担行為担 2 交付団体が市町村である場合にあっては、総務大臣は都道府県の支出負担行為担 当官(消防主管部長)に対し、支出負担行為計画の示達を行うものとする。
 - 3 消防庁長官は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(変更の承認等)

- |第9条||交付団体は、負担金の交付の対象となる事業(以下「交付事業」という。) の内容を変更しようとするときは、あらかじめ別記様式第6により申請し、消防庁 長官の承認を受けなければならない。
- 2 消防庁長官は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変 2 消防庁長官は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変 更し、又は条件を付すことができる。

- の軽微な変更を行う場合には、同項に基づく承認を要しないものとする。
- より申請し、消防庁長官の承認を受けなければならない。
- る場合において、当該年度内に完了しないとき又は交付事業の遂行が困難となった ときは消防庁長官に、その他のときは都道府県知事(都道府県が交付団体である場 合は、消防庁長官。以下第6項、第7項、第10条第1項、第11条第1項から第3 項まで、第12条第1項、第14条、第15条第1項及び第4項、第18条第2項及び 第3項において同じ。) に、別記様式第8により速やかに報告してその指示を求め るものとする。
- められた場合において適正化法第7条第2項の規定に基づき、負担金の交付の目的 に反しない場合に限り、その交付した負担金の全部又は一部に相当する金額を国に 納付すべきことを命ずることができる。
- 7 都道府県知事は、第1項又は第4項の規定に基づき、変更等があったとき及び前 7 都道府県知事は、第1項又は第4項の規定に基づき、変更等があったとき及び前 項に照らし必要があると認めるときは、第7条の負担金交付調書の都道府県知事保 管分に必要事項を記録しなければならない。

(申請の取下げ)

- 限は、交付決定の日から起算して30日以内とし、都道府県知事に申し出るものと する。
- ればならない。

(交付事業の遂行)

- の軽微な変更を行う場合には、同項に基づく承認を要しないものとする。
- 4 交付団体は、交付事業を中止し、又は廃止する場合においては、別記様式第7に14 交付団体は、交付事業を中止し、又は廃止する場合においては、別記様式第7に より申請し、消防庁長官の承認を受けなければならない。
- 5 交付団体は、交付事業が交付申請書に記載した交付事業完了の予定日より遅延す 5 交付団体は、交付事業が交付申請書に記載した交付事業完了の予定日より遅延す る場合において、当該年度内に完了しないとき又は交付事業の遂行が困難となった ときは消防庁長官に、その他のときは都道府県知事(都道府県が交付団体である場 合は、消防庁長官。以下第6項、第7項、第10条第1項、第11条第1項から第3 項まで、第12条第1項、第14条、第15条第1項及び第4項、第18条第2項及び 第3項において同じ。)に、別記様式第8により速やかに報告してその指示を求め るものとする。
- 6 都道府県知事は交付事業の完了により当該交付団体に相当の収益が生ずると認 6 都道府県知事は交付事業の完了により当該交付団体に相当の収益が生ずると認 められた場合において適正化法第7条第2項の規定に基づき、負担金の交付の目的 に反しない場合に限り、その交付した負担金の全部又は一部に相当する金額を国に 納付すべきことを命ずることができる。
 - 項に照し必要があると認めるときは、第7条の負担金交付調書の都道府県知事保管 分に必要事項を記録しなければならない。

(申請の取下げ)

- 第10条 適正化法第9条第1項の規定に基づく申請の取下げをすることができる期 第10条 適正化法第9条第1項の規定に基づく申請の取下げをすることができる期 限は、交付決定の日から起算して30日以内とし、都道府県知事に申し出るものと する。
- 2 前項の申し出があったときは、都道府県知事は速やかに消防庁長官に報告しなけ 2 前項の申し出があったときは、都道府県知事は速やかに消防庁長官に報告しなけ ればならない。

(交付事業の遂行)

第11条 交付団体は、適正化法第3条の趣旨に従い、負担金の公正かつ効率的使用 第11条 交付団体は、適正化法第3条の趣旨に従い、負担金の公正かつ効率的使用

と交付事業の誠実な執行に努めるとともに、同法第12条並びに規則第6条の規定 に基づき、交付事業の遂行の状況に関し、都道府県知事に必要に応じ報告しなけれ ばならない。

- 2 都道府県知事は、適正化法第 13 条第 1 項の規定に基づき、交付団体が負担金の 2 都道府県知事は、適正化法第 13 条第 1 項の規定に基づき、交付団体が負担金の 交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って交付事業を遂行していないと認 めるときは、その者に対し、これらに従って遂行すべきことを命ずることができる。
- 令に違反したときは、その者に対し交付事業の遂行の一時停止を命ずることができ る。
- 4 都道府県知事は、前2項の命令に当たっては、適正化法第24条の規定に留意す るとともに、必要に応じ消防庁長官に報告を行い、指示を求めることができる。

(実績報告)

- の規定に基づき実績報告書を別記様式第9により都道府県知事に正本1部を提出 しなければならない。
- 2 前項の報告書には、別表に掲げる書類を添付すること。 ただし、既提出書類とその内容が全く同一の書類については、添付することを要し ない。

(実績報告書の提出期限)

は、交付事業完了の日又は廃止の承認を受けた日から起算して1月以内又はその翌 年度の4月5日のいずれか早い日とし、適正化法第14条後段の場合にあっては、 翌年度の4月30日とする。

(是正のための措置)

と交付事業の誠実な執行に努めるとともに、同法第12条並びに規則第6条の規定 に基づき、交付事業の遂行の状況に関し、都道府県知事に必要に応じ報告しなけれ ばならない。

- 交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って交付事業を遂行していないと認 めるときは、その者に対し、これらに従って遂行すべきことを命ずることができる。
- 3 都道府県知事は、適正化法第 13 条第 2 項の規定に基づき、交付団体が前項の命 3 都道府県知事は、適正化法第 13 条第 2 項の規定に基づき、交付団体が前項の命 令に違反したときは、その者に対し交付事業の遂行の一時停止を命ずることができ る。
 - | 4 || 都道府県知事は、前2項の命令に当たっては、適正化法第 24 条の規定に留意す るとともに、必要に応じ消防庁長官に報告を行い指示を求めることができる。

(実績報告)

- 第12条 交付団体は、交付事業を完了し、又は廃止した場合には、適正化法第14条|第12条 交付団体は、交付事業を完了し、又は廃止した場合には、適正化法第14条 の規定に基づき実績報告書を別記様式第9により都道府県知事に正本1部を提出 しなければならない。
 - 2 前項の報告書には、別表に掲げる書類を添付すること。 ただし、既提出書類とその内容が全く同一の書類については、添付することを要し ない。

(実績報告書の提出期限)

第 13 条 実績報告書の提出期限については、適正化法第 14 条前段の場合にあって|第 13 条 実績報告書の提出期限については、適正化法第 14 条前段の場合にあって は、交付事業完了の日又は廃止の承認を受けた日から起算して1月以内又はその翌 年度の4月5日のいずれか早い日とし、適正化法第14条後段の場合にあっては、 翌年度の4月30日とする。

(是正のための措置)

金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該交 付事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを交付団体に命ずるこ とができる。

(負担金の額の確定)

- 類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、当該報告書に係る交付事業の実施結 果が負担金の交付の決定の内容(第9条第1項及び第2項に基づく承認をした場合 は、その承認された内容)及びこれらに付した条件に適合すると認めたときは、交 付すべき負担金の額を確定し、交付団体に別記様式第10により通知するものとす る。
- に定める負担金交付調書の都道府県知事保管分に記録し、別記様式第 11 により、 消防庁長官に速やかに報告するものとし、都道府県の支出官(出納長)は総務大臣 から精算のための支払計画の示達を受けるものとする。
- 3 負担金の額の確定の通知は、実績報告書の受理後20日以内に行うものとする。
- 4 都道府県知事は確定を行った後、別記様式第12の実績報告検収調書に記入し、 負担金交付調書と共に保管しなければならない。
- 5 都道府県知事は、当該都道府県における最終の負担金の額を確定し報告する際に 5 は、実績報告検収調書の写しを消防庁長官に送付するものとする。

(負担金の返還の期限)

は、負担金の交付の決定の取消の通知の日から20日以内とし、適正化法第18条第 2項の場合にあっては、負担金の額の確定の通知の日から20日以内とする。

ただし、当該負担金の返還のための予算措置につき、当該団体の議会の議決を

第14条 都道府県知事は、適正化法第16条の規定に基づき、交付事業の成果が負担 第14条 都道府県知事は、適正化法第16条の規定に基づき、交付事業の成果が負担 金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該交 付事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを交付団体に命ずるこ とができる。

(負担金の額の確定)

- 第15条 都道府県知事は、実績報告書の提出があった場合には、当該報告書等の書 第15条 都道府県知事は、実績報告書の提出があった場合には、当該報告書等の書 類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、当該報告書に係る交付事業の実施結 果が負担金の交付の決定の内容(第9条第1項及び第2項に基づく承認をした場合 は、その承認された内容)及びこれらに付した条件に適合すると認めたときは、交 付すべき負担金の額を確定し、交付団体に別記様式第10により通知するものとす る。
- 2 都道府県知事は前項の負担金を確定し交付団体に確定通知を行うときは、第7条 2 都道府県知事は前項の負担金を確定し交付団体に確定通知を行うときは、第7条 に定める負担金交付調書の都道府県知事保管分に記録し、別記様式第 11 により、 消防庁長官に速やかに報告するものとし、都道府県の支出官(出納長)は総務大臣 から精算のための支払計画の示達を受けるものとする。
 - 3 負担金の額の確定の通知は、実績報告書の受理後20日以内に行うものとする。
 - 4 都道府県知事は確定を行った後、別記様式第12の実績報告検収調書に記入し、 負担金交付調書と共に保管しなければならない。
 - 都道府県知事は、当該都道府県における最終の負担金の額を確定し報告する際に は、実績報告検収調書の写しを消防庁長官に送付するものとする。

(負担金の返還の期限)

第 16 条 負担金の返還の期限については、適正化法第 18 条第 1 項の場合にあって | 第 16 条 負担金の返還の期限については、適正化法第 18 条第 1 項の場合にあって は、負担金の交付の決定の取消の通知の日から20日以内とし、適正化法第18条第 2項の場合にあっては、負担金の額の確定の通知の日から20日以内とする。

ただし、当該負担金の返還のための予算措置につき、当該団体の議会の議決を

必要とする場合で、かつ本文の期限により難い場合には、負担金の額の確定の通知 の日から90日以内で消防庁長官が別に定める日以内とすることができる。

(財産の処分の制限)

- 金対象施設のうち、単価50万円以上のものとし、同第14条第1項第2号の規定に 基づく財産の処分を制限する期間は、交付規則第8条によるものとする。
- 設を適正化法第22条の規定に反して使用しようとする場合又は前項に規定する期 間内に廃棄しようとする場合には、都道府県知事を経由し、消防庁長官の承認を受 けなければならない。
- 3 前項の承認を受けて当該施設を処分したことにより収入があった場合には、その 3 前項の承認を受けて当該施設を処分したことにより収入があった場合には、その 収入の一部を国に納付させることができるものとする。

(交付事業及び交付事業により取得した財産の承継等)

- 第18条 当該年度の交付事業のほか、前年度の交付事業の事業者(当該年度若しく は前年度の交付事業により取得した財産の管理者を含む。)の変更については、都 道府県知事を経由して消防庁長官に届け出なければならない。
- 変更については、消防庁長官の承認を受け、前々年度以前の交付事業により取得し た財産の配置又は設置場所の変更及び前条に定める以外の財産の処分については 当該財産を取得してから5年の間は理由を付して都道府県知事に届け出なければ ならない。
- 3 都道府県知事は前条及び前2項の処分等があった場合には第7条の交付金交付13 都道府県知事は前条及び前2項の処分等があった場合には第7条の交付金交付 調書の都道府県知事保管分に記録しなければならない。

(交付事業の検査等)

必要とする場合で、かつ本文の期限により難い場合には、負担金の額の確定の通知 の日から90日以内で消防庁長官が別に定める日以内とすることができる。

(財産の処分の制限)

- 第 17 条 適正化法施行令第 13 条の規定に基づき処分の制限を受ける財産は、負担 第 17 条 適正化法施行令第 13 条の規定に基づき処分の制限を受ける財産は、負担金 対象施設のうち、単価50万円以上のものとし、同第14条第1項第2号の規定に基 づく財産の処分を制限する期間は、交付規則第8条によるものとする。
- 2 交付事業により取得した財産の管理者は、交付事業により取得した負担金対象施 2 交付事業により取得した財産の管理者は、交付事業により取得した負担金対象施 設を適正化法第22条の規定に反して使用しようとする場合又は前項に規定する期 間内に廃棄しようとする場合には、都道府県知事を経由し、消防庁長官の承認を受 けなければならない。
 - 収入の一部を国に納付させることができるものとする。

(交付事業及び交付事業により取得した財産の承継等)

- 第 18 条 当該年度の交付事業のほか、前年度の交付事業の事業者(当該年度若しく) は前年度の交付事業により取得した財産の管理者を含む。)の変更については、都 道府県知事を経由して消防庁長官に届出なければならない。
- 2 当該年度若しくは前年度の交付事業により取得した財産の配置又は設置場所の 2 当該年度若しくは前年度の交付事業により取得した財産の配置又は設置場所の 変更については、消防庁長官の承認を受け、前々年度以前の交付事業により取得し た財産の配置又は設置場所の変更及び前条に定める以外の財産の処分については 当該財産を取得してから5年の間は理由を付して都道府県知事に届出なければな らない。
 - 調書の都道府県知事保管分に記録しなければならない。

(交付事業の検査等)

- 了するものとし、第3条第4号の経費に係る代替施設の購入については、交付団体 は財産台帳に記録するとともに、仕様書等関係書類を必要に応じ保管しなければな らない。
- **算の執行の適正を期するため必要があるときは職員をして検査等をさせることが** できる。
- 3 前項の職員は、その身分を示す証票 (別記様式第13) を携帯し、関係者の要求が 3 前項の職員は、その身分を示す証票 (別記様式第13) を携帯し、関係者の要求が あるときは、これを提示しなければならない。

(その他)

第20条 第3条第4号の経費に係る代替施設の購入に当たって、滅失した施設と同1第20条 第3条第4号の経費に係る代替施設の購入に当たって、滅失した施設と同 等の機能以上のものを付加するときは、交付事業に係る部分と交付事業にならない 部分の経費の区分を明確にするとともに、その内容を明記した書類を第12条に定 める実績報告書に添付するものとする。

附則

この要綱は平成16年4月9日から施行する。

附 則 (平成24年11月28日消防広133号) この要綱は平成24年11月28日から施行する。

附 則 (平成26年3月26日消防広第73号) この要綱は平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年11月7日消防広第303号)

- 第19条 交付事業は、交付団体の定める財務規則等に基づく検収等に合格のうえ完 第19条 交付事業は、交付団体の定める財務規則等に基づく検収等に合格のうえ完 了するものとし、第3条第4号の経費に係る代替施設の購入については、交付団体 は財産台帳に記録するとともに、仕様書等関係書類を必要に応じ保管しなければな らない。
- 2 総務大臣又は都道府県知事は、適正化法第 23 条の規定に基づき負担金に係る予 2 総務大臣又は都道府県知事は、適正化法第 23 条の規定に基づき負担金に係る予 算の執行の適正を期するため必要があるときは職員をして検査等をさせることが できる。
 - あるときは、これを提示しなければならない。

(その他)

等の機能以上のものを付加するときは、交付事業に係る部分と交付事業にならない 部分の経費の区分を明確にするとともに、その内容を明記した書類を第12条に定 める実績報告書に添付するものとする。

附則

この要綱は平成16年4月9日から施行する。

附 則 (平成24年11月28日消防広133号) この要綱は平成24年11月28日から施行する。

附 則 (平成26年3月26日消防広第73号) この要綱は平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成 30 年 11 月 7 日消防広第 303 号)

この要綱は平成30年11月7日から施行する。	この要綱は平成30年11月7日から施行する。	
附 則(令和3年3月22日消防広第89号)		
この要綱は令和3年4月1日から施行する。		

別表 添付書類一覧表

交付申請書に添付する書類	実績報告書に添付する書類
	大原来ロ市に称りょる言類
支出の根拠となる条例、規則の関係的所の写し	・支出の根拠となる条例、規則の関係箇所の写し
別記棟式第2	支出の根拠となる時間外勤 務命令簿等及び旅行命令簿 の写し
別記様式第3 <u>-1</u> 見積書又はそれに代わる書類	・契約書又は請書の写し ・納品書の写し
別記様式第3-2 車両等を損傷した時の状況のわかる書類(てん末書) 損傷した車両等の写真又はそれに 代わる書類 損傷した車両等の仕様書及び購入 時の契約書の写し又はそれらに代 わる書類 購入しようとする車両等の仕様書	・契約書の写し・納品書の写し ・検収調書の写し ・自動車検査証等の写し ・施設とその配置場所を明示 する写真
別記様式第4 <u>-1</u>	支出命令書、精算書等、そ の支出を証明する書類の写 し
別記様式第4 <u>-2</u>	支出命令書、精算書等、その支出を証明する書類の写し
別記様式第4 <u>-3</u>	支出命令書、精算書等、そ の支出を証明する書類の写 し
別記様式第4 <u>-4</u>	・支出命令書、精算書等、その支出を証明する書類の写し
	係箇所の写し別記様式第3-1 見積書又はそれに代わる書類別記様式第3-2 車両等を損傷した時の状況のわかる書類(てん末書) 損傷した車両等の写真又はそれに代わる書類 損傷した車両等の仕様書及び購入時の契約書の写し又はそれらに代わる書類 購入しようとする車両等の仕様書別記様式第4-1 別記様式第4-2

注 その他消防庁長官が必要と認めるものについては別途通知する。

別表 添付書類一覧表

	交付申請書に添付する書類	実績報告書に添付する書類
第3条第1号 (特殊勤務手当、時間 外勤務手当)	・支出の根拠となる条例、規則の関係箇所の写し・別記様式第2	・支出の根拠となる条例、規則の関係箇所の写し・支出の根拠となる時間外勤
第3条第2号 (旅費)	• 別記休工弟2	・ 又口の依拠とよる時間外期 務命令簿等及び旅行命令簿 の写し
第3条第3号 (修繕料、役務費)	・別記様式第3 ・見積書又はそれに代わる書類	契約書又は請書の写し・納品書の写し
第3条第4号 (代替施設の購入費)	別記様式第3 東両等を損傷した時の状況のわかる書類(てん末書) 損傷した車両等の写真又はそれに代わる書類 損傷した車両等の仕様書及び購入時の契約書の写し又はそれらに代わる書類 購入しようとする車両等の仕様書	・契約書の写し・納品書の写し ・検収調書の写し ・自動車検査証等の写し ・施設とその配置場所を明示 する写真
第3条第5号 (燃料費)	・別記様式第4	・領収書の写し又はそれに代 わる書類
第3条第6号 (消耗品費)		・領収書の写し又はそれに代 わる書類
第3条第7号(賃借料)		契約書の写し領収書の写し
第3条第8号 (その他物件費)		・領収書の写し又はそれに代 わる書類

注 その他消防庁長官が必要と認めるものについては別途通知する。

別記様式第1

番 号 年 月 日

消防庁長官 殿

交付団体の名称 その長の職、氏名

年度緊急消防援助隊活動費負担金(災害名)の交付申請書

標記負担金の交付を受けたいので、緊急消防援助隊活動費負担金交付要綱第6条の規定 に基づき、次のとおり申請する。

1 出動した災害

災害名							
出動先市町	丁村						
出動指示を受けた年月日		年	月	日			
出動した期間等	出動した日時	年	月	日	時	分	
	帰署(所)した日時	年	月	日	時	分	
	期間			日	間		

- 2 交付事業の内容(別紙)
- 3 負担金交付申請額
- 4 交付事業完了の予定日
- 5 添付書類

HE	1 /		_	1	1-	1	-
首	ľ	14	2	٦	1	フ	п

に件責任者役職・氏名:	本件担当者役職・氏名:

TEL:

Mail:

別記様式第1

番号年月

消防庁長官 殿

交付団体の名称 その長の職、氏名

ĖΠ

平成 年度緊急消防援助隊活動費負担金(災害名)の交付申請書

標記負担金の交付を受けたいので、緊急消防援助隊活動費負担金交付要綱第6条の規定 に基づき、次のとおり申請する。

1 出動した災害

災害名						
出動先市町						
出動指示を	年	月	日			
	出動した日時	年	月	日	時	分
出動した 期間等	帰署(所)した日時	年	月	日	時	分
	期間			日間		

- 2 交付事業の内容 (別紙)
- 3 負担金交付申請額
- 4 交付事業完了の予定日
- 5 添付書類

別紙

交付事業の内容 (単位:円)

父刊事業の刊谷				r	(単位:口)
費目	内	容		金	額
第3条第1号経費(手当)			人分		
うち ア(特殊勤務手当)			人分		
イ(時間外勤務手当)			人分		
ウ(管理職員特別勤務手当)			人分		
エ(夜間勤務手当)			人分		
オ(休日勤務手当)			人分		
第3条第2号経費(旅費)			人分		
うちア(鉄道賃・航空賃等)			人分		
イ(日当)			人分		
ウ(宿泊費 <u>、食卓料</u>)			人分		
第3条第3号経費(修繕料、役務費)					
第3条第4号経費(代替施設の購入費)					
第3条第5号経費(燃料費)					
第3条第6号経費(消耗品費)					
第3条第7号経費(賃借料)					
第3条第8号経費(その他の物件費)					
うち 食糧費					
うちその他				_	
숌 計					

別紙

交付事業の内容

(単位:円)

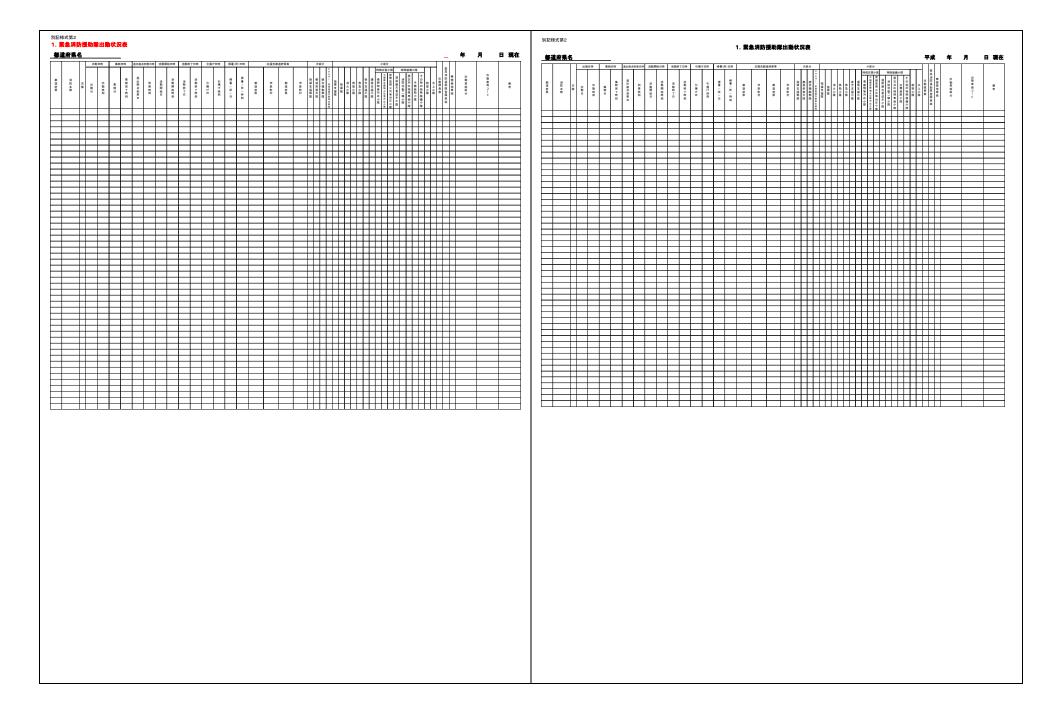
費目	内容	金額
第3条第1号経費(手当)	人分	
うち ア(特殊勤務手当)	人分	
イ(時間外勤務手当)	人分	
ウ(管理職員特別勤務手当)	人分	
工(夜間勤務手当)	人分	
才(休日勤務手当)	人分	
第3条第2号経費(旅費)	人分	
うちア(鉄道賃・航空賃等)	人分	
イ(日当)	人分	
ウ(宿泊費等)	人分	
第3条第3号経費(修繕料、役務費)		
第3条第4号経費(代替施設の購入費)		
第3条第5号経費(燃料費)		
第3条第6号経費(消耗品費)		
第3条第7号経費(賃借料)		
第3条第8号経費(その他の物件費)		
うち 食糧費		
うちその他		
合 計		

申請上の留意事項

- ア 災害名には、消防組織法に基づき出動を指示された災害の名称を記入すること。
- イ 出動先市町村は、出動した先の市町村名を記入すること。複数ある場合には、コンマで区切って、 全て記入すること。例えば、「○○県○○市及び△△町、□□府××市」等の記載例によること。
- ウ 出動した日時及び帰署(所)した日時は、最初に出動した隊が消防本部を出発した日時及び最後に帰 環した隊が消防本部に到着した日時を記入すること。
- エ 別紙の交付事業の内容については、要綱第3条各号に掲げられた費目ごとに、その内容と金額を記 入すること。
- ・第1号経費 内容の欄には、何人分の手当かを記入すること。ア〜オには、各手当ごとの内訳を記入すること(金額の欄について、アからオの計が、第1号経費の金額と一致すること)。手当について、支給された隊員ごとの内訳について、別記様式第2に記入すること。
- ・第2号経費 内容の欄には、何人分の旅費かを記入すること。ア〜ウには、各旅費ごとの内訳を記入すること(金額の欄について、アからウの計が、第2号経費の金額と一致すること)。旅費について、支給された隊員ごとの内訳について、別記様式第2に記入すること。
- ・第3号経費 内容の欄には、修繕料、役務費について、その概要を記入すること。例えば、「消防ポンプ自動車1台の修繕料」等の記載例によること。その積算等について別記様式第3に記入すること。
- 第4号経費 内容の欄には、購入費について、その概要を記入すること。例えば、「消防ポンプ自動車1台」等の記載例によること。その積算等について別記様式第3に記入すること。
- ・第5号経費 内容の欄には、燃料費について、その概要を記入すること。例えば、「車両用ガソリン」等の記載例によること。その積算等について別記様式第4に記入すること。
- ・第6号経費 内容の欄には、消耗品費について、その概要を記入すること。例えば、「泡消火薬剤」 等の記載例によること。その積算等について別記様式第4に記入すること。
- ・第7号経費 内容の欄には、賃借料について、その概要を記入すること。例えば、「車両の賃借料」 等の記載例によること。その積算等について別記様式第4に記入すること。
- ・第8号経費 内容の欄には、その他の物件費について、その概要を記入すること。例えば、「食糧費ほか」等の記載例によること。うち食糧費の項の内容の欄には、「軽食、飲料水等」等の記載例によること。うちその他の項の内容の欄には、「通信費」等の記載例によること。その積算等について別記様式第4に記入すること。
- オ 「交付事業完了の予定日」については、要綱第3条各号に掲げる経費に係る事業について、財務規 則等に基づく検収等の完了する予定日のうち最も遅い日を記入すること。

申請上の留意事項

- ア 災害名には、消防組織法に基づき出動を指示された災害の名称を記入すること。
- イ 出動先市町村は、出動した先の市町村名を記入すること。複数ある場合には、コンマで区切って、 全て記入すること。例えば、「○○県○○市及び△△町、□□府××市」等の記載例によること。
- ウ 出動した日時及び帰署(所)した日時は、最初に出動した隊が消防本部を出発した日時及び最後に帰還した隊が消防本部に到着した日時を記入すること。
- エ 別紙の交付事業の内容については、要綱第3条各号に掲げられた費目ごとに、その内容と金額を記 入すること。
- ・第1号経費 内容の欄には、何人分の手当かを記入すること。ア〜オには、各手当ごとの内訳を記入すること(金額の欄について、アからオの計が、第1号経費の金額と一致すること)。手当について、支給された隊員ごとの内訳について、別記様式第2に記入すること。
- ・第2号経費 内容の欄には、何人分の旅費かを記入すること。ア〜ウには、各旅費ごとの内訳を記入すること(金額の欄について、アからウの計が、第2号経費の金額と一致すること)。旅費について、支給された隊員ごとの内訳について、別記様式第2に記入すること。
- ・第3号経費 内容の欄には、修繕料、役務費について、その概要を記入すること。例えば、「消防ポンプ自動車1台の修繕料」等の記載例によること。その積算等について別記様式第3に記入すること。
- ・第4号経費 内容の欄には、購入費について、その概要を記入すること。例えば、「消防ポンプ自動車1台」等の記載例によること。その積算等について別記様式第3に記入すること。
- ・第5号経費 内容の欄には、燃料費について、その概要を記入すること。例えば、「車両用ガソリン」等の記載例によること。その積算等について別記様式第4に記入すること。
- ・第6号経費 内容の欄には、消耗品費について、その概要を記入すること。例えば、「泡消火薬剤」等の記載例によること。その積算等について別記様式第4に記入すること。
- 第7号経費 内容の欄には、賃借料について、その概要を記入すること。例えば、「車両の賃借料」等の記載例によること。その積算等について別記様式第4に記入すること。
- ・第8号経費 内容の欄には、その他の物件費について、その概要を記入すること。例えば、「食糧費ほか」等の記載例によること。うち食糧費の項の内容の欄には、「軽食、飲料水等」等の記載例によること。うちその他の項の内容の欄には、「通信費」等の記載例によること。その積算等について別記様式第4に記入すること。
- オ 「交付事業完了の予定日」については、要綱第3条各号に掲げる経費に係る事業について、財務規 則等に基づく検収等の完了する予定日のうち最も遅い日を記入すること。



協力要請先 (地方公共団体名)		協力要請先 (地方公共団体名)		
協力要請日	年 月 日	協力要請日	<u>平成</u> 年	月 日
協力要請内容		協力要請内容		

		番号	1	2	3	4	5	
手当等	§	氏名						計
特殊 勤務								
到伤 手当								
	小言	†						
	125/100	支給額						
	150/100	支給額						
	135/100	支給額						
時間	160/100	支給額						
外	175/100	支給額						
勤務 手当	振替25/100	支給額						
. –	振替50/100	支給額						
		支給額						
		支給額						
	小言							
	管理職特別勤							
)務手当 25/100	支給額						
休日勤)務手当135/100	支給額						
	手当計							
	鉄道賃·航	空賃等						
₩.	日当	当						
旅費	宿泊費							
	食卓	料						
-	旅費計				$-\overline{1}$			
	合計							
	出動日数							

_	氏名			計	
手当	等 				
特殊勤務手当	計				
	平日 (1.25)				
	平日深夜 (1.50)				
	休日 (1.35)				
時間	休日深夜 (1.60)				
外	振替(0.25)				
勤務	60時間超(1.50)				
手当	60時間超深夜(1.75)				
	60時間超振替(0.50)				
	計				
管理	職員特別勤務手当				
夜間!	勤務手当				
休日!	勤務手当				
	手 当 計				
	鉄道賃・航空賃等				
旅	日当				
費	宿泊費				
	食卓料				
	旅費計				
	合 計				円
	出動日数			延べ	人・目

申請上の留意事項

- ア 1の「緊急消防援助隊出動状況表」については、緊急消防援助隊運用要綱に規定する活動報告内容 と合致すること。
- イ 2 は緊急消防援助隊の活動に協力するよう要請した相手先(地方公共団体)、協力要請日及び協力 要請内容を記入すること。
- ウ 3の「隊員ごとの手当及び旅費の支給状況」では、隊員ごとに、手当、旅費の支給状況を記入する こと。
- 特殊勤務手当とは、NBC災害等特殊災害への対応に係る手当や緊急消防援助隊としての出動 手当など、条例に基づき支給されたものをいう。
- 手当については、特殊勤務手当、時間外勤務手当、管理職員特別勤務手当、夜間手当、休日勤務 手当ごとに、それぞれ交付団体の条例に基づき支給された金額を記入すること。
- ・ 時間外勤務手当については、緊急消防援助隊の活動(出動前の車両の点検等の準備を含む。)に 係るものに限定し申請すること。
- 時間外勤務にあたる時間帯にて休憩(食事時間・仮眠時間など)を取っている場合は、その時間 は申請から除くこと。
- エ 旅費については、鉄道賃・航空賃等、日当、宿泊費、食卓料ごとに、それぞれ、交付団体の条例に 基づき支給された金額を記入すること。鉄道賃・航空賃等については、交替要員等が鉄道、航空機等 を利用した場合の経費であり、車両等に同乗して出動する場合には、必要ないこと。宿泊費について は、宿泊施設を交付団体が借り上げる場合には、必要ないこと。日当及び食卓料については、食糧費 が別途支出されている場合には、それらと区別されるものであること。
- オ 出動目数については、隊員ごとに、旅費の積算の基礎となった目数を記入すること。

申請上の留意事項

- ア 1の「緊急消防援助隊出動状況表」については、緊急消防援助隊運用要綱に規定する活動報告内容 と合致すること。
- イ 2 は緊急消防援助隊の活動に協力するよう要請した相手先(地方公共団体)、協力要請日及び協力 要請内容を配入すること。
- ウ 3の「隊員ごとの手当及び旅費の支給状況」では、隊員ごとに、手当、旅費の支給状況を記入する こと。
- 特殊勤務手当とは、NBC災害等特殊災害への対応に係る手当や緊急消防援助隊としての出動 手当など、条例に基づき支給されたものをいう。
- 手当については、特殊勤務手当、時間外勤務手当、管理職員特別勤務手当、夜間手当、休日勤務 手当ごとに、それぞれ交付団体の条例に基づき支給された金額を記入すること。
- ・ 時間外勤務手当については、緊急消防援助隊の活動 (出動前の車両の点検等の準備を含む。) に 係るものに限定し申請すること。
- 時間外勤務にあたる時間帯にて休憩(食事時間・仮眠時間など)を取っている場合は、その時間は申請から除くこと。
- エ 旅費については、鉄道賃・航空賃等、日当、宿泊費、食卓料ごとに、それぞれ、交付団体の条例に 基づき支給された金額を記入すること。鉄道賃・航空賃等については、交替要員等が鉄道、航空機等 を利用した場合の経費であり、車両等に同乗して出動する場合には、必要ないこと。宿泊費について は、宿泊施設を交付団体が借り上げる場合には、必要ないこと。日当及び食卓料については、食糧費 が別途支出されている場合には、それらと区別されるものであること。
- オ 出動目数については、隊員ごとに、旅費の積算の基礎となった目数を記入すること。

別記様式第3-1

緊急消防援助隊の施設に係る修繕料、役務費及び代替施設の購入費

1 第3条第3号経費(修繕料及び役務費)

合計

2 MONTH (SHETIAN KINA)								
添付文書	施設	必要とする理由		積算				
番号	лецх		単価	数量	金額(税込)			
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
made I - V	•			•				

記載上の注意

- 1について、修繕料及び役務費(点検費、運搬費等)の対象となった「施設」の名称、「必要とする理由」、「金額」、「積算」について、それぞれ記入すること。
- 修繕料、代替施設の購入費は、地方公共団体が支給しなければならない場合の経費であり、隊員の故意又は重大な過失によるものについては、 含まれないものであること。

別記様式第3

緊急消防援助隊の施設に係る修繕料、役務費及び代替施設の購入費

1 第3条第3号経費(修繕料及び役務費)

施設	必要とする理由	金額	積算

2 第3条第4号経費(代替施設の購入費)

滅失した施設	滅失した日時 及び状況	滅失した施設の 購入年月日及び 購入金額	購入しようとする代替施設の見積額

記載上の注意

- ア 1について、修繕料及び役務費(点検費、運搬費等)の対象となった「施設」の名称、「必要とする理由」、「金額」、「積算」について、それぞれ記入すること。
- イ 2について、緊急消防援助隊の活動のために使用したことにより「滅失した施設」の名称、「滅失した日時及び状況」、「滅失した施設の購入年月日及び購入金額」、「購入しようとする代替施設の見積額」について、それぞれ記入すること。
- ウ 修繕料、代替施設の購入費は、地方公共団体が支給しなければならない場合の経費であり、隊員の故意又は重大な過失によるものについては、含まれないものであること。

別記様式第	B3−2						
		5	《急消防援助隊の施設に係る修繕料、役務	費及び代替施設の購入費			
2 第3条第	第4号経費(代替施設の購入費)						合計
			減失した日時及び状況	滅失した施設の購入年月	月日及び購入金額	購入しよう	とする代替施設の見積額
添付文書 番号	滅失した施設	減失した日時	減失した状況	滅失した施設の購入年月日	減失した施設の購入金額	単価	数量 金額(税込)
1							
2							
3							
4							
-							
3							
6							
-							
8							
10							
記載上の注	記念	A A 1974 III) A W LIVE EN FAI	estable at the State of the Company of the State of the S	. Date to a section when the Direct	TO PROBE TO ANG. FOR	Barres Later Change	M-20, or El 60065 (1v - 1 - 2 - 7) - 71
			失した施設」の名称、「滅失した日時及び状況				地畝の見横御」について、それぞ
0	修繕料、代替施設の購入費は、地方公	・共団体が支給しなければな	らない場合の経費であり、隊員の故意又は重大	な過失によるものについては、	含まれないものである	こと。	

別記様式第4-1

緊急消防援助隊の活動に要した燃料費、消耗品費、賃借料等

費目	金額	積算等
第3条第5号経費 (燃料費)		下表のとおり

記載上の注意

○ 車両用のガソリン、航空燃料、その他に分けて、その積算を記入すること。

計		0リットル			0円	計		0リットル		0円	計		0リットル			0円
添付書類 番号	用途	品名	単価	数量	金額 (税込)	添付書類 番号	用途	単価	数量	金額 (税込)	添付書類 番号	用途	品名	単価	数量	金額 (税込)
1-1	車両用					2-1	航空				3-1	その他				
1-2	車両用					2-2	航空				3-2	その他				
1-3	車両用					2-3	航空				3-3	その他				
1-4	車両用					2-4	航空				3-4	その他				
1-5	車両用					2-5	航空				3-5	その他				
1-6	車両用					2-6	航空				3-6	その他				
1-7	車両用					2-7	航空				3-7	その他				
1-8	車両用					2-8	航空				3-8	その他				
1-9	車両用					2-9	航空				3-9	その他				
1-10	車両用					2-10	航空				3-10	その他				
1-11	車両用					2-11	航空				3-11	その他				
1-12	車両用					2-12	航空				3-12	その他				
1-13	車両用					2-13	航空				3-13	その他				
1-14	車両用					2-14	航空				3-14	その他				
1-15	車両用					2-15	航空				3-15	その他				
1-16	車両用					2-16	航空				3-16	その他				
1-17	車両用					2-17	航空				3-17	その他				
1-18	車両用					2-18	航空				3-18	その他				
1-19	車両用					2-19	航空				3-19	その他				
1-20	車両用					2-20	航空				3-20	その他			l	

別記様式第4

緊急消防援助隊の活動に要した燃料費、消耗品費、賃借料等

費目	金額	積算等
第3条第5号経費(燃料費)		ガソリン単価 円×使用量 ポー 航空燃料 その他
第3条第6号 経費 (消耗品費)		
第3条第7号 経費 (賃借料)		賃借した施設 資件した施設 資料の相手方 施設 質性した施設 車両 類類 賃件した施設 車両 積算 賃件した施設 車両 有質 質性した施設 を表 の内容及 び積算
第3条第8号経費(その他の物件費)		(食糧費) (その他)

記載上の注意

- ア第3条第5号経費(燃料費)の積算等の欄には、車両用のガソリン、航空燃料、その他に分けて、その積算を記入すること。
- イ第3条第6号経費(消耗品)の積算等の欄には、消耗品の種類ごとに添付書類と突合する形で金額等を記入すること。
- ウ 第3条第7号経費(賃借料)の積算等の欄には、賃借した施設の種類ごとに、賃借した施設、契約の相手方、積算について記入すること。
- エ 第3条第8号経費(その他物件費)の積算等の欄には、「食糧費」と「その他」に分けて、それぞれの 種類ごとに添付書類と突合する形で金額等を記入すること。

別記様式第4-2

緊急消防援助隊の活動に要した燃料費、消耗品費、賃借料等

費目	金額	積算等
第3条第6号経費 (消耗品費)		下表のとおり

記載上の注意

○ 消耗品の種類ごとに添付書類と突合する形で金額等を記入すること。

	合計			0円
添付書類 番号	品名	単価	数量	金額 (税込)
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

別記様式第4-3

緊急消防援助隊の活動に要した燃料費、消耗品費、賃借料等

費目	金額	積算等
第3条第7号経費 (賃借料)		下表のとおり

記載上の注意

○ 賃借した施設の種類ごとに、賃借した施設、契約の相手方、積算について記入すること。

			슴計			0円
添付書類 番号	区分	賃借した施設	契約相手	単価	数量	金額 (税込)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						_
9						
10						

別記様式	第4 -4						
緊急消防	援助隊の活	舌動に要した燃料費、 消	詳品費、賃借料等				
		 費目		金額		積	算等
第3条第8	3号経費 (物件費)					下表	のとおり
記載上の	注意 :費」と「その	他」に分けて、それぞれ	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	書類と突合するチ	形で金額等	を記入するこ	. ک
				合計			0円
添付書類 番号	区分		品名		単価	数量	金額 (税込)
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

	別記様式第5 負担金交付調書 (年度) <u>都道府県名</u> (単位:円)	
## 19	地方公共 団体名 負担金額 交付決定 変更内容 変更等承 電子 年月日 廃止理由 認年月日 確定額 確定 確定 処分制 原止理由 認年月日 不確定額 番号 年月日 限期間	
	(注) 1 処分制限期間については、緊急消防援助除活動費負担金交付要綱第3条第4号の経費に係る代替施設を購入した場合に記入すること。 - 本調書は1部を消防庁長官に交付申請書を提出する際に提出し、1部を都道府県知事が保管し、変更承認等必要事項の記録、補助金の額の確定の記録、処分等の記録に使用するものである。	産

別記様式第6 番 年 月 日 消防庁長官 殿 交付団体の名称 その長の職、氏名 年度緊急消防援助隊活動費負担金(災害名)交付事業 に係る事業内容の変更承認申請書 年 月 日付け消防指第 号により交付決定された 年度緊急 消防援助隊活動費負担金(災害名)交付事業に係る事業の内容を変更したいので、緊急 消防援助隊活動費負担金交付要綱第9条第1項の規定に基づき、次のとおり申請する。 1 交付事業の内容を変更しようとする理由 2 変更しようとする交付事業の内容(別紙) 3 変更しようとする交付事業完了の予定日 変更後の完了予定日 当初申請時の完了予定日 4 添付書類(交付申請書に添付した書類のうち変更事項に係る書類(別記様式第2~第 4及び関連書類。別表「添付書類一覧表」参照。)を添付すること。) 問合せ先

「本件責任者役職・氏名: 本件担当者役職・氏名:

<u>TEL:</u>
Mail:

別記様式第6

番 号 年 月 日

消防庁長官 殿

交付団体の名称 その長の職、氏名

囙

<u>平成</u> 年度緊急消防援助隊活動費負担金(災害名)交付事業 に係る事業内容の変更承認申請書

平成 年 月 日付け消防指第 号により交付決定された平成 年度緊急 消防援助隊活動費負担金(災害名)交付事業に係る事業の内容を変更したいので、緊急 消防援助隊活動費負担金交付要綱第9条第1項の規定に基づき、次のとおり申請する。

- 1 交付事業の内容を変更しようとする理由
- 2 変更しようとする交付事業の内容(別紙)
- 3 変更しようとする交付事業完了の予定日 変更後の完了予定日 当初申請時の完了予定日
- 4 添付書類(交付申請書に添付した書類のうち変更事項に係る書類(別記様式第2~第4及び関連書類。別表「添付書類一覧表」参照。)を添付すること。)

(別紙)

変更しようとする交付事業の内容

(単位:円)

費目	内 容	金 額
第3条第1号経費(手当)	人分 人分	
うち ア(特殊勤務手当)	人分	
イ(時間外勤務手当)	人分 人分	
	人分 人分	
ウ(管理職員特別勤務手当)	人分	
工(夜間勤務手当)	人分 人分	
オ(休日勤務手当)	人分 人分	
第3条第2号経費(旅費)	人分	
	人分 人分	
うちア(鉄道賃・航空賃等)	人分	
イ(日当)	人分 人分	
ウ(宿泊費 <u>、食卓料</u>)	人分 人分	
第3条第3号経費(修繕料、役務費)		
第3条第4号経費(代替施設の購入費)		
第3条第5号経費(燃料費)		
第3条第6号経費(消耗品費)		
第3条第7号経費(賃借料)		
第3条第8号経費(その他の物件費)		
うち 食糧費		
うちその他		
合 計		

記載上の注意

- ア 別紙(変更しようとする交付事業の内容)については、変更前の部分を下段に表示し、変更 後の部分を上段に表示することとし、二段書きとすること。なお。合計欄には、変更前に係る 全体の数値を下段に表示し、変更後に係る全体の数値を上段に表示すること。
- イ 添付書類のうち、別記様式第2~第4に変更がある場合には、それぞれ、変更があった箇所 及び合計欄について、変更前の部分を下段に表示し、変更後の部分を上段に表示すること とし、二段書きとすること。

(別紙)

変更しようとする交付事業の内容

(単位:円)

久人しな/こ / 5人口 チネット 1石		(+12	. 1 4/
費目	内 容	金 額	
第3条第1号経費(手当)	人分 人分		
うちア(特殊勤務手当)	人分		
7.5.7. (14.7K#### 1 = 1)	人分		
イ(時間外勤務手当)			
ウ(管理職員特別勤務手当)	人分		
ク(日本版員がが新分子目)	人分		
工(夜間勤務手当)	人分		
才(休日勤務手当)	人分		
第3条第2号経費(旅費)	人分		
第3末第2万柱貨(M頂)	人分		
うち ア(鉄道賃・航空賃等)	人分		
イ(日当)	人分		
ウ(宿泊費等)	人分		
ク(旧和食み)	人分		
第3条第3号経費(修繕料、役務費)			_
第3条第4号経費(代替施設の購入費)			
第3条第5号経費(燃料費)			
MONNIO DIES (MATS)			
第3条第6号経費(消耗品費)			
第3条第7号経費(賃借料)			
)			
第3条第8号経費(その他の物件費)			
うち食糧費			
73 242			
うちその他			
合 計 —			
口			

記載上の注意

- ア 別紙(変更しようとする交付事業の内容)については、変更前の部分を下段に表示し、変更 後の部分を上段に表示することとし、二段書きとすること。なお。合計欄には、変更前に係る 全体の数値を下段に表示し、変更後に係る全体の数値を上段に表示すること。
- イ 添付書類のうち、別記様式第2~第4に変更がある場合には、それぞれ、変更があった箇所 及び合計欄について、変更前の部分を下段に表示し、変更後の部分を上段に表示すること とし、二段書きとすること。

別記様式第7

年 月 日

消防庁長官 殿

交付団体の名称 その長の職、氏名

年度緊急消防援助隊活動費負担金(災害名)交付事業



年 月 日付け消防指第 号により交付決定された

消防援助隊活動費負担金(災害名)交付事業に係る事業を したいので、緊急消防

援助隊活動費負担金交付要綱第9条第4項の規定に基づき、次のとおり申請する。

記載上の注意

第3条第3号の経費に係る修繕等又は同条第4号の経費に係る代替施設の購入を中止 又は廃止しようとする場合に、本様式により申請することとし、その理由及び内容を記入 すること。

問合せ先

本件責任者役職・氏名: 本件担当者役職・氏名:

TEL:

別記様式第7

消防庁長官 殿

交付団体の名称 その長の職、氏名

平成 年度緊急消防援助隊活動費負担金(災害名)交付事業

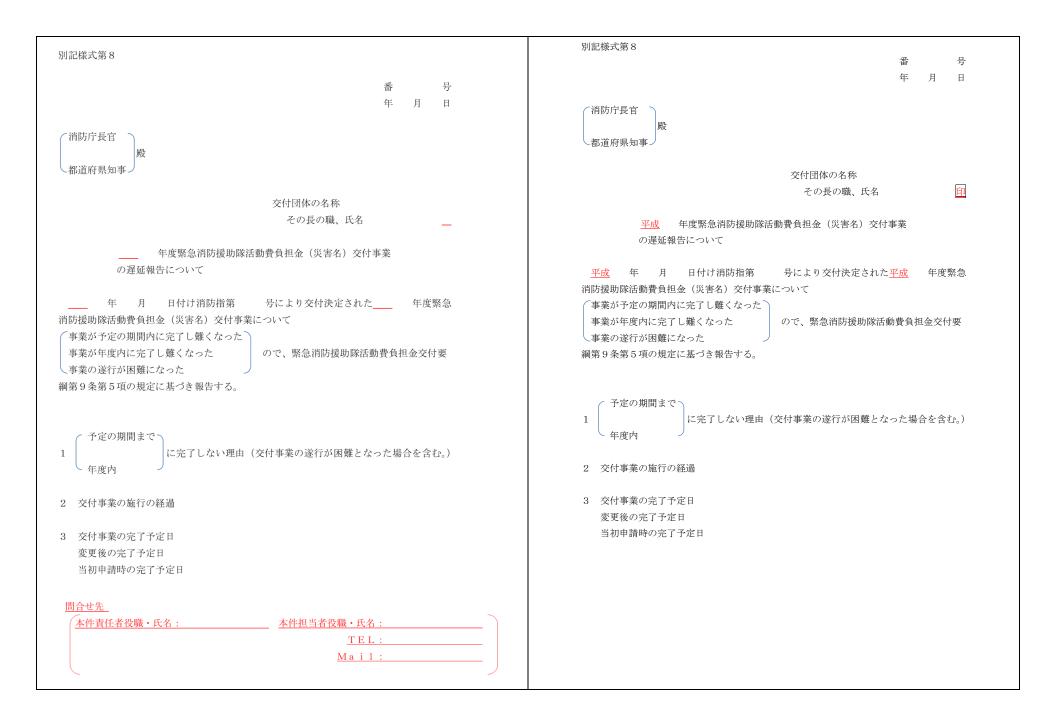
月 日付け消防指第 号により交付決定された<u>平成</u>

したいので、緊急消防

援助隊活動費負担金交付要綱第9条第4項の規定に基づき、次のとおり申請する。

記載上の注意

第3条第3号の経費に係る修繕等又は同条第4号の経費に係る代替施設の購入を中止 又は廃止しようとする場合に、本様式により申請することとし、その理由及び内容を記入 すること。



別記様式第9	別記様式第9
番 号 年 月 日	番 号 年 月 日
消防庁長官 都道府県知事	消防庁長官 数 数 数 数 数 数 数 数 数
交付団体の名称 その長の職、氏名	交付団体の名称 その長の職、氏名
年度緊急消防援助隊活動費負担金(災害名)交付事業 実績報告書	平成 年度緊急消防援助隊活動費負担金(災害名)交付事業 実績報告書
年 月 日付け 第 号で申請し、 年 月 日付け消防指第 号により交付決定された平成 年度緊急消防援助隊活動費負担金(災害名) 交付事業につき、 完 ア 廃 止 会計年度が終了 したので、緊急消防援助隊活動費負担金交付要綱第12条の規定に基会計年度が終了 づき、次のとおり報告する。	平成 年 月 日付け 第 号で申請し、平成 年 月 日付け消防指第 号により交付決定された平成 年度緊急消防援助隊活動費負担金(災害名)交付事業につき、 完 了 廃 止 したので、緊急消防援助隊活動費負担金交付要綱第12条の規定に基金計年度が終了 定に基づき、次のとおり報告する。
1 交付事業の実績内容(別紙1及び2)	1 交付事業の実績内容(別紙1及び2)
2 確定を受けようとする負担金の額 円	2 確定を受けようとする負担金の額 円
3 交付事業完了日	3 交付事業完了日
4 交付事業が年度内に完了しない場合における翌年度以降の交付事業の遂行に関する計画	4 交付事業が年度内に完了しない場合における翌年度以降の交付事業の遂行に関する計画
5 添付書類	5 添付書類
間合せ先 本件責任者役職・氏名: 本件担当者役職・氏名:	

別紙1

交付事業の実績(その1)

(単位:円)

文刊 事業の美祺(ての1)				(半位. 口)
費目	金	額	変更の有無	摘要
第3条第1号経費(手当)				
うち ア(特殊勤務手当)				
イ(時間外勤務手当)				
ウ(管理職員特別勤務手当)				
エ(夜間勤務手当)				
オ(休日勤務手当)				
第3条第2号経費(旅費)				
うちア(鉄道賃・航空賃等)				
イ(日当)				
ウ(宿泊費 <u>、食卓料</u>)				
第3条第3号経費(修繕料、役務費)				
第3条第4号経費(代替施設の購入費)				
第3条第5号経費(燃料費)				
第3条第6号経費(消耗品費)				
第3条第7号経費(賃借料)				
第3条第8号経費(その他の物件費)				
うち 食糧費				
うちその他				
合 計				

別紙1

交付事業の実績(その1)

(単位:円)

費目	金	額	変更の有無	摘要
第3条第1号経費(手当)				
うちア(特殊勤務手当)				
イ(時間外勤務手当)				
ウ(管理職員特別勤務手当)				
エ(夜間勤務手当)				
オ(休日勤務手当)				
第3条第2号経費(旅費)				
うちア(鉄道賃・航空賃等)				
イ(日当)				
ウ(宿泊費等)				
第3条第3号経費(修繕料、役務費)				
第3条第4号経費(代替施設の購入費)				
第3条第5号経費(燃料費)				
第3条第6号経費(消耗品費)				
第3条第7号経費(賃借料)				
第3条第8号経費(その他の物件費)				
うち 食糧費				
うちその他				
合 計				

別紙2

交付事業の実績(その2)				(単位:円)
費目	内	容	金	額
第3条第1号経費(手当)		人分	_	
うちア(特殊勤務手当)			·	
イ(時間外勤務手当)		人分	·	
ウ(管理職員特別勤務手当)		人分	·	
エ(夜間勤務手当)		人分 人分	·	
才(休日勤務手当)			·	
第3条第2号経費(旅費)		人分 人分		
うち ア(鉄道賃・航空賃等)		<u>人</u> 分	·	
イ(日当)		人分 人分		
ウ(宿泊費、 食卓料)		人分 人分		
第3条第3号経費(修繕料、役務費)		人分	>	
第3条第4号経費(代替施設の購入費)				
第3条第5号経費(燃料費)				
第3条第6号経費(消耗品費)				
第3条第7号経費(賃借料)				
第3条第8号経費(その他の物件費) -				
うち 食糧費				
うちその他				
合 計				

別紙2

交付事業の実績(その2)

(単位:円)

費目	内	容		金	額
第3条第1号経費(手当)			人分 人分		
うち ア(特殊勤務手当)			人分		
イ(時間外勤務手当)			人分		
ウ(管理職員特別勤務手当)			人分 人分		
工(夜間勤務手当)			人分		
			人分 人分		
オ(休日勤務手当)			人分人分		
第3条第2号経費(旅費)			人分		
うち ア(鉄道賃・航空賃等)			人分 人分		
イ(日当)			<u>人分</u> 人分		
ウ(宿泊費等)			人分 人分		
第3条第3号経費(修繕料、役務費)					
第3条第4号経費(代替施設の購入費)					
第3条第5号経費(燃料費)					
第3条第6号経費(消耗品費)					
第3条第7号経費(賃借料)					
第3条第8号経費(その他の物件費)					
うち 食糧費					
うちその他					
合 計					

申請上の留意事項

- ア 記載方法は、別記様式第1の別紙(交付事業の内容)の記載例によること。別紙1 (交付事業の実績(その1))については、費目ごとの金額を記入の上、「変更の有 無」欄には、要綱第9条第3項に規定する軽微な変更の有無を記入し、軽微な変更が ある場合は、その理由を「摘要」欄に記入し、変更内容について、別紙2(交付事業 の実績(その2))に記入すること。
- イ 別紙 2 (交付事業の実績 (その2)) の記載方法は、別記様式第6の別紙 (変更しようとする交付事業の内容) の記載例によること。また、変更内容に係る別記様式第2~第4及び関連資料を添付すること。

申請上の留意事項

- ア 記載方法は、別記様式第1の別紙(交付事業の内容)の記載例によること。別紙1 (交付事業の実績(その1))については、費目ごとの金額を記入の上、「変更の有 無」欄には、要綱第9条第3項に規定する軽微な変更の有無を記入し、軽微な変更が ある場合は、その理由を「摘要」欄に記入し、変更内容について、別紙2(交付事業 の実績(その2))に記入すること。
- イ 別紙2(交付事業の実績(その2))の記載方法は、別記様式第6の別紙(変更しようとする交付事業の内容)の記載例によること。また、変更内容に係る別記様式第2~第4及び関連資料を添付すること。

別記様式第10	別記様式第10
番 号 年 月 日	番 号 年 月 日
殿	殿
消防庁長官	消防庁長官
都道府県知事	都道府県知事
年度緊急消防援助隊活動費負担金(災害名) 確定通知書	平成 年度緊急消防援助隊活動費負担金(災害名) 確定通知書
年 月 日付け第 号により報告された 年度緊空消防援助隊活動費負担金(災害名)交付事業に係る負担金の額は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第15条の規定に基づき、金 円に確定したので通知する。	平成 年 月 日付け第 号により報告された平成 年度緊空消防援助隊活動費負担金(災害名)交付事業に係る負担金の額は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第15条の規定に基づき、金 円に確定したので通知する。
問合せ先 本件責任者役職・氏名: 本件担当者役職・氏名:	

引記様式第11					番 5年 月 日
消防庁長官	殿				
			都這	道府県知事	_
	年度 の確定につい	「緊急消防援助隊 て(報告)	統活動費負担金	念(災害名)	
	ついて、今回次(要綱第 15 条に基			ましたので、	、緊急消防援助隊活
1 確定状況(第 回)				(単位:円)
交付決定額	前回までの	今回確定額	確定総額	確定減額	
A	確定額 ®	©	B+©		A-B-C
2 今回確定内 団体名		付決定額	確定	額	(単位:円) 確定減額
合計					
3 別添 実績	報告検収調書(最終回のみ)			
問合せ先 本件責任者	没職・氏名:		本件担当	者役職・氏々	名:
THE PLANT	ALL EVEL		-1-11-1-21	TE:	
				Mai	1 :

引記様式第	將12							実績報告	検収調書	(年度)							
								添付書類										
地方	交	付	交付事業	1	号	2	号	3	号		4	号		5号	6号	1	7号	8 号
団体名	対費	象目	終了年月日	支根な例則係の と条規関所 のと条規関所		根拠と なる条 例、規	支出の 根拠と なる命令 簿の写	契約書 又は 請書の 写	納品書 の写	契約書 の写 ・ 納品書 の写	検収調書の写	自動車 検査証 等の写	施そ置をす真 と配所示写	領収書 の写 又は それに 代わる 書類	領収書 の写 又は それに 代わる 書類	契約書 の写	領収書の写	領の 又 そ代書

- (記載上の注意)

 1 地方公共団体名については、負担金交付調書の記載順に記入する。

 2 交付対象費目は、負担金が交付される費目について、要綱第3条各号のいずれかの費目であるか記入すること。例えば、「1号、2号、3号、5号、6号、8号、等の記載例によること。

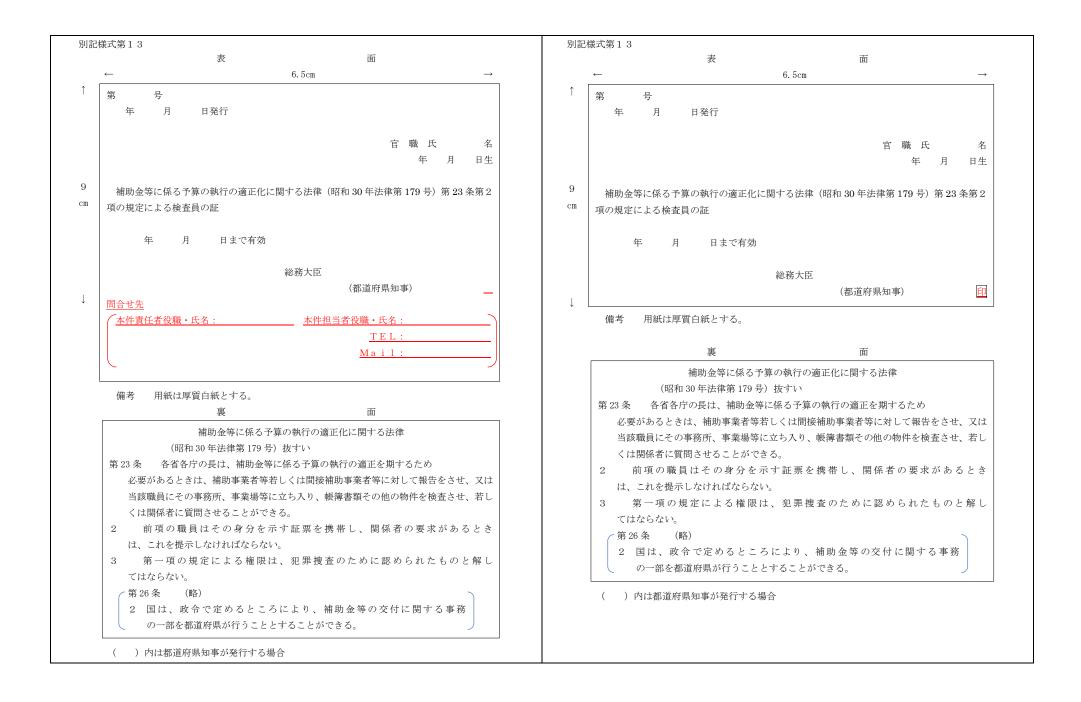
 3 添付書籍の欄は、交付事業に関する必要な書類が添付されているかを点検するものであり、添付されている場合には○印を、添付されていない場合には×印を附すること。

								実績報告	検収調書	(年度)							
					添付書類													
地方	交	付	交付事業	1	号	2	号	3	号		4	号		5号	6号	7	무	8号
団体名	対費	象目	終 了 年月日	支根な例則係 のと条規関所	支根な間務簿 関係等の	例、規 則の関 係箇所	支出の 根 と 根 な 命 令 海 の 写	契約書 又は 請書の 写	納品書の写	契約書 の写 ・ 納品書		自動車 検査証 等の写	施設の間を を を を を は り の の の の の の の の の の の の の り の り の り	領収書 の写 又は それに	領収書 の写 又は それに	契約書 の写	領収書 の写	領収書 の写 又は それに
				の写	写	の写				の写				代わる 書類	代わる 書類			代わる 書類

(記載上の注意)

別記様式第12

- (2014年) 地方公共団体名については、負担金交付調舎の記載順に記入する。
 1 地方公共団体名については、負担金交付商舎の記載順に記入する。
 2 交付対象費目は、負担金が交付される費目について、要綱第3条各号のいずれかの費目であるか記入すること。例えば、「1号、2号、3号、5号、6号、8号、等の記載例によること。
 3 話付書類の側は、交付事業に関する必要な書類が添付されているかを点検するものであり、添付されている場合には〇印を、添付されていない場合には、中を削すること。



別記様式1-1

(第3条、第2

緊急消防援助隊の応援等要請

記入例 (例1第1報)

※いずれかに● 応援等の要請 増隊要請 (第 報) 送信時間 令和 3 年 4 月 1 日 9 時 30 分

消防庁長官 殿

岡山県知事

消防組織法第44条第1項の規定に基づき、令和3年4月1日9時15分に電話により 行った緊急消防援助隊の応援等の要請について、詳細の災害の状況等を報告します。

災害発生日時	令和	3 年	4 月	1日	8	時	0	分頃	
災害発生場所	岡山県	都 . 府.			倉敷市	ī			市区 町村
応援等要請日時	令和	3 年	4 月	1日	9	時	15	分	
災 害 の 状 況	前線による大雨に伴う被害 (大規模土砂崩れによる民家等の全壊多数)								
活動を要望する地域	倉敷市○○町中心(※確認中)								
要望する活動	土砂崩れ現場から	らの捜索	•救助						

•必要な都道府県大隊

対 象 ※いずれかに●	出動可能な全隊	一部の指定した隊 _{※下記に指定する隊}
編成に係る 連絡事項	救助小隊を中心とした編成 (救急小阪	隊は、需要が少ない。)
必要な隊、資機材	土砂災害に対応できる資機材 重機、バギー、ドローン	

必要な部隊 ※必要な隊(部隊)に●を付ける。必要(部)隊数が分かる場合は、隊数を記入。

	部隊名		連絡事項		
	統括指揮支援隊		・指揮支援隊: 倉敷市消防局本部庁舎での活動を予定		
指揮支援部隊	指揮支援隊		・航空指揮支援隊: 岡山県消防防災航空センター		
	航空指揮支援隊		及びFBでの活動を予定		
航空部隊	航空小隊		・航空小隊:情報収集をメインに想定		
机主即隊	航空後方支援小隊				
エネルギ-	エネルギー・産業基盤災害即応部隊				
N	BC災害即応部隊	 			
土砂・	風水害機動支援部隊				

担当課室		氏 名	
NTT回線電話	※記入例のため省略	NTT回線FAX	※記入例のため省略
地域衛星電話		地域衛星FAX	<u> </u>

別記様式1-1

(第3条、第

緊急消防援助隊の応援等要請

記入例 (例1第2報)

※いずれかに● 応援等の要請 ● 増隊要請 (第 1 報) 送信時間 令和 3 年 4 月 1 日 13 時 0 分

消防庁長官 殿

岡山県知事

消防組織法第44条第1項の規定に基づき、令和3年4月1日12時50分に電話により 行った緊急消防援助隊の応援等の要請について、詳細の災害の状況等を報告します。

災害発生日時	令和 3年 4月 1日 8時 0分頃							
災害発生場所		市区 町村						
応援等要請日時	令和 3年 4月 1日 12時 50 分							
災害の状況	前線による大雨に伴う被害 (大規模な土砂災害に加え、新たに市街地の広範囲の浸水が発生)							
活動を要望する地域	主な浸水地域:××地区							
要望する活動	浸水地域におけるヘリ、ゴムボート等による救出							

•必要な都道府県大隊

対 象 ※いずれかに●	出動可能な全隊	一部の指定した隊※下記に指定する隊
編成に係る 連絡事項	浸水地域で対応可能な編成 ※増隊要	請
必要な隊、資機材	ゴムボート、水上オートバイ等 救助小隊 救急小隊	

必要な部隊 ※必要な隊(部隊)に●を付ける。必要(部)隊数が分かる場合は、隊数を記入。

	部隊名		連絡事項
	統括指揮支援隊	i i	・指揮支援隊:浸水地域の現地合同調整所におい
指揮支援部隊	指揮支援隊		て活動を予定 ※増隊要請
	航空指揮支援隊		
航空部隊	航空小隊		・航空小隊:救助ミッションをメインに予定
机全部隊	航空後方支援小隊		※増隊要請
エネルギ-	エネルギー・産業基盤災害即応部隊		・航空後方支援小隊:岡山県消防防災航空セン ターでの活動を予定
NBC災害即応部隊		 	アー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
土砂•	風水害機動支援部隊		

担当課室		氏 名	
NTT回線電話	※記入例のため省略	NTT回線FAX	※記入例のため省略
地域衛星電話		地域衛星FAX	

別記様式1-1

(第3条、第2

緊急消防援助隊の応援等要請

記入例 ^(例2)

※いずれかに● 応援等の要請 増隊要請 (第 報) 送信時間 令和 3 年 4 月 1 日 9 時 30 分

消防庁長官 殿

愛知県知事

消防組織法第44条第1項の規定に基づき、令和3年4月1日9時15分に電話により 行った緊急消防援助隊の応援等の要請について、詳細の災害の状況等を報告します。

災害発生日時	令和 3年 4月 1日 9時 0分頃
災害発生場所	愛知県 都道 〇〇市 市区 町村
応援等要請日時	令和 3年 4月 1日 9時 15 分
災害の状況	爆破テロ災害により負傷者多数(数百名規模) ※剤の使用:不明
活動を要望する地域	××会館周辺
要望する活動	①NBC部隊による検知、救助・救出活動 ②救急小隊、航空小隊による搬送

•必要な都道府県大隊

対 象 ※いずれかに●	出動可能な全隊	一部の指定した隊 _{※下記に指定する隊}
編成に係る 連絡事項	救急小隊を中心とした編成	
必要な隊、資機材	指揮隊 救急小隊 人員輸送車(軽傷者の搬送用)	

必要な部隊 ※必要な隊(部隊)に●を付ける。必要(部)隊数が分かる場合は、隊数を記入。

	部隊名		連絡事項
統括指揮支援隊]]] [・指揮支援隊:現地本部(××会館隣接場所)での 活動を予定
指揮支援部隊	指揮支援隊		・航空指揮支援隊:SCU(これから調整)での活動を
	航空指揮支援隊		予定
航空部隊	航空小隊		・航空小隊:SCUから近隣の災害拠点病院への重傷者の搬送を予定
机工的体	航空後方支援小隊		物色の放送を予定
エネルギ-	-•産業基盤災害即応部隊	 	
N	BC災害即応部隊		
土砂・	風水害機動支援部隊		

担当課室		氏 名	
NTT回線電話	※記入例のため省略	NTT回線FAX	※記入例のため省略
地域衛星電話	7	地域衛星FAX	

別記様式1-2

(第4条関係、第23

記入例

応援等要請のための連絡事項

※いずれかに●	応援	等の要請	青	増	隊要請	(第		報)
送信時間	00	 年	月	日	時	Ē	分	

(消防庁長官又は都道府県知事) 殿

(被災地の市町村長)

緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第4条の規定に基づき、次のとおり詳細な災害の状況及び大規模な消防の応援等に関する事項を連絡します。

災害発生日時	00	年	月	日	時	分頃	
災害発生場所		都 (()	道 杲				市区 町村
応援等要請日時	00	年	月	日	時	分	
災害の状況							
活動を要望する地域		別記模	€式1 −⁻	1 記入例	参照		
要望する活動							

•必要な都道府県大隊

対 象 ※いずれかに●	出動可能な全隊	一部の指定した隊 _{※下記に指定する隊}
編成に係る 連絡事項		
必要な隊、資機材		

・必要な部隊 ※必要な隊(部隊)に●を付ける。必要(部)隊数が分かる場合は、隊数を記入。

	部隊名		連絡事項
	統括指揮支援隊		
指揮支援部隊	指揮支援隊		
	航空指揮支援隊		
航空部隊	航空小隊		
加工叫冰	航空後方支援小隊		
エネルギ-	-•産業基盤災害即応部隊		
N	BC災害即応部隊		
土砂•	風水害機動支援部隊		

担当課室		氏 名	
NTT回線電話	※記入例のため省略	NTT回線FAX	※記入例のため省略
地域衛星電話		地域衛星FAX	\

別記様式2-1 (第一記入例) (第一記入例) (第一記入例

出動可能隊数報告及び出動準備依頼

送信時間 令和 3年 4月 1日 9時 25分

都道府県消防防災主管部長) 消 防 長)

送付先: 兵庫県 鳥取県 香川県

消防庁広域応援室長

(例1)

緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行う可能性がありますので、貴都道府県内の 出動可能隊数を至急調査し、別記様式2-2にて**30分以内**に報告願います。

また、緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行った場合、迅速に出動できるように出動準備をお願いします。

災害発生日時	令和 3	年 4月 1	日 8 時	0 分頃	
災害発生場所	岡山県	都道 府県	倉敷市		市区 町村
災 害 名		倉敷市OC)町土砂災害		
依頼日時 (出動可能隊数報告、出動準備)	令和 3	年 4月 1	日 9 時	20 分	
災害の状況	(大規	前線による大 現模土砂崩れによ	、雨に伴う被害 、る民家等の全壊多	5数)	
原子力施設・石油コンビナートの有無	原子力施設等	_	石油コンビナート	·等 有	

■都道府県大隊(統合機動部隊を含む。)

対 象 ※いずれかに●	● 出動可能な全隊	一部の指定した隊 _{※下記に指定する隊}
編成に係る 連絡事項	救助小隊を中心とした編成 (※救急小 土砂災害に対応する資機材等(重機、/	
	【隊の指定情報】	

-部隊 ※出動準備を依頼する隊(●の付いた隊)

	部隊名		連絡事項
	統括指揮支援隊		
指揮支援部隊	指揮支援隊	! ! !	
	航空指揮支援隊※1		
航空部隊	航空小隊※1		兵庫県→兵庫県航空隊及び神戸市航空隊が対象
加土即修	航空後方支援小隊※1		
エネルギー・産業基盤災害即応部隊		! ! !	
NBC災害即応部隊			
土砂•	風水害機動支援部隊		

※1 航空小隊が出動不能な場合、航空指揮支援隊及び航空後方支援小隊の出動可能隊数を報告すること

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応	援班	
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

別記様式2-1 記入例

(例2)

				送信	時間 4	介和	3 年	4 月	1 日	9 時	15	分
都道府県消防防災主管部長)殿								
消	ß	方	長	, HX								
送付先:	静岡県											
_									:241	法产产 *	北古	点学目

消防厅広域応援室長

緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行う可能性がありますので、貴都道府県内の 出動可能隊数を至急調査し、別記様式2-2にて30分以内に報告願います。

また、緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行った場合、迅速に出動できるように出 動準備をお願いします。

災害発生日時	令和 3	年 4月 1	日 9時 0	分頃		
災害発生場所	愛知県	都道 府県	〇〇市	市区 町村		
災 害 名		〇〇市××会館爆破テロ				
依頼日時 (出動可能隊数報告、出動準備)	令和 3	年 4月 1	日 9 時 10	分		
災害の状況	爆破テロ災害により負傷者多数(数百名規模) ※剤の使用:不明					
原子力施設・石油コンビナートの有無	原子力施設等	_	石油コンビナート等	有		

-都道府県大隊(統合機動部隊を含む。)

1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	HI IN C L C V					
対 象 ※いずれかに●	出動可能な全隊	一部の指定した隊 _{※下記に指定する隊}				
編成に係る 連絡事項	救急小隊を中心とした編成。可能な限り 動準備が整った隊から順次出動いただ					
【隊の指定情報】						
都道府県大隊指揮隊						
救急小隊	可能な限り多く					
後方支援小隊	可能であれば、人員輸送車も編成のこ	ے				

-部隊 ※出動準備を依頼する隊(●の付いた隊)

は 六田 3 千品 と 区域 / ● の 日 で / こ							
	部隊名	連絡事項					
統括指揮支援隊			•指揮支援隊:静岡市消防局、浜松市消防局				
指揮支援部隊	指揮支援隊						
	航空指揮支援隊※1						
航空部隊	航空小隊※1		・航空小隊: 静岡県航空隊、静岡市航空隊及び浜 松市航空隊				
加工叩吟	航空後方支援小隊※1						
エネルギー・産業基盤災害即応部隊			·NBC災害即応部隊:静岡市消防局、浜松市消防局。				
NBC災害即応部隊			70)				
土砂・	風水害機動支援部隊						

※1 航空小隊が出動不能な場合、航空指揮支援隊及び航空後方支援小隊の出動可能隊数を報告すること

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応	広域応援班					
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552				
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036				

出動可能隊数•出動隊数0

(可能隊数報告)

※ 都道府県大隊及び統合機動部隊以外は、別記様式2-2(部隊用)で報告すること

可能隊数報告 令和 3年 4月 1日 10 時 0 分 出動隊数報告 年 月 日 時 分

消防庁広域応援室長 殿

〇〇県危機管理部長

次の災害に対して、出動可能な(出動した)隊数及び人数を報告します。

倉敷市〇〇町土砂災害 災害名

最も早く出動できる時間※1	可能隊数報告時に記入	11	時	0	分頃
出動時間 _{※1}	出動隊数報告時に記入		時		分

^{※1} 都道府県大隊長(又は統合機動部隊長)が属する消防本部から最も早く出動できる時間(出動した時間)を記入

※ ()内には、統合機動部隊の出動可能隊数又は出動隊数を内数で記載すること

	隊の種別	可能隊数	人数	出動隊数	人数	特殊車両内訳
	指揮隊	3 (1)	12 (4)	()	[]	
	消火小隊	4 (3)	16 (12)	()		
	救助小隊	12 (3)	60 (15)	()	[]	水陸両用バギー: 1台
救急小隊		6 (3)	18 (9)	()	()	
	後方支援小隊	8 (2)	24 (5)	()	()	
	通信支援小隊	1 (3 ()	()	()	
特殊装備	震災対応特殊車両小隊	1 ()	2 (()	()	重機: 1台
	その他の特殊装備小隊	1 ()	2 ()	()	()	中型水陸両用車: 1台
小隊		()	()	()	()	

【出動体制、その他特殊な装備品の情報】

統合機動部隊を除く救助小隊は、人員輸送車2台に乗り合わせて出動予定

高機能救命ボート: 艇 、 救命ボート(船外機有): 2艇 、 救命ボート(手こぎ): 艇 、水上オートバイ 台

隊

人

45] 計 36 12 137

24 ▲ 隊 92 ← 人 (参考)都道府県大隊-統合機動部隊 自動表示 自動表示

<連絡責任者>

担当課室		氏 名	
NTT回線電話	※記入例のため省略	NTT回線FAX	※記入例のため省略
地域衛星電話		地域衛星FAX	\

記入例 (出動隊数報告)

出動可能隊数・出動隊数の報

都道府県大隊

※ 都道府県大隊及び統合機動部隊以外は、別記様式2-2(部隊用)で報告すること

可能隊数報告 令和 3 年 4 月 1日 10 時 0 分 出動隊数報告 令和 3年 4月 1日 11時 15分

消防庁広域応援室長 殿

〇〇県危機管理部長

次の災害に対して、出動可能な(出動した)隊数及び人数を報告します。

災害名 倉敷市〇〇町土砂災害

最も早く出動できる時間 _{※1}	可能隊数報告時に記入	11	時	0	分頃
出動時間 _{※1}	出動隊数報告時に記入	11	時	15	分

※1 都道府県大隊長(又は統合機動部隊長)が属する消防本部から最も早く出動できる時間(出動した時間)を記入

※ ()内には、統合機動部隊の出動可能隊数又は出動隊数を内数で記載すること

	隊の種別	可能隊数	人数	出動隊数	人数	特殊車両内訳
	指揮隊	3 (1)	12 (4)	3 (1)	12 (4)	
	消火小隊	4 (3)	16 (12)	4 (3)	16 (12)	
	救助小隊	12 (3)	60 (15)	12 (3)	60 (15)	水陸両用バギー: 1台
	救急小隊	6 (3)	18 (9)	6 (3)	18 (9)	
	後方支援小隊	8 (2)	24 (5)	9 (2)	26 (5)	
	通信支援小隊	1 (3 ()	1 ()	3 ()	
特殊装備	震災対応特殊車両小隊	1 (2 ()	1 ()	2 ()	重機: 1台
	その他の特殊装備小隊	1 (2 ()	1 ()	2 ()	中型水陸両用車: 1台
小隊		[]		()	()	

【出動体制、その他特殊な装備品の情報】

統合機動部隊を除く救助小隊は、人員輸送車2台に乗り合わせて出動

高機能救命ボート: 艇 、 救命ボート(船外機有): 2艇 、 救命ボート(手こぎ): 艇 、水上オートバイ 台

合 計 36 12 137 45 l 37 12 139 [45]

24 ▲ 隊 **94**▼ 人 (参考)都道府県大隊-統合機動部隊 25 ★ 隊 92 ♣人 自動表示 自動表示 自動表示 自動表示

<連絡責任者>

担当課室		氏 名	
NTT回線電話	※記入例のため省略	NTT回線FAX	※記入例のため省略
地域衛星電話		地域衛星FAX	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

別記様式2-2 (第5条、第9条、

出動可能隊数・出動隊数の報告

記入例 (可能隊数報告)

※ 都道府県大隊及び統合機動部隊は、別記様式2-2(都道府県大隊・統合機動部隊用)で報告すること

可能隊数報告 令和 3 年 4 月 10 時 1日 0 分 出動隊数報告 月 分 年 日 時

消防庁広域応援室長 殿

静岡県危機管理監

次の災害に対して、出動可能な(出動した)隊数及び人数を報告します。

災害名 ○○市××会館爆破テロ

	隊の種別	可能隊数	人数	最も早く 出動できる 時間※2	出動隊数	人数	出動時間 ※2	1佣 考(内訳)
指 揮	統括指揮支援隊			: 頃			:	静岡市消防局1隊 浜松市消防局1隊
支援	指揮支援隊	2	10	10:30 頃			:	
部隊	航空指揮支援隊※1	1	6	11:00 頃			:	〈航空隊名、同時出動可否〉 静岡県消防防災航空隊
航空	航空後方支援小隊※1	1	6	11:00 頃			:	同時出動不可
部隊	航空小隊※1	2	12	10:30 頃			÷	<機体愛称> カワセミ(静岡市)、はまかぜ(浜松市)
土	指揮隊							
砂 •	救助小隊							水陸両用バギー: 台
風	特殊装備小隊			: 頃				重機: 台
水	特殊装備小隊			. 块				中型水陸両用車: 台
害機	後方支援小隊							
動								
支援	【その他特殊な装備品の情報	1						
援 部	高機能救命ボート: 艇	、救命ボー	ート(船外	幾有): 艇、	救命ボー	ト(手こぎ)	: 艇、	水上オートバイ 台
隊	合 計							
Ν	指揮隊	1	5					※静岡市消防局の部隊
В	特殊災害小隊	2	10					救助工作車
C 災	特殊災害小隊	1	3	10.00 년				特殊災害対応自動車
害	特殊災害小隊	1	3	10:30 頃		_		大型除染システム搭載車
即応	消火小隊	1	4	※浜松下				化学消防ポンプ自動車
部	後方支援小隊	1	3	別添の別			2	
隊	合 計	7	28	(部隊)	月)参照	(1)		

- ※1 航空小隊が出動不能な場合、航空指揮支援隊及び航空後方支援小隊の出動可能隊数を報告すること
- 航空指揮支援隊及び航空後方支援小隊の報告は、両隊同時出動が可能か、どちらか1隊が出動可能なのか備考に記載すること ※2 指揮支援部隊及び航空部隊以外の出動時間は、当該部隊の指揮隊長が属する消防本部から最も早く出動できる時間(出動した時間)を記入

担当課室		氏 名	
NTT回線電話	※記入例のため省略	NTT回線FAX	※記入例のため省略
地域衛星電話		地域衛星FAX	1

別記様式2-2 (第5条、第9条、

出動可能隊数・出動隊数の報告

※ 都道府県大隊及び統合機動部隊は、別記様式2-2(都道府県大隊・統合機動部隊用)で報告すること

可能隊数報告 令和 3 年 4月 10 時 1 日 0 分 出動隊数報告 令和 3 年 4 月 0 分 1日 11 時

消防庁広域応援室長 殿

静岡県危機管理監

記入例

(出動隊数報告)

次の災害に対して、出動可能な(出動した)隊数及び人数を報告します。

災害名 ○○市××会館爆破テロ

	隊の種別	可能隊数	人数	最も早く 出動できる 時間※2	出動隊数	人数	出動時間 ※2	1佣 右(内訳)
指揮	統括指揮支援隊			: 頃			:	静岡市消防局1隊 【出動】浜松市消防局1隊
支 援	指揮支援隊	2	10	10:30 頃	1	5	10:40	
部隊	航空指揮支援隊※1	1	6	11:00 頃	1	6	11:00	<航空隊名、同時出動可否> 静岡県消防防災航空隊
航空	航空後方支援小隊※1	1	6	11:00 頃			:	同時出動不可
部隊	航空小隊※1	2	12	10:30 頃	2	12	10:40	<機体愛称> カワセミ(静岡市) はまかぜ(浜松市)
土	指揮隊							
砂.	救助小隊							水陸両用バギー: 台
風	特殊装備小隊			: 頃				重機: 台
水	特殊装備小隊			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			:	中型水陸両用車: 台
害機	後方支援小隊							
動								
坪	【その他特殊な装備品の情報 高機能救命ボート: 艇	-		幾有): 艇、	救命ボー	ト(手こぎ)	: 艇、	水上オートバイ 台
隊	合 計							
Ν	指揮隊	1	5		1	5		※浜松市消防局の部隊
В	特殊災害小隊	1	5		1	5		救助工作車
C 災	特殊災害小隊	1	3	10.20 冱	1	3	10:40	特殊災害対応自動車
害	特殊災害小隊	1	3	10:30 頃	1	3	10:40	大型除染システム搭載車
即応	消火小隊	1	4		1	4		化学消防ポンプ自動車
部	後方支援小隊	1	3		1	3		
隊	合 計	6	23		7	28		

- ※1 航空小隊が出動不能な場合、航空指揮支援隊及び航空後方支援小隊の出動可能隊数を報告すること
- 航空指揮支援隊及び航空後方支援小隊の報告は、両隊同時出動が可能か、どちらか1隊が出動可能なのか備考に記載すること ※2 指揮支援部隊及び航空部隊以外の出動時間は、当該部隊の指揮隊長が属する消防本部から最も早く出動できる時間(出動した時間)を記入

担当課室		氏 名	
NTT回線電話	※記入例のため省略	NTT回線FAX	※記入例のため省略
地域衛星電話		地域衛星FAX	1

別記様式2-3 (第5条関係)

出動準備の解除連絡

送信時間 令和 3年 4月 1日 16時 0分

都道府	県消防	防災主)殿			
消	ß	方	長			
送付先:	兵庫県	鳥取県	広島県	香川県		

消防庁広域応援室長

貴所属の緊急消防援助隊について、次のとおり出動準備を解除しましたので通知します。

出動準備の解除日時	令和	3	年	4	月	1	日	16	時	0	分
	【統括指揮支 広島市消防 【指揮支援隊 広島市消防	局									
出動準備を解除する隊	【航空指揮支 【都道府県大 兵庫県、鳥耳	隊】		具、香	川県						
	【航空小隊】 兵庫県航空 広島市航空					取県船	抗空隊	、広島	易県航	空隊	

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班							
NTT回線電話	03-5253-7527	O3-5253-7527 NTT回線FAX O3-5253-7552						
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036					

記入例

緊急消防援助隊の出動の求め又は

		送信時間	令和	3 年	4 月	1 日	9 時 25 分
都 道 府 県 知 事 市 町 村 長	殿						
送付先: 広島県							

消防庁長官

次のとおり緊急消防援助隊の出動を求め又は指示します。

災害発生日時	令和 3	年 4月 1	日 8時 0	分頃				
災害発生場所	岡山県	岡山県 ^{都道} 倉敷市						
災 害 名								
災害の状況	(大規	前線による大雨に伴う被害 (大規模土砂崩れによる民家等の全壊多数)						
原子力施設・石油コンビナートの有無	原子力施設等	_	石油コンビナート等	有				
出 動 区 分	● 求め	指示(求め)・指示の根拠:消防組織法	第44条第 1 項)				
アクションプラン又は運用計画	適用()	非適用				
求め又は指示日時	令和 3	年 4月 1	日 9 時	20 分				

・都道府県大隊(統合機動部隊を含む。)

- NC 113 71 17 1105 1106 11 100 110	H-14-C H C 0 7			
対 象 ※いずれかに●	出動可能な全	È隊	一部の	の指定した隊 _{※下記に指定する隊}
編成に係る 連絡事項	救助小隊を中心と 土砂災害に対応す			少) 1ーン等)を準備のこと
【隊の指定情報】				
	i			
応援先	岡山県	市区 町村	進出拠点	調整中

・部隊 ※対象となる隊に●

	部隊名			連絡事項、応援先等			
	統括指揮支援隊		【進出先·活動拠点】 →統括指揮支援隊:県庁 指揮支援隊:倉敷市消防局本部庁舎				
指揮支援部隊	指揮支援隊						
	航空指揮支援隊		応援先	岡山県	進出拠点	_	
航空部隊			·広島県航空隊 ·広島市航空隊(統括指揮支援隊輸送)				
까모마≫	航空後方支援小隊		- "从岛印机全体(机拉相挥义拔体制达)				
エネルギー・産業基盤災害即応部隊							
NBC災害即応部隊							
土砂・	風水害機動支援部隊		応援先	岡山県	進出拠点	岡山県消防防災航空センター	

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応	援班	
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

別記様式3-2 (第7条、) 記入例

緊急消防援助隊の応援等決定通知

送信時間 令和 3年 4月 1日 9時 40分

受援都道府県の知事 受援市町村の長

殿

消防庁長官

次のとおり緊急消防援助隊の出動を求め又は指示しましたので、連絡します。

災	듣	Ė	名		倉敷市〇〇町土砂災害								
丑	動	区	分		求め		指示	(3	找め∙指示の	根拠:消防組	織法	第44条第 1 項	()
迅	速	出	動		適用(Α	_		区分)		非適用	
アクション	ノプラン	/又は選	重用計画		適用()		非適用	
求め	又は	指示	日時		令和	3	年 4	4 月	1日	9 時	20	分	
求めり	スは打	指示	した隊		另	刂添	(別記村		-1又は	3−4) <i>の</i>	とお	IJ	
連	絡	事	項	都這	象】 5指揮支援隊 道府県大隊:J 3小隊:広島!	広島	県			局			

貴都道府県内における被災地消防本部に対してこの旨連絡し、連携して受援体制を 整えてください。

[受援体制チェックシート]

チェック欄

П

- ① <u>消防応援活動調整本部の設置時間、設置場所、本部長の職・氏名、本部員の構成、担当者の職・氏名、連絡先(直通)を確認し、消防庁に報告したか。</u> <u>統括指揮支援隊及び指揮支援隊を受け入れるヘリコプター離着陸場、当該離着陸場から消防応援活動調整本部、指揮支援本部までの移動手段等について、消防庁と調整したか。</u>
- ③ <u>緊急消防援助隊の隊数や進出方向等を踏まえ、進出拠点(候補地)を確認し、消防庁</u> と調整したか。また、当該拠点へ職員派遣等について対応したか。
- ④ <u>緊急消防援助隊の隊数や活動場所等を踏まえ、宿営場所(候補地)を確認し、消防庁</u> と調整したか。また、当該拠点へ職員の派遣等について対応したか。

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域区	芯援班	
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

別記様式3-3

記入例

緊急消防援助隊の出動隊数通知

送信時間	令和	3 年	4 月	1日	11	時	5	分
------	----	-----	-----	----	----	---	---	---

受援都道府県の消防防災主管部長 被災地消防本部の長

殿

消防庁広域応援室長

次のとおり緊急消防援助隊が出動しましたので、連絡します。

災	. 1	!	名		〇〇市××会館爆破テロ								
田	動	区	分		求め		指示	(対	找め∙指示のホ	艮拠:消防組	l織法	第44条第 1	項)
迅	速	出	動		適用(Α	_		区分)		非適用	
アクショ	ンプラン	又は選	運用計画		適用()		非適用	
求め	又は	指示	日時		令和	3	年 4	月	1日	10 時	15	分	
出	動し	った	隊		別添(別記様式2-2)のとおり								
連	絡	事	項	航雪	象】 『支援隊:浜梅 『小隊:静岡i C災害即応部	市航	空隊、浜	松市	航空隊	爰隊:静岡	県舫	i空隊	

貴都道府県内における被災地消防本部に対してこの旨連絡し、連携して受援体制を整えてください。

[受援体制チェックシート]

チェック欄

- ① <u>消防応援活動調整本部の設置時間、設置場所、本部長の職・氏名、本部員の構成、</u> 担当者の職・氏名、連絡先(直通)を確認し、消防庁に報告したか。
- 統括指揮支援隊及び指揮支援隊を受け入れるヘリコプター離着陸場、当該離着陸場から消防応援活動調整本部、指揮支援本部までの移動手段等について、消防庁と調整したか。
- ③ 緊急消防援助隊の隊数や進出方向等を踏まえ、進出拠点(候補地)を確認し、消防庁と調整したか。また、当該拠点へ職員派遣等について対応したか。
- ④ <u>緊急消防援助隊の隊数や活動場所等を踏まえ、宿営場所(候補地)を確認し、消防庁</u> と調整したか。また、当該拠点へ職員の派遣等について対応したか。

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域原	芯援班	
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

緊急消防援助隊の出動の求め又は指示(迅速)

送信時間 令和 3年 4月 1日 9時 0分

都道府県知事 〕 市 町 村 長 「

殿

送付先: 京都府 大阪府 兵庫県 鳥取県 岡山県 広島県 香川県

消防庁長官

地震の規模が、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第30条に規定する 出動基準に該当したので、消防組織法第44条の規定に基づき、次のとおり緊急消防援 助隊の迅速出動を求め又は指示します。

震央管轄都道府県	岡山県				
出動区分		求め		指示	
山勁区力	別表 A	- 1 区分	П		
求め又は指示日時		当該地震が発	生した日時		
求め又は指示した隊	下表のとおり				
出 動 先		第34条に定	めるとおり		

	指揮支	援部隊	都道府	県大隊	航空	小隊
区分	統括 指揮支援隊	指揮支援隊	第1次出動 都道府県大隊	出動準備 都道府県大隊	第1次出動 航空小隊	出動準備 航空小隊
※対象区分に●	(別表Bにより 対応する指定 順位第1位)	(別表Bにより 対応する全 隊)	(基本計画別表第 2により対応する都 道府県)	(基本計画別表第 3により対応する都 道府県)	(別表Cにより 対応する全 隊)	(別表Dにより 対応する全 隊)
【 最大震度7	迅速	出動	迅速出動		必要な隊 <i>た</i> 【出動する隊】	
■ 最大震度6強 (東京都特別区 は6弱)	迅速出動		迅速出動 (統合機動部隊 のみが対象)		•広島市航	空隊
Ⅲ−ア	長官の要請に 基づき必要な 隊が迅速出動		長官の要請に基づ き必要な隊が迅速 出動(統合機動部 隊のみが対象)		長官の要請に 基づき必要な 隊が迅速出動	
最大震度6弱(東京都特別区は5 強、政令市は5強 又は6弱)	【出動する隊】		【出動する隊】		【出動する隊】	

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班				
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552		
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036		

緊急消防援助隊の出動の求め又は指示(迅速)

令和 送信時間

3年 4 月 1 日 9 時

0 分

都道府県知事 市町村長

殿

送付先: 愛知県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 鳥取県 島根県|岡山県|広島県|山口県|徳島県|香川県|愛媛県|福岡県

消防庁長官

地震の規模が、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第30条に規定する 出動基準に該当したので、消防組織法第44条の規定に基づき、次のとおり緊急消防援 助隊の迅速出動を求め又は指示します。

震央管轄都道府県	岡山県				
出動区分	・ 求め 指示				
山到区刀	別表 A - 2 区分 I				
求め又は指示日時	当該地震が発生した日時				
求め又は指示した隊	下表のとおり				
出 動 先	第34条に定めるとおり				

	指揮支	援部隊	都道府	県大隊	航空	小隊
区分	統括 指揮支援隊	指揮支援隊	第1次出動 都道府県大隊	出動準備 都道府県大隊	第1次出動 航空小隊	出動準備 航空小隊
※対象区分に●	(別表Bにより 対応する指定 順位第1位)	(別表Bにより 対応する全 隊)	(基本計画別表第 2により対応する都 道府県)	(基本計画別表第 3により対応する都 道府県)	(別表Cにより 対応する全 隊)	(別表Dにより 対応する全 隊)
I 最大震度7	迅速	出動	迅速	出動		情に基づき が迅速出動
Ⅲ 最大震度6強 (東京都特別区 は6弱)	迅速	出動		出動 隊のみが対象)	【出動する隊	
Ⅲ-ア 最大震度6弱(東京都特別区は5 強、政令市は5強 又は6弱)	長官の要認 必要な隊が 【出動する隊)	が迅速出動	必要な隊が	情に基づき が迅速出動 家のみが対象)	·広島市航 ·京都市航 ·大阪市航 ·神戸市航	空隊 空隊

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班				
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552		
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036		

緊急消防援助隊の引揚げ決定通知

送信時間	令和	3年	4 月	3 日	19	時	15	分
------	----	----	-----	-----	----	---	----	---

消防庁長官 受援市町村の長 指揮支援部隊長

殿

岡山県知事

次のとおり緊急消防援助隊の引揚げを決定しましたので通知します。

引揚げ決定日時	令和	3	年	4	月	3	日	19	時	0	分
被災地引揚げ日時	令和	3	年	4	月	4	日	8	時	0	分
引揚げ決定した隊	【統括指揮式広島市 消	局 () 局 () 际 () 下隊 ()									
連絡事項											

担当課室		氏 名	;
NTT回線電話	※記入例のため省略	NTT回線FAX	※記入例のため省略
地域衛星電話	·	地域衛星FAX	3

別記様式4-2 (多) 記入例

緊急消防援助隊の引揚げ決定通知

送信時間 令和 3年 4月 3日 19時 30分

応援都道府県の知事 応援市町村の長

殿

送付先: 広島県 香川県

消防庁長官

貴所属の緊急消防援助隊について、次のとおり引揚げを決定しましたので通知します。

引揚げ決定	令和	3	年	4	月	3	日	19	時	0	分	
被災地引揚け	令和	3	年	4	月	4	日	8	時	0	分	
引揚げ決定し	た隊			別添	(別記	· 禄式	4-1)のと	おり			
連絡事	項											
上 唯一中 	垻											

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班						
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552				
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036				



緊急消防援助隊活動報告書

報告日	令和3年4月30日
災害名	倉敷市○○町土砂災害
都道府県	〇〇県

1 出動状況(航	統合機動部隊が出動した後に 残りの都道府県大隊が出動したケース				土砂・風水害機動支援部隊が出動した 後に都道府県大隊が出動したケース			
部隊名	都道府県 (下段は統合		- 統括指揮:	支援隊	都道府県大隊 (下段は土砂・風水害機動支援部隊)			
	月日	時 分	月日	時 分	月日	時 分		
出動日時※1	4月1日	12時00分	4月1日	10時30分	4月1日	14時00分		
	4月1日	10時30分	77	104430/]	4月1日	10時30分		
集結場所	OOF	PΑ			ООР	\		
未和场別	〇〇消防本部				OOP	A		
進出拠点到着日時	4月1日	15時00分			4月1日	17時00分		
连山拠点到自口时	4月1日	13時30分			4月1日	13時30分		
進出拠点	〇〇球	锡			〇〇球場			
活動開始日時	4月1日	16時00分	4月1日	12時00分	4月1日	18時00分		
/ 直到 別知口时	4月1日	15時30分	4万「口	12時00万	4月1日	14時30分		
活動終了日時	4月5日	15時00分	4月1日	18時00分	4月5日	15時00分		
被災地引揚げ日時	4月5日	18時00分	4月1日	18時00分	4月5日	18時00分		
宿営場所	〇〇球場(4/1~3) 〇〇消防署(4/4)		岡山県	岡山県庁		〇〇球場(4/1~3) 〇〇消防署(4/4)		

^{※1} 出動日時:都道府県大隊又は部隊の指揮隊長が属する消防本部を出動した日時

2 航空部隊出動状況

航空隊名 (隊区分、機体愛称)	〇〇市消防局航空隊 (航空小隊、〇〇〇)		〇〇県消防防 (航空指揮3	> 47070===175	〇〇市消防局航空隊 (航空小隊、×××)		
111 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	月日	時 分	月日	時 分	月 日	時 分	
出動日時 	4月1日	10時30分	4月1日	11時00分	4月3日	8時30分	
活動開始日時	4月1日	13時00分	4月1日	15時00分	4月3日	11時00分	
活動終了日時	4月3日	15時00分	4月5日	15時00分	4月5日	14時00分	
被災地引揚げ日時	4月3日	16時00分	4月5日	15時00分	4月5日	14時30分	
宿営場所	岡山県消防防災航空センター		岡山県消防防災網	抗空センター	岡山県消防防災航空センター		

別記様式5 (第29条関係)

3 救助活動状況【陸上】

	救出E	3時	救出場所 _{※2}	救助人数	備 考※3	
	月 日	時 分	1XIII 91/1 %2	12917(32	(合同で救助した消防機関等)	
1	4月1日	16:00~19:00	倉敷市〇〇	25 人	倉敷市消防局と合同	
2	4月1日	15:15	倉敷市▲▲	3 人	自衛隊、警察と合同	
3	4月3日	17:00	倉敷市■■	1 人	消防団と合同	
4				人		
5				人		
	<u> </u>	_	計	29 J		

- ※2 救出場所:住所、活動サイト、活動地区(○○地区)等を記載
- ※3 備考:県内応援隊、〇〇県大隊と合同で救出等記入

4 救助活動状況【航空】

	1/2/1/17/201/201/201/201/201/201/201/201/201/201										
	救出日時 月 日 時 分		救出場所 _{※4}	救助人数	備考						
1	4月1日 16:00~	19:00	倉敷市〇〇	7 人	○地区3名、▲地区4名						
2	4月1日	15:15	倉敷市▲▲	1 人							
3	4月3日	17:00	倉敷市■■	1 人							
4				人							
5				人							
			計	9 人							

5 救急出動状況

	搬送作	‡数	不搬送件数	計		
陸上	5	件	1 件	6	件	
航空	3	件	件	3	件	

6 救急搬送状況

	死亡		重傷	中等症	軽傷	その他(不	明含む)	ŢĪĀ.	
陸上	1	入	1 人	1 人	1 人	1	人	5	人
航空		人	人	人	人	3	人	3	人

7 隊員の傷病状況

	消防本部名	概要	日報	
1	〇〇消防本部	側溝への転落による左足首の骨折	4月2日	参照
2				参照

8 車両・資機材の損傷状況

	消防本部名 概要			Ž
1	〇〇消防本部	○○消防本部○○救急1号車左後輪のパンク	4月3日	参照
2				参照
3				参照
4				参照
5				参照

^{※4} 救出場所:住所、活動サイト、活動地区(○○地区)等を記載

別記様式6-1

記入例

部隊移動に関する意見(照会)

送信時間 令和 3年 4月 2日 12時 0分

緊急消防援助隊行動都道府県知事 緊急消防援助隊行動市町村の長

殿

消防庁長官

貴都道府県内で活動している緊急消防援助隊の部隊移動について、消防組織法 第44条第8項の規定に基づき、意見を求めます。

	所属する都道府県(市町村)	広島県、福岡市
	隊種別	航空小隊
部隊移動の 対象	特記事項	広島県航空隊:メイプル 福岡市航空隊:ゆりかもめ

現在の出動先	岡山県	都道 府県	倉敷市	市区 町村
部隊移動先	香川県	都道 府県	坂出市	市区 町村

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班					
NTT回線電話	03-5253-7527 NTT回線FAX 03-5253-7552					
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036			

部隊移動に関する意見(回答)

送信時間 令和 3 年 4 月 2 日 12 時 30 分

消防庁長官 殿

岡山県知事

消防組織法第44条第8項の規定に基づき求められた部隊移動に関する意見について、 次のとおり回答します。

■ 了承します。

口その他

部隊移動	1.	盟	す	ス	音	目
ロロル インターナル	_	スト	7	പ	/EX	ЭĽ.

本日(4/2)12時15分に終了したミッションをもって、部隊移動可能

	所属する都道府県(市町村)	広島県、福岡市
部隊移動の	隊種別	航空小隊
対象	特記事項	広島県航空隊:メイプル 福岡市航空隊:ゆりかもめ

現在の出動先	岡山県	都道 府県	倉敷市	市区 町村

	道 坂出市 市区
--	----------------

担当課室		氏 名	
NTT回線電話	※記入例のため省略	NTT回線FAX	※記入例のため省略
地域衛星電話		地域衛星FAX	

別記様式6-3 (第一記入例

緊急消防援助隊の部隊移動の求め又は指示

送信時間 令和 3年 4月 2日 13時 5分

応援都道府県の知事 応援市町村の長

殿

送付先: 広島県 福岡県

消防庁長官

貴所属の緊急消防援助隊について、次のとおり部隊移動を求め又は指示します。

部隊移動区分	● 求め		指表	下	(求め・扌	旨示の村	艮拠∶消	防組織法	去第44约	条第 1	項)
求め又は指示日時	令和	3	年	4	月	2	日	13	時	0	分

-都道府県大隊(統合機動部隊を含む。)

	全隊	一部の指定した隊※下記に指定する隊
対象	【隊の指定情報】	
※いずれかに●		
連絡事項		

・部隊 ※対象となる隊に●

	部隊名		連絡事項
	統括指揮支援隊		
指揮支援部隊	指揮支援隊		
	航空指揮支援隊		
航空部隊	航空小隊		広島県航空隊:メイプル 福岡市航空隊:ゆりかもめ
加土印修	航空後方支援小隊		作画画 口がに上は、マグルでは)
エネルギー	エネルギー・産業基盤災害即応部隊		
NBC災害即応部隊			
土砂•	風水害機動支援部隊		

現在の出動先	岡山県	都道 府県	倉敷市	市区 町村
部隊移動先	香川県	都道 府県	坂出市	市区 町村

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班				
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552		
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036		

緊急消防援助隊の部隊移動通知

送信時間 令和 3年 4月 2日 13時 10分

緊急消防援助隊行動都道府県知事 緊急消防援助隊行動市町村の長

殿

消防庁長官

貴都道府県内又は貴市町村内で活動している緊急消防援助隊について、次のとおり部 隊移動を求め又は指示しましたので通知します。

部隊移動区分	●求め	指示	(求め・指	指示の相	艮拠∶消	防組織法	去第44条	等 1	項)
求め又は指示日時	令和 3 4	年 4	月	2	日	13	時	0	分
求め又は指示した隊	求め又は指示した隊 別添(別記様式6-3)のとおり								
	新たな事案が発生を 選せず消防庁へ連続 【部隊移動の対象】 航空小隊2隊(広島	絡するこ	٢				った場	合は	占

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班				
NTT回線電話	03-5253-7527	03-5253-7552			
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036		

別記様式6-5 (第一記入例

緊急消防援助隊の部隊移動通知

送信時間 令和 3年 4月 2日 13時 10分

部隊移動先の都道府県の知事 部隊移動先の市町村の長

殿

消防庁長官

岡山県内で活動している緊急消防援助隊について、次のとおり部隊移動を求め 又は指示しましたので通知します。

部隊移動区分		求め		指示		(求め・指	言示の村	艮拠:消[防組織法	去第44彡	条第 1	項)
求め又は指示日時		令和	3	年	4	月	2	日	13	時	0	分
求め又は指示した隊				別添(別	川記	様式6	S-3)	のとお	ડ ે પ્ર			
連絡事項	【部	なる部隊の 隊移動の 空小隊2隊	対象]					方庁へ	連絡	するこ	T

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班				
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552		
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036		

別記様式6-6 (第二記入例

緊急消防援助隊の部隊移動の指示

送信時間 令和 3年 4月 2日 12時 10分

都道府県大隊長又は各部隊長 (指揮支援本部長 経由)

岡山県知事

次のとおり部隊移動を指示します。

部隊移動区分	指示 (指示の根拠:消防組織法第44条の3第1項)					
指示日時	令和 3 年 4 月 2 日 12 時 0 分					

- 都道府県大隊(統合機動部隊を含む。)

	全 隊 一部の指定した隊※下記に指定する隊
	【隊の指定情報】
※いずれかに●	救急小隊(兵庫県大隊3隊、鳥取県大隊3隊)
連絡事項	岡山市〇〇病院の病院避難対応に当たること

・部隊 ※対象となる隊に●

	部隊名		連絡事項
	統括指揮支援隊		
指揮支援部隊	指揮支援隊		
	航空指揮支援隊		
航空部隊	航空小隊	i I I	
加生即隊	航空後方支援小隊		
エネルギー	-•産業基盤災害即応部隊		
NBC災害即応部隊			
土砂・	風水害機動支援部隊		

現在の出動先	岡山県	都道 府県	倉敷市	市区 町村
部隊移動先	岡山県	都道 府県	岡山市	市区 町村

担当課室		氏 名	
NTT回線電話	※記入例のため省略	NTT回線FAX	※記入例のため省略
地域衛星電話		地域衛星FAX	

別記様式6-7 (章 記入例

緊急消防援助隊の部隊移動通知

送信時間 令和 3年 4月 2日 12時 15分

岡山県知	事
------	---

本都道府県<u>倉敷市</u>で活動している緊急消防援助隊について、次のとおり<u>岡山市</u>へ 部隊移動を指示しましたので通知します。

部隊	遂 移	多動	区分	指示	<u>;</u>	指示の	根拠	:消防	組織法	去第4	4条の	3第1	項)	
指	示	日	時	令和	3	年	4	月	2	日	12	時	0	分
指	示	し t	こ隊			別添	(別訂	2様式6	6-6)のと	おり			
連	絡	事	項	新たな事連絡 【部隊移動の大部隊の一個では、「おいます」である。 「おいます」である。 「おいます」では、「おいます」である。 「おいます」では、「まます」では、「ままます」では、「まままます」では、「まままます」では、「ままままます」では、「まままままままままままままままままままままままままままままままままままま	するこの対象を運用	こと え】 具大隊:	3隊、	鳥取県	人隊	3隊)		った場	易合は	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

<連絡責任者>

担当課室		氏 名	,
NTT回線電話	※記入例のため省略	NTT回線FAX	※記入例のため省略
地域衛星電話		地域衛星FAX	-

別記様式6-8 (章 記入例

緊急消防援助隊の部隊移動通知

送信時間 令和 3年 4月 2日 12時 15分

消防庁長官殿

			-	_	_
137	111	ΙП	T	п.	Ф
- 11111		-	· T	ш	-

本都道府県内で活動している緊急消防援助隊について、次のとおり部隊移動を指示しましたので通知します。

部隊移動区分	動 区 分 指示 (指示の根拠:消防組織法第44条の3第1項)				
指示日時	令和 3 年 4 月 2 日 12 時 0 分				
指示した隊	別添(別記様式6-6)のとおり				
連絡事項	【部隊移動の対象】 救急小隊(兵庫県大隊3隊、鳥取県大隊3隊) 【部隊移動理由】 岡山市〇〇病院の病院避難対応に当たるため				

<連絡責任者>

担当課室		氏 名	
NTT回線電話	※記入例のため省略	NTT回線FAX	※記入例のため省略
地域衛星電話		地域衛星FAX	

緊急消防援助隊の部隊移動通知

送信時間 令和 3年 4月 2日 12時 20分

応援都道府県の知事 応援市町村の長

殿

送付先: 兵庫県 鳥取県

消防庁長官

貴所属の緊急消防援助隊について、次のとおり受援都道府県知事により部隊移動の 指示が行われましたので通知します。

部隊移動区分	指示 (指示の根拠:消防組織法第44条の3第1項)
指 示 日 時	令和 3 年 4 月 2 日 12 時 0 分
指示した隊	別添(別記様式6-6)のとおり
連絡事項	倉敷市から岡山市への部隊移動 【部隊移動の対象】 兵庫県大隊、鳥取県大隊

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班					
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552			
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036			

〇〇都道府県 〇〇災害に係る緊急消防援助隊連絡体制



〇〇 年 月 日 時 分 現在

消防庁

災害対策本部(広域応援班 陸上・航空)

NTT回線	TEL	03-5253-7527	FAX	03-5253-7552	
消防防災無線	TEL	90-49013	FAX	90-49036	
地域衛星回線	TEL	048-500-90-49013	FAX	048-500-90-49036	
メールアドレス	<u>kinentai0119@soumu.go.jp</u>				

〇〇都道府県

災害対策本部 設置場所:

NTT回線	TEL	FAX	
消防防災無線	TEL	FAX	
地域衛星回線	TEL	FAX	
メールアドレス			
本部長	氏名	TEL	
航空運用調整班	所属	職·氏名	
机全理用调金斑	TEL	FAX	

〇〇市町村

災害対策本部

災害対策本部	3	設置場所:		
NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	氏名		TEL	

緊急消防援助隊

〇〇都道府県大隊

O O HE CONTROL	7 1170		
大隊長	所属	TEL	
人隊女	氏名		
統合機動	所属	TEL	
部隊長	氏名		
	所属		
後方支援本部	TEL	FAX	
	メールアドレス		

〇〇都道府県大隊

大隊長	所属	TEL	
八隊支	氏名		
統合機動	所属	TEL	
部隊長	氏名		
	所属		
後方支援本部	TEL	FAX	
	メールアドレス		

調整本部	設置場所:
= = - = = = = = = = = = = = = = = = = = = =	a⊃ le lætil :

<u>- 詞 </u>	全个印		改 但 场 / 1 :		
١	VTT回線	TEL		FAX	
消队	方防災無線	TEL		FAX	
地均	或衛星 🖯 😩	TEI			
メー	-ルアド				
	本部士			少四分	
統括	指揮支持	āC	入例	省略	
	_				

指揮本部 設置場所:

NTT回線	TEL	FAX	
消防防災無線	TEL	FAX	
地域衛星回線	TEL	FAX	
メールアドレス			
本部長	氏名	TEL	

〇〇都道府県大隊

大隊長	所属	TEL	
	氏名		
統合機動	所属	TEL	
部隊長	氏名		
	所属		
後方支援本部	TEL	FAX	
	メールアドレス		

〇〇都道府県大隊

	ノトドか	
大隊長	所属	TEL
八修文	氏名	
統合機動	所属	TEL
部隊長	氏名	
	所属	
後方支援本部	TEL	FAX
	メールアドレス	

現地派遣職員

派遣場所	職・氏名	TEL

政府現地対策本部 設置場所:

NTT回線	TEL	FAX	
消防防災無線	TEL	FAX	
地域衛星回線	TEL	FAX	
メールアドレス			
本部長	職·氏名	TEL	

指揮支援本部 設置場所:

NTT回線	TEL	FAX	
消防防災無線	TEL	FAX	
地域衛星回線	TEL	FAX	
メールアドレス			
指揮支援本部長	所属	TEL	
(指揮支援隊長)	氏名		

航空

ヘリベース(HB)

ヘリベース(H	B)	設置場所:		
NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線			FAX	
メールアドレス				
HB指揮者	所属		TEL	
口口扫挥伯	職·氏名			
航空指揮支援本部長	所属		TEL	
(航空指揮支援隊長)	氏名			
航空後方支	所属		TEL	
援隊長	氏名			

フォワードベース(FB) 設置場所:

	<u> </u>		
FB指揮者	所属	TEL	
「口扣押旧	職·氏名		
	所属	TEL	
	氏名		